



2021年度

USMCAや米中対立が生産ネットワークの
再編に与える影響調査研究

2022年3月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



競輪の補助事業

この報告書は、競輪の補助により作成しました。

<https://jka-cycle.jp>

はじめに

1. 米国研究会の問題意識と目的

2022年1月発表のコンファレンスボードの経済見通しによれば、2021年の米国経済は新型コロナにもかかわらず消費や投資の旺盛な需要回復により、前年のマイナス成長から5.6%のプラス成長に転換する模様である。そして、2022年には3.5%成長、2023年には2.9%成長を達成すると見込まれている。

こうした米国経済の急回復により、日本企業の米国市場に寄せる期待には大きいものがある。今後の海外における事業拡大先のアンケート調査では、従来通り中国が首位であるが、米国やカナダと回答する企業も多い。こうした事業拡大先として北米を見直す動きが高まっており、その動向を把握・予想することが喫緊の課題となっている。

また、北米自由貿易協定（NAFTA）は2020年7月1日、USMCA（米国、メキシコ、カナダ協定：United States–Mexico–Canada Agreement）として生まれ変わった。その背景として、トランプ前政権がNAFTAによりメキシコに生産と雇用が流出し、メキシコに生産移管した工場から米国の輸入が増え、最終的に米国の経済成長を低下させていると主張したことを挙げることができる。

日本企業が関心を寄せるのは、USMCAの発効によりメキシコへの投資が減少し、メキシコから米国への自動車などの輸出が顕著に落ち込むかどうかである。さらには、メキシコから米国へ投資が回帰し、新たな米国内の生産拠点が增加するかどうかである。USMCAは発効から間もないものの、本調査事業を通じて、発効後の北米での生産拠点がどのように変化するかを探りたい。

一方、日本企業の北米戦略を左右する大きな要因として、米中対立の激化が挙げられる。バイデン大統領は前政権の遺産である対中追加関税や厳格な輸出管理法の適用を維持する方針であり、同盟国を巻き込んだ対中政策を進めている。このため、中国企業の何社かは米国の追加関税を避けるため、ベトナムやメキシコに進出し、そこから米国に輸出しようとしている。さらに、中国に進出している米国企業の中には、米国への生産回帰を含めたASEANなどへの生産拠点の移管（チャイナ+1）を検討するなど、サプライチェーンを変化させる動きも見られる。

また、中国が2021年9月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先

進的な協定)への加盟申請を行ったことをきっかけに、米国はこれに対抗するためインド太平洋地域における新たな経済貿易の枠組みを形成する動きを見せている。米国のジナ・レモンド商務長官とキャサリン・タイ米国通商代表部(USTR)代表は2021年11月中旬、手分けして別々に日本、シンガポール、マレーシア、韓国、インドなどのアジア諸国を訪れた。

日本とは鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置問題から日米通商協力の枠組みの創設について話し合い、その他の各国との一連の会談ではサプライチェーンの安定化、デジタル経済、新型コロナウイルス感染症への対応に至るまで、様々な問題を協議した。その中で、両者とも2022年早々にも米国がインド太平洋地域における新経済枠組みの交渉を開始する意向であることを表明した。

このように、コロナ禍での米経済の回復、USMCAの発効、米中対立の激化、バイデン政権のインド太平洋地域における新経済枠組み構想の動きなどを背景にして、グローバル企業は北米を含むアジア・インド太平洋地域での生産・調達ネットワークの再編を進めざるを得なくなっている。

こうした動きの中で、ITI米国研究会における今年度の調査事業は、米国への生産シフトや新たな設備投資が進展するか、あるいはメキシコに生産拠点は残るのかどうか、さらにはバイデン政権の脱炭素の動きやインド太平洋地域におけるデジタル戦略などを明らかにし、北米での生産調達戦略を模索する日本企業への確かな情報と対応策を提供することを目指して実施・運営された。

2. 研究会の発足と研究体制

第1段階の日米貿易協定は2020年の1月、米中貿易協定は2月、USMCAは7月に発効した。しかしながら、バイデン政権は依然として第2段階の日米・米中の貿易交渉だけでなく、英国・EU・スイス・インド・ブラジル・ケニアなどとの貿易交渉を開始していない。

バイデン大統領は、これらの貿易交渉を開始する前に、中間層支援を目的とした国内投資強化で米製造業の競争力を立て直さなければならないと表明している。したがって、バイデン政権は2022年の中間選挙を終えるまでは、自由貿易協定(FTA)などの交渉を優先事項とすることはないと見られている。

一方、英国は 2021 年 2 月、中国と台湾は 9 月、エクアドルは 12 月に CPTPP への加盟を申請しているし、RCEP（地域的な包括的経済連携）は 2022 年 1 月に日本を含む 10 か国の間で発効した。こうした動きに対応するため、バイデン政権は自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）を進めると同時に、インド太平洋地域でのデジタル経済を含む新経済枠組みを形成しようとしている。

このように、米国を巡る経済通商環境は急速に変化しており、国際貿易投資研究所（ITI）は現実の日本の機械産業の発展に資するという視点に立って、「USMCA や米中対立が生産ネットワークの再編に与える影響」に関する研究会を立ち上げた。

米国研究会の委員は様々な分野の専門家から成り、専門分野は米国の通商産業全般に加えて WTO、国際貿易、韓国、脱炭素、デジタル・エコノミーなどの領域にまで広がっている。同時に、今年度の米国研究会においても、世界の貿易統計や直接投資統計データに係わる分析手法を用いた定量情報を加味することで、データの裏付けを持ったより実証的な分析に努めた。

令和 3 年度の米国研究会（「USMCA や米中対立が生産ネットワークの再編に与える影響調査」）における委員の構成は、以下のとおりである。

委員長：瀧井 光夫 桜美林大学名誉教授、ITI 客員研究員

委員

- ① 岩田 伸人 青山学院大 地球社会共生学部教授 ITI 客員研究員
- ② 馬田 啓一 杏林大学名誉教授 ITI 理事 ITI 客員研究員
- ③ 大木 博巳 ITI 研究主幹
- ④ 鈴木 裕明 ITI 客員研究員
- ⑤ 中 溝 丘 日本貿易振興機構 海外調査部米州課長
- ⑥ 福山 章子 株式会社オウルズコンサルティンググループ チーフ通商アナリスト
- ⑦ 百本 和弘 日本貿易振興機構 海外調査部主査 ITI 客員研究員
- ⑧ 山田 良平 三井物産戦略研究所 国際情報部 北米・中南米室長

事務局 高橋俊樹 ITI 研究主幹

オブザーバー

- ① 阿部 賢介 Marubeni America Corp ワシントン DC 事務所 Policy and Economic Research Manager

- ② 上之山陽子 パナソニック 法務・コンプライアンス本部 国際取引管理室
- ③ 菅原 淳一 みずほリサーチ&テクノロジーズ（株） 調査部 主席研究員
- ④ 田中 雄作 （株）旭リサーチセンター 主席研究員／旭化成（株）リードエキ
スパート

3. 報告書における各章の概要

本報告書における第1章から第9章までの構成は以下の通りである。

- 第1章 バイデン新政策の経済成長や国際競争力への影響（鈴木）
- 第2章 バイデン政権の通商政策と米国経済の再生（瀧井）
- 第3章 米中デカップリングとサプライチェーン再編ー中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略ー（馬田）
- 第4章 バイデン政権の貿易協定やインド太平洋構想（FOIP）等への対応（福山）
- 第5章 日米のグローバリゼーションの特徴と北米戦略（高橋）
- 第6章 日本企業の北米における事業戦略（中溝）
- 第7章 脱炭素をめぐる米国の動きと日本企業へのインパクト（阿部）
- 第8章 韓国の対米直接投資動向とサプライチェーン強化報告書に対する見方（百本）
- 第9章 中国の対米追加関税措置と米国の対中貿易戦略（大木）
- 第10章 アジア太平洋（インド太平洋）エリアにおける米国の新たなデジタル貿易戦略（岩田）
- 第11章 バイデン政権の今後の議会での争点と対応（山田）

また、第1章から第11章までの各章の要約に基づく本報告書の概要は以下の通りである。

(1) 第1章「バイデン新政策の経済成長や国際競争力への影響」（鈴木裕明）の概要

- バイデン政権の看板政策は、総じて成長より再分配・福祉や安全保障を優先する方針を取る。採決はほぼ党派別に分かれ、党内対立も生じる。成立済は2法案。American Rescue Plan は、コロナ禍不況対策として、現金給付等の緊急生活支援を行う再分配政策。Infrastructure Investment and Jobs Act は、当初5年間で5,500億ドルを新規支出しインフラ増強を行う。経済成長加速や国際競争力強化のほか、建設に多くの非熟練労働を必要とするため、雇用政策としても期待できる。
- Build Back Better Plan（政府案1.85兆ドル）は、育児・医療介護・住宅支援、気候変動対策などを企業・富裕層向け増税で支えるという、再分配・福祉向上を目指す目玉政策だが、審議は難航。the U.S. Innovation and Competition Act（及び下院同種法案）は、超

党派合意可能な技術・製造業支援と対中牽制・デカップリングに、党派対立のある国連緑の気候基金拠出等が付加されたもので、両院で一本化調整中。

- サプライチェーン強化策では、半導体等において国内生産や同盟・友好国回帰が志向され、安全保障を経済効率に優先させる。背景には中国台頭等による安全保障リスク顕在化、米国製造・組立部分衰退による雇用・社会問題がある。中間層のための外交/通商政策は、米国民に投資して世界経済で成功できる準備を整えることを優先するとしている。
- これら看板政策の背景にあるのは、第一に国内の分断である。党派分断はレーガン期あたりからの保守・リベラルの分化・純化、近年では SNS による国民分化など構造的で根が深く、解消は容易ではない。また、民主党は左派の台頭、共和党もトランプイズムによる党乗っ取りがあり、党派間協力が難しくなっている。結果として、バイデン政権は左派寄り政策（BBB）、トランプ支持層切崩しに役立ちそうな政策（保護主義やインフラ整備）、数少ない超党派合意の政策（対中強硬策、インフラ整備、技術支援）へと向かった。
- 対中強硬策については、台頭する中国が近年、米国の期待に反する独自行動を強めていることが背景にあり、米国世論も 2019 年から急速に反中傾向を強めている。サプライチェーンのデカップリングでは、IT 関連等の先端分野に関しては軍事面でも核心部分となってきた。中国への警戒感や米国内での超党派合意の得やすさからみて、対中強硬姿勢は持続、それが個々の産業政策として順次具体化されていくことになる。

(2) 第 2 章「バイデン政権の通商政策と米国経済の再生」(瀧井光夫)の概要

- バイデン大統領はトランプ前大統領の米国第一主義から米国経済の再生、国際関係重視へと政策方向を 180 度転換したが、民主党勢力が絶対多数を占めていない議会での法案審議は容易ではない。国内経済を再生する「より良き再建計画」のうち、米国救済計画法案はほぼ当初案で成立したが、インフラ投資雇用法は予算規模が半減され、社会保障の強化と法人、富裕層増税のビルドバック・ベター法案は下院を通過したものの、いまだ上院で成立の目途が立っていない。2021 年米国技術革新・競争力法案は 6 月 8 日上院を通過し、下院に送られたが下院審議は棚上げされ、業界の早期成立の要望をうけてようやく 11 月中旬から両院の協議が始まった。
- 一方、対外経済政策は国内政策の成立が遅れているため、当初予定よりも早く動き出した。まず米 EU 関係では、相互に貿易、投資、技術開発を促進する TTC（貿易技術評議会）が 6 月に設置され、第 1 回 TTC 会議が 9 月対面形式によりピッツバーグで開催され、EU との関係修復がいち早く進展した。日米間では日米貿易に関するパートナーシップ（日米通商協力枠組）が新たに立ち上げられ、AUKUS とクアッドの開催、4 年ぶりの米大統領の米 ASEAN 首脳会議などインド太平洋諸国との関係は大きく進展した。
- バイデン政権の対中通商政策は 10 月初旬ようやく発表された。今後は中国の国家中心的、非市場的貿易慣行の是正に米国は同盟国・友好国と連携して注力するが、タイ通商代表の

301 条を援用しない穏健路線がどう成果を出すか注目される。また、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、トランプ前政権が賦課した鉄鋼に 25%、アルミに 10%の追加関税は、関税割当 (TRQ) 制の導入に替えることで決着し、日本、英国等との交渉が今後始まる。

- 中国は 9 月、CPTPP への加入を正式に申請したが、バイデン大統領の CPTTP 非加入の方針は変わらない。バイデン大統領は TTC に類似した「インド太平洋経済枠組」を創設して中国に対抗する方針だが、法的拘束力のない枠組みで効果を出せるのか疑問も残る。

(3) 第 3 章「米中デカップリングとサプライチェーン再編—中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略—」(馬田啓一) の概要

- バイデン政権はトランプ前政権の対中強硬策を引き継ぎ、米中デカップリングを進める一方、経済安全保障の観点から米国の対中依存脱却のためにサプライチェーンの再編に取り組んでいる。バイデン大統領は 2021 年 2 月の大統領令で、①半導体、②電気自動車用のバッテリー、③医薬品、④レアアースを含む重要鉱物の 4 分野について、サプライチェーンの強化に向けた対策案を提出するよう指示、6 月に報告書が発表された。サプライチェーン戦略の特徴は、米国単独ではなく同盟国・友好国との連携強化を通じてサプライチェーンの脆弱性を克服しようとしている点だ。
- 「中国外し」に危機感を抱いた中国も巻き返しに動く。「双循環」と呼ぶ内需に軸足を置いた新たな発展モデルの構築に着手し、「自立自強」と呼ばれる米国の政策に影響されない独自のサプライチェーンづくりを目指す。注目すべき点は、習近平政権が、他国による供給遮断に対する「反撃力」と「抑止力」を強化するためサプライチェーンの対中依存度を高めようとしていることだ。
- 国内対策を優先し、貿易協定の締結など積極的な通商戦略を「封印」してきたバイデン政権だが、ここに来て中国がアジアの通商秩序を主導する事態になりかねず、危機感を強めている。RCEP (地域包括的経済連携) が 2022 年 1 月に発効することが決定したのを受けて、中国が RCEP の次を見据えた布石を立て続けに打ち出したからだ。2021 年 9 月に CPTPP (包括的かつ先進的な環太平洋経済連携協定)、11 月に DEPA (デジタル経済連携協定) への参加を申請した。いずれもバイデン政権が進めるサプライチェーン戦略に風穴を開け、対中包囲網を破るための中国の「究極の自衛策」だと言える。
- TPP 離脱の空白をどう埋めるか、通商戦略に手詰まり感が強まる中、バイデン政権はインド太平洋の経済枠組みづくりに活路を見出そうとしている。米国の選択肢の一つとして、人工知能 (AI) に関する規律を盛り込むなど最新のルールと言える DEPA への米国参加の可能性に注目が集まっている。P4 から TPP へと拡大したように、米国の参加をきっかけに、DEPA を軸とした拡大劇が再現するのを期待しているからだ。だが、もたもたしている間に DEPA への参加申請は中国に先を越されてしまい、中国抜きで協定に拘る米国が

DEPA に合流する可能性は小さくなった。

- 中国の動きに危機感を強めたバイデン政権では、レモンド米商務長官とタイ USTR（米通商代表部）代表が 2021 年 11 月の訪日を皮切りにアジア歴訪を行うなど、同盟国や友好国との結束を強めるのに躍起となっている。レモンド氏は、サプライチェーンやデジタル、インフラなどを念頭に TPP に代わる新たな枠組みを作る意向を明らかにしているが、その具体的な構想はまだ固まっていないようだ。バイデン政権が国内事情を理由に問題の先送りを持続すれば中国に付け込まれるだけだ。通商戦略の「封印」を解くのは今しかない。

(4) 第 4 章「バイデン政権の貿易協定やインド太平洋構想（FOIP）等への対応」（福山章子）の概要

- 安倍首相が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想には米国のバイデン政権も前向きだ。バイデン政権はインド太平洋を重要地域と位置づけ、日本、米国、豪州、インドの 4 か国で構成される Quad を推進している。
- 2021 年 9 月には米国の働きかけによって Quad 初の対面での首脳会合が開催され、ワクチン、先端技術、インフラ、気候変動等での協力が盛り込まれた。
- 米国はまた、CPTPP への早期復帰が見込まれないなかでインド太平洋地域におけるデジタル貿易協定の締結も企図しているとされる。
- 「アジア太平洋」が国家間の通商枠組みに後押しされるかたちで企業経営の地域セグメントとして確立されていったことは記憶に新しい。これは、昨今の FOIP、Quad などの「インド太平洋」を舞台にした通商枠組みがグローバルビジネスに新たな影響をもたらす動きであるということだ。
- 同時に通商の主役が関税からデジタル、先端技術や「経済安全保障」に移りつつある。ビジネスはこれらの変化を政治・外交のみに留るものと捉えず、事業戦略構築の際に視野に入れるべきだ。

(5) 第 5 章「日米のグローバリゼーションの特徴と北米戦略」（高橋俊樹）の概要

- 2014 年における米国の海外子会社の「純利益売上高比率」は約 18%と高水準に達しており、製造業を含むほとんどの産業で日本よりも高い。これは、日本企業は工場設立などの新規投資であるグリーンフィールド型のグローバリゼーションを積極的に進める一方で、米国は M&A や製造委託などを中心とした海外事業を展開してきたことも一因と思われる。
- つまり、日本は高品質なモノづくりやそれに最適なグローバル・サプライチェーンを実現するための海外事業展開を押し進めてきたが、これに対して、米国は M&A や製造委託によるインフラ関連等のコスト削減、あるいは企画・設計や金融・専門サービス等の分野へ

の選択と集中による高収益を目指したグローバル・ビジネスモデルを展開してきたことが、その高い利益を生む背景になっていると考えられる。

- 日本はこれまでモノづくり中心のグローバル展開を模索し、次々とより低コストが可能な国に生産を移転・拡張し、その周辺からの資材調達を追求してきた。しかしながら、もはやそのようなグローバリゼーションは、反グローバリズムだけでなくミャンマーでのクーデターやベトナムへの韓国・中国企業の進出状況を鑑みると転換点を迎えつつあると思われる。したがって、日本も米国と同様に「高収益なモノづくりやそれに付随するサービスを伴った」グローバル・ビジネスモデルを進める必要がある。
- 一方、北米では 2020 年 7 月に新 NAFTA (USMCA) が発効し、特に自動車関連産業において、メキシコで組立ててから米国やカナダに輸出する時に北米原産の条件を満たすことが難しくなっている。
- したがって、日本企業は USMCA やバイデン政権の国内産業・雇用重視の政策に対応するため、日本からの資材調達やメキシコでの生産を縮小し米国やカナダに生産拠点を移転するか、乗用車や自動車部品などの関税を支払っても調達先やメキシコでの生産を維持するか、あるいはその中間を選択するか、について検討しなければならない。
- 2021 年末の時点においては、日本企業の中には、USMCA の原産地調達を満たすため、日本などからの調達を北米産に切り替える動きも見られる。例えば、2021 年のジェトロの海外進出日系企業実態調査によれば、北米に進出している自動車部品関連の日系企業においては、4 割弱が調達先の変更を検討している。
- 北米日系企業全体の調達先見直しにおいて、見直し対象の国には米国、日本、中国が挙げられるが、見直し後の調達先には米国、ASEAN、メキシコとの回答が多く、必ずしもメキシコが USMCA により調達先としての優位性が失われるわけではない。つまり、日本企業の北米事業における生産調達には USMCA などの影響から少なからぬ変化の兆しが見えるものの、その基本的な戦略に大きな修正はなく、むしろチャンスと捉えた動きも出てくる可能性もある。

(6) 第 6 章「日本企業の北米における事業戦略」(中溝丘) の概要

- 日本貿易振興機構が 2021 年度に実施した海外進出日系企業実態調査(北米編)によると、2021 年に黒字を見込む在米日系企業の割合は 6 割弱となり、前年比で 12.1 ポイント増加した。
- 過去 1 年間に現地従業員数を「増加」と回答した企業は 2 割強で、「減少」は 3 割に達した。2021 年 9 月 1 日時点の日系企業の勤務体制については、「原則として全従業員が事業所に出社」が約 3 分の 1 だった。
- 2021 年の設備投資について、金額ベースで前年を上回る企業は 3 割近くとなった。

- 製造業のサプライチェーンの状況について、米国の比率は調達が 5 割強で、米国市場向け製品の生産は 6 割台半ば、販売は約 8 割だった。
- いずれかの貿易協定を利用している企業は 4 割近くで、USMCA や日米貿易協定を利用している企業は 3 割近くだった。
- デジタル関連技術を既に活用している企業は 5 割近くを占めた。既に活用している技術として、「電子商取引 (EC)」「データ蓄積・管理プラットフォーム」「ロボット」が上位に挙げられた。
- 経営上の課題は、「新規顧客の開拓」が最も多く、「従業員の賃金上昇」「物流コストの上昇」「調達コストの上昇」が続いた。
- バイデン政権の政策がビジネス活動に与える影響は「わからない」が 4 割近く、「影響はない」は 2 割強、「全体としてマイナスの影響」「全体としてプラスの影響」「プラスとマイナスの影響が同程度」はそれぞれ 1 割台だった。
- 脱炭素化に取り組む企業は 3 割強だった。取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が 7 割近くを占め、「環境に配慮した新製品の開発」「再エネ・新エネ電力の調達」が続いた。
- サプライチェーンにおける人権の問題について、6 割近くの企業が経営課題として認識していた。サプライチェーンにおける人権尊重に関する「方針があり、調達先に準拠を求めている」企業は 2 割強だった。
- 通商環境の変化が 2021 年の業績に与える影響について、「影響はない」「わからない」「全体としてマイナスの影響ある」がそれぞれ 3 割前後で続いた。
- 今後 1~2 年の事業拡大を検討する企業は 5 割近くとなり、2019 年の水準を上回った。

(7) 第 7 章「脱炭素をめぐる米国の動きと日本企業へのインパクト」(阿部賢介) の概要

- 欧州連合 (EU) が提案している炭素国境調整措置 (CBAM) に対し、発足直後のバイデン政権はひとまず批判や対抗する姿勢は示さず、協調を重視した。
- バイデン政権内では CBAM への対応の必要性は認識されている一方で、一部高官から米国産品は CBAM による調整金の対象にならないという強気の発言も。ただその詳しい根拠は不明。
- 米国では一部州や地域で、炭素価格制度を導入しており、それにより CBAM 調整金が減免される可能性はある。ただバイデン政権は、EU との様々なチャネルを通じ、脱炭素化において米 EU がパートナーであるという演出を強め、EU の CBAM 設計において米国産品が対象外となるような方向に誘導する、「寝技」を繰り出す可能性もある。
- そうした寝技を利用するとしても、米国において炭素価格の議論はことあるごとに噴出す

る可能性がある。これまで米国であまり意識されなかった炭素価格について、日本企業も警戒が必要。

- 2021年11月に成立したインフラストラクチャー投資雇用法案（IIJA）では、小型原子炉や水素、二酸化炭素回収利用貯蔵（CCUS）技術など、脱炭素化に不可欠な先端技術開発とインフラ建設を支援する項目が並ぶ。
- 日本企業には Buy America 条項などへ留意しつつも、今後の米国市場でのプレゼンスを見据え、技術選定や基準設定など初期段階からの参画を模索する動きが期待される。

(8) 第8章「韓国の対米直接投資動向とサプライチェーン強化報告書に対する見方」（本和弘）の概要

- 2010年代後半に急拡大した韓国企業の対米直接投資は、現在も増加基調が続いている。2021年はすでに1～9月合計で、今までの最高だった2019年の投資額を超過している。特に、製造業についてみると、足元では車載電池、半導体関連の投資が活発である。その理由として、バイデン政権下における米中対立激化に起因する米国のサプライチェーン強化の動きと、米国自動車市場の電気自動車へのシフトが挙げられる。
- 2021年5月の米韓首脳会談に合わせ、韓国4大企業グループは対米投資案件を発表した。各企業グループとも、投資案件はこれら分野が中心だった。特に車載電池では、韓国企業3社が一斉に米国生産拠点を立ち上げつつある。
- 2021年6月にバイデン政権が発表した「サプライチェーン強化報告書」に対して、対象の4分野のうち2分野が半導体、車載電池と、韓国政府・企業が注力している分野と重なったため、関心をもって受け止められた。韓国では「サプライチェーン強化報告書」の内容は予想の範囲内であり、韓国産業界に大きな影響はないとみている。特に車載電池については、短期的に韓国企業がメリットを享受できると期待している。その半面で、長期的には米国企業の競争力が向上し、韓国企業の競争地位が低下することを警戒する向きもある。

(9) 第9章「中国の対米追加関税措置と米国の対中貿易戦略」（大木博己）の概要

- 中国は、米国の対中追加関税措置の公表に中国は迅速な対応を見せた。2018年4月4日に中国商務部は、米国の違法な行動から中国の権利を守るため、中国の対外貿易法や国際法の基本原則に基づき、米国産の大豆やその他の農産物、自動車、化学品、飛行機など計106品目に25%の関税を賦課する方針を発表した。
- 中国の対米輸入は、2019年には激減したが、これは必ずしも追加関税措置によるものではない。2020年の対米輸入は、同年1月に締結されて米中貿易合意によって、大きく改

善した。ただし、合意による目標水準、2020年1月1日～2021年12月31日の2年間で中国は、2017年の輸入実績を基準とし、米国から工業製品や農産品、エネルギー、サービスを2,000億ドル以上追加購入は未達である。

- 米国の対中貿易戦略はジレンマに立たされている。米国が貿易協定の一環として削減した一部の関税を復活させる可能性があるが、そうすれば中国の反発を招き、中国は逆に米国からの購入を減らしたり、中国で事業展開している米企業への対抗措置を講じたりする可能性がある。一方、米国が中国の購入不足に目をつぶれば、約束を守らなくとも米国はそれを容認するというシグナルを中国に送ることになりかねない。
- 米国の対中貿易戦略は、トランプ前政権を踏襲しつつ、国内インフラ基盤の再建、半導体産業等重要産業の産業競争力の強化、サービス貿易協定締結等を通じて中国に対して経済的に優位性を確保し、中国経済を圧倒することを優先するとみられる。

(10) 第10章「アジア太平洋（インド太平洋）エリアにおける米国の新たなデジタル貿易戦略」（岩田伸人）の概要

- 2022年1月現在、米国バイデン政権は、2021年後半からのアジア太平洋地域における中国の積極的な関与姿勢を意識して、IPEF（Indo-Pacific Economic Framework:インド・太平洋経済枠組み）と暫定呼称される新たな広域の地域協定の策定に取り組み始めた。
- IPEFの中身は公表されていないが、現時点では、①デジタル経済、②サプライチェーン、③脱炭素化、④労働者の権利保護、⑤社会インフラ、⑥貿易促進、の6分野をそれぞれ独立した”モジュール”（まとまり）として包含し、全体の核になるのがデジタル経済の取り決めとされる。
- この新たな広域枠組み協定は、既存のCPTPPを超えてEUや英国との関係も意識したアジア太平洋地域をカバーする地域協定となる可能性もある。
- 本稿は、2021年12月末時点での米国バイデン政権の貿易・通商動向および関係国の動向などから、IPEFを「CPTPPプラス」と呼称して、その内容と将来の動向について、著者の視点でまとめたものである。
- 中国は、2021年9月16日にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）へ正式な加盟申請を行ったのに続き、同年11月1日にはDEPA（Digital Economy Partnership Agreement:デジタル経済連携協定）へも正式に加盟を申請した。
- DEPAは、デジタル経済に特化した自由化度が高い複数国間の地域協定であり、シンガポールが中心となりニュージーランド、チリの3か国で2020年に合意、2021年末に発効した。
- 米国バイデン政権の新たな枠組み協定である「IPEF」は、DEPAタイプのデジタル経済ルールを核として、インド太平洋地域を中心に加盟国を拡大する方針と見られる。

- これは、かつてチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの 4 か国から成る環太平洋戦略的経済連携協定（パシフィック 4、P4）が母体となって TPP が誕生した経緯と似た流れで、新たなデジタル分野を含む広域な経済連携協定を築き上げようとするものだ。
- これらの動きに米国が直接に関与すれば、アジア太平洋地域には、WTO 下での伝統的な地域貿易協定（RTA）である RCEP と CPTPP に加え、より広範囲かつデジタル経済を核とする「CPTPP プラス」とも言える新たな地域協定としての IPEF の 3 つが重層的に併存する可能性がある。なお、IPEF 構想にインドが加わる可能性は、現時点では小さい。

(11) 第 11 章「バイデン政権の今後の議会での争点と対応」（山田良平）の概要

- 米議会が検討する、米中関係に対応してのサプライチェーン強化策としては 4 つ、①新疆ウイグル自治区からの輸入禁止、②対外投資の審査体制新設、③半導体補助金制度への予算充当、④国境調整措置が挙げられる。①以外は議会で継続検討となっており、2022 年も審議は続く。
- ①は米議会で法案が 2021 年末に成立し、中国・新疆ウイグル自治区からの全品目の輸入が原則禁止となる。6 月末の運用開始を目指して政権が規則策定を進めるスケジュールにある。
- ②米国には、安全保障の観点から対内投資を審査する対米外国投資委員会（CFIUS）という制度が存在するが、米議会はその対外版を検討中である。中国とロシアへの生産移管を審査し、究極的に大統領が移管を禁止することも可能な内容となっている。
- ③半導体の国内生産に補助金を供与する制度は 2021 年度の国防授權法で新設されており、現在はその制度に予算を手当てする措置が米議会で検討中である。予算が手当てされて初めて制度は稼働する。上下院で補助金に対する考え方が異なるなど、米議会での審議は滞っており、動きは遅い。
- ④気候変動対策の一環で、排出抑制策が進んでいない国からの輸入品に追加負担を課す、国境調整措置は、欧州で検討が先行するが米議会でも法案は提出されている。法案はエネルギー製品などの輸入に金額を課す設計となっている。とかく中国からの輸入を意識した議論となりがちだが、対象品目の主要輸入相手は実はカナダであり、中国製品のシェアは大きくない。

令和 3 年度の米国研究会の報告書「USMCA や米中対立が生産ネットワークの再編に与える影響」が、関係者の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

2022 年 3 月

（一般財団法人）国際貿易投資研究所

目 次

はじめに	i
1. 米国研究会の問題意識と目的	i
2. 研究会の発足と研究体制.....	ii
3. 報告書における各章の概要.....	iv
第 1 章 バイデン新政策の経済成長や国際競争力への影響	1
第 1 節 「看板政策」の概要.....	2
1. American Rescue Plan	2
2. Infrastructure Investment and Jobs Act.....	3
3. Build Back Better Plan.....	4
4. U.S. Innovation and Competition Act.....	5
5. サプライチェーン強化策.....	7
6. 中間層のための外交/通商政策.....	8
第 2 節 政策の背景	9
1. 国内での幾重もの分断.....	9
2. 台頭する中国と先端技術の重要性	13
おわりに.....	16
参考文献.....	16
第 2 章 バイデン政権の通商政策と米国経済の再生.....	18
はじめに.....	19
第 1 節 国内経済の再生と強化.....	19
1. BBB 計画を構成する 5 つの計画と 3 法案.....	19
2. 国内産業競争力強化法案.....	22
第 2 節 対外関係の修復と強化.....	23
1. 国際機関、多国間協定への復帰・修復.....	23
2. 米 EU 関係の改善と進展.....	24
3. 日本、ASEAN との関係強化.....	25
第 3 節 対中新通商政策の発表.....	26
1. 新対中 4 政策.....	26
2. 今後の展望.....	29

第4節	1964年通商拡大法232条問題	29
1.	恣意的なトランプ前政権の232条援用	29
2.	232条関税を撤廃できず、TRQに移行	30
3.	バイデン政権が調査を開始したネオジム磁石	31
第5節	米国のTPP復帰問題とインド太平洋経済枠組構想	32
1.	中国のCPTTP加盟申請とバイデン大統領の対応	32
2.	TPP復帰論者のバイデン批判	32
3.	インド太平洋経済枠組構想とは何か	33
	おわりに	35
	参考資料	36
	注	37
第3章	米中デカップリングとサプライチェーン再編ー中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略ー	39
	はじめに	40
第1節	バイデン政権のサプライチェーン戦略	41
1.	バイデン政権の新たな対中強硬策	41
2.	バイデン政権によるサプライチェーンの見直し	42
3.	見直しの最優先は「半導体」	43
4.	対中包囲網の強化に向けて連携拡大	44
第2節	包囲網に反発する中国の対抗策	45
1.	中国経済の新たな発展モデル：双循環戦略	45
2.	「自立自強」で米国に対抗する中国	46
3.	「自立自強」は習近平の思惑通りに進むか	47
4.	中国が目指すサプライチェーン：反撃力と抑止力	47
第3節	中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略	48
1.	バイデン政権の尻に火を付けた中国	48
2.	後手に回ったバイデン政権の通商戦略	48
3.	バイデン政権は通商戦略の「封印」を解け	49
	参考文献	49
第4章	バイデン政権の貿易協定やインド太平洋構想（FOIP）等への対応	51
第1節	民主主義の理念を共有するFOIP	51
1.	安倍首相とトランプ大統領時代のインド太平洋構想	51

2. バイデン政権下でも推進されるインド太平洋構想.....	52
第2節 安全保障から経済協力の色合いを強めた Quad.....	53
1. バイデン以前の Quad	53
2. バイデン政権下で加速する Quad	54
第3節 安全保障に焦点を当てた AUKUS.....	56
第4節 米国が目指す「デジタル版 TPP」	57
第5節 通商ルールから切り離せなくなりつつある経済安全保障	59
第6節 企業経営の地域セグメントとして捉えるべき「インド太平洋」	62
参考文献.....	63
第5章 日米のグローバリゼーションの特徴と北米戦略.....	65
はじめに.....	66
第1節 日米のグローバリゼーションの違いと特徴.....	66
1. 米国を超える日本の海外生産・雇用者比率.....	66
2. 日本の親子間貿易（輸出）の割合は5割で米国は2割	68
3. アジア・太平洋での利益率が高い日本と低い米国.....	70
第2節 遂に新 NAFTA（USMCA）が発効.....	75
1. USMCA の発効は7月1日	75
2. 75%に引き上げられた自動車の域内原産比率.....	76
3. 難解な原産地規則の解釈.....	77
4. 75%達成まで2年間の猶予を認める	78
5. USMCA の日本企業への影響	78
6. 日本企業はいかに対応するか.....	79
第3節 USMCA は北米での生産を変えるか.....	80
1. 結びつきが強まる北米の生産調達ネットワーク	80
2. メキシコでの生産を減らさずに米国に追加投資	81
3. 依然として魅力的なメキシコでの生産.....	82
4. 自動車だけでない成長分野	83
5. メキシコに留まる日系企業	84
6. 米国の思惑通りにいかない雇用・生産の回帰	85
第6章 日本企業の北米における事業戦略.....	86
はじめに.....	87
第1節 営業利益見通し.....	87

第2節	雇用状況とコロナ禍の勤務体制.....	89
第3節	設備投資の変化.....	90
第4節	サプライチェーンの現状と今後の方針.....	91
第5節	貿易協定の活用状況と企業への影響.....	93
第6節	デジタル関連技術の活用と課題.....	95
第7節	経営上の課題と対応.....	95
第8節	バイデン政権の政策の影響.....	97
第9節	環境問題への対応.....	99
第10節	サプライチェーンと人権.....	100
第11節	通商環境の変化の影響.....	101
第12節	今後の事業展開.....	102
	終わりに.....	105
第7章	脱炭素をめぐる米国の動きと日本企業へのインパクト.....	108
	はじめに.....	108
第1節	炭素国境調整措置を巡る米国の対応.....	109
	1. 突如現れた「回避できる」という自信.....	109
	2. バイデン政権の反応.....	110
	3. CBAMの回避方法.....	111
	4. 米国における炭素価格とは?.....	111
	5. EUを取り込む3つのチャンネル.....	112
	6. 不確実性は依然高いまま.....	114
第2節	インフラ法案成立による日本企業の参画機会.....	114
	1. 超党派インフラ法案に盛り込まれた限定的な脱炭素政策.....	114
	2. 小型原子炉.....	117
	3. 水素ハブ.....	118
	4. 二酸化炭素回収利用貯留 (CCUS).....	119
	5. その他.....	119
第3節	まとめ.....	120
第8章	韓国の対米直接投資動向と サプライチェーン強化報告書に対する見方.....	122
	はじめに.....	122
第1節	韓国の対米直接投資の推移.....	123
第2節	米韓首脳会談と韓国4大企業グループの対米投資案件発表.....	126

第3節	韓国4大企業グループの対米直接投資	128
第4節	米国サプライチェーン強化報告書に対する韓国の見方	134
	おわりに	135
	参考文献	136
第9章	中国の対米追加関税措置と米国の対中貿易戦略	137
第1節	中国の対米追加関税措置の発動	137
第2節	中国の対米輸入構造	142
第3節	2021年上半期の中国の対米輸入拡大の背景	146
第4節	米国の対中貿易戦略	152
第10章	「アジア太平洋（インド太平洋）エリアにおける米国の新たなデジタル貿易戦略」	156
第1節	アジア太平洋地域における米国の関与	157
1.	米国の関与	157
2.	関与の背景	157
3.	米国政府の取り組み	159
第2節	バイデン政権のデジタル経済協定	160
1.	重層化に向かうアジア・太平洋の地域貿易協定	160
2.	DEPA活用のメリット	160
第3節	DEPAの概要	161
1.	DEPAとは何か	161
2.	DEPAは単独ではWTOルールに整合しない	162
3.	DEPAとSADEA	164
第4節	WTOデジタル貿易交渉と米中間の対立	165
1.	WTOでのデジタル貿易交渉（JSI-2020）	165
2.	WTOデジタル貿易交渉の論点と米中対立	166
3.	WTOデジタル貿易協定の水準はRCEPより低くなる	167
第5節	想定される米国デジタル貿易戦略のシナリオ（終わりに）	168
第11章	バイデン政権の今後の議会での争点と対応	170
	はじめに	170
第1節	国内生産回帰を意識しての議会の対応	171
1.	米中経済安全保障検討委員会の勧告内容	171

2. 新設された半導体補助金の制度の、予算充当の議論	176
第2節 国境調整措置	177
1. 国境調整措置と米議会での過去の議論	177
2. バイデン政権になってからの、米国での導入議論	178
3. 117 議会に提出された、国境調整措置の法案概要	179
4. 対象品目の、米国の輸入構図	180
参考文献：	181

第1章 バイデン新政策の経済成長や国際競争力への影響

(一財) 国際貿易投資研究所

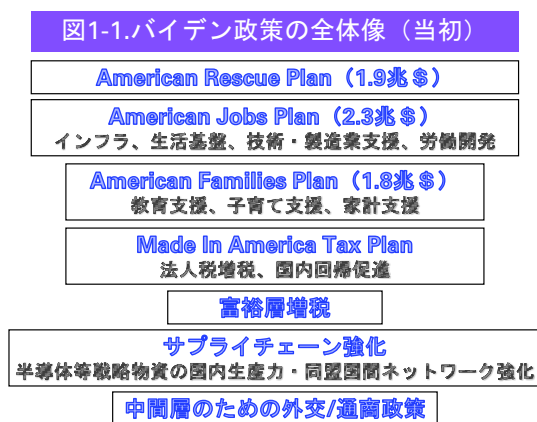
客員研究員 鈴木 裕明

要約

- ① バイデン政権の看板政策は、総じて成長より再分配・福祉や安全保障を優先する方針を取る。採決はほぼ党派別に分かれ、党内対立も生じる。成立済は2法案。American Rescue Plan は、コロナ禍不況対策として、現金給付等の緊急生活支援を行う再分配政策。Infrastructure Investment and Jobs Act は、当初5年間で5,500億ドルを新規支出しインフラ増強を行う。経済成長加速や国際競争力強化のほか、建設に多くの非熟練労働を必要とするため、雇用政策としても期待できる。
- ② Build Back Better Plan (政府案1.85兆ドル) は、育児・医療介護・住宅支援、気候変動対策などを企業・富裕層向け増税で支えるという、再分配・福祉向上を目指す目玉政策だが、審議は難航。U.S. Innovation and Competition Act (及び下院同種法案) は、超党派合意可能な技術・製造業支援と対中牽制・デカップリングに、党派対立のある国連緑の気候基金拠出等が付加されたもので、両院で一本化を進めることになる。
- ③ サプライチェーン強化策では、半導体等において国内生産や同盟・友好国回帰が志向され、安全保障を経済効率に優先させる。背景には中国台頭等による安全保障リスク顕在化、米国製造・組立部分衰退による雇用・社会問題がある。中間層のための外交/通商政策は、米国民に投資して世界経済で成功できる準備を整えることを優先している。
- ④ これら看板政策の背景にあるのは、第一に国内の分断である。党派分断はレーガン期あたりからの保守・リベラルの分化・純化、近年ではSNSによる国民分化など構造的で根が深く、解消は容易ではない。また、民主党は左派の台頭、共和党もトランプイズムに塗り替えられつつあり、党派間協力が難しくなっている。結果として、バイデン政権は左派寄り政策(BBB)、トランプ支持層切崩しに役立ちそうな政策(保護主義やインフラ整備)、数少ない超党派合意の政策(対中強硬策、インフラ整備、技術支援)へと向かった。
- ⑤ 対中強硬策については、台頭する中国が近年、米国の期待に反する独自行動を強めていることが背景にあり、米国世論も2019年から急速に反中傾向を強めている。サプライチェーンのデカップリングでは、IT関連等の先端分野に関しては軍事面でも核心部分となってきた。中国への警戒感や米国内での超党派合意の得やすさからみて、対中強硬姿勢は持続、それが個々の産業政策として順次具体化されていくことになる。

第1節 「看板政策」の概要

一国の政権が掲げる政策は広範にわたり、まして超大国・米国ともなれば簡単に纏めることは容易ではない。とはいえ、どの政権においても選挙公約の流れを汲んだいわゆる「看板政策」は存在する。歴代政権の実績を振り返れば中には票目当ての口約束もあるが、バイデン政権の場合は発足後も概ね公約での方針を引き継いだ政策運営を進めているように見える。政権発足から2~3か月でバイデン政権は公約を政策の形に仕立てて順次公表していったが、議会審議前のそうした「看板政策」を列挙したのが図1-1となる。



(出所) 各種報道、米国政府資料より筆者作成

本節ではまず、これらの政策に関して、経済成長や国際競争力への影響を意識しつつ概観していきたい。

1. American Rescue Plan

American Rescue Plan (以下、ARP) はコロナ禍による不況対策のための現金給付や失業保険の上乗せ給付といった緊急生活支援であり、就任前の1月14日に記者発表、3月11日にはスピード成立に漕ぎつけた。ただし、議会審議では財政赤字拡大や政府部門の肥大化を嫌う共和党が反対に回り、上院においてフィリバスター(議事妨害)を退けるための60票の確保が困難となったために、これを迂回する財政調整措置が取られた。また、民主党内で過度の支出膨張を懸念する中道派への配慮から、給付額が当初案から削減されることとなった。それでも、議会予算局の推計によると、2021年度には1兆1,635億ドル、2022年度も5,285億ドル、2031年度までの累計で1兆8,441億ドルの追加的財政赤字が発生することになる。

両院での採決結果は、上院が賛成50(民主党48、民主党系独立派2)に対して反対49(すべて共和党)、下院が賛成220(すべて民主党)に対して反対211(共和党210、民主党1)と、ほぼ完全に党派に分かれた。バイデン大統領は可決以前に、厳しい雇用情勢に

苦しむ人々を救うことが「向こう 10 年間の米国の競争力を向上させることになる」と述べている [磯部 (2021)]。近年は所得再分配政策が経済成長力回復にも寄与するとの見方が示されるようになってきてはいるが（「おわりに」参照）、ここでのバイデン発言は民主党内にも存在する財政拡張に慎重な一部中道派を意識してのレトリックであり、まずは目の前で急増する生活困窮者を救済することが第一義にあったとみるべきであろう。ただし、こうした失業手当の盛り過ぎは失業者の就業意思を減退させ、この後、雇用拡大の妨げとなることになる。

2. Infrastructure Investment and Jobs Act

法案として次に成立をみたのが、American Jobs Plan (2.3 兆ドル) のうちのインフラ整備部分であり、Infrastructure Investment and Jobs Act (以下、IIJA) として 11 月 15 日に成立した。そのうち新規支出分は当初 5 年間で 5,500 億ドル、その内訳は、道路・橋梁・鉄道などの輸送インフラに 2,830 億ドル、ブロードバンド・電力グリッド・サイバーセキュリティなどのテクノロジー関連インフラに 1,800 億ドルなどとなっている¹。輸送インフラ劣化やテクノロジー関連インフラ整備の遅れは以前から指摘されており、トランプ政権も 1 兆ドルのインフラ整備構想を打ち上げていたが果たせなかったものである。

バイデン政権がインフラ整備を目玉とする意図は、第一には、生産性向上を通じて経済成長加速や国際競争力強化を実現しようとするものである。またそれとともに第二に、輸送インフラ建設に際して多くの非熟練労働を必要とするため、ラストベルトのような労働市場から退出した人々の多い地域では重要な雇用政策ともなりうる。第 2 節に記述のとおり、この二番目の意図もバイデン政権には重要であろう。

なお本法が財政収支に与える影響については、未使用のコロナ禍対策資金の流用などで補填して赤字拡大を抑える仕組みとなっているが、CBO では、5 年間で 1,313 億ドル、10 年間累計では 2,561 億ドルの追加的な赤字拡大が生じるものと推計している。当初の American Jobs Plan からの IIJA の「切り取り」縮小について民主党左派は批判、また IIJA でも依然財政赤字拡大や政府部門の肥大化がみられるとして共和党も反発、結局、両院での採決結果は、上院 (8 月 10 日採決) が賛成 69 (民主党 48、民主党系独立派 2、共和党 19) に対して反対 30 (すべて共和党)、下院 (11 月 5 日採決) が賛成 228 (民主党 215、共和党 13) に対して反対 206 (共和党 200、民主党 6) となり、一定の共和党票を獲得した一方で民主党内からの離反者も出した。

本稿執筆時点の 2022 年 1 月において、議会可決を必要とする看板政策で法案成立に漕ぎつけたのは、以上 2 法案に留まる。それ以外は、サプライチェーン強化のような、大統領令や外交交渉など政府のみで進められるものしか成果は出ていない。ホワイトハウスと両院の多数派を民主党が占めているにもかかわらず、政策実行の進捗は鈍い。

3. Build Back Better Plan

American Jobs Plan の生活基盤整備や労働開発政策は、American Families Plan（教育・子育て・家計支援）、Made In America Tax Plan（法人税増税、海外利益課税等）および富裕層増税と合体し、ここに気候変動関連支出が追加されて一時は総額 3.5 兆ドル規模にまで膨れ上がったが、そこから規模や範囲を縮小する形でホワイトハウスが 1.85 兆ドル（10 年間）の Build Back Better Plan（以下、BBB）として纏めて 10 月 28 日に発表した。このように、BBB は多くの看板政策が一つになったものといえ、内容的にも金額的にも、まさにバイデン政権の目玉となるものである。

BBB の主な内容は 2、支出面が育児・教育支援関連（6,000 億ドル）、気候変動対策（5,550 億ドル）、医療介護支援関連（3,150 億ドル）、住宅支援関連（1,500 億ドル）、移民関連（1,000 億ドル）、労働開発関連（400 億ドル）などとなっており、これを歳入面の多国籍企業の海外利益に対する最低課税 15%（3,500 億ドル）、大企業に対する最低法人課税 15%（3,250 億ドル）、高所得事業者向け課税（4,200 億ドル）、富裕層向け増税（2,300 億ドル）などで支えて、BBB の収支黒字を目論む。このように BBB は、①予算規模が半減したとはいえ巨額であること、②そのほとんどが所得再分配や低所得層の福祉向上、さらには気候変動対策に投じられること、③歳出拡大を補うための大規模増税とセットであることから、民主党としても左派寄り、経済成長促進ではなく再分配・福祉を強化する施策といえる。これは、そもそもの経緯を考えれば、大統領予備選で健闘したサンダース候補など党内左派勢力の意向を汲んで纏めた選挙前の公約が引き継がれていることに由来している（第 2 節参照）。

法案は一部拡充されて、2021 年 11 月 19 日に下院を可決したが、賛成 220 票はすべて民主党、反対 213 票は 212 票が共和党、1 票が民主党とほぼ完全に党派に分かれた。審議は上院に移ったが、難航している。BBB も財政調整措置が適用されるため議事妨害にはかからず単純過半数により可決できるが、与野党勢力が伯仲し民主党としては 1 票の取りこぼしも出来ない中で、党内で中道と左派が法案内容をめぐり綱引きを続けている。現行の

BBB 法案について民主党左派が概ね納得しているのに対して、中道派の一部はなお予算を広げすぎであると非難しており、中でもマンチン上院議員の厳しい姿勢は左派のみならずバイデン政権との対立にも発展した。

こうした状況に対する左派の行動も穏やかではない。民主党左派の下院議員 6 名は BBB とは別法案である IIJA の採決で反対にまわったが、その理由としてオカシオ=コルテス下院議員は、BBB も同時に採決に進めなかったことへの抗議であると表明、BBB の規模縮小を訴える中道派に強い反発を見せている。

4. U.S. Innovation and Competition Act

このように、党派対立だけではなく、先鋭な民主党内対立も抱えて BBB 審議が難航する余波を受けているのが、U.S. Innovation and Competition Act（以下、USICA）である。USICA は、American Jobs Plan の技術・製造業支援部分を引き継ぎ、サプライチェーン強化策や中間層のための外交/通商政策をも巻き込んで纏められた法案であり、上院では 6 月 8 日に可決した。授權額 1,910 億ドル、直接支出 540 億ドルと多額の歳出を講じるものではあるが、中国との技術競争に打ち勝つためという主旨は共和党からも 19 票を集め、合計で 68 票を獲得した。逆に、左派のサンダース議員は、半導体産業に無条件で恩恵をもたらすものとして反対票を投じている。

他方、下院では、USICA とは別の、だが内容が類似した 2 本の法案、National Science Foundation for the Future Act（以下、NSFFA）と Department of Energy Science for the Future Act（以下、DOESFA）を 6 月 28 日に可決している。前者が賛成 345（民主党：211、共和党 134）、反対 67（全て共和党）、後者も賛成 351（民主党：217、共和党 134）、反対 68（全て共和党）と、いずれも超党派での支持を集めたと言える。この 2 法案に加えて、関連した Ensuring American Global Leadership and Engagement Act（以下、EAGLE）が 7 月に下院外交委員会を通過している。

上下院それぞれの法案には差異があることから、両院にて擦り合わせを行い、同一の法案とする必要がある。上述の通り、各院では概ね超党派で集票できていることから、党派間、党内対立が振れて組み合わさっている BBB に比べれば成立のハードルは低いものと考えられる。しかし、バイデン政権としては、国民の福祉改善を主眼としてより選挙民の支持確保に役立つ BBB を優先しているものとみられ、なかなか USICA の法案成立には注力されずに来た。

各種報道資料等によると、USICA、NSFFA、DOESFA、それに EAGLE まで含めて、主な内容は、半導体の米国内生産促進（520 億ドル、USICA）、各種技術開発・奨学基金/財団等への資金拠出（USICA、NSFFA、DOESFA）、対中核協力の禁止（USICA）、宇宙開発推進（230 億ドル、USICA）、各種対中警戒措置（インド太平洋地域の同盟国との関係強化、サプライチェーン脱中国支援、中国の途上国への略奪的融資阻止等）（USICA、EAGLE）、Buy American 大統領令の法律化（USICA）、Generalized System of Preferences（GSP）更新（USICA、下院は別法案）、301 条による対中関税に関し既往の例外措置の見直し（USICA）、国連緑の気候基金への年額 40 億ドル 2 年間の拠出（EAGLE）などとなっている（予算額は複数年のものは累計額）。

以上の法案内容を纏めて両院案の全体像をみれば、技術・製造業支援と対中牽制・デカップリングが混然一体となり、そこにこれらとは関連の薄い国連緑の気候基金への拠出および GSP が付加されたものといえるだろう。言うまでもなく、技術・製造業支援は経済成長や国際競争力の推進に資する可能性の高い政策である。しかし、対中牽制・デカップリングはグローバル最適な生産体制よりも安全保障を優先するものであり、その結果、技術・製造業支援策による経済効果は相当程度打ち消されることになる。こうしてみると、一連の法案は矛盾を抱えているように見える。ところが、法案の目的を変えれば矛盾はなくなる。すなわち、主目的が経済成長や国際競争力の推進ではなく、米国が中国との経済・外交・軍事面での競争に打ち勝つことにあるとみれば、技術・製造業支援策はそのための手段とも見なせる。もちろん、法案の目的は 2 者択一のオールオアナッシングではないものの、法案内容からは目的の比重が中国との競争勝利にあるように感じられる。

対中牽制に関しては、概ね超党派の合意が出来ている。たとえば、当初は USICA および EAGLE に含まれていた新疆ウイグル自治区での人権侵害に対する制裁措置（製品輸入の原則禁止）は、独立した法案として 12 月 23 日に成立したが、元となる法案は反対票が一桁、最終的な採決も下院は voice vote、上院も Unanimous Consent と、超党派での圧倒的な支持を得ている。また、技術・製造業支援についても、USICA、NSFFA、DOESFA の採決状況をみればやはり超党派といってよい。

問題は、これらに付加された、国連緑の気候基金への投資、および労働・環境条件を厳しく課す下院 GSP 法案であろう。この 2 つについては共和党の理解が得にくい分野であり、実際、前者を含む EAGLE の外交委員会での採決は 26 対 22 と割れた。

こうした中で、下院は 1 月 25 日に、America COMPETES Act of 2022 を発表した。こ

れば、上記の一連の下院法案を概ね引き継ぎつつ、そこに半導体支援 520 億ドルなどを追加して USICA の上院版として整え、さらに TAA (Trade Adjustment Assistance) 強化等までも盛り込んだものである。今後バイデン政権は、この法案をまず下院で可決させることに注力していくものとみられる。しかし、USICA と比べて完全に民主党主導で、内容的にもより左派色が強いことから、下院可決、上院 USICA との調整、そして法案成立までには相当の紆余曲折が予想される。

5. サプライチェーン強化策

中国との競争の中で、バイデン政権が強く意識した課題が重要分野のサプライチェーン強化である。バイデン大統領は 2 月 24 日に大統領令を出して、重要分野に関するサプライチェーンの評価報告を命じた。6 月 8 日には、100 日以内の報告提出が定められていた 4 分野（①半導体製造や先端パッケージング、②電気自動車用バッテリーを含む大容量バッテリー、③レアアースを含む重要鉱物、④医薬品・原薬）に関する報告書が公表されている。上述の USICA 等の法案は、こうしたサプライチェーン強化を推進する裏付け、資金付けとなるものでもある。報告の中で半導体については、サプライチェーン強靱化のために同盟・友好国、つまりは中国を除く日韓などと手を組むことを挙げ、米国内半導体産業振興のために少なくとも 500 億ドルの資金を議会に注文している。

バイデン政権がサプライチェーン強化を進めることになった直接のきっかけは、大統領令でも触れられているように、コロナ禍での医療関連等物資の不足やサプライチェーンの混乱にある。しかし、実際にはトランプ政権時代から、先端/重要技術が中国に流出あるいは窃取されることを防ぐ目的で、既存サプライチェーンの見直し策は開始されていた。いわゆる「米中デカップリング」である。

具体的には、2018 年 8 月に国防授權法 2019 が成立、ここで対内投資規制 (FIRRMA)、輸出管理 (ECRA) が大幅に強化されたが、これは主に中国を意識したものと考えられる。さらに 2019 年以降、ファーウェイを中心として、中国 IT 企業を米国のサプライチェーンから外す動きが徐々に深化・拡大していくことになる。そうした中でのコロナ禍の発生であり、サプライチェーンの途絶・混乱であった。

6 月の 4 分野報告書の提言では、米国への生産回帰、同盟国・友好国と米国との間でのサプライチェーン回帰が志向されている。USICA と同様で、本来、サプライチェーンはグローバル最適こそがもっとも効率が上がるはずであり、それを制限する方向性は、決し

て経済成長を促すものではなく、また、国際競争力が増す保証もない。それでも本政策を推進するのは、安全保障を経済効率に優先させるとの判断に他ならない。

こうした生産回帰は、これまで米国製造業が進めてきた、スマイルカーブ&グローバル・バリューチェーン（GVC）戦略の転換を意味するものとなりうる。従来、米国製造業は、バリューチェーンのうちで付加価値の高い川上（開発・設計）と川下（マーケティング・販売）を米国内に残し、付加価値の低い川中（製造・組立）を賃金水準の低い新興国にオフショアリングしてコスト削減を図り、企業利益の最大化を図ってきた。グローバル・バリューチェーンを駆使しての、いわゆる「スマイルカーブ戦略」である。この戦略を最大限活用したアップルなどの米大手 IT 企業は急成長を実現することになる。しかし、この戦略が進んでいった結果として、①製造部分でいわゆる「バックドア」のような情報漏洩の仕組みを仕込まれるリスク、②製造部分を非友好国や地政学的なリスクの高い国に集中させることのリスク、③製造技術が移転していき非友好国に重要分野で市場を奪取されるリスクといった、安全保障にも影響するリスクが生じてくることになった。それが中国の台頭と米国に対する対抗姿勢により、顕在化した。加えて、米国から製造・組立部分が消えていくことにより、当該産業に従事していた労働者が失業し、労働市場からもドロップアウト、社会問題化していくことにもなった。これは米国社会分断の一因ともなっている（第 2 節参照）。

トランプ政権は、こうした諸課題が拡大していくのをもはや看過できないと考えて米中デカップリングを開始、バイデン政権は基本的にそれを継承しているものと考えられる。

6. 中間層のための外交/通商政策

大統領選挙序盤、バイデン候補は *Foreign Affairs* 誌 2020 年 3-4 月号への寄稿で自身の通商政策について、“A FOREIGN POLICY FOR THE MIDDLE CLASS”（中間層のための外交政策）という項目で明快な方針を打ち出した [Biden (2020)]。要点は、米国中間層などにしっかり投資を行い、国際経済ルールが反米的となるのを正して、不公正なやり方で挑戦してくる中国にはタフに対応しこれを退けたなら、米国は貿易から利益を得ることが出来るというものである。新たな貿易協定に入るための前提条件としては、米国民に投資して世界経済で成功できる準備を整えること、労働・環境面の指導者も交渉に参加すること、強固な施行条項が含まれていることなどを挙げている。

この方針は、2021 年 3 月に USTR が議会に提出し公表された、「2021 年の通商政策課

題と 2020 年の年次報告」において、より具体的に纏められている [USTR(2021)]。ここでは、9 つの政策課題が提起されているが、そのうち、2 番目には、Putting Workers at the Center of Trade Policy、4 番目に Advancing Racial Equity and Supporting Underserved Communities を持ってくるなど、通商による影響等、国内対応へのウエイトは高く、さらに、5 番目に Addressing China’s Coercive and Unfair Economic Trade Practices Through a Comprehensive Strategy を持ってきて、強い対中姿勢を示す。

これらの寄稿や政府文書から自ずと予測がつくように、バイデン政権下での通商取組みは積極的とは言い難いものだった。就任から 1 年間で新たな貿易協定に向かう動きは鈍く、トランプ政権期の対中関税も継続している。バイデンの寄稿からも窺えるように、BBB という国内対策の目玉が議会を通過していない以上、通商面があまり前進しないのは当然といえよう。

以上、実現および実現途上の 6 つの看板政策を概観してきたが、その特徴を一言で纏めれば、成長より再分配・福祉を優先し、また、成長より安全保障強化を優先するものと言えるだろう。次節では、バイデン政権がそうした選択をした背景について検討してみたい。

第 2 節 政策の背景

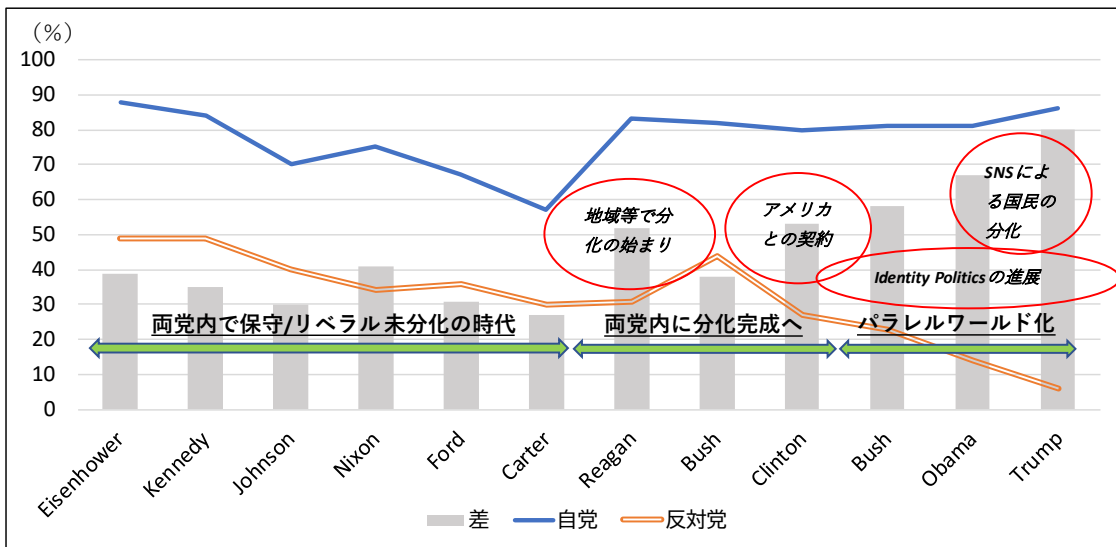
1. 国内での幾重もの分断

政権に臨むにあたり、まずバイデンが直面したのは、米国内の激しい分断であった。2021 年 1 月 6 日には、連邦議会議事堂にトランプ大統領支持者の一部が乱入、死者まで出す騒乱となった。トランプ支持者間での選挙の正当性への疑念の高まりが発端となり、米国の民主主義の根幹たる選挙制度自体をも揺るがす事態に発展したのである。

就任に当たり、バイデンは何としてもこの分断に対応する必要があった。大統領就任演説でもバイデンはこの問題に多くを割き、“if we’re willing to stand in the other person’s shoes, as my mom would say, just for a moment, stand in their shoes.”と、幼稚園児に話し聞かせるような内容の演説をしているのである。だが、分断の根は深くかつ複雑で、そうした子供向けのような演説で効き目があるようなものではない。

そもそも、トランプ前大統領が煽るような発言を繰り返したことから、分断はトランプのせいという捉え方もあるが、実際はそうではない。

図1-2 支持党派別大統領支持率および差の推移



注：期中平均、leanは含まない
資料：支持率はDimock (2017), Dimock et al. (2021)による

図 1-2 は、Pew Research Center による米国の世論調査 [Dimock (2017)、Dimock et al. (2021)]、で、自党（民主党の大統領の時には民主党支持者の、共和党の大統領の時には共和党支持者の）大統領支持率を直線で示し、反対党（民主党の大統領の時には共和党支持者の、共和党の大統領の時には民主党支持者の）大統領支持率を二重線で示し、その 2 つの支持率の差を棒グラフにして示したものである。この差が大きければ大きいほど、大統領は自党支持者から好かれ反対党支持者からは嫌われていることになり、分断が進んでいると考えられる。図からは、差はカーターを底にして、レーガンの急増はあるもののトランプまでほぼ一貫して拡大していることが分かる。この間、自党支持率は横這いだが、反対党支持率の低下が顕著である。ブッシュ（父）政権で反対党支持率は持ち直しているかにみえるが、これは湾岸戦争での米国結束という特殊要因が影響しており（ブッシュ（子）政権は 8 年間あったため、9.11.後の米国結束による影響は薄まっている）、この要因を除けば、一貫した低下である。トランプによる煽りは、この分断にダメ押しをしただけと言えるのではないかな。

過去を振り返れば、保守的文化を持つ南部に多くの民主党支持者が存在していたように、両党内で保守/リベラルが未分化な状態にあり、党派間の分断を抑制していた面もある。それがレーガン期あたりから、保守は共和党へ、リベラルは民主党へと分化・純化されていく。その後、保守側は 1994 年、ギングリッチ下院議長が主導した「アメリカとの契約」

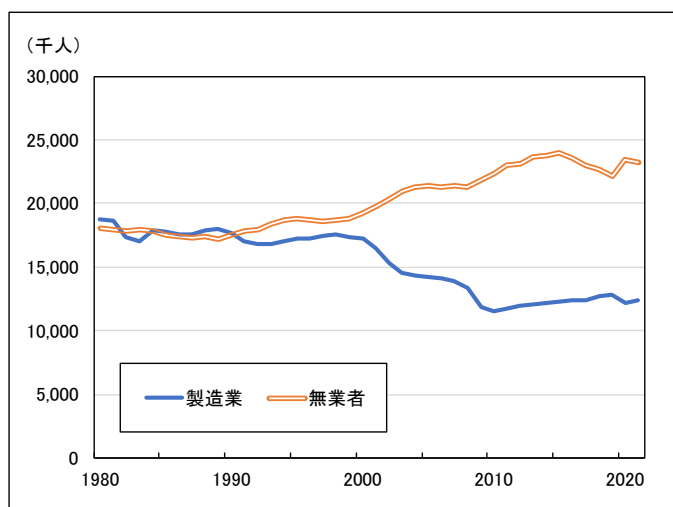
により純化の一つの到達点を迎える。一方リベラル側は、経済社会の変化に対応する形で工場労働者や低所得層の利益代弁者としての立場からは次第に離れ、「New Democrats」を標榜して中道路線を選択、これと平行しながら、属性などを基にして集団ごとに分かれる傾向をもつ「アイデンティティ・ポリティクス（アイデンティティ・リベラリズム [リラ (2018)]）」へと突き進んでいく。

こうした双方の動きにより、両党間での譲歩・妥協の余地が無くなっていく。さらには近年急速に発達した SNS が、保守は保守内、リベラルはリベラル内にコミュニケーションが閉じていく傾向に拍車をかけた。党派間の分断は支持者間の分断ともなり、それは構造的に年月を経て積み重ねられ培われたものであって、根が深い。もはや保守とリベラルは、同じ世界に暮らしているにもかかわらず見ているものは全く異なる、パラレルワールドの住人と化しつつある。

さらに話をややこしくしているのは、分断が単純な二極化ではないということである。リベラル側は、上述の通り、「New Democrats」路線を選択したことにより、政策的にかなり保守に寄せた中道派が主流となって、中道派クリントン大統領の誕生として結実する。この選択は、製造業就労者の緩やかな減少や低所得層も含めての賃金上昇の継続、一部労組での潤沢な給付などの情勢に対応したものであり、だからこそ、国民に評価され政権奪取に繋がったものであった。

以降、この路線がほぼ現在に至るまで継続されることとなるが、しかし、社会情勢の方

図1-3 製造業就業者数と無業者数の推移



注: 無業者は25~54歳
資料: 米国労働省労働統計局データベースより筆者作成

はさらに変化していく。低所得世帯（所得下位 5 分位）の実質所得は 1999 年をピークに減少に転じる一方で、富裕層との所得格差は拡大を続ける。さらには、製造業雇用は減少ペースを急加速、労働市場から離脱した無業者が増加していくようになるのである（図 1-3）。そうした環境変化にもかかわらず、民主党主流は中道派が占め続け、都市専門職など比較的豊かな層の

支持を得て従来路線を維持し続けた。その当然の帰結として、近年の選挙では、大統領予備選でのサンダース、議会選挙でのオカシオ＝コルテスなど、低所得層に目を向けた左派候補が健闘、発言力ある左派議員の当選が相次ぐことになった。つまりは民主党ワールドの中においても、国民間の経済状況の分断があり、それぞれを代弁する政治家の分断がある。バイデン本人は典型的な中道派政治家ではあるが、いまや、党内および支持者に大きな勢力を持つに至った左派の主張は無視できない状況となっている。

実際、バイデンは大統領本選挙前に、左派勢力と共同しての公約を作成した。その内容は概ね上述の看板政策に引き継がれているが、大きな政府、増税、再分配、環境重視等々、かなり左派寄りの政策となっている。そうなれば逆に中道派議員、特に保守の強い地域選出議員としては黙ってはいられなくなる。それが BBB をめぐるマンチン上院議員の動向に典型的に表れている。

他方、保守側も混乱をきたしている。保守勢力は、思想的には伝統主義とリバタリアニズムが反共主義（後には介入主義的な国際主義）によって融合されてきた [井上 (2020)]。その広範な融合体を母体として、中道・エスタブリッシュメントが共和党の主流を成した。しかし、その瓦解がブッシュ（子）政権によるイラク戦争の失敗あたりから目立ちはじめ、オバマ政権下では Tea Party 運動が分離する。さらにはポピュリスト的なトランプ前大統領の誕生により、保守の主流が一気にトランプ派へとシフトし、それまでの主流だった中道・エスタブリッシュメントは、今や傍流へと落ちつつある。民主党も共和党も中道派同士であれば政策志向が比較的近く、妥協・譲歩・協力もしやすいが、民主党は左派の台頭、共和党もトランプイズムに塗り替えられつつあるとなれば、そうした余地は少ない。

バイデンは、就任演説で上述のとおり、stand in their shoes と説教したが、その一方では、トランプが誇った業績を、大統領令の連発によって次々に葬った。自身の支持層や党内事情を考えれば当然ともいえるが、これでは分断の緩和は困難であろう。

このような党派間、党内、ひいては国民間でのそれぞれの分断を前提として、バイデンが政権を維持し、政治を前に進めるためにはどうすれば良いのか。①どうせトランプイズム共和党との政策協調は難しいので左派寄りの政策を飲んで党内での纏まりを維持する、②トランプ支持層を経済的に支援して出来るだけ切り崩して引き寄せる、③党派間、党内が結束できる政策を進める、といったことが想定できる。

このうち、①は BBB のように成長より再分配・福祉を優先させる政策に表れている。通商政策に関しても、左派に配慮したものとせざるを得ない。もちろん、根底には所得/資

産格差の過度の拡大という問題があり、バイデン本人を含めて中道派も認識は出来ているはずである。オバマ政権時代には **Occupy Wall Street** のような反格差の動きが出たにもかかわらず、その後も格差は縮小に向かわず、コロナ禍ではむしろ再び開いたと懸念されている。その一方で、大手企業との繋がりも深い中道派としては、アンチ企業・アンチ富裕層的な増税や規制は、ほどほどにしておきたいとの思いがある。政策への落とし込みはそのバランスということになるが、大統領選挙予備選でのサンダース候補の躍進は、その均衡点を確実に左にプッシュする力となった。

②に関しては、再分配や福祉によって、トランプ支持に流れたスイング・ステイツの低所得層を引き寄せられればという思惑があろう。民主党が万全の支持を得ている、いわゆる「ブルー・ステイツ」だけでは大統領選挙は勝てない。勝利に必要な大統領選挙人数は 270 人だが、2008 年選挙以来ずっと民主党候補を選出しているブルー・ステイツの選挙人数は 231 人であり、39 人分が不足する。その分は、スイング・ステイツ（ここでは、2008 年選挙以降で選出する大統領候補の党派を変えている州）の選挙人数 153 人から持ってこなくてはならない。このうち、衰退する製造業地域、いわゆるラストベルトにかかる州は 5 州で、選挙人数は合計 72 人と、重要な位置を占める。トランプの保護貿易を評価した人々は、バイデンがこれを撤回することを評価はしないであろう。低所得層支援、当該地域でのインフラ工事（IIJA）実施などに目途がつかなければ自由貿易への回帰には手は付けづらく、それを比較的素直にバイデンは寄稿で表明しているのである。

③について、党派間、党内が結束できるのは、国内ではインフラや技術支援は比較的妥協がしやすく、また国際面では安全保障問題、特に対中強硬姿勢ということになる。勿論、対中関係については、結束の容易さ云々といった国内問題の延長としてだけではなく、むしろ、本質的には過去 10 年以上に亘る中国台頭の経緯があつてのことと考えるべきであろう。次項で、対中関係を中心に、海外環境から政策の背景をみてみたい。

2. 台頭する中国と先端技術の重要性

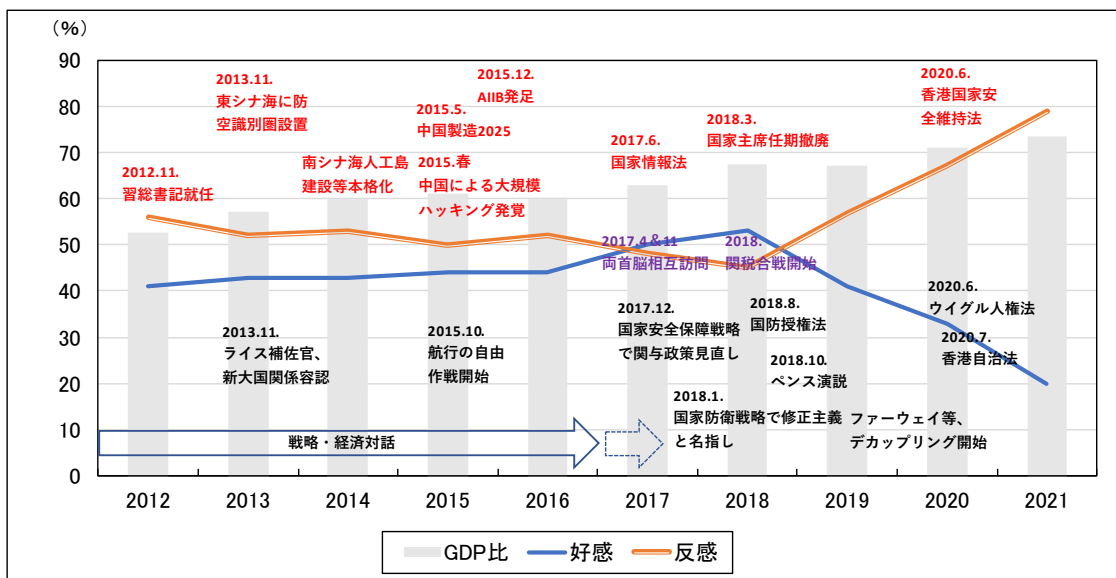
米中対立激化はここ数年のことになるが、その前段となる中国の台頭自体は決して突然のものではない。既に 2012 年の習総書記就任時点で中国の GDP の対米比は 5 割を超えており、十分に台頭はしていたといえる。振り返れば、この時点においても米国では、所得水準向上に伴い、中国は次第に民主化・自由主義化を進めていくといった、いわば勝手な思惑が主流を占めており、競争相手としての警戒感は薄いものであった。しかし現実には、

図 1-4 に記載のとおり、経済拡大で自信を付けた中国は、ここから外交、安全保障、経済運営、政治体制など、ほぼあらゆる面において米国の期待と反する独自行動を強めていく。これに対して、従来からの希望的思惑を引きずるオバマ政権は、あくまでも対話をベースとして、米国の望む軌道へ中国を誘導しようとする試みをほぼ任期の 8 年間繰り返す。だが結局効果はなく、むしろ中国の攻勢が強まっていったことから、ついには政権後期には、徐々に諦めと対立認識がオバマ政権内外で拡がり始める。それが、トランプ政権の対話から圧力へのシフトへと繋がっていく。

対中警戒感が、超党派で政治家・専門家間において高まっている中、トランプは特有のポピュリスト的な勘でここに相乗りをする。トランプは、2018 年から関税合戦・制裁合戦を繰り広げるとともに、さらにはトランプ本人というより議会や政府総体としての取り組みで、サプライチェーンをデカップリングしようとする粛々とした動きが進み始める。

これに対して米国の対中世論はむしろ遅行しており、世論調査では 2018 年まで中国に好感を示す割合が上昇を続けていた。しかし、2019 年以降は世論が急変、2021 年の反感を示す割合は 79% となり、Gallup の調査開始 (1979 年) 以来最悪を記録する [Gallup (2021)]。

図1-4 米中イベント、対中好感度、中国の対米GDP比



資料: Gallup(2021)、IMF Database、佐橋(2021)等より筆者作成

しかも中国への反感は、共和党支持者の方が民主党支持者より激しいとはいえ、ほぼ超党派となっている。Pew research Center が 2021 年 2 月に実施した世論調査 [Silver et

al. (2021)] では、中国に反感を抱く（最大の好感 100 として 49 未満と回答）人の割合が共和党支持・支持傾向者で 79%、民主党支持・支持傾向者でも 61%となっている。経済関係などについては党派間で意識に隔たりがあるものの、人権問題に関しては、深刻視し経済面を犠牲にしてでも改善を促すべきとすることで超党派で一致している。政権にしてみれば、選挙対策等で国民からの支持を意識した時には、（特に人権関連で）対中強硬姿勢を取っておけばマイナスにはならない情勢といえるだろう。

勿論、対立の行き過ぎを諫める声もある。関税合戦・制裁合戦は、米国の企業や国民にも痛みを伴うものとなる。そのため、中国ビジネスで利益を上げている企業からは、過度の対立を懸念する声上がる。トランプ政権では、こうした「痛み」を受けて、対立の中でも、米国産品の輸入拡大を中国に飲ませる合意をした経緯もある。ただし、当時、「痛み」を受けた米国農業セクターにおいては対中強硬姿勢に異を唱える声は予想外に少なく、結果としてトランプ支持も落ちなかった。そこには潤沢な補助金給付が貢献したが、好戦感情を掻き立てる雰囲気も作用したことも否定できないだろう。

サプライチェーンをデカップリングする動きは、新興技術・基盤技術や、人権問題にかかる地域・企業を対象としているが、特に IT 関連等の先端分野に関しては、新たな産業社会を駆動するコアであるのみならず、軍事・安全保障面においても、まさに勝負を決する核心部分となっている。2014 年 11 月にヘーゲル国防長官（当時）が追求する方針を発表した、第 3 次オフセット（＝敵戦力相殺）戦略とは、「新興技術の導入によって NCW（引用者注：Network-Centric Warfare。ネットワーク中心の戦い）を発展的に更新して実現しようとする取り組み」（森 2021）である。ここでは、民間が多く持つ先端技術を防衛に取り込み、競争相手国への流出を防ぐ必要性があり、貿易投資規制によるサプライチェーン管理強化の必要性が生まれる。さらに、2019 年 3 月、グリフィン国防次官（当時）は議会で証言し、「中露の技術進歩の速度に警戒感を表明しつつ、極超音速、指向性エネルギー、宇宙技術、自律型無人システム、サイバー、量子科学、マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー、人工知能、機械学習及びネットワーク化された指揮統制・通信システムへの投資を通じて技術的優位性を再度確立し、維持するとの方針を示した」（防衛省 2020）。このほか、エスパー国防長官、ハイテン統合参謀本部副議長（いずれも当時）も、民間技術活用の必要性に言及している。

以上、見てきたように、中国の経済規模（対米 GDP 比）や諸政策への警戒感、米国の安全保障への懸念、米国内での超党派でのコンセンサスの得やすさ、いずれの面からみて

も、米国の対中強硬姿勢は持続していくものと考えられる。ビジネス界との調整を図りながらとはなるが、この姿勢が、個別の通商政策やサプライチェーン管理強化策等として引き続き具体化され実施されていくことになる。

おわりに

本稿では、バイデン政権の看板政策が、経済成長よりも再分配や福祉、それに安全保障を重視するものであること、その背景に、国内での幾重もの分断と中国の台頭があることを概観してきた。しかも、こうした背景はかなり構造的なものであり、バイデン政権 1（あるいは 2）期で解消される見通しは低く、現政権を超えてさらに引き継がれていく可能性が高い。国内の再分配や福祉、海外での安全保障問題などをあまり気にすることなく、ある意味無邪気に生産性や効率を追い求めてきた時代は過ぎ去ろうとしている。

もし成長を軽視する政策スタンスが続いていくのだとしたら、もはや米国経済は成長力を失っていくのだろうか。そう結論するのは早計に過ぎるかもしれない。近年、多くの先進国を覆っている低成長化の一因として、過度の格差拡大を挙げる見方が増えているからである [宮本 (2021)、エイヴェント (2017) など]。もしこの見方が正しいとするならば、バイデンの再分配・福祉重視政策が予想外に成長にも資するということになる。米国は、そうした可能性にも注意を払いつつ、成長と再分配・安全保障の最適バランスを試行錯誤していくことになるのであろう。

参考文献

- ・ Biden, Jr., Joseph R. 2020. “Why America Must Lead Again” Foreign Affairs, March/April 2020.
- ・ Gallup. 2021. IN DEPTH: TOPICS A TO Z China, <https://news.gallup.com/poll/1627/china.aspx>
- ・ Dimock, Michael. 2017. “How America Changed During Barack Obama’s Presidency” Pew Research Center*, Washington, D.C., January 10 2017 <https://www.pewresearch.org/2017/01/10/how-america-changed-during-barack-obamas-presidency/>
- ・ Dimock, Michael and John Gramlich. 2021. “How America Changed During Donald Trump’s Presidency” Pew Research Center*, Washington, D.C., January 29 2021

<https://www.pewresearch.org/2021/01/29/how-america-changed-during-donald-trumps-presidency/#fn-383636-2>

- Silver, Laura, Kat Devlin and Christine Huang. 2021. “Most Americans Support Tough Stance Toward China on Human Rights, Economic Issues” Pew Research Center*, Washington, D.C., March 4 2021
<https://www.pewresearch.org/global/2021/03/04/most-americans-support-tough-stance-toward-china-on-human-rights-economic-issues/>
- UNITED STATES TRADE REPRESENTATIVE. 2021. “2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report”
- 磯部真一、2021、「米議会、バイデン大統領の経済対策案を含む予算決議案を可決」、ビジネス短信 2021 年 2 月 8 日、日本貿易振興機構
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/a940611066a981b7.html>
- 井上弘貴、2020、『アメリカ保守主義の思想史』、青土社
- ライアン・エイヴェント [月谷真紀訳]、2017、『デジタルエコノミーはいかにして道を誤るか』、東洋経済新報社
- 佐橋亮、2021、『米中対立』、中公新書
- 防衛省、2020、「令和 2 年度版防衛白書 第 I 部第 2 章第 1 節米国①安全保障・国防政策」
- 宮野慶太 a、2021、「超党派インフラ法案が下院で可決、ビルド・バック・ベター計画は下院採決見送り」、ビジネス短信 2021 年 11 月 9 日、日本貿易振興機構
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/a742938642a1f4b2.html>
- 宮野慶太 b、2021、「米政権、3 兆 5,000 億ドルの投資計画を半減、下院は超党派インフラ法案の採決見送り」、ビジネス短信 2021 年 11 月 1 日、日本貿易振興機構
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/18d8a3fa9ffe7990.html>
- 宮本弘暁、2021、「米国の所得格差と経済政策」、国際問題 2021 年 10 月 No.703
- 森聡、2021、「米軍による国防イノベーションの推進—AI と JADC2—」、〔研究レポート〕 2021-03-22、日本国際問題研究所
- マーク・リラ、2018、『リベラル再生宣言』、早川書房

*) Pew Research Center has published the original content in English but has not reviewed or approved this translation.

¹ [宮野 (2021a)] ほか各種報道、米国政府資料より項目ごとに纏めた。

² 10 月 28 日にホワイトハウスが発表した案。[宮野 (2021b)] ほか各種報道、米国政府資料より項目ごとに纏めた。

第2章 バイデン政権の通商政策と米国経済の再生

桜美林大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

瀧井 光夫

要約

バイデン大統領はトランプ前大統領の米国第一主義から米国経済の再生、国際関係重視へと政策方向を 180 度転換した。しかし、民主党勢力が絶対多数を占めていない議会での法案審議は容易ではない。国内経済を再生する「より良き再建計画」のうち、米国救済計画法案はほぼ当初案で成立したが、インフラ投資雇用法は予算規模が半減され、社会保障の強化と法人、富裕層増税のビルドバック・ベター法案は下院を通過したものの、いまだ上院で成立の目途が立っていない。2021 年米国技術革新・競争力法案は 6 月 8 日上院を通過し、下院に送られたが下院審議は棚上げされ、業界の早期成立の要望をうけてようやく 11 月中旬から両院の協議が始まった。

一方、対外経済政策は国内政策の成立が遅れているため、当初予定よりも早く動き出した。まず米 EU 関係では、相互に貿易、投資、技術開発を促進する TTC (貿易技術評議会) が 6 月に設置され、第 1 回 TTC 会議が 9 月対面形式によりピッツバーグで開催され、EU との関係修復がいち早く進展した。日米間では日米貿易に関するパートナーシップ (日米通商協力枠組) が新たに立ち上げられ、AUKUS とクアッドの開催、4 年ぶりの米大統領の米 ASEAN 首脳会議などインド太平洋諸国との関係は大きく進展した。

バイデン政権の対中通商政策は 10 月初旬ようやく発表された。今後は中国の国家中心的、非市場的貿易慣行の是正に向けて、米国は同盟国・友好国と連携して注力していくことになるが、タイ通商代表の 301 条を援用しない穏健路線がどう成果を出すか注目される。また、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、トランプ前政権が賦課した鉄鋼に 25%、アルミに 10%の追加関税は、EU との間で関税割当 (TRQ) 制に替えることで決着し 2022 年 1 月から実施された。日本、英国等とは今後交渉が始まる。

中国は 9 月、CPTPP への加入を正式に申請したが、バイデン大統領の CPTTP 非加入の方針は変わらない。バイデン大統領は TTC に類似した「インド太平洋経済枠組」を創設して米国とインド太平洋諸国との経済関係を強化する方針だが、法的拘束力のない枠組みで効果を出せるのか疑問も残る。

はじめに

トランプ前大統領の敗北承認拒否、政権移行への妨害などでバイデン政権のスタートは遅れ、さらにトランプ前大統領に対する 2 回目の弾劾裁判で議会の審議が中断されたが、バイデン新政権は予想以上に順調にスタートした¹。まず 3 月 22 日、バイデン政権の全 15 省の長官が上院で承認された。全閣僚の上院承認は、トランプ政権の 4 月 24 日、オバマ政権の同 28 日より 1 か月以上も早かった。しかも、指名撤回も再指名もなく、全長官がそろって承認されたのは 40 年ぶり。閣僚の構成も男女別では 10 対 5、人種別では白人 9 対非白人 6（ヒスパニック 3、黒人 2、先住民系 1）。史上初の女性財務長官、黒人国防長官も誕生するなど、「多様性こそ米国の強み」というバイデン大統領の信念が貫かれた。

一方、バイデン大統領の政治は前大統領の政策を撤回することから始まった。American Presidency Project によると、バイデン大統領が大統領就任後 100 日間に、前大統領の決定を撤回するために発出した大統領令（Executive Order）は 21 件（全大統領令の 50%）とトランプ前大統領の 8 件（同 24%）の 2.6 倍に達した²。これは、バイデン政権の政策が大きく前政権と異なり、WHO（世界保健機関）、パリ協定への復帰など前政権が遺した「負の遺産」の清算に注力したかを示している。

これによって国際関係重視、同盟関係の修復、二国間関係から多国間主義への転換、米国によるリーダーシップの再確立というバイデン大統領の政策がスタートした。しかし、与党民主党の議席数が絶対多数ではない議会では、政策の推進は思うように進展せず、国内経済を建て直してから経済外交を開始するという当初計画は変更せざると得なくなった。

以下、主に議会の法案審議と「前政権が遺した負の遺産」の清算という 2 つの観点から、バイデン政権の発足から 2022 年 1 月中旬までの約 1 年間を振り返ってみよう。

第 1 節 国内経済の再生と強化

1. BBB 計画を構成する 5 つの計画と 3 法案

バイデン大統領が選挙公約として掲げた国内経済再建計画、Build Back Better Plan（「よりよき再建計画」、以下 BBB）は表 2-1 のとおり 5 本の計画で構成されていたが、法人および富裕層に対する増税策が「米国家族計画」法案の中に取り込まれたため、議会で審議されたのは 3 つの法案である。3 法案の審議経過とその結果は表 2-1 に示したが、以下、各法案について順にみておこう。

表 2-1 ビルドバック・ベッター計画の 5 計画と法案審議の推移

大統領 計画 発表日	計画の名称	財政規模	法案番号	法案 提出日	大統領 署名日	下院		上院		成立した 財政規模
						採決	党派別内訳	採決	党派別内訳	
1月14日	米国救済計画 (American Rescue Plan)	1.9兆ドル (10年間)	H.R.1319	2月24日	3月11日	賛成219 反対212	民: Y219, N2 共: Y0, N210	賛成50 反対49	民: Y50, N0 共: Y0, N49	1.86兆ドル (10年間)
3月31日	米国雇用計画 (American Jobs Plan)	2.6兆ドル (8年間)	H.R.3684	6月4日	11月15日	賛成228 反対206	民: Y215, N6 共: Y13, N200	賛成69 反対30	民: Y50, N0 共: Y19, N30	1.2兆ドル (10年間)
	法人税制改革計画 (Made in America Tax Plan)	歳入増2.7兆ドル (15年間)	H.R.5376 に統合							
4月28日	米国家族計画 (American Families Plan)	3.5兆ドル (10年間)	H.R.5376	9月27日	法案 未成立	賛成220 反対213	民: Y219, N1 共: Y0, N212	未採決		2.2兆ドル、 増税1.5兆ドル
	富裕層増税計画 (米国家族計画の一部)	歳入増1.5兆ドル (10年間)	H.R.5376 に統合							

注1. 日付はすべて2021年。

注2. 上・下院採決は最終採決結果。党派別内訳の民は民主党、共は共和党。Yは賛成、Nは反対。投票せず(NV)等は除外、無党派(D)は民主党に集約。

注3. 米国救済計画の財政規模は議会予算局2001年2月19日付推計。法案名は米国救済計画法 (American Rescue Plan Act of 2021)。

注4. 米国雇用計画の成立した財政規模1.2兆ドルは新規に成立した0.55兆ドルと既存の0.65兆ドルとの合計額。法案名はインフラ投資雇用法 (Infrastructure Investment and Jobs Act)。

注5. 米国家族計画は法人・富裕層増税計画と統合され、法案名はビルドバック・ベッター法案 (Build Back Better Act) となった。なお、同法案の下院採決は2021年11月19日。

資料: Congress.gov、みずほリサーチ&テクノロジーズ(2021)、ジェトロ・ビジネス短信各号、滝井光夫(2021a、b、c、d、e)から筆者作成。

(1) 米国救済計画法

米国救済計画法 (H.R.1319) はバイデン政権発足後 51 日目の 3 月 11 日に制定された。国民 1 人 1,400 ドルの現金給付、週 300 ドルの追加失業給付 (9 月 6 日まで)、勤労所得税 (EITC)、児童税控除 (CTC) の拡充は景気対策として効果を挙げた。また、ワクチン接種・検査拡充、コロナ禍により深刻な影響を受けた外食、航空産業等への支援は国民からも高い評価を得た。

なお、当初法案には、現行の時給 7.25 ドルの連邦最低賃金を 2 倍の時給 15 ドルに引き上げる条項が盛り込まれていたが、上院の議事規則先例専門員 (parliamentarian) が財政調整措置を使って審議する法案に最低賃金条項を含むことは規則違反と判定し、同条項は法案から削除された。このため、連邦最低賃金は時給 7.25 ドルのままで維持されている。

米国救済計画法は、新型コロナウイルス感染症が急増し始めた 2020 年 3 月以降成立したコロナ対策予算としては第 6 弾となるが、バイデン政権による第 6 弾の予算規模は、トランプ前政権下で実施された 1~5 弾の予算総額 3.8 兆ドル³⁾の半分に達した。このため、歳出の巨大化を懸念した共和党議員は全員が反第 6 弾に反対した (表 2-1)。

(2) インフラ投資雇用法

インフラ投資雇用法案 (H.R.3684) は、インフラの範囲と予算規模を巡って党派間の調

整が難航した。バイデン大統領は計画案発表から 2 か月後の 5 月末、当初計画案から 0.5 兆ドル削減したが、共和党は一層の削減を求め、結局バイデン大統領は 6 月 24 日、10 人（民主党、共和党各 5 人）の中道派上院議員と予算規模を 1.2 兆ドル（8 年間）に半減し、財源となる増税案を排除することで超党派合意に達した⁴。

この超党派合意案は 8 月 10 日、上院で賛成 69、反対 30 で可決された。共和党から 19 人の議員が法案に賛成したことが上院可決の要因だが、下院はインフラ投資雇用法案が成立すればバイデン大統領提案の社会保障政策の成立が遠のくとして、アレキサンドリア・オカシオ・コルテスなど民主党進歩派が上院可決法案の下院審議に抵抗を続けた。

しかし、バージニア州知事選挙でグレン・ヤンキン共和党候補が勝利したことに危機感を高めた民主党指導部は、11 月 5 日下院本会議で上院可決法案を 228 対 206 で可決した。民主党進歩派の 6 人は反対票を投じ、共和党は 13 人の議員が賛成した。下院が可決した上院法案の予算規模は 0.55 兆ドル、これに既存予算の 0.65 兆ドルを加え、総額では 1.2 兆となった⁵。

(3) ビルドバック・ベター法案

BBB 計画を構成する最後の法案は、上記の 2 法案から漏れた法人税制改革計画および富裕層増税計画の 2 本の増税計画を包含し、ビルドバック・ベター法案（H.R.5376）として 11 月 19 日下院で成立した。票決は賛成 220、反対 213 で共和党は全員反対した。民主党ではメイン州のジャレッド・ゴードン議員だけが反対したが、反対の理由は、州・地方税（頭文字をとって SALT と略称）の控除上限の引き上げは富裕層に有利で、民主党の主義に反するというものだが、上院にはこの主張を支持する議員もいるという。

可決された予算規模はバイデン大統領の主張を上回る 2.2 兆ドル（10 年間）で、ジョンソン大統領の「偉大な社会計画」に匹敵する。下院可決法案の予算規模は、①社会的セーフティネットの強化（1.6 兆ドル）、②気候変動対策（0.6 兆ドル）、③富裕者・企業増税（1.5 兆ドル）⁶。下院民主党は党を挙げて法案の成立に歓喜したが、ジョー・マンチン上院議員（ウエストバージニア州選出）は 12 月 19 日、FOX ニュースで BBB 法案に反対を表明した。

現在のの上院は民主党 50（無党派 2 を含む）、共和党 50 の同数のため民主党議員が 1 人でも反対すれば法案は成立しない。マンチン議員らを納得させる妥協策が出ていないため、

年を越えた1月に入っても、上院の審議は先送りされたままになっている。

なお、下院で可決されたビルドバック・ベター法案には、米国内で生産される電気自動車（EV）に対して税額控除を適用し、米国内生産を促進するとの条項⁷がある。これに対してカナダ、メキシコ等多くの国が懸念を表明し、必要によっては対抗措置を取るとしている。

2. 国内産業競争力強化法案

(1) 2021年米国技術革新・競争力法案の審議状況

BBB計画とは別に、バイデン大統領が成立を期待する法案に2021年米国技術革新・競争力法案（United States Innovation and Competition Act of 2021、以下USICA）がある。この法案（S.1260）はシューマー上院院内総務が2021年4月20日上院に提出したもので、半導体、5Gに対する緊急支援、中国に対抗した米国の競争力強化、重要技術分野における研究強化、通商法制の改革など関連法案を一つの法案にまとめ、多岐にわたる多様な分野がカバーされている（下記の（2）参照）。

法案は、6月8日、賛成68、反対32の超党派で可決され、下院に送られた。賛成68の内訳は、民主党48、共和党19、無党派1（メイン州選出アンガス・キング）、反対32の内訳は民主党0、共和党31、無党派1（バーモント州選出バーナード・サンダース）であった。

バイデン大統領は法案の上院通過を受けて、「最も革新的かつ生産的な米国の地位を維持する必要がある」と述べて早期成立を期待する声明を出している。上院可決後、下院はこの法案審議を棚上げしていたが、ようやく11月17日、下院のペロシ議長と上院のシューマー院内総務は、下院の類似法案とUSICAの調整作業を両院協議によって開始すると発表した。

米業界はUSICAの早期制定を望んでいる。製造業、輸送、石油など34団体が加盟する「自由貿易を支持する米国民」Americans For Free Tradeは2021年6月30日付の書簡⁸をペロシ下院議長（民主党）およびマッカーシー下院共和党院内総務に送り、USICAの早期制定と同法に盛り込まれている1974年通商法301条の改正に期待している。

(2) USICA の法案構成

USICA は歴大な法案で、技術革新と競争力の確保から戦略的競争法、中国対策法の制定、通商法改定、一般特惠制度の改革など多岐に亘る。Congress.gov によると、USICA 法案の主な内容を Division A から順に示すと次のとおりである。

Division A : 半導体、5G に対する緊急支援

Division B : 米国国立科学財団 (NSF) 強化、宇宙法制定

Division C : 2021 年戦略的競争法の制定 (中国共産党への対抗、同盟国、友好国における投資、国際的安全保障、米国の価値への投資)

Division D : 米国本土安全保障、国内製造業、バイアメリカン法、サイバー、インテリジェンス、米国技術開発の保護

Division E : 中国の挑戦に対処するための 2021 年法、金融サービス、米国国家安全保障の確保、輸出管理法の見直し

Division F : 教育・医療研究のための競争力と安全保障

Division G : 2021 年通商法の制定、デジタル貿易、技術者・消費者の保護、市場開放確保、重要サプライチェーンの強靱化、貿易プログラムの透明化、1974 年通商法 301 条適用除外措置、通商代表部・商務省に対する議会監査強化、世界貿易機関に対する議会の関与、米国の競争力の促進、一般特惠制度の改革、品目別関税措置

第 2 節 対外関係の修復と強化

1. 国際機関、多国間協定への復帰・修復

トランプ前大統領の米国第一主義を放棄し、世界の諸問題への関与、同盟関係の修復など国際協調主義を掲げるバイデン大統領は、大統領に就任した 2021 年 1 月 20 日、WHO (世界保健機関) からの脱退手続きの停止、気候変動に関するパリ協定への復帰など手続きを実行した。

バイデン大統領は、「米国は (トランプ前大統領以前に) 戻った。米国の外交は回復した」と宣言し、積極的に外交活動を開始し、ジョン・ケリー気候問題担当大統領特使、アンソニー・ブリンケン国務長官、ジーナ・レモンド商務長官、キャサリン・タイ USTR (通商代表部) 代表などが各国を歴訪している。

しかし、トランプ前大統領が上級委員会メンバーの就任を拒否したため機能停止に陥っ

た WTO（世界貿易機関）紛争解決機関の修復問題は、2021 年 11 月に予定されていた第 12 回閣僚会議（MC12）が新型コロナの感染拡大で延期になったため前進していない（2022 年 1 月 14 日時点では今後の MC12 の日程は未定となっている）。

2. 米 EU 関係の改善と進展

バイデン大統領は新型コロナ感染の抑制、経済的打撃からの回復など国内問題の解決を優先し、通商問題はその後とし、通商協定は国内経済が回復するまで締結しないとの方針をとった。しかし、最も重要な EU との関係では多くの課題が解決され、トランプ政権時代に傷ついた米 EU 関係は急速に修復された。

(1) 大型民間航空機企業に対する追加関税問題

米国と EU は 2021 年 6 月の米 EU 首脳会談で、大型民間航空機産業（エアバスおよびボーイング）に対する補助金に対して長年課していた追加関税を 5 年間停止し、問題の最終的な解決のため貿易担当相をトップとする作業部会を設置することで合意した。このための覚書が 6 月 15 日、タイ代表と EU のバルディス・ドンブロフスキス上級副委員長との間で交わされた⁹。

(2) 米 EU 貿易技術評議会（TTC）の設置

上記の 6 月の米 EU 首脳会議で新たに TTC（U.S.-E.U. Trade and Technology Council, 米 EU 貿易技術評議会）の設立も合意された。USTR 発表¹⁰によると、TTC は財・サービスの大西洋貿易・投資の促進、技術・産業のリーダーシップの強化、重要な新規技術の促進と保護等により、米 EU 相互の競争力と繁栄を促進し、民主主義と市場志向の価値を推進することにあるとしている。TTC は双方 3 名、合計 6 名の共同議長が就任した。米国側の共同議長はタイ代表、レモンド商務長官およびプリンケン国務長官。さらに、技術標準、気候、サプライチェーン強化、情報通信技術、輸出・投資管理、デジタル技術など 10 分野に作業部会が設置された。

第 1 回の TTC 会議は米国ペンシルバニア州ピッツバーグで開催された。会議開催前、オーストラリアが米英豪による新たな安全保障同盟（AUKUS）の創設に加わり¹¹、フランスとの原子力潜水艦建造契約を破棄したためフランスが激怒し、会議の開催が危ぶまれ

たが、会議は成功裏に終わり、同盟関係の修復というバイデン外交は米 EU 間で大きな成果を挙げた。なお、第 2 回は 2022 年、EU での開催が決まっている。

3. 日本、ASEAN との関係強化

(1) 日米協議に関する新たな合意

日米間では、2021 年 11 月訪日したタイ代表が萩生田経産相、林外相と会談し、17 日、「日米貿易に関するパートナーシップ」(The U.S.-Japan Partnership On Trade、経産省は「日米通商協力枠組み」と同省公式サイトで表記)の設置が合意された。この合意は、第三国による非市場的政策および慣行問題、地域的・多角的貿易機構における相互協力、環境、労働関連問題などを協議するもので、「日米両国の協働はバイデン政権が開発中のインド太平洋経済枠組みを支援するものとなる」とタイ代表は USTR の発表で述べている。

日米間のこの新たな合意は 2022 年初頭に第 1 回会合を開催し、以後定期的な開催が予定されている。トランプ前政権は 2019 年 9 月の日米共同声明で 2020 年 1 月の日米第 1 段階貿易協定発効後、「第 2 段階」の交渉を開始する意図を表明していたが、バイデン政権による新たな合意によってこの「第 2 段階」交渉が行われる可能性はなくなった。また、タイ代表との会談に先立つ 11 月 15 日、萩生田大臣はレモンド商務長官と日米商務・産業パートナーシップ (JUCIP) の設立で合意した。

なお、11 月 17 日に開催された日米 EU 三極貿易大臣オンライン会合でも同様の趣旨の声明が発表されており、「三極貿易大臣会合での議論を通じ、価値観を共有するパートナーである日本・米国・EU で緊密に連携して、不公正な貿易政策・慣行に対処したい」¹²と萩生田経産相は述べている。この「不公正な貿易政策・慣行」は中国のそれを意味しており、バイデン政権の新対中通商政策(次節で詳述)で対中問題を同盟国、友好国と連携して解決する方針と一貫するものである。

(2) ASEAN との関係強化

AUKUS 創設および日米豪印 4 か国による「クアッド」の強化によって、バイデン政権は日本が提唱し¹³、トランプ前政権が受け入れた「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP、Free and Open Indo-Pacific)を強く支持している。日本の当初の構想では中国を排除する意図はなかったが、バイデン大統領は中国の覇権主義的な海洋進出や影響力の拡大に対

抗する意図を明確にして FOIP への関与を強めているが、その一環として ASEAN（東南アジア諸国連合）との関係を重視している。また、ハリス副大統領が 8 月に、タイ代表およびレモンド商務長官が 11 月にそれぞれ東アジア諸国を歴訪したが、こうしたバイデン政権の積極的な東アジアへの関与は、トランプ前政権との違いを鮮明にしている。

2021 年 10 月 26 日に開かれた米 ASEAN 首脳会議には、バイデン大統領は米大統領として 2017 年以來 4 年ぶりに参加し（オンライン）、新型コロナ対策、気候変動対策で 1 億 200 万ドルの支援を表明した。バイデン大統領は会議の冒頭発言で「我々のパートナーシップ関係は FOIP の維持に必須であり、過去数十年に及ぶ安全保障と繁栄の共有の基盤になっている」¹⁴と述べた。

一方、バイデン大統領が米国家安全保障会議のインド太平洋調整官兼大統領副補佐官に任命したカート・キャンベルは、米国の ASEAN との経済的、政治的かつ戦略的関与政策の格上げに努めることが 2022 年の最大の課題だとし、バイデン政権は ASEAN 中心性（centrality）の致命的重要性を認識していると述べている。また、過去 15 年間の米 ASEAN 経済貿易関係は「貿易投資枠組み取り極め（TIFA）」に基づいて進められて来たが、TIFA をデジタル貿易等にも対応したものに格上げするとタイ代表は述べている¹⁵。

第 3 節 対中新通商政策の発表

1. 新対中 4 政策

2021 年 3 月 18 日 USTR 代表に就任したキャサリン・タイは、就任から 7 か月後の 10 月 4 日、長期間の省庁間協議を経て、米業界等が待ちに待った「米中通商関係への新たなアプローチ」と題した新対中政策を発表した。

タイ代表がワシントンの CSIS（戦略国際問題研究所）で行った演説¹⁶および同時に発表されたファクトシート¹⁷によると、新政策は次の 4 政策から成るが、このうち、第 1 段階合意の履行と中国の構造問題の是正の 2 政策が対中政策、第 3 の同盟国・友好国との対中圧力の共同行使は新規の対中政策、第 4 の 301 条の堅持とその適用除外は国内政策、ということになる。以下、順にみてみよう。

(1) 米中第 1 段階（Phase One）合意の履行

2020 年 1 月 15 日に締結され、2 月 14 日に発効した米中第 1 段階合意によって、中国

は米国から財・サービスの輸入を2年間に2017年水準から2,000億ドル増やす義務を負った。

しかし、財だけについてみると、合意対象品目の中国の対米輸入額は2020年1月から2021年11月までの約2年間で221億ドル増、2017年比では1,127億ドルの増加にとどまった。品目別に増加額をみると、農産物322億ドル、製造業品587億ドル、エネルギー218億ドルであった。また、2020年1月～2021年11月の中国の対米輸入約束達成率（約束額に対する実績の比率）は、合意対象品目全体で62.3%、品目別では農産物76.1%、製造業品62.0%、エネルギー47.4%と、いずれも100%を大きく下回っている（表2-2）。

中国の対米サービス輸入の2年間の前年比は増加ではなく減となったため¹⁸、中国が対米財・サービスの輸入額を2017年比で2,000億ドル増やすという第1段階合意の約束（表2-3）を達成できずに終わったことは明らかである。

その要因として、一般に新型コロナの蔓延が挙げられるが、真の要因は米中合意で設定された目標自体が現実と大きく乖離していたことにある。トランプ前大統領が中国と締結したこの合意に、バイデン大統領がどう決着を付けるのか注目される。

表2-2 米中第1段階合意: 中国の対米輸入・約束額、実績、約束達成率（財貿易のみ）

（単位:10億ドル、%）

品目	2017年	2020年1-12月			2021年1-11月			2020年1-2021年11月			2017年比増加額 (実績b-a)
	実績 ^a	約束額	実績	達成率	約束額	実績	達成率	約束額	実績 ^b	達成率	
合意対象品目	109.2	173.1	99.9	57.7	183.3	122.0	66.6	356.4	221.9	62.3	112.7
農産物	24.1	36.6	23.6	64.5	37.5	32.7	87.2	74.0	56.3	76.1	32.2
製造業品	78.3	111.2	66.5	59.8	110.8	70.5	63.6	221.1	137.0	62.0	58.7
エネルギー	6.8	25.3	9.8	38.7	35.0	18.8	53.7	60.3	28.6	47.4	21.8

注1. 達成率(%)は実績/約束額×100

注2. 依拠した資料はグラフと数字で米国の対中輸出と中国の対米輸入の両方を示しているが、本表は中国の対米輸入だけを抽出して表にした。

資料: Chad P. Bown (2021)

表2-3 合意された米国の対中輸出増加額

（単位:10億ドル）

品目	1年目	2年目	2年間の合計
農産物	12.5	19.5	32.0
製造業品	32.9	44.8	77.7
エネルギー	18.5	33.9	52.4
サービス	12.8	25.1	37.9
合計	76.7	123.3	200.0

資料: US-China phase one agreement, Annex 6.1

(2) 中国の国家中心的、非市場的な貿易慣行の是正

「中国の国家中心的、非市場的貿易慣行」という中国の構造的問題は、トランプ前政権では第 2 段階交渉で取り上げる方針だったようだが、バイデン政権は段階的な交渉方式をとらず、今回の新対中政策の発表で、直ちに交渉に入る意図を明らかにした。

前述のファクトシートで、この中国の構造問題の事例として挙げられているのは、国有企業支援、市場アクセス制限、貿易・技術における強制的、略奪的な競争歪曲政策と慣行、産業補助金政策、および米国知財権の窃取である。米国が最も強く非難する中国のこれらの核心的問題をあらゆる手段を駆使し、また新たな手段を開発して対処し、米国の経済利益を守ると明記している。しかし、具体的にどのように交渉を進めるかについては、タイ代表はこの演説でもその後の政策でも一切明らかにしていない。

(3) 米国の同盟国、友好国との協働による中国の貿易問題の解決

この演説で米国は初めて同盟国および友好国と協働して中国の不公正貿易問題を解決していく方針を明らかにした。タイ演説では協働の場として G7、G20、米 EU 首脳会議、Quad（日米豪印 4 か国の戦略対話、注 11 参照）、OECD、TTC および WTO（世界貿易機関）を挙げているが、すでにこの問題は前述のとおりすでに日米協議でも取り上げられている。

(4) 1974 年通商法 301 条の適用除外措置の再開

全米小売業界などは 301 条の適用そのものに反対しているが、タイ代表は問題解決の手段として 301 条そのものは温存する一方で、業界が求める品目別の 301 条適用除外措置は復活するとし、その手続きを再開した。しかし、業界は適用除外品目の一層の拡大を求めている。

なお、米国内には、中国の産業補助金政策を廃止させるために、バイデン政権は新たに 301 条を発動するのではないかと観測があった。しかし、タイ代表はこの演説でこれについても、またトランプ前大統領が強く求めた第 2 段階（Phase Two）交渉についても言及していない。バイデン政権は、新たな 301 条の発動も、日米間の場合と同様に米中間でも第 2 段階交渉という前政権の方針も排除したものと思われる。

2. 今後の展望

米国が新たな対中通商政策を打ち出した背景には、「米中第 1 段階合意の不履行に示されたように、トランプ前政権の対中政策は失敗であり、中国の非市場的貿易慣行などを解決するものではない」というタイ代表の強い認識がある。しかし、タイ代表は 10 月 4 日の対中新政策演説では、「交渉する」という言葉を一切使わずに、「米中間の対立を煽るのではなく、中国との率直な討議と対話によって問題を解決し、米中両国が繁栄を共有することが米国の目的だ」と述べている。

果たして、中国の非市場的慣行がタイ代表の「討議と対話」という穏健な手段によって是正されるのか、中国を牽制するだけの同盟国・友好国との共同活動がどのような効果をもたらすのか、懸念されることも多いため、今後の行方を注視していく必要がある。2021 年 12 月 11 日で中国は WTO 加盟 20 周年を迎えたが、中国は依然として WTO のルールを守らず、WTO の基本理念である市場経済には至っていないとの評価が多い。バイデン政権 2 年目の 2022 年は、中国の構造的問題の是正がバイデン政権にとってますます大きな問題になるとみられる。

なお、2021 年 10 月 8 日の USTR の発表によると、タイ代表は劉鶴副首相と同日、オンラインで会談し、新たな協議の開催で合意し、近く協議に入ることになったと報じている。

第 4 節 1964 年通商拡大法 232 条問題

1. 恣意的なトランプ前政権の 232 条援用

米国の国家安全保障という名目で 1964 年通商拡大法 232 条を輸入制限の手段に使ったことは、トランプ政権の最悪の通商政策であり、鉄鋼とアルミに対する追加関税を米国の同盟国・友好国に課したことは、トランプ前政権がバイデン政権に遺したやっかいな負の遺産である。

1962 年に 232 条が制定されて以降、トランプ政権以前までの 55 年間に 232 条調査が行われたのはイラン産、リビア産の輸入原油など僅か 25 件だが、トランプ政権が行った調査は在任 4 年間で 7 件（提訴取り下げの 1 件を除く）と多い（表 2-4）。歴代政権ではレーガン政権の 8 件が最多だが、1 期 4 年で平均すると、トランプ政権の件数はレーガン政権の 2 倍である。

件数の多さだけではない。トランプ政権の 232 条発動は極めて恣意的で安全保障の目的

を越えている。その代表的な例が 2019 年 2 月、大統領に報告書が提出された自動車・同部品である。トランプ前大統領は対応措置として USTR 代表に日本や EU との輸入規制交渉を命じたが、USTR は交渉を行わなかったため、232 条による輸入調整措置は実施されずに終わった。しかし、この 232 条調査を行うとほのめかすことによって、韓国などとの貿易交渉で相手国を脅し、譲歩を引き出す手段に使われた。さらに大統領に提出された報告書の公開を理由も明言せずに拒否し続けたことも極めて異常であった。報告書が公表されたのはバイデン政権になってからである。

結局、7 件の 232 条調査のうち、トランプ前政権が輸入を規制したのは、鉄鋼に 25%、アルミに 10%の追加関税を課した 2 品目だけであった。追加関税は 2018 年 3 月から実施されたが、WTO ルール違反の対米輸出自主規制を受け入れた国を追加関税賦課の対象外¹⁹とするなど不当なものである。EU は米国の 232 条発動は GATT21 条（安全保障例外）にも反し、実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定 8 条に基づく対抗措置を実施し、232 条による追加関税の撤廃を米国に求め続けた。

表 2-4 トランプ政権以降の 232 条調査と大統領決定

政権	調査品目	調査開始	大統領への報告書提出	報告書の一般公表	大統領決定	決定日
トランプ	1 鉄鋼	2017.4.19	2018.1.11	2018.2.16	特定国に追加関税25%賦課	2018.3.8
	2 アルミニウム	2017.4.26	2018.1.22	2018.2.16	特定国に追加関税10%賦課	2018.3.8
	3 自動車・同部品	2018.5.23	2019.2.17	2021.7.6	EU、日本等と輸入規制協定締結をUSTRに指示	2019.5.17
	4 ウラン鉱石・同製品	2018.7.18	2019.4.14	2019.4.14	輸入制限措置実施せず	2019.7.12
	5 スポンジチタン	2019.3.4	2019.11.29	2019.11.29	同上、作業部会で検討	2020.2.27
	6 変圧器用方向性電磁鋼	2020.5.4	2020.10.15	2021.7	米、墨政府のモニタリング実施で合意	2020.11.5
	7 移動式クレーン	2020.5.6	提訴者が取り下げ			
	8 バナジウム	2020.5.28	2021.2.22	2021.7	輸入制限措置実施せず	不明
バイデン	9 ネオジム磁石	2021.9.21	(2022.6.18)			

注1. 自動車・同部品およびバナジウムの報告書はバイデン政権が公表。

注2. バナジウムの「大統領への調査報告書提出」は不明のため、報告書に付された日付とした。

注3. ネオジム磁石の大統領への報告書提出日は232条の規定から算出（本文参照）。

資料：BIS-DOC, CRS Reports, Thompson Hine LLP.

2. 232 条関税を撤廃できず、TRQ に移行

TTC の第 1 回会合で、米国と EU は 232 条に基づく追加関税（232 条関税）の撤廃で一

致したが、「ミドルクラスのための、そして労働者中心主義の貿易政策」を掲げるバイデン政権は国内鉄鋼、アルミ業界の輸入規制要求を抑えられず、トランプ前政権の 232 措置を完全に撤廃することはできなかった。取った措置は関税割当 (TRQ) である。しかも、この TRQ は、トランプ前大統領が離任の前日 (2021 年 1 月 19 日)、アブラハム合意²⁰によってイスラエルと国交を正常化した UAE に恩賞として与えたもので、翌 1 月 20 日に就任したバイデン大統領が 2 月 1 日、大統領布告によってこの TRQ を撤回し、10%の追加関税賦課に戻したいわく付きのものである。

米国と EU は 2021 年 10 月 31 日、米国は 232 条関税の適用を中止して TRQ を 2022 年 1 月 1 日から実施し、EU は一部の米国品に課していた対米報復関税を停止する、また両国はこれに係わる WTO の紛争解決手続きも中止することでも合意した。無関税となる輸入枠は鉄鋼が 330 万トン、アルミの未加工品が 1.8 万トン、同半加工品が 36.6 万トンで決着した²¹。

なお、鉄鋼、アルミに対する 232 条関税は、米国が適用除外とした国および数量割当を合意した国 (注 19 参照) 以外のすべての輸入相手国が対象になるため、商務省は日本や英国などと TRQ 交渉を進めている。

3. バイデン政権が調査を開始したネオジム磁石

レモンド商務長官は 2021 年 9 月 21 日、サプライチェーン見直しの取り組みに関連して、ネオジム磁石 (Neodymium Magnets) について 232 条調査を開始した。232 条の規定により商務長官は調査開始から 270 日以内に取りべき措置を盛り込んだ報告書を大統領に提出する。ネオジム磁石の調査は 2021 年 9 月 21 日に開始されたため、報告書は 270 日後の 2022 年 6 月 18 日までに大統領に提出される。232 条はその後の日程を、報告書受領後 90 日以内に大統領による輸入調整措置 (禁輸、関税引き上げ、輸入数量制限等) の決定、15 日以内に実施と規定している。

ネオジム自体はレアアースの一種で、米国はネオジム磁石の全量を輸入に依存し、中国からの輸入が全体の 7 割を占める。ネオジム磁石は戦闘機やミサイル誘導システムなど防衛機器、電気自動車や風力タービン、コンピューターのハードドライブや音響機器など幅広く使用されている。GM はネオジム磁石に追加関税を課せば米国内の電気自動車の製造コストは上昇し、米国外の生産を奨励する可能性があるとの見解を商務省に提出した。EU はネオジム磁石に対する関税賦課は WTO の「安全保障例外」に反するとして米国に

警告し、カナダ、日本、オーストラリアも米国との緊密な安全保障関係に害するとして輸入規制などの実施に反対している²²。

第5節 米国のTPP復帰問題とインド太平洋経済枠組構想

1. 中国のCPTTP加盟申請とバイデン大統領の対応

トランプ前大統領が大統領就任直後、永久離脱したTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、米国を除く11か国によってCPTTP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）として復活し、協定の批准日順にメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6か国で2018年12月30日発効した。その後、ベトナムおよびペルーが協定を批准し、批准国は現在8か国となっている。

その後、バイデン大統領がAUKUS創設を発表した翌日の2021年9月16日、中国が突然CPTTPへの加入を正式に申請し、1週間後の23日台湾がこれに続いた。中国の加盟申請に対して、サキ米大統領報道官は9月16日の記者会見で、記者の質問に答えてバイデン政権の考え方を次のように説明している²³。

- ① バイデン大統領は当初からTPPに再加入しないことを明確にしている。
- ② CPTTP協定は労働と環境に関する規定が十分ではない。
- ③ 中国がCPTTPに加入できるか否かは加盟国が決めることで、米国は関与しない。
- ④ インド太平洋におけるより強固な経済的パートナーシップの構築には貿易だけではない一連の選択肢がある。
- ⑤ インド太平洋地域における経済的連携については他の国々とも協働し、再交渉の機会があれば討議に参加する。

2. TPP復帰論者のバイデン批判

中国のCPTTP加盟申請に対するバイデン大統領の対応について、米国のTPP復帰論者はバイデン大統領を批判している。その代表例として2人の主張をみてみよう。前者はリチャード・ハース外交問題評議会会長、後者はピーターソン国際経済研究所（PIIE）の創設者、フレッド・バーグステンである。

ハースト：バイデン政権はWTOの強化、新たな貿易協定交渉、CPTTPなど既存の協定へ

の参加が圧倒的な経済的、戦略的意味合いを持っているにもかかわらず、ほとんど関心を示していない。協定の外側に身を置くことは、米国がインド太平洋経済秩序の傍観者となり下がり、国境炭素税構想の推進、あるいは中国に対する経済的拮抗力となる機会を失うことを意味する²⁴。

バーグステン：バイデン大統領は国内経済を整備するまで新たな貿易協定は結ばないと言っているが、そんなことをしていたら中国が先に CPTPP に入ってしまう、中国が米国の加盟に拒否権を行使するかも知れない。米国がアジアの有力な経済グループに参加しないということは、CPTPP 加盟国となる中国にアジアを手渡してしまうことになる。米国は直ちに CPTPP に加盟を申請し、議会に参加を説得すべきだ。CPTPP 加盟は、バイデン大統領が決定する最も重要な外交、経済政策となるであろう²⁵。

3. インド太平洋経済枠組構想とは何か

TPP 復帰を求める米国のビジネス界および専門家の主張に対して、バイデン大統領が構想し、検討を進めているのが「インド太平洋経済枠組」(The Indo-Pacific Economic Framework、略称 IPEF) 構想である。前述したように 2021 年 9 月 16 日の記者会見で、サキ大統領報道官が「インド太平洋におけるより強固な経済的パートナーシップの構築には貿易だけではない一連の選択肢がある」と述べたのは、この IPEF 構想を念頭に置いてのことであろう。

「バイデン大統領は 10 月、インド太平洋経済枠組を創設するための協議をインド太平洋のパートナー諸国と開始する」と報じた現地新聞報道²⁶から、ホワイトハウスでこの構想の検討が始まったのは、中国が CPTPP に正式に加盟申請を行う以前だと思われる。その後、レモンド商務長官とタイ通商代表は 11 月、日本など東アジア諸国を歴訪したが、その際、各国の閣僚にこの構想について説明し、協議したとレモンド長官は述べている。この歴訪の途次、日米両国は「日米通商協力枠組」(U.S.-Japan Partnership on Trade) を締結したが、これは「インド太平洋経済枠組」の一環として位置づけられているものと思われる(前述の第 2 節 3 (1) 参照)。

レモンド長官は 11 月 17 日、シンガポールで第 4 回ブルームバーグ新経済フォーラムに参加し、「IPEF 構想は、より正式な形で 2022 年の初頭に発表される」と述べ、「私がここにいるのは、議論を始め、根回しをするためだ」と述べている。また、「東アジアの多くの人たちが米国の TPP 復帰を望んでいるのは明らかだが、様々な理由で米国は TPP には

復帰しない」、「この枠組は中国に対抗するものではなく、ここ数年（トランプ政権下では）そうではなかったが、米国と長年にわたるインド太平洋のパートナー諸国との強靱な商業的、経済的関係を発展させるためのものだ」と述べている²⁷。

具体的にこれがどのような内容の構想なのか、2022年初頭²⁸の発表を見るまでは推測するしかないが、タイ通商代表は2022年1月12日、アイルランドのダブリンにあるシンクタンク、IIEA（The Institute for International and European Affairs）による講演（オンライン）で、「インド太平洋経済枠組は米EU間のTTCと対象領域も意図も類似したものだ」と述べている。TTCは米EU間の貿易・投資の促進、技術開発と保護等による競争力の強化と繁栄の促進を図ることを主な目的とし、技術標準、気候、サプライチェーンの強靱化など10分野に作業部会が設けられた（第2節2（2）参照）。

また、この講演で、聴衆から「TTCはより公式な貿易協定に発展するのか」と聞かれ、タイ代表は「TTCは貿易協定に代替するものでも、貿易協定を妨げるものでもない。EU側は、TTCは法的拘束力のある貿易協定には進展しないと言うが、私はその可能性が全くないとは言い切れない」と回答している²⁹。

また、この構想がインド太平洋の経済発展にどう寄与するのかについても、詳細の発表を待つしかない。しかし、現時点ではっきりしていることは、バイデン大統領が2021年6月末で失効した米国の大統領貿易促進権限を失効したままであることである（表2-5）。新たな貿易促進権限法を制定しないということは、上述のタイ代表の発言が示唆するように、この枠組は当面、関税、非関税障壁の引き下げ、撤廃などを目指すものではなく、議会の承認が必要な自由貿易協定的なものではないということである。

レモンド商務長官は、「IPEFは、伝統的な貿易協定を超える枠組になりうる」と述べているが、伝統的な貿易協定を「超える」枠組とは、経済統合を目指すということではなく、中国などの市場歪曲的措置の是正、半導体などのサプライチェーンの強靱化、デジタル経済化、クリーンエネルギーの促進、労働基準の強化などを促進する多角的な相互協力組織という意味であろう。

米国が英国、韓国など今後加盟国の増加が見込まれるCPTPPにも、また2022年1月1日にアジア太平洋の10か国で発効したRCEP（地域的な包括的経済連携協定）³⁰にも加盟しない状態を続けることは、前述したハース米外交問題評議会会長が指摘するように、「米国がインド太平洋経済秩序の傍観者」であり続けることを意味する。

果たして、CPTPPやRCEPのような自由貿易協定ではなく、ゆるやかな経済枠組であ

る IPEF によって、米国がインド太平洋における経済秩序の強化に主導的な役割を果たしていくことができるのかどうか。米国の動向を注視していかなければならない。

表 2-5 貿易交渉権限法の推移

法の名称	施行日
1930年関税法（大統領の関税交渉権限創設）	1930.6.17
1934年互惠通商協定法（注1）	1934.6.12
1962年通商拡大法	1962.10.11
失効: 1967.7.1～1975.1.2	
1974年通商法（非関税交渉権限、ファストラック権限創設）	1975.1.3
1979年通商協定法	1979.7.26
1984年通商関税法	1984.10.30
1988年包括通商競争力法	1988.8.23
失効: 1994.4.16～2002.8.5	
2002年TPA法（ファストラック権限をTPAに名称変更）（注2）	2002.8.6
2015年TPA法	2015.6.29
失効: 2021.7.1	

注1: 1934年互惠通商協定法は11回更新され、1962年通商拡大法に引き継がれた。

注2: TPAはTrade Promotion Authority（貿易促進権限）。

出所: 各種資料から筆者作成。

おわりに

バイデン大統領は国内的な要因もあって CPTPP に参加せず、新たに IPEF によってインド太平洋諸国との経済関係を強化する方針をとった。しかし、「枠組」だけでは関係強化を深化させることは困難である。IPEF に一部法的拘束力をもたせて、米国が経済関係の強化にリーダーシップを発揮していかなければ、米国とインド太平洋諸国との関係強化は望めない。

一方、2022年11月8日に行われる中間選挙では、任期2年の下院議員は全員改選、任期6年の上院では3分の1の34人（民主党14人、共和党20人）が改選される。1期目の大統領の党は最初の中選挙で議席を減らし、少数党となるのが近年慣例化している。このため、今年の中選挙では上下両院で民主党が少数党に転落する可能性が高い。2022年の中間選挙の結果が2024年の大統領選挙に影響し、再びトランプ前大統領の登場といった事態となれば、米国の国際的信用は地に落ち、米国の復活は期待できない事態に陥ることになるであろう。

2022年の米国の内政と外交は、世界における米国の位置を見通すうえで非常に重要な年となる。

参考資料

- The American Presidency Project (2021), [Biden in Action: the first 100 Days](#), April 30, 2021.
- Americans For Free Trade (2021), [Letter to Speaker Pelosi and Leader McCarthy on House Action on USICA, Section 301 Product Exclusions Process](#), June 30.
- Bergsten, C. Fred (2021), [Op-ed: President Biden is confronted with an urgent choice on China and trade](#), Yahoo Finance, September 29.
- Bown, Chad P. (2021), PIIE Charts, [US-China phase one tracker: China's purchases of US goods](#), As of November 2021, December 23.
- Haass, Richard (2021), [The Age of America First – Washington's Flawed New Foreign Policy Consensus](#), Foreign Affairs, November/December.
- Inside U.S. Trade (2021), NSC's Campbell: ASEAN work among 'most important initiatives' in 2022, December 3, 2021.
- Inside U.S. Trade (2022a), Tai sees 'parallels' between Indo-Pacific Economic Framework, U.S.-EU TTC, January 14.
- Inside U.S. Trade (2022b), Eyes on Asia: Tai talks framework with South Korea; Taiwan asks to join, January 21.
- The Japan Times (2021), [U.S. likely to launch new Asia economic framework in 2022, commerce chief says](#), November 17.
- POLITICO Weekly Trade (2022), January 10.
<https://mail.google.com/mail/u/0/?tab=rm#inbox/FMfcgzGmtNfsRNqJKqnklqHKWVdKBpMR>
- U.S. Department of Energy, [Federal Tax Credits for New All-Electric and Plug-in Hybrid Vehicles](#)
- USTR (2021a), [USTR Announces Joint U.S.-E.U. Cooperative Framework for Large Civil Aircraft](#), June 15.
- USTR (2021b), [U.S.-E.U. Trade and Technology Council \(TTC\)](#), September 19.
- USTR (2021c), United States and Japan Announce The Formation of The U.S.-Japan Partnership on Trade, November 17.
- USTR (2021d), [Remarks As Prepared for Delivery of Ambassador Katherine Tai Outlining the Biden-Harris Administration's New Approach to the U.S.-China Trade](#)

[Relationship](#)”, October 4.

- ・ USTR (2021e), [Fact Sheet: The Biden-Harris Administration’s New Approach to the U.S.-China Trade Relationship](#), October 4.
- ・ The White House (2021), [Remarks by President Biden at the Annual U.S.-ASEAN Summit](#), October 26.
- ・ 経済産業省 (2021a) 「[日米 EU 三極貿易大臣会合について共同声明を公表しました](#)」、11月17日。
- ・ ジェトロ・ビジネス短信 (2021a) 「[バイデン大統領、1.9兆ドルの新型コロナ対策法案に署名](#)」(3月16日)
- ・ ジェトロ・ビジネス短信 (2021b) 「[米国、EUと鉄鋼・アルミ貿易で合意、追加関税に関税割当導入](#)」(11月2日)
- ・ 滝井光夫 (2021a) 「[バイデン大統領の100日間](#)」『世界経済評論インパクト』No.2120 (2021年4月12日)。
- ・ 滝井光夫 (2021b) 「[米国7月議会の焦点：インフラ投資法案の成否](#)」『世界経済評論インパクト』No.2221 (2021年7月12日)。
- ・ 滝井光夫 (2021c) 「[ハードとソフトのインフラ投資法案：注目される下院の対応](#)」『世界経済評論インパクト』No.2270 (2021年8月30日)。
- ・ 滝井光夫 (2021d) 「[米、インフラ投資・雇用法制定：その内容と党内対立](#)」『世界経済評論インパクト』No.2351 (2021年11月29日)。
- ・ 滝井光夫 (2021e) 「米下院が可決したビルドバック・ベター法案：その内容と今後」『世界経済評論インパクト』No.2374 (2021年12月20日)。
- ・ 瀧井光夫 (2022f) 「前政権の負の遺産とバイデン通商政策」『世界経済評論』2022年1・2月号、特集バイデン政権、一年目の評価と展望：期待と懸念。(注：滝井と瀧井は同一人物)
- ・ 田村優衣 (2021)、「バイデン政権の財政政策 発足後100日間の成果と今後の課題」、みずほリサーチ&テクノロジーズ、みずほインサイト、4月30日。
- ・ 山本雄太郎 (2021) 「[自由で開かれたインド太平洋誕生秘話](#)」『NHK政治マガジン』6月30日。

注

¹ 滝井光夫 (2021a)

² The American Presidency Project (2021)

-
- 3 ジェトロ・ビジネス短信 (2021a) の添付資料から算出
- 4 詳細は次を参照。滝井光夫 (2021b)
- 5 詳細は次を参照。滝井光夫 (2021c, d)
- 6 詳細は次を参照。滝井光夫 (2021e)
- 7 US Department of Energy
- 8 Americans For Free Trade (2021)
- 9 USTR (2021a)
- 10 USTR (2021b)
- 11 2021年9月24日付日米豪印首脳共同声明の外務省仮訳は次を参照。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238176.pdf>
- 12 経済産業省 (2021a)
- 13 山本雄太郎 (2021)
- 14 The White House (2021)
- 15 Inside U.S. Trade (2021)
- 16 USTR (2021d)、タイ代表の演説に対するさまざまな評価のひとつは CSIS の Trustee China Hand の下記のサイトで見られる。
<http://csis.org/blogs/trustee-china-hand><http://csis.org/blogs/trustee-china-hand>
- 17 USTR (2021e)
- 18 FT900 によると、米国の対中サービス輸出の前年比は 2019 年 8.9 億ドル増、2020 年 1.9 億ドル減、2021 年は 1-9 月合計が 281 億ドルで 2020 年の年計 404 億ドルから大幅減となっている。
- 19 鉄鋼とアルミの両品目が対象外となった国はオーストラリア、カナダ、メキシコの 3 か国、数量割当が適用されたのは鉄鋼がアルゼンチン、ブラジル、韓国の 3 か国、アルミがアルゼンチン 1 か国。
- 20 2020 年 8 月 13 日に UAE がイスラエルと締結した Abraham Accords.これにより UAE はイスラエルと国交を結んだアラブ諸国ではエジプト、ヨルダンに次ぐ 3 番目の国となった。
- 21 鉄鋼・アルミ過剰生産問題、世界持続可能鉄鋼取り極めなども同時に交渉が開始されたが、これら関連情報はジェトロ・ビジネス短信 (2021b) 参照。
- 22 POLITICO Weekly Trade (2022).
- 23 Press Briefing by Press Secretary Jen Psaki, September 16, 2021.
<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/press-briefings/2021/09/16/press-briefing-by-press-secretary-jen-psaki-september-16-2021/>
- 24 Richard Haass (2021).
- 25 C. Fred Bergsten (2021).
- 26 The Japan Times (2021). この記事の元は Bloomberg, Reuters の発信報道。なお、この記事には書かれていないが、バイデン大統領の「2021 年 10 月の発言」は、2021 年 10 月 27 日、第 16 回東アジアサミット (オンラインで開催) における発言を指している。
- 27 注 26 の記事から引用。
- 28 その後、Inside U.S. Trade (2022b)は、IPEF の詳細の発表がオーストラリア、インド、日本等と交渉した後の 2 月に期待されるとの米政府担当官の発言を伝えている。
- 29 Inside U.S. Trade (2022a).
- 30 韓国の RCEP 加盟発効は 2022 年 2 月 1 日の予定。交渉に参加した国は 15 か国、加盟が現在発効していない国は ASEAN の 4 か国 (インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン)。

第3章 米中デカップリングとサプライチェーン再編 ー中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略ー

杏林大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 理事

馬田 啓一

要約

- ・ バイデン政権はトランプ前政権の対中強硬策を引き継ぎ、米中デカップリングを進める一方、経済安全保障の観点から米国の対中依存脱却のためにサプライチェーンの再編に取り組んでいる。バイデン大統領は 2021 年 2 月の大統領令で、①半導体、②電気自動車用のバッテリー、③医薬品、④レアアースを含む重要鉱物の 4 分野について、サプライチェーンの強化に向けた対策案を提出するよう指示、6 月に報告書が発表された。サプライチェーン戦略の特徴は、米国単独ではなく同盟国・友好国との連携強化を通じてサプライチェーンの脆弱性を克服しようとしている点だ。
- ・ 「中国外し」に危機感を抱いた中国も巻き返しに動く。「双循環」と呼ぶ内需に軸足を置いた新たな発展モデルの構築に着手し、「自立自強」と呼ばれる米国の政策に影響されない独自のサプライチェーンづくりを目指す。注目すべき点は、習近平政権が、他国による供給遮断に対する「反撃力」と「抑止力」を強化するためサプライチェーンの対中依存度を高めようとしていることだ。
- ・ 国内対策を優先し、貿易協定の締結など積極的な通商戦略を「封印」してきたバイデン政権だが、ここにきて中国がアジアの通商秩序を主導する事態になりかねず、危機感を強めている。RCEP（地域包括的経済連携）が 2022 年 1 月に発効することが決定したのを受けて、中国が RCEP の次を見据えた布石を立て続けに打ち出したからだ。2021 年 9 月に CPTPP（包括的かつ先進的な環太平洋経済連携協定）、11 月に DEPA（デジタル経済連携協定）への参加を申請した。いずれもバイデン政権が進めるサプライチェーン戦略に風穴を開け、対中包囲網を破るための中国の「究極の自衛策」だと言える。
- ・ TPP 離脱の空白をどう埋めるか、通商戦略に手詰まり感が強まる中、バイデン政権はインド太平洋の経済枠組みづくりに活路を見出そうとしている。米国の選択肢の一つとして、人工知能（AI）に関する規律を盛り込むなど最新のルールと言える DEPA への米国参加の可能性に注目が集まっている。P4 から TPP へと拡大したように、米国の参加をきっかけに、DEPA を軸とした拡大劇が再現するのを期待しているからだ。だが、もたもたしている間に DEPA への参加申請は中国に先を越されてしまい、中国抜きで協定に拘る米国が DEPA に合流する可能性は小さくなった。

- ・ 中国の動きに危機感を強めたバイデン政権では、レモンド米商務長官とタイ USTR（米通商代表部）代表が 2021 年 11 月の訪日を皮切りにアジア歴訪を行うなど、同盟国や友好国との結束を強めるのに躍起となっている。レモンド氏は、サプライチェーンやデジタル、インフラなどを念頭に TPP に代わる新たな枠組みを作る意向を明らかにしているが、その具体的な構想はまだ固まっていないようだ。バイデン政権が国内事情を理由に問題の先送りを続ければ中国に付け込まれるだけだ。通商戦略の「封印」を解くのは今しかない。

はじめに

バイデン政権の通商戦略が中国に揺さぶられている。国内対策を優先し、貿易協定の締結など積極的な通商戦略を「封印」してきたバイデン政権だが、ここにきて中国がアジアの通商秩序を主導する事態になりかねず、危機感を強めている。

RCEP（地域包括的経済連携）が 2022 年 1 月に発効することが決定したのを受けて、中国が RCEP の次を見据えた布石を立て続けに打ち出したからだ。2021 年 9 月に CPTPP（包括的かつ先進的な環太平洋経済連携協定）、11 月に DEPA（デジタル経済連携協定）への参加を申請した。

バイデン政権はトランプ前政権の対中強硬策を引き継ぎ、米中デカップリング（分断）を進める一方、新たに経済安全保障の観点から、米国の対中依存脱却のためにサプライチェーン（供給網）の再編に取り組んでいる。バイデン大統領は中国を「戦略的競争相手」と位置づけ、重要部材のサプライチェーンを見直す大統領令にも署名した。

「中国外し」に危機感を抱いた中国も巻き返しに動く。中国は「自立自強」と呼ばれる米国の政策に影響されない独自のサプライチェーンづくりに動き出すなど、米国に対抗するための体制固めを進めている。

注目すべきは、習近平政権が供給遮断に供給遮断で対抗する「反撃力」と、供給遮断を思いとどまらせる「抑止力」を持つことを目指している点だ。CPTPP と DEPA への参加申請は、バイデン政権が進めるサプライチェーン戦略に風穴を開け、対中包囲網の構築を阻止するための中国の「究極の自衛策」だと言える。

TPP 離脱の空白をどう埋めるか、通商戦略に手詰まり感が強まる中、バイデン政権は中国に対抗するため、サプライチェーンやデジタル、インフラなどを念頭に TPP に代わる枠組みづくりに活路を見出そうとしているが、その具体的な構想はまだ固まっていないようだ。バイデン政権は、果たして通商戦略の「封印」を解くことができるか。

本報告では、デカップリングとサプライチェーン再編をめぐる米中の攻防について、その背景と今後の展望について考察する。

第 1 節 バイデン政権のサプライチェーン戦略

1. バイデン政権の新たな対中強硬策

政権交代により米国の対中政策が軟化するのではないかとの観測もあったが、その観測を払拭するかのよう、バイデン政権ではトランプ前政権の対中強硬策が引き継がれ、追加関税（通商法 301 条）、政府調達禁止（NDAA2019）、対米投資規制の強化（FIRRMA）、輸出管理の強化（ECRA）、チャイナ・イニシアティブの強化など、前政権の政策を踏襲している¹。

表 3-1 前政権から引き継がれた主な対中強硬策

追加関税	1974 年通商法 301 条(不公正貿易の制裁条項)に基づき、中国による知的財産権侵害への制裁として追加関税を発動。
政府調達禁止	国防授權法(NDAA)2019 に基づき、中国ハイテク 5 社の製品の政府調達を禁止。その後、5 社の製品を使う企業も米政府との取引禁止。
対米投資規制強化	外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)に基づき、対米外国投資委員会(CFIUS)の権限強化し、米技術が中国に流出する懸念の高い投資の審査を厳格化。
輸出管理強化	輸出管理改革法(ECRA)に基づき、「エンティティ・リスト」に掲載された製品・部品の対中輸出禁止。
チャイナ・イニシアティブ	中国による企業秘密の窃盗やスパイ活動などの取り締まり強化。米国内の企業、大学・研究機関に所属する中国人に対する締め付け強化。

(資料) 馬田 (2021a) に基づき、筆者作成。

バイデン政権は、中国を安定的で開かれた国際秩序に対抗しうる「戦略的競争相手」と位置づけ、中国に対する牽制を強めている。しかし、対中強硬姿勢をとるバイデン政権の対中アプローチは、前政権とはだいぶ違う。

第 1 に、米国単独でなく同盟国や友好国と連携して対中包囲網の構築を目指す。前政権の「米国第一主義」によって冷え込んだ同盟国・友好国との関係を修復し、主要先進 7 か国会合 (G7) や、「クアッド (Quad)」と呼ばれる日米豪印 4 か国による戦略対話など、国際協力の枠組みを推し進めている。

第 2 に、気候変動問題などの分野では中国との協調の可能性を模索する一方、人権や民主主義の価値観を重視し、新疆ウイグル自治区での人権問題や香港の民主政治への介入問題に対してはより厳しい姿勢で臨んでいる。米中の対立は、市場主義と国家資本主義、民

主義と権威主義との争いの様相を強めている。

第 3 に、バイデン政権が前政権と比べて対中強硬策という観点から注力するのは、サプライチェーンの見直しであろう。米中デカップリングを進める一方で、経済安全保障の観点から、米国の対中依存から脱却するために、サプライチェーンの再編に取り組む。米国単独でサプライチェーンの問題に対処することはできず、同盟国や友好国との協力により脆弱性の克服を目指す。

こうした新たな対中アプローチは、2つの点から大きな意義を持っている。

第 1 に、人権や安全保障などの分野で、多くの国が参加して対中包囲網が形成されることを、中国は警戒している。とくにこれまで「非同盟」を伝統とするインドが、クアッドという 4 개국協議の枠組みに加わったことの意義は大きい。中印の離反が現実味を帯びることは中国にとって不都合なことだ。

第 2 に、対中外交において米国と一線を画していた EU が対中包囲網の構築に参加したことも重要だ。英国、フランス、ドイツはインド太平洋地域へ艦艇を派遣し、中国の海洋進出を牽制している。また、EU は 2021 年 3 月、ウイグル族に対する人権侵害を理由に中国当局者に制裁を科すことを決定、米国、英国、カナダも足並みを揃えるなど、欧米諸国がインド太平洋の安定や人権問題で連携して中国に対峙することになった。

2. バイデン政権によるサプライチェーンの見直し

バイデン大統領は 2021 年 2 月、米国のサプライチェーンの再構築に向けて大統領令を発令した²。大統領令によって、サプライチェーンの脆弱性が問題となる分野を特定し、①半導体、②電気自動車（EV）用のバッテリー、③医薬品、④レアアースを含む重要鉱物の 4 分野について、それぞれ商務省、エネルギー省、保健福祉省、国防総省の 4 長官に対して、サプライチェーンの強化に向けた対策案を 100 日以内に提出するよう指示した。経済安全保障上の理由から、中国に依存しないサプライチェーンを構築しようというのが大統領令の狙いである。

6 月、250 頁に及ぶサプライチェーン強化に向けた報告書を発表した³。報告書は冒頭で、米国のサプライチェーンが脆弱となった要因として、①不十分な米国内の生産能力、②不完全なインセンティブと短期主義的な市場、③同盟国・友好国、競争国の積極的な産業政策、④グローバル・ソーシングの地理的集中、⑤限定的な多国間協力の 5 点を挙げている。

表 3-2 米国のサプライチェーン強化策の主な項目

<p>■重要製品のサプライチェーン脆弱性への対応(即応的な措置)</p> <p>①半導体不足に対応するための産業界、同盟国・友好国との連携 ②先端バッテリーの国内サプライチェーンの確保 ③重要医薬品の国内製造支援 ④重要鉱物の国内外での持続可能な生産・加工のための投資</p>
<p>■サプライチェーン強化に向けた長期的戦略</p> <p>①米国の生産・イノベーション能力の再構築 ②労働者に投資、持続可能性を重視、質を高める市場の形成支援 ③重要製品の購買者・投資家としての政府の役割拡大 ④執行を含めた国際貿易ルールの強化 ⑤グローバル・サプライチェーンの脆弱性を減殺するための同盟国・友好国との協働</p>

(資料) ジェトロ (2021) に基づき、筆者作成。

バイデン政権のサプライチェーン戦略に見られる特徴は、米国がサプライチェーンの脆弱性に単独で対処することはできないことを認め、EU、日本、豪州、台湾、韓国、インドなど同盟国・友好国との連携強化や、G7、クアッドなど多国間協力の枠組みを前提として脆弱性を克服する方針を明らかにした点である。

なお、報告書はサプライチェーンを強化するだけでなく、米国の産業基盤を強化するために6つの提案をしている。具体的には、①半導体の生産能力と研究開発 (R&D) への資金提供 (500 億ドル)、②EV 普及のためのインセンティブの拡大 (200 億ドル)、③先進的なバッテリー生産を支援するための資金供与、④サプライチェーン回復プログラムの作成 (500 億ドル)、⑤国防生産法に基づく重要物資の生産能力拡大、⑥次世代バッテリーの開発投資である。

3. 見直しの最優先は「半導体」

米国のサプライチェーン見直しの最優先課題は「半導体」である。その理由として3点挙げられる。

第1に、半導体が米国内で不足し、需要が今後も増加することが見込まれる中で、半導体生産における米国の世界シェアが低下しているからだ。米国半導体工業会 (SIA) によれば、1990年に37%だったが2020年には12%、30年には10%にまで低下すると予想している⁴。半導体はあらゆる技術や産業の基礎を支えており、今後ますますその重要性が高まるだけに、これは米国の経済安全保障にとって極めて深刻だ。

第2に、半導体の生産が自然災害や地政学のリスクが高い東アジアに偏在しているから

だ。世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生をきっかけに、半導体サプライチェーンの遮断を引き起こし、こうした半導体サプライチェーンの脆弱性が露呈した。

第 3 に、半導体は軍事技術の強靱性に直結するため、戦略的競争関係にある中国に、半導体サプライチェーンを握られるのを見過ごすことはできないからだ。半導体生産で高いシェアを持つ台湾の安全保障が中国に脅かされるならば、米国の半導体サプライチェーンは強靱とはいえない。

さて、半導体の国内生産能力の拡大については、台湾積体回路製造（TSMC）やサムスン電子、インテルがそれぞれ米国内に工場を建設する意向を表明しており、一定の成果が見られる。しかし、半導体サプライチェーンは米国内に生産回帰すればそれで済むというわけではない。すべて米国内にシフトすれば、自動車やスマートフォン、パソコン、家電製品など、製品コストが大幅に増加するのは必至だ。米国製品の価格競争力を維持するためには、グローバルなサプライチェーンと世界市場へのアクセスは維持されるべきである。

4. 対中包囲網の強化に向けて連携拡大

バイデン政権による対中強硬姿勢の強化を象徴する政策が、サプライチェーンからの中国の締め出し強化である。バイデン政権にとっては、中国が半導体やバッテリーなどの先端技術の開発、レアアースなどの重要資源の確保を国家主導で強化していることは、経済安全保障上の大きな脅威だ。

このため、バイデン政権はサプライチェーンの強化を話し合う二国間及び多国間の首脳会合を次々と主導、対中包囲網の構築に向けた同盟国との連携強化を図っている。とくに G7 とクアッドの首脳会合は中国の警戒と反発を誘っている。

表 3-3 サプライチェーンの強化を話し合った主な首脳会合

2021 年 4 月 16 日	日米首脳会談、対中戦略の擦り合わせ
5 月 21 日	米韓首脳会談
6 月 11 日	G7 サミット、経済で対中包囲網
6 月 15 日	米欧首脳会談、「通商・技術協議会 (TTC)」を設置
9 月 24 日	日米豪印 4 か国 (クアッド) 首脳会合
10 月 31 日	G20 サミット後、15 か国・地域 (中露除く) の首脳会合

(資料) 筆者作成。

2021年6月に英国で開催したG7サミットは、バイデン大統領が同盟国との関係を重視する姿勢に転換、トランプ前大統領によって亀裂が入ったG7の再生を印象づけた。首脳宣言では、安全保障、人権、経済など幅広い分野で中国を牽制した。

安全保障では、台湾海峡の平和と安定の重要性を首脳宣言に初めて盛り込み、EUとも足並みを揃えていくことを確認した。背景には、欧州に広がる中国離れと台湾重視がある。

半導体など経済安全保障にかかわる分野では、G7が協調する形でサプライチェーンの脆弱性に戦略的に取り組んでいく必要があるとし、政府による支援や多国間の連携を強め、中国に対抗していく姿勢を示した。

また、9月には、対面でのクアッド首脳会合をワシントンで開催し、新型コロナウイルス感染症対策、インフラ支援、先端技術既発、宇宙・サイバーセキュリティなどの取り組みにおいて日米豪印の4か国が連携する方針を確認するなど、一定の成果を上げている。

このうち、先端技術の分野では、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する共同イニシアティブを立ち上げた。

表 3-4 クアッド首脳による共同声明の骨子

海洋安全保障	海洋秩序への挑戦に対抗
先端技術開発	半導体のサプライチェーン構築で協力
宇宙・サイバー	重要インフラを狙うサイバー攻撃への対応で連携 衛生データを共有、宇宙空間の利用ルール
インフラ支援	持続可能なインフラ開発を推進
新型コロナ	途上国へのワクチン供給で協力

(資料) 外務省資料に基づき、筆者作成。

第2節 包囲網に反発する中国の対抗策

1. 中国経済の新たな発展モデル：双循環戦略

「中国外し」に危機感を抱いた中国も巻き返しに動く。2021年3月の全国人民代表大会(全人代)で採択された「第14次5か年計画」(2021~25年)では、中国経済の新たな発展モデルだとして、双循環論が柱の一つに位置付けられている。同計画の中で「経済安全保障」に関する政策として、サプライチェーンの再編に言及し、「国内循環を主体とし、

国内と国際の 2 つの循環が相互に促進する双循環戦略」に取り組むとしている。「国内循環を主体」とわざわざ付け加えているのは、外需に依存しない内需主導型への政策転換を意味する。

中国は 1970 年代末に改革開放に転換してから、豊富な労働力と低賃金という優位性を生かして、技術や部品を海外に大きく依存する加工貿易をテコに発展してきた。しかし、近年、米中デカップリングによって国際循環に頼った発展戦略の限界が露呈されている。その対策として、習近平政権は双循環戦略を打ち出した。国際循環への依存を減らし、生産・分配・流通・消費からなる国内循環の強化を目指している。

サプライチェーンの安定が新たな発展の基礎であるとの認識にもとづいて、サプライチェーンの強化に取り組む方針である。その具体策として内需シフトを進めて中長期的に中国経済の自立を進める戦略と見られる。

2. 「自立自強」で米国に対抗する中国

米中対立が激化する中で、米国の先端技術から遮断されつつある中国は独自の技術と産業標準を構築するために、「中国標準 2035」を打ち出した。中国は先端技術における米国からの自立を目指して、より積極的にサプライチェーンの構築を図っている。

「第 14 次 5 か年計画」では、サプライチェーンの優位性が米中の覇権争いの行方を左右するという考えが示された。サプライチェーンをめぐる米国との攻防を強く意識した同計画では、科学技術の「自立自強」を進めるとしている。米中デカップリングにより海外からの先端技術の導入が困難になってきている中で、「自立自強」は、独創的なイノベーションを促すことで競争力を強め、欧米で進む「脱中国依存」に揺るがない自立的な経済発展を目指す。

同計画が最重視するのは基礎研究だ。人工知能（AI）、量子情報、半導体、脳科学、遺伝子・バイオテクノロジー、臨床医学・ヘルスケア、宇宙・地球深部・極地観測の先端 7 分野を重点に、研究開発費における基礎研究の比率を全体の 8%以上に引き上げる方針を示すなど、政府が主導する形で科学技術力の強化を目指す。とくに、米国から狙われた半導体については、材料や製造装置の技術開発に力を入れ、米国などの制裁に対応できるように、より確実なサプライチェーンの構築を目指している。

このように、同計画には、「イノベーションを通じてサプライチェーンにおける優位性を高めることでバイデン政権に対抗する」という習近平政権の目論見が投影されている。

3. 「自立自強」は習近平の思惑通りに進むか

中国が「自立自強」によりサプライチェーンに対する支配力を高め、「反撃力」や「抑止力」を備えるならば、バイデン政権が進めるサプライチェーンの再構築は難しくなる。だが、「自立自強」は習近平政権の思惑通りに進むのだろうか。

「中国製造 2025」では国内消費に対する国内生産の割合である自給率を 2020 年に 40%、25 年に 70%に引き上げる目標が掲げられた。しかし、半導体の立ち遅れが目立っており、中国の半導体の自給率は 20 年で 16%、25 年でも 20%程度と予測され、目標を大幅に下回っている⁵。

中国の半導体は生産過程の下流である大量生産品を作るところに強みがあり、製造装置のように戦略的に重要な技術分野では十分な競争力をまだ持っていない。このため、中国の半導体は外資や輸入への依存度が高く、半導体サプライチェーンの安定性が懸念される状況にある。

中国の経済発展は急速に拡大したグローバルなサプライチェーンに積極的に参加することによって実現したものである。習近平政権が目指す「自立自強」は、世界最大の産業集積と、規模と成長力を兼ね備えた消費市場という中国の特徴を生かすことにつながらず、中国経済の成長を下押しする恐れがあるなど、経済的コストは非常に大きいと言える。

4. 中国が目指すサプライチェーン：反撃力と抑止力

習近平政権が、供給遮断に供給遮断で対抗する「反撃力」と、供給遮断を思いとどまらせる「抑止力」を持つことを目指している点は注目すべきだ。米国の対中制裁に闇雲に従うと、中国の「エコノミック・ステイトクラフト（経済的圧力）」に直面し、豪州の二の舞となる恐れが出てきた。

2020 年 4 月に開催された中国共産党中央財經委員会における講和で、習近平総書記はサプライチェーン構築の狙いを次のように述べた。「中国は市場規模や技術力によって、国際的なサプライチェーンにおける中国への依存度を高めることができれば、他国による人為的な供給遮断に対する強力な反撃力と抑止力を形成することができる。」

中国が重要産業における「キラー技術」を掌握し、高速鉄道、電力整備、新エネルギー、通信機器などのサプライチェーンの支配力を高めることができれば、各国の中国依存は深まり、中国は対立する国による供給遮断に対して対抗できる。なお、キラー技術とは、特

許などの知的財産権が取得できる独自技術を指す。現在、世界で普及が進む第 5 世代移動通信システム（5G）にかかわる技術がその代表例である。

第 3 節 中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略

1. バイデン政権の尻に火を付けた中国

バイデン政権の通商戦略が中国に揺さぶられる事態となっている。国内経済の再生と雇用拡大など国内対策を優先し、環太平洋経済連携協定（TPP）への復帰を含め貿易協定の締結を含む通商交渉を後回しにするなど、積極的な通商戦略を「封印」してきたバイデン政権だが、ここに来て、下手をすると中国がアジアの通商秩序を主導する事態になりかねず、危機感を強めている。

日中韓と ASEAN など 15 か国による「地域包括的経済連携（RCEP）」が 2022 年 1 月に発効することが決定したのを受けて、中国が米国の不意を突く形で、RCEP の次を見据えた布石を立て続けに打ち出したからだ。2021 年 9 月に日豪など 11 か国による「包括的かつ先進的な TPP（CPTPP）」、11 月にシンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国による「デジタル経済連携協定（DEPA）」への参加を申請した。

米国不在の枠組みでアジア地域における中国の影響力拡大を狙っているのは明らかだが、CPTPP と DEPA への参加申請は、バイデン政権が進める対中包囲網を破るため、中国のサプライチェーンに多くの国を依存させるのがもう一つの狙いだ。「中国外し」に危機感を抱いた中国が巻き返しを狙った「究極の自衛策」だと言える。

2. 後手に回ったバイデン政権の通商戦略

ところで、バイデン政権内では、当初、中国に対抗するためインド太平洋地域での多国間デジタル貿易協定を締結する構想が検討されていた。国境を越えたデータ利用やデジタル製品の関税の扱いなどを定めるのが、デジタル貿易協定である。TPP 離脱の空白をどう埋めるか、通商戦略に手詰まり感が強まる中、デジタル貿易協定に活路を見出そうというわけだ。

そうした中、米国の選択肢の一つとして、人工知能（AI）に関する規律を盛り込むなど最新のルールと言える DEPA への米国参加の可能性に注目が集まった。P4（パシフィック 4 か国）から TPP へと拡大したように、米国の参加をきっかけに、DEPA を軸とした

拡大劇が再現するかもしれないとの期待があるからだ。

だが、もたもたしている間に DEPA への参加申請は中国に先を越されてしまい、「中国抜き」の協定に固執する米国が DEPA に合流する可能性は小さくなった。デジタル貿易協定構想に関するバイデン政権の意思決定が先送りされてきたのが、事態の悪化を招いた。国務省と国家安全保障会議（NSC）は、戦略的意義が明確なことからデジタル貿易交渉を進めたがっていたが、「労働者中心の通商政策」に重点を置く米通商代表部（USTR）が慎重な構えを崩さず、政権内の足並みが揃っていなかったからだ。

3. バイデン政権は通商戦略の「封印」を解け

中国の動きに危機感を強めたバイデン政権では、レモンド米商務長官とタイ米通商代表部（USTR）代表が 2021 年 11 月の訪日を皮切りにアジア歴訪を行うなど、同盟国・友好国との結束を強めるのに躍起となっている。「米国は同盟国にも鉄砲を打ち込むのか」と激しく非難された米通商拡大法 232 条（国防条項）に基づく鉄鋼・アルミの追加関税の撤廃に向けた日米の交渉開始が決まったのも、その一環である。

レモンド氏は、サプライチェーンやデジタル、インフラなどを念頭に TPP に代わる新たな枠組みとして、「インド太平洋の経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework ; IPEF）」を構築する意向を明らかにしているが、その構想はまだ具体的に固まっていないようだ⁶。TPP 離脱の空白を埋めたい米国が、アジア地域に米国が戻ったことを同盟国や友好国に示すために、インパクトのある新たな枠組みをいつ正式に提示することができるのか。バイデン政権が国内事情を理由に問題の先送りを続ければ、ますます中国に付け込まれるだけだ。通商戦略の「封印」を解くのは今しかない。

参考文献

- ・ 馬田啓一（2021a）「米中対立の新たな構図と日本の役割」石川幸一・馬田啓一・清水一史編著『岐路に立つアジア経済－米中対立とコロナ禍への対応』文眞堂、2021 年 10 月。
- ・ 馬田啓一（2021b）「中国に揺さぶられるバイデンの通商戦略」世界経済評論 IMPACT、No.2346、2021 年 11 月 22 日。
- ・ ジェトロ（2021）「バイデン米政権、重要製品のサプライチェーン強化策発表」ジェトロ・ビジネス短信、2021 年 6 月 10 日。

- ・ 三浦有史（2021）「習近平政権のサプライチェーン戦略－自立自強の実現可能性とリスク」環太平洋ビジネス情報、Vol.21, No.82、2021年8月。
- ・ Semiconductor Industry Association (SIA) (2020), Government Incentives and US Competitiveness in Semiconductor Manufacturing, September 2020.
- ・ White House(2021a), Executive Order on Americas Supply Chains, Presidential Actions, February 24, 2021.
- ・ White House(2021b), Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth, June 2021.

¹ トランプ前政権が打ち出した米国の対中強硬策について、詳細は馬田（2021）を参照。

² White House(2021a)。

³ White House(2021b)。

⁴ SIA（2020）。

⁵ IC Insights（米市場調査会社）の予測。

⁶ 「米、インド太平洋で22年に新たな経済枠組み構築目指す－商務長官」ブルームバーグ、2021年11月17日。「インド太平洋の新経済枠組み、協定でなく柔軟に＝米商務長官」ロイター、2021年11月19日。

第4章 バイデン政権の貿易協定や インド太平洋構想（FOIP）等への対応

株式会社オウルズコンサルティンググループ

チーフ通商アナリスト 福山 章子

要約

安倍首相が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想には米国のバイデン政権も前向きだ。バイデン政権はインド太平洋を重要地域と位置づけ、日本、米国、豪州、インドの4か国で構成される Quad を推進している。2021年9月には米国の働きかけによって Quad 初の対面での首脳会合が開催され、ワクチン、先端技術、インフラ、気候変動等での協力が盛り込まれた。米国はまた、CPTPP への早期復帰が見込まれないなかでインド太平洋地域におけるデジタル貿易協定の締結も企図しているとされる。「アジア太平洋」が国家間の通商枠組みに後押しされるかたちで企業経営の地域セグメントとして確立されていったことは記憶に新しい。これは、昨今の FOIP、Quad などの「インド太平洋」を舞台にした通商枠組みがグローバルビジネスに新たな影響をもたらす動きであるということだ。同時に通商の主役が関税からデジタル、先端技術や「経済安全保障」に移りつつある。ビジネスはこれらの変化を政治・外交のみに留るものと捉えず、事業戦略構築の際に視野に入れるべきだ。

第1節 民主主義の理念を共有する FOIP

1. 安倍首相とトランプ大統領時代のインド太平洋構想

FOIP（Free and Open Indo-Pacific：自由で開かれたインド太平洋）の構想は2016年8月、ケニアで開催された TICAD（アフリカ開発会議）で安倍首相（当時）が「自由で開かれたインド太平洋戦略（Free and Open Indo-Pacific Strategy）外交戦略」を提唱したことが出発点だ。成長著しいアジアと潜在力の高いアフリカを重要地域と位置づけ、インド洋と太平洋でつないだ地域全体の経済成長を目指した。提唱の背景には、日本の ODA（政府開発援助）予算が制限されるなか、日本発のメッセージによって国際社会でのプレゼンスを維持・向上させる意図もあった。なお、FOIP の前身は2006年に麻生外務大臣

(当時)が掲げた「自由と繁栄の孤」とされる。「自由と繁栄の孤」は、日米同盟の強化、中国、韓国、ロシアなど近隣諸国との関係強化に加えた新たな新機軸と位置づけられたもので、ユーラシア大陸の外周で成長している新興の民主主義国を帯のようにつなぐという発想だ。

FOIP が国際社会に認知されたことを示す転機のひとつとして 2017 年 11 月、日米首脳ワーキングランチ及び日米首脳会談において FOIP の「3 本柱」の施策を進めることに合意した。すなわち①法の支配、航行の自由等の基本的価値の普及・定着、②連結性の向上等による経済的繁栄の追求、③海上法執行能力構築支援等の平和と安定のための取組だ。同月、ベトナムで開催された APEC (アジア太平洋経済協力) 首脳会合では米国のドナルド・トランプ大統領 (当時) が「自由で開かれたインド太平洋」に言及した。米国が FOIP 構想を受け入れたのは、日本の外務省関係者が事前にワシントンで入念な根回しを行った結果だ。2017 年 12 月には、米国の「国家安全保障戦略」において「アジア太平洋」という従来の表現に替えて「自由で開かれたインド太平洋」が明示的に盛り込まれた上、同地域における中国の影響力拡大に懸念を示した。

その後の 2018 年に、FOIP は「自由で開かれたインド太平洋戦略」という当初の名称から「戦略」を削除し、ビジョンとしての「自由で開かれたインド太平洋」に変更された。ASEAN (東南アジア諸国連合) 各国など、中国との関係が近い国々が「戦略」という言葉を警戒するのを避けるためだ。

2. バイデン政権下でも推進されるインド太平洋構想

2021 年 1 月、米国でジョー・バイデン大統領が就任した。バイデン大統領は就任前に「繁栄した安全なインド太平洋」という表現を用いたため、日本側では米国による FOIP の敬遠が懸念された。だが、日本が再び根回しを行った結果、就任直後の日米首脳の話電話会談ではバイデン大統領が「自由で開かれたインド太平洋」という表現を用いており、FOIP の理念は継承されることとなった。

2021 年 9 月には、FOIP の中核と位置づけられる日本、米国、豪州、インドの 4 か国 (Quad) の首脳会合が対面で初めて開催され、「インド太平洋および日米豪印が実現を希望するものためのビジョンにあらためて焦点を合わせるための機会」と位置付けられた。Quad の首脳会合は、FOIP の理念をより強固にするための契機となった。

第2節 安全保障から経済協力の色合いを強めた Quad

1. バイデン以前の Quad

Quad は日本、米国、豪州、インドの4か国による対話の枠組みだ。2007年に安倍首相（当時）が、権威主義的な動きを強める中国に共同で対処することを念頭に4か国の戦略対話の必要性を訴えたことに端を発する。2004年に発生したスマトラ沖地震の際の4か国による被災地支援が構想の原点になったとされている。Quad は、自由や民主主義、法の支配といった共通の価値観を持つ4か国がインド太平洋地域での協力を確認する場と位置づけられた。しかしながら、インドと豪州は、中国との経済的な相互依存を背景に中国を刺激することを恐れて日米豪印の明示的な連携を避けており、豪州は2008年からQuadを一時離脱していた。

その後、2017年11月に10年ぶりとなる日米豪印の外交当局による局長級戦略対話がフィリピンのマニラで開催された。Quadの対話が再開された背景には同地域における中国の影響力の拡大があると考えられる。主だった動きのひとつとしては中国が2013年に提唱した「一带一路」構想がある。アジアとヨーロッパを陸路と海上航路でつなぐという巨大経済圏構築の構想で、中国の主導によって沿線諸国のインフラ整備を推進する。2017年5月には、「一带一路」国際サミットが北京で開催され、約130か国の代表団及び約70の国際機関が参加する大規模な催しとなった。「一带一路」には、「債務の罟」や投資の適切性・透明性などの観点から賛否両論があったものの、大規模なサミットは国際社会に存在感を知らしめるイベントとなった。2017年11月の日印首脳会談、2018年1月の日豪首脳会談においては、インドと豪州の両首脳は日米印・日米豪の3か国の協力に加えて、Quadの戦略的な協力の促進に合意した。2018年2月には、日米豪印が「一带一路」の代替となる質の高い共同インフラ計画を推進する意向を確認した¹。続いて、2019年9月には、ニューヨークで開催された国連総会の機会に日米豪印で外相会合を開催。海洋安全保障、質の高いインフラ及び連結性に関する緊密な協力への共通のコミットメントの再確認を行った。

なお、2018年12月にトランプ政権が策定した「インド太平洋のための米国の戦略枠組み」によると、米国は日米豪印の4か国で安全保障枠組みを作ることを目指すとされており、当時の米国はQuadの枠組みに安全保障の役割を期待していたと考えられる。他方で日本は、米国ほどはQuadに対して安全保障の要素を前面には打ち出していなかった²。

2. バイデン政権下で加速する Quad

バイデン政権はインド太平洋地域に重点を置いているとされている。NSC（国家安全保障会議）にはアジア政策のキーパーソンとなる「インド太平洋調整官」のポストが新設され、カート・キャンベル氏が就任した。カート・キャンベル氏は 2009～2013 年にオバマ政権下で国務次官補（東アジア・太平洋担当）として対中・対日政策等を担当、米国の外交政策の重点を欧州からアジアに移す「ピボット・トゥー・アジア」（アジア回帰）を主導した。同氏は「インド太平洋のシステムは継続的な『緊張（strain）』に直面している」（2021 年 5 月スタンフォード大学主催イベント）、「Quad については意欲的であり、協力の深化に重点的に取り組んでいる」（2021 年 6 月 新アメリカ安全保障センター主催イベント）と述べている。また、ニュージーランドの元貿易大臣のティム・グローサー氏は WSJ のインタビュー（2021 年 9 月）において、「バイデン政権がインド太平洋を中国との戦略的競争の最も重要な場と見なしていることには疑いの余地がない」と発言している。

2021 年 3 月には、米国のバイデン大統領の強い働きかけによって、Quad 初の首脳会合の開催がオンラインで実現した。バイデン大統領が最初に行った外交活動のひとつでもある。首脳会合では、4 か国は基本的価値を共有し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化にコミットしており、4 か国の協力を一層強化していくこと、また、法の支配、航行及び上空飛行の自由、紛争の平和的解決、民主的価値、領土の一体性といった原則を支持することを確認した。その上で、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることに合意した。これらは米国内の重要政策とも重なる分野だ。

続く 2021 年 9 月には、Quad で初の対面での首脳会合が米国のホワイトハウスで開催された。首脳会合の共同声明には「国際法に根差し、威圧にひるまず、自由で開かれ、ルールに基づく秩序を推進することに改めてコミット」と明記された。同時に、取り組み内容がより具体化された「ファクトシート」を発出した。

ファクトシートの主な内容は下記のとおり。

【ワクチン】

- ・ インド太平洋及び世界における安全で有効なワクチンへの公平なアクセスの向上を支援
 - 2021 年 3 月に「日米豪印ワクチン・パートナーシップ」を立ち上げ

- 4か国の共同支援によってインドの製薬大手が2022年末までに10億回分以上のワクチンを生産

【インフラ】

- ・ インド太平洋地域において進行中のインフラに関するイニシアティブを強化
 - 日米豪印インフラ調整グループを立ち上げ、透明かつハイスタンダードなインフラを提供するため技術協力及び能力構築の取組を調整
 - ハイスタンダードなインフラの主導（風力、太陽光、通信、運輸等）

【気候変動】

- ・ 国別の排出量及び再生可能エネルギーについての2030年目標を念頭に迅速かつ大規模な脱炭素化にコミット
 - グリーンな海運ネットワークの形成のため、日米豪印海運タスクフォースを立ち上げ
 - クリーン水素パートナーシップを設立
 - ◇ 技術開発、クリーン水素の効率的な生産規模拡大、クリーン水素を最終用途地点まで安全かつ効率的に輸送、貯留、分配するための輸送インフラの特定と開発、及びインド太平洋地域におけるクリーン水素の貿易を加速するための市場における需要刺激策が含まれる
 - 気候・情報サービス・タスクフォースを開催し、気候情報の共有及び災害に強靱なインフラを向上

【人材交流】

- ・ 米国のSTEM（科学、技術、工学及び数学）分野の主要な大学院にて修士号及び博士号取得を目指す学生を援助する「日米豪印フェローシップ」の立ち上げ

【重要・振興技術】

- ・ 重要・新興技術作業部会を立ち上げ、開放的で、アクセス可能で、安全な技術エコシステムを促進するための協力をコミット
 - 標準化活動及び標準化前の基礎研究に焦点を当てた次世代情報通信及びAI（人工知能）に関するコンタクトグループの発足
 - 半導体サプライチェーン・イニシアティブを立ち上げ、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定
 - 5Gの展開・多様化を支持
 - バイオ技術の動向調査を実施

【サイバーセキュリティ】

- ・ 日米豪印サイバー上級グループを立ち上げ、各国の専門知識を集約して国内外のベスト・プラクティスを推進

【宇宙】

- ・ 地球及び海洋を保護するための衛星データの共有、宇宙の持続可能性のためのガイドライン、原則及びルールについて協議を実施

また、Quad の首脳会合では、ファクトシートとの別添として「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」が発出され、技術が権威主義的な監視や抑圧、テロ目的又は偽情報の流布のために誤用・悪用されてはならない点も明記された。かかる文言は中国を意識したものと捉えられる。なお、技術が特出しされて別添とされたことから、米国には、Quad を活用して先端技術分野のサプライチェーン供給網の安定性を確保し、米国のデジタル産業を振興・保護する意図があるとの見解が多勢だ。かかる見解の裏付けとして、バイデン政権が 2021 年 6 月にまとめた半導体などの戦略物資を調達するためのサプライチェーンの見直し戦略においても、中国依存を減らすため、Quad や G7（主要 7 か国）で連携し、安定した調達を目指す方針が明記されている³。

第 3 節 安全保障に焦点を当てた AUKUS

2021 年 9 月 15 日、米国、英国、豪州の首脳が共同ビデオ記者会見を行い、3 か国の安全保障協力における新たな枠組みである「AUKUS」の成立を発表した。中国に対する抑止的な戦略として、量子コンピューターから AI、ミサイル、サイバーに至る最先端技術分野における軍事協力への発展を視野に入れたものだ。AUKUS における最初の案件として豪州による原子力潜水艦の取得を英米が支援することとなっている。AUKUS は、特に中国を安全保障上の脅威と感じる豪州が、インドに配慮した Quad の緩やかな協力よりも強固な安全保障上の枠組みを、「ファイブ・アイズ⁴」の参加国である米英に求めたものとされる。AUKUS は徹底した情報管理の下に構想が進められ、多くの専門家や実務家にとっても「寝耳に水」の発表であり、特に中国やフランスは否定的な反応を見せた。

各国の主な反応は以下のとおり。

【中国】

- ・ 外務省報道官は地域の平和に深刻な打撃を与え、軍拡競争を激化させるとの懸念を表明
- ・ 外務省の劉勁松アジア局長は ASEAN 各国の在中大使に「AUKUS は仮想敵を公にし、地域紛争のリスクを増加させる」との懸念を共有
- ・ (中国は関連性を否定するものの) AUKUS 発表の翌日に CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) へ加盟申請

【ASEAN 各国】

- ・ インドネシアの外務省報道官は地域に軍拡競争を引き起こしかねないとの懸念を表明
- ・ マレーシアのイスマイル・サブリ首相は核の軍拡競争を拡大すると懸念を表明
- ・ シンガポールのリー・シェンロン首相は AUKUS が地域の平和と安定に建設的に貢献することを期待すると表明

【フランス】

- ・ AUKUS 創設に伴い豪州が 2016 年にフランスとの間で合意した潜水艦共同開発計画を一方的に破棄したため、ジャン＝イヴ・ルドリアン外相は、「後ろから刺された」「自分は怒っている」と激しく非難 (9月24日、バイデン大統領とフランスのマクロン大統領は関係修復のため電話で会談)

AUKUS の枠組みは創設されたばかりであり、実効性や国際社会にもたらすインパクトは今後検証していく必要がある。だが、豪州が Quad ではなく米国と英国に安全保障上の連合を求めたという点からも、Quad が現時点では 4 か国のバランスに配慮した緩やかな枠組みであることが裏付けられたと言える。

第 4 節 米国が目指す「デジタル版 TPP」

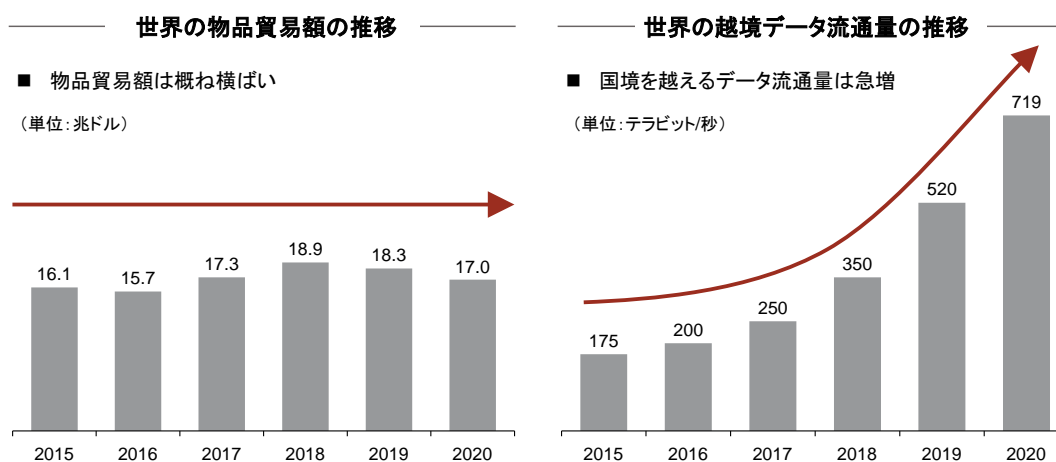
先進的なルールの導入によって「21 世紀型の協定」と呼ばれた TPP (Trans-Pacific Partnership : 環太平洋パートナーシップ) から、米国はトランプ大統領の就任直後の 2017 年に離脱した。その後、TPP は、CPTPP として米国を除いた 11 か国の間で締結された。米国では共和党のトランプ大統領から民主党のバイデン大統領へ政権交代が行われたものの、国内の産業政策を優先するバイデン政権が、当面は CPTPP に復帰する意向はないというのが多くの専門家の見解だ。

一方で 2021 年 7 月、バイデン政権がインド太平洋地域における多国間の「デジタル貿易協定」の締結を企図しているとの報道がなされた。協定にはカナダ、チリ、日本、マレーシア、豪州、ニュージーランド、シンガポールなど CPTPP の加盟国が含まれる可能性がある」とされる。協定の内容の詳細は明かされていないものの、AI ルールの標準化、データ利用のルールの整備、貿易の円滑化や電子通関の取り決めなどについて定めるとされている。

CPTPP 域内で先行するデジタル貿易協定としては、シンガポール、ニュージーランド、チリが締結した DEPA（デジタル経済パートナーシップ協定）がある。DEPA は、2021 年 11 月にチリで発効したことをもって 3 か国の間で発効した。DEPA の 3 本柱は「デジタル貿易の促進」「信頼のあるデータ流通の促進」「信頼のあるデジタルシステムの構築」であり、それらに紐づく個別分野として、AI ルールの策定、デジタル識別技術の開発、Fintech 分野の協力、電子インボイスの標準化、個人情報保護システムの開発、データ移転の促進、政府データの利用促進、オンライン消費者の保護、中小企業のデジタル化支援等が含まれている。当初、米国が企図するデジタル貿易協定においては DEPA が参照されると見られていたが、2021 年 11 月に中国が突如 DEPA への参加申請を行った。今後の議論の進展については予断を許さない。

なお、昨今では、この「デジタル貿易協定」の整備が世界中で始まっている。1995 年の WTO（世界貿易機関）設立、あるいはそれ以前から貿易協定の大きな目玉は関税障壁の撤廃・削減であった。だが、USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)、日 EU EPA（経済連携協定）、CPTPP、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）協定など地域間をまたがる大型の FTA が既に発効し、主だった国・地域の間では（一部の例外を残しながらも）関税の撤廃・削減が概ね実現しつつある。これと同時に、世界における物品の貿易額が近年横ばいなのに対し、越境データの流通量は加速度的に増加している状況がある。ITU（国際電気通信連合）の最新レポートによると、2021 年の世界の越境データ流通量は 932 テラビット/秒となり、2020 年の 719 テラビット/秒から 30%も増加した。データの流通などのデジタル分野での国際ルールが求められる時代に入っていることがわかる。

図 4-1 世界の物品貿易額と越境データ流通量の推移



出所：貿易額は UN Comtrade、越境データ流通量は ITU

ただし 2015 年～2019 年の越境データ流通量は ITU のグラフ形状からの推測値

「デジタル貿易協定」によって何が変わるか。例えば、協定によって域内で安全なデータ移転の枠組みが確保された場合、新たなテクノロジーを活用した製品・サービスの研究・開発から生産、販売までを域内で完結するサプライチェーンの構築を検討することができる。逆の目線で考えると、デジタル貿易協定がなく、国境を越えるデータの自由な移転やサーバー等のコンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止が国家間で約束されていない場合、ある国で収集・生成したデータを当該国外に持ち出せなくなる可能性がある。自動運転を例にとると、ある国内でテストを行い取得した開発を左右する莫大なデータを持ち出せなくなり、同国外でも莫大なデータを再度取得する必要が生じ、開発面での大幅なコスト増加に繋がるとともに、イノベーションの促進が阻害される可能性がある。また、重要データを外国内から持ち出せないため、企業収益の根幹にかかる情報を意図せず外国政府にアクセスされる危険性も高まる。これらが、「デジタル貿易協定」の整備が求められるひとつの側面である。

第 5 節 通商ルールから切り離せなくなりつつある経済安全保障

昨今、官民で急速に注目を集めているのが、「経済安全保障」というキーワードだ。公安調査庁によると、経済安全保障は、「国際社会のなかで国家安全保障を確保するカギとして経済上の手段を用いる動き」と説明されている。具体例としては、自国の優位性を確

保するために機微な技術・データ・製品等を獲得することなどが挙げられる。経済安全保障が急浮上している背景には、米中摩擦の加速や新型コロナウイルスの流行で浮き彫りになった重要物資のサプライチェーンの脆弱性がある。安全保障と経済活動の関連性は、1980年代の「ココム事件」など武器の輸出管理の観点からは古くから存在していた。昨今の経済安全保障の特徴は、対象が一部の軍事製品に留まらず、デジタル技術や先端技術を用いた民生品（デュアルユース）にも拡大している点だ。日本国内においても官民ともに経済安全保障に向けた対応が急務となっている。

経済安全保障にかかる日本政府の主な動きは下記のとおり。

- ・ 2021年10月、岸田新政権は「経済安全保障大臣」を新設。財務省出身、在米大使館へ出向経験のある小林鷹之大臣が担当
- ・ 岸田首相は経済安全保障を成長戦略の「第三の柱」として位置づけ、戦略物資の確保、技術流出の防止に向けた取組、強靱なサプライチェーンを構築を目指す
- ・ 2022年1月の通常国会に経済安全保障推進法案を提出予定（2022年1月13日時点）

【経済産業省】

- ・ 2019年6月に「経済安全保障室」を新設
- ・ 「令和4年度経済産業政策の重点（2021年8月）」において、『経済』×『安保』の同時実現～経済安全保障／サプライチェーンのレジリエンス～にかかる約1,800億円の予算要求の内訳を公表
 - 内容は①重要技術を「知る」「守る」「育てる」、②半導体・データセンター、③バイオ・医療、④レアアース等の重要資源の確保 等

【外務省】

- ・ 2020年6月、総合外交政策局安全保障政策課の下で安全保障政策のうち経済、技術、サイバー等に関する事務を所掌する新安全保障課題政策室の室名を「経済安全保障政策室」に変更
- ・ 2021年10月、経済安全保障政策室は任期つき職員を募集：経済安全保障関連の業務又は研究（例：先端科学技術、情報通信、サイバー、貿易、その他経済又は安全保障等）における通算4年程度の経験等が条件

【金融庁】

- ・ 2022年度に「経済安全保障室」を新設予定。米中対立の深刻化、国際情勢の緊迫化を背景に安全保障の観点から金融機関への指導体制を強化を目指す

- ▶ 具体的にはシステム関連機器の調達先にかかる対応、基幹系システムへのサイバー攻撃に対する対策、金融取引情報の管理体制の強化等を企図

民間企業においても経済安全保障にかかる動きが加速している。主な事例は下記のとおり。

【一般社団法人 日本経済団体連合会（経団連）】

- ・ 2021 年 7 月、経団連に加盟する大企業を中心に 経済安全保障に関して協議できる「国際経済外交総合戦略センター」を設立。経団連前会長の榊原定征氏が代表理事に就任
 - ▶ 同センターの運営には経団連が協力し、設立時点で約 30 社が参加
 - ▶ ビジネスが国家の安全保障とかかわるケースが増えていることを受け、技術管理のあり方や外交問題などを幅広く議論し、民間からの情報発信を強化する

【三菱電機株式会社】

- ・ 2020 年 10 月、各国の経済安全保障政策が企業活動に影響を与えている状況に鑑み、社長直轄組織として「経済安全保障統括室」を新設
 - ▶ 政策動向や法制度を調査・分析し、全社における輸出、情報セキュリティ、投資、開発等に関わる経済安全保障の俯瞰的な視点から統合的なリスク管理を行う

【株式会社デンソー】

- ・ 2021 年 1 月、米中対立への対応やサプライチェーンのリスクマネジメント、国際情勢の収集等を目的に 法務・渉外・広報本部に「経済安全保障室」を新設

【パナソニック株式会社】

- ・ 2021 年 4 月、サプライチェーンのデカップリングや先端技術の囲い込みといった新たな要素を含む経済安全保障の考え方とその実践が急速していることに鑑み、「パナソニック総研」を設立
 - ▶ パナソニックグループのシンクタンクとして調査・分析機能を担い、公的機関や専門研究機関等とのネットワークも活かし、新たなインテリジェンスの獲得と提供を目指す

また、貿易協定や通商ルールにおいても「経済安全保障」を切り離して考えることが難しい時代に入ったといえる。本稿で詳細には触れていないが、米国が 2018 年に成立した ECRA（米国輸出管理改革法）では「新興・基盤技術（emerging and foundational

technologies)」のうち、米国の安全保障にとって必要な技術を輸出規制の対象とし、Quad では先端技術について独立した合意文書が発出されたことなどからも、通商ルールの主役が、先に述べたデジタル分野や先端技術、経済安全保障などの次世代のルールに徐々に移り変わっていることが確認できる。

第6節 企業経営の地域セグメントとして捉えるべき「インド太平洋」

これまで、「インド太平洋」をひとつの地域セグメントと捉えたビジネス展開、サプライチェーン構築を推進してきた企業はほぼいないであろう。だが、現在定着している「アジア太平洋」という地域セグメントもかつては存在せず、従来は「アジア・オセアニア」と分類されていた。APEC の閣僚会議が開始した 1989 年以降、企業経営としても「アジア・オセアニア」に太平洋地域の国々を加えた「アジア太平洋」をひとつの地域セグメントと捉えた動きが広がり、徐々にビジネスにも浸透してきた概念と言える。つまり、昨今の FOIP や Quad といった国際的な枠組みの議論が進むにつれ、インド太平洋地域にまたがる通商ルールの具体化が進み、「インド太平洋」という地域セグメントがビジネス上も認知されるようになるだろう。この場合、米国やインドという主要な参加国の顔ぶれを見ると、伝統的な製造業よりも、デジタルを含む先端技術分野が当該地域で取り扱う主要産業として浮上すると考えるのが自然な発想だ。実際に、ホワイトハウスによると米国とインドは、政府レベル、民間レベルの双方でサイバーセキュリティや宇宙などの先端技術分野で協力関係を既に構築している。

【米印間の政府レベルの協力の事例】

- ・ 米国国土安全保障省とインド情報技術省がサイバーセキュリティにおいて協力
 - 2011年に覚書を締結、2018年に覚書をリニューアル
 - 重要インフラストラクチャの復元、ランサムウェア等のサイバー犯罪への対策、サイバー脅威への対応、サイバーセキュリティの標準化と安全なソフトウェア開発等における協力を継続して実施
- ・ NASA（米国航空宇宙局）と ISRO（インド宇宙研究機関）が宇宙科学分野において協力
 - 最近では、NASA と ISRO が NISAR（合成開口レーダー衛星）を共同開発
 - ◇ NISAR は地形、土壌水分、植生を分析・監視するもので、2023年にインドから発売予定

【米印間の民間レベルの協力の事例】

- ・ Google はインドの TATA Trust と協業で実施する「Women Will」プログラムにおいて、100 万人のインドの女性起業家にデジタルリテラシーと関連スキルを提供
- ・ IBM は、今後 5 年間で 50 万人のインド人にサイバーセキュリティトレーニングを提供予定
- ・ マイクロソフトは、インドにおいてサイバーセキュリティとデータ保護について、5,000 人のマスタートレーナーの訓練のための教員育成プログラムを開始予定。これにより、サイバーセキュリティ分野でインドの 20 万人の若者が育成可能になる見込み

過去の事例を振り返っても、地政学・通商動向がリードする枠組みにビジネスがアラインせざるを得なかった状況にあると言える。この動きは止められないものと捉え、変化のなかにオポチュニティを見つける方に発想を転換した方が得策といえる。FOIP、Quad などの動きが政治・外交に留まらずグローバルビジネスに新たな影響をもたらすものとして、事業戦略構築の際に視野に入れるべき時代へと移り変わっている。

参考文献

- ・ 笹川平和財団海洋政策研究所；[「外務省 HP から読み解く『自由で開かれたインド太平洋戦略 \(FOIP\)』の理念と実践 \(相澤 輝昭\)」 2018 年](#)
- ・ キヤノングローバル戦略研究所；[「『インド太平洋戦略』と沈黙する日米豪印『クアッド協力』 \(神保 謙\)」 2018 年 6 月](#)
- ・ 三菱電機株式会社；[「経済安全保障」 2020 年](#)
- ・ 株式会社デンソー；[「組織変更および人事異動について」 2020 年 12 月](#)
- ・ パナソニック総研；[「理事長挨拶](#)
- ・ 外務省「外交 vol.67」；「クアッド『平時の協力』の有効性」 2021 年 5 月
- ・ NHK；[「自由で開かれたインド太平洋誕生秘話」 2021 年 6 月](#)
- ・ 日本経済新聞；[「米戦略物資、クアッドで安定調達 半導体など中国対抗」 2021 年 6 月](#)
- ・ SakeiBiz；[「経済安保協議の新組織発足へ 経団連企業が中心」 2021 年 7 月](#)
- ・ The Wall Street Journal；[「The U.S. Has a Way Back on Pacific Trade」 2021 年 9 月](#)
- ・ 外務省；[「第 2 回日米豪印首脳会合 ファクトシート \(仮訳\)」 2021 年 9 月](#)
- ・ 外務省；第 2 回日米豪印首脳会合 ファクトシート別添 [「技術の設計、開発、ガバナンス及](#)

[び利用に関する日米豪印原則」2021年9月](#)

- ・ ホワイトハウス；[FACT SHEET: 「The United States and India – Global Leadership in Action」2021年9月](#)
- ・ 日本経済新聞；[「揺れる ASEAN、中国が接近 米英豪 AUKUS に懸念も」2021年10月](#)
- ・ 世界経済評論；「インド太平洋と Quad 連携の進展の意味するもの（大庭 三枝）」2021年11月
- ・ [ITU；「Measuring digital development Facts and figures 2021」2021年](#)
- ・ 公安調査庁；[「経済安全保障の確保に向けて」](#)

-
- 1 キヤノングローバル戦略研究所；[「『インド太平洋戦略』と沈黙する日米豪印『クアッド協力』（神保謙）」2018年6月](#) 参照
 - 2 外務省「外交 vol.67」；クアッド「平時の協力」の有効性」2021年5月 参照
 - 3 日本経済新聞；[「米戦略物資、クアッドで安定調達 半導体など中国対抗」2021年6月](#) 参照
 - 4 ファイブ・アイズは、米英などアングロサクソン系の英語圏 5 国による UKUSA (United Kingdom - United States of America Agreement) 協定に基づく機密情報共有の枠組みの呼称。米英が立ち上げ、1950年代までにカナダ、豪州、ニュージーランドが加わった（出所：日本経済新聞電子版）

第5章 日米のグローバリゼーションの特徴と北米戦略

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

高橋 俊樹

要約

2014年における米国の海外子会社の「純利益売上高比率」は約18%と高水準に達しており、製造業を含むほとんどの産業で日本よりも高い。これは、日本企業は工場設立などの新規投資であるグリーンフィールド型のグローバリゼーションを積極的に進める一方で、米国はM&Aや製造委託などを中心にした海外事業を展開してきたことも一因と思われる。

つまり、日本は高品質なモノづくりやそれに最適なグローバル・サプライチェーンを実現するための海外事業展開を押し進めてきたが、これに対して、米国はM&Aや製造委託によるインフラ関連等のコスト削減、あるいは企画・設計や金融・専門サービス等の分野への選択と集中による高収益を目指したグローバル・ビジネスモデルを展開してきたことが、その高い利益を生む背景になっていると考えられる。

日本はこれまでモノづくり中心のグローバル展開を模索し、次々とより低コストが可能な国に生産を移転・拡張し、その周辺からの資材調達を追求してきた。しかしながら、もはやそのようなグローバリゼーションは、反グローバリズムだけでなくミャンマーでのクーデターやベトナムへの韓国・中国企業の進出状況を鑑みると転換点を迎つつあると思われる。したがって、日本も米国と同様に「高収益なモノづくりやそれに付随するサービスを伴った」グローバル・ビジネスモデルを進める必要がある。

一方、北米では2020年7月に新NAFTA(USMCA)が発効し、特に自動車関連産業において、メキシコで組立ててから米国やカナダに輸出する時に北米原産の条件を満たすことが難しくなっている。

したがって、日本企業はUSMCAやバイデン政権の国内産業・雇用重視の政策に対応するため、日本からの資材調達やメキシコでの生産を縮小し米国やカナダに生産拠点を移転するか、乗用車や自動車部品などの関税を支払っても調達先やメキシコでの生産を維持するか、あるいはその中間を選択するか、について検討しなければならない。

2021年末の時点においては、日本企業の中には、USMCAの原産地調達を満たすため、日本などからの調達を北米産に切り替える動きも見られる。例えば、2021年のジェトロの海外進出日系企業実態調査によれば、北米に進出している自動車部品関連の日系企業にお

いては、4割弱が調達先の変更を検討している。

北米日系企業全体の調達先見直しにおいて、見直し対象の国には米国、日本、中国が挙げられるが、見直し後の調達先には米国、ASEAN、メキシコとの回答が多く、必ずしもメキシコが USMCA により調達先としての優位性が失われるわけではない。つまり、日本企業の北米事業における生産調達には USMCA などの影響から少なからぬ変化の兆しが見えるものの、その基本的な戦略に大きな修正はなく、むしろチャンスと捉えた動きも出てくる可能性もある。

はじめに

第2次世界大戦以降、グローバル化を突き進んできた世界経済は、ここに来て反グローバル化の波を受けるようになってきている。自由な貿易体制を押し進めるだけでは、自国産業の競争力の維持や国内の生産と雇用を守ることは難しくなっていることが背景にある。

しかしながら、その中で日本企業においては、反グローバル化が規制の強化を通じて経済や社会の変革（イノベーション）を妨げるとの考えに立ち、アジア太平洋地域のサプライチェーンを再構築しながら、新時代のグローバル化を模索する必要がある。

幸いにも、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPAに加えて RCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効し、日本企業のサプライチェーン再編に向けた環境が整いつつある。さらには、新 NAFTA（USMCA）が発効し北米での新たな日本企業の事業戦略が求められている。本稿は、そのための判断材料を提供することとしたい。

第1節 日米のグローバル化の違いと特徴

1. 米国を超える日本の海外生産・雇用者比率

グローバル化の進展により、日本の2018年度の海外現地法人の売上高は経済産業省海外事業活動基本調査によれば291兆円（1ドル=110.42円換算で2.6兆ドル）、海外の従業員数は605万人であった。現地法人企業数は全世界で2万6,233社に達し、その中で米国では3,053社、アジアでは1万7,672社（中国7,754社、ASEAN10は7,441社、台

湾・韓国 1,780 社、インド 602 社)、欧州では 2,937 社であった。日本企業の海外進出先としては中国・ASEAN が 6 割弱、米国と欧州が共に 1 割強を占める。

米国の 2016 年における海外子会社の売上高は、米商務省経済分析局によれば 6.6 兆ドル、従業員数は 1,427 万人であった。海外子会社数は 2018 年には 3 万 8,083 社で、その内カナダには 2,582 社、欧州には 1 万 8,877 社、中南米には 6,432 社 (メキシコ 1,282 社)、アジア・太平洋には 8,532 社 (中国 1,970 社、日本 853 社、ASEAN10 では 1,981 社、オーストラリア 1,163 社) が進出している。米国多国籍企業の進出先の約 5 割は欧州であるが、2 割強はアジア・太平洋、17%は中南米が占めている。

日本と米国はグローバル化を進めた結果、自動車や半導体、さらにはコンピューターやスマートフォンの分野を中心に、海外での生産や雇用を大きく拡大させている。表 5-1 のように、全産業における日本の海外生産比率は 2018 年度には 41.7%に達しており、米国の海外生産比率の 2017 年における 26.7%よりも 15%も高かった。製造業においても、日本の海外生産比率は 38.2%であり、米国の 30.8%よりも 7.4%ほど高かった。製造業の中でも日本の輸送機械の海外生産比率は 53.0%にも達しており、グローバル化を進めた典型的な産業となっている。日本の自動車の海外生産増は、いうまでもなく米国から求められた自動車の輸出規制などに対応するものである。今日では現地生産の拡大によりその要求を和らげることに成功したものの、日本国内の生産・投資や雇用の減少に結びついている。

表 5-1 日米の海外生産比率と海外雇用者比率

①日本 (2018 年度)

②米国 (2017 年度)

(単位:%)			(単位:%)		
	海外生産比率	海外雇用者比率		海外生産比率	海外雇用者比率
合計	41.7	54.8	全産業	26.7	33.9
製造業	38.2	61.9	鉱業	54.3	47.1
食料品	25.3	57.5	製造業	30.8	42.5
繊維	32.3	68.2	卸売業	41.3	36.1
窯業・土石	39.7	69.6	小売業	17.6	21.9
業務用機械	30.9	63.9	情報産業	15.5	21.6
電気機械	25.6	48.6	金融・保険業	17.0	20.5
情報通信機械	37.1	67.4	専門・科学・技術サービス業	37.8	48.0
輸送機械	53.0	70.6	その他の産業	17.3	34.5
非製造業	45.4	40.4			
卸売業	55.1	65.9			
小売業	46.0	36.6			
サービス業	51.0	35.0			

注 1. 海外生産比率は、海外事業活動基本調査のデータに基づき、海外子会社の生産 (日本は売上高) / (海外子会社の生産 (日本は売上高) + 日米親会社の生産 (日本は売上高))、で計算。海外雇用者比率は、日米とも、海外子会社の従業員数 / (海外子会社の従業員数 + 親会社の従業員数)、で算出。

注 2. 本稿においては、断りがない場合は、海外子会社は日本側出資比率が 10%以上の外国法人を指す。
 ただし、本表の「②米国の海外生産・雇用者比率」の数値を計算するにあたっての米国の海外子会社は、MOFA (Majority-owned foreign affiliate : 米国親会社が 50%以上の所有権を持つ海外子会社) を指す。

資料: 経済産業省海外事業活動基本調査 (2018 年度)、米国商務省 BEA (U.S. Bureau of Economic Analysis)、Activities of U.S. Multinational Enterprises in 2017 より作成

企業の海外生産の拡大に伴い、海外で雇用する従業員数は増加する。その結果、日本の製造業の海外雇用者比率は 2018 年度には 61.9%にも達しており、特に輸送機械では 70.6%という高い水準にある。一方、米国の製造業の海外雇用者比率は 2017 年には 42.5%であり、日本と比べると 20%弱ほど低い水準である。これは、日本は自動車や電機・電子などの製造業では現地での工場設立などの「グリーンフィールド」型の海外直接投資を進めてきたことに対して、米国は外国企業を買収する M&A や製造委託などの生産の「アウトソーシング」と呼ばれるグローバル・ビジネスモデルを展開しているため、既存の雇用者を活用できることが背景にある。

2. 日本の親子間貿易（輸出）の割合は 5 割で米国は 2 割

世界中に進出した日本と米国の海外子会社（10%以上の所有権を保有）と本国の親企業との取引の実態を見てみると、そこには日米間に明白な違いが現れる。

表 5-2 日本の親子間貿易の割合（2018 年度）

(単位: %)

	日本の総輸出額に対する本社の 現地法人への輸出の割合	日本の総輸入額に対する本社の 現地法人からの輸入の割合
全産業	48.2	25.3
製造業	-	-
食料品	10.8	3.7
化学	20.4	7.6
電気機械	21.4	7.6

注. 海外事業活動基本調査では、輸出と違い本社の海外現地法人からの輸入のデータが得られないので、「日本の総輸入額に対する本社の現地法人からの輸入の割合」は、「現地法人の親企業向け輸出額」を通関統計の「日本の総輸入額」で割って計算している。なお、日本の通関統計と海外事業活動基本調査の分類が異なるため、製造業の日本の総輸出入額に対する割合は求められない。

資料: 経済産業省平成 30 年度 (2018 年度) 海外事業活動基本調査、総務省統計局日本の統計年鑑より作成

「日本の本社から海外現地法人への輸出」が「日本の総輸出」に占める割合は、表 5-2 のように、2018 年度では 48.2%に達し、2009 年度の 56.1%よりも低下したものの、2014 年度の 45.2%よりは上昇している。つまり、日本の輸出の約半分は日本の本社から現地法人への輸出が占めることになり、日本の部材や製品の海外需要の半分は自社の子会社ということになる。日本企業の場合、輸出面での親子間の関係が極めて濃密であることが窺える。

また、その逆の方向である日本の本社の海外現地法人からの輸入が日本の総輸入に占める割合は 25.3%であった。今日では、日本企業も川上から川下まで一貫した製造工程を形成する垂直統合からの脱却を図っており、自社の海外関連会社以外からの調達を進めている。したがって、本社の海外現地法人からの逆輸入に依存する度合いは変化しているものの、依然として輸入の 4 分の 1 は親子間貿易となっている。

これに対して、表 5-3 のように、「米国の親会社から海外子会社（10%以上の所有権を保有）への輸出」が「米国の総輸出」に占める割合は 2017 年には 21.8%であり、「親会社から過半の株式を所有する海外子会社（MOFA：50%以上の所有権を保有）への輸出」では 16.6%であった。その逆である米国の親会社の海外子会社からの輸入が米国の総輸入に占める割合は 16.1%であり、MOFA からの輸入では 13.1%であった。

表 5-3 米国の多国籍企業の親子間貿易の割合

	(単位:100万ドル、%)	
	2016年	2017年
財の輸出額	1,451,460	1,546,473
多国籍企業の輸出比率	56.9	54.3
多国籍企業の海外子会社への輸出比率	22.1	21.8
多国籍企業のMOFAへの輸出比率	16.8	16.6
財の輸入額	2,186,786	2,339,884
多国籍企業の輸入比率	43.1	41.6
多国籍企業の海外子会社からの輸入比率	16.3	16.1
多国籍企業のMOFAからの輸入比率	13.0	13.1

注 1. 各比率は米国の財の輸出入額に対する割合を表す。

注 2. この表での海外子会社は米国親会社が 10%以上の所有権を持つ海外子会社、MOFA (Majority-owned foreign affiliate) は米国親会社が 50%以上の所有権を持つ海外子会社を指す。

資料: BEA(U.S. Bureau of Economic Analysis)、Activities of U.S. Multinational Enterprises in 2017

したがって、日本の親子間貿易の割合は輸出入とも米国よりも高く、特に輸出面でその傾向が強い。その理由の一つとして、日本の製造業などの海外直接投資はグリーンフィー

ルド型が中心であるため、海外子会社向けの部材や製品あるいはノウハウを提供する機会が多いが、米国は M&A やアウトソーシングを主体としていることから、必ずしも日本のような海外子会社との濃密な取引の必要性がないことを挙げる事ができる。

また、日本は外国企業への製造委託による技術の流出に敏感であり、その代わりに海外子会社を活用した生産・調達を押し進めることで技術の移転を防ごうとしている。さらに、「日本の対米総輸出」に占める「日本の親会社から米国子会社への輸出」の割合は 2012 年には 8 割にも達しており、この日本の「対米輸出」における極めて高い「親子間貿易比率」の高さが、日本の対世界輸出における親子間貿易比率を引き上げる大きな要因になっている。

3. アジア・太平洋での利益率が高い日本と低い米国

(1) 極めて高い米国の純利益/売上高比率

米国企業の収益（Profit）は、リーマンショックが起きた 2008 年を底として、その後は 2015 年から 2016 年にかけて原油価格の低迷により前年からやや低下したものの、全体的には増加傾向にあった。ところが、2020 年には新型コロナの発生により石油関連分野を中心に前年から伸びがマイナスになった。しかしながら、2020 年の米企業収益は 2000 年以降において最も高かった 2019 年の 2 兆 2,500 億ドルから 300 億ドルしか低下しておらず、GAF A などの好調な業績を背景にコロナ禍でも利益は急減しなかった。

表 5-4 日米海外子会社の産業別の純利益/売上高比率

(単位: %)

	日本(2018年度)	米国(2014年)
全産業	4.0	17.9
製造業	4.3	6.5
化学	8.6	10.1
電気機械	4.8	7.5
輸送機械	3.6	1.8
非製造業	3.8	-
情報通信業	0.7	8.7
卸売業	2.8	4.7
小売業	2.2	3.6
金融・保険業	-	30.5

注. 本表の日本の純利益/売上高比率は、海外事業活動基本調査の現地法人データにおける「売上高当期純利益率」をそのまま用いた。日本の金融・保険業の純利益/売上高比率は公表されておらず、残念ながら日米での比較ができなかった。

資料： 経済産業省 海外事業活動基本調査（2018 年度）、米商務省経済分析局 U.S. MNE Activities: Revised 2014 Statistics, Majority-Owned Foreign Affiliates より作成

表 5-4 は、日本と米国における「海外子会社の売上高に対する純利益 (Net income) の割合 (純利益/売上高比率)」を産業別に求めたものである。同表のように、米国海外子会社の全産業ベースの純利益/売上高比率は 2014 年には 17.9%と極めて高い水準であった。産業別では金融・保険業の割合が 30.5%と高水準で、鉱業、飲料・たばこ製品、専門・科学・技術サービス業も 10%超であった。製造業全体においても 6.5%と比較的高く、中でも化学は 10.1%、電気機械は 7.5%であった。

これに対して、日本の海外現地法人の 2018 年度の純利益/売上高比率は全産業で 4.0%と米国よりもかなり低かった。業種別では化学が 8.6%とやや高いものの、電気機械は 4.8%、輸送機械は 3.6%にとどまっており、製造業全体では 4.3%と米国の水準を下回った。情報通信や卸売・小売業及びサービス業を含む非製造業においても 3.8%であり、製造業よりも低かった。

(2) アジア・オセアニアの利益率が高い日本

日本の海外現地法人の利益率は、多くの産業において米国よりも低い水準であった。そこで、その背景を探るべく米国海外子会社の純利益/売上高比率が高い地域を見てみると、表 5-5 のように、中東、中南米、アフリカ、欧州がいずれも 20%を超えており、これらの地域での事業展開が高収益を支えていることが理解できる。

しかしながら、米国のアジア・太平洋における純利益/売上高比率は 9.8%と他の地域よりも相対的に低かった。ASEAN5 (インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) での利益率は 11.3%と比較的高かったが、中国では 7.5%、日本では 8.4%、韓国 6.7%、台湾 8.5%、インド 6.5%など高収益とは言えない水準であった。

表 5-5 日米海外子会社の地域別の純利益/売上高比率

① 日本 (2018 年度)

② 米国 (2014 年)

	純利益/売上高比率 (%)		純利益/売上高比率 (%)
全世界	4.0	全世界	17.9
北米	2.0	カナダ	10.5
米国	1.9	中南米	26.5
中南米	2.9	アジア・太平洋	9.8
アジア	4.9	中国	7.5
中国(本土)	5.5	日本	8.4
ASEAN10	4.6	ASEAN5(インドネシア、マレーシア、 フィリピン、シンガポール、タイ)	11.3
オセアニア	13.0	韓国	6.7
中東	11.8	台湾	8.5
欧州	3.7	インド	6.5
アフリカ	1.4	オーストラリア	10.7
		中東	29.0
		欧州	21.4
		アフリカ	25.7

資料：表 5-4 と同様。

一方、日本の海外現地法人における地域別の純利益/売上高比率を見てみると、米国での 1.9%、中南米での 2.9%、欧州での 3.7%と米国とは比較にならないほど低い水準であった。ただし、アジアの純利益/売上高比率は 4.9%、オセアニアは 13.0%であり、他の地域よりも相対的に高い水準となっている。すなわち、日本企業はアジア・太平洋では相対的に高い利益率を達成しているが、逆に米国企業は相対的に低い割合となっている。

(3) 製造業とアジア・太平洋で相対的に低い米国の利益率

これまで見てきたことをまとめてみるならば、まず第 1 に、米多国籍企業の海外子会社の純利益/売上高比率は日本と比べて全産業にわたって高いものの相対的に製造業では低く、地域別では相対的にアジア・太平洋で低いということであった。そして、第 2 には、日本の海外現地法人は米国と違い際立って高い純利益/売上高比率から成る産業を抱えてはいないものの、相対的には製造業の利益率が高く、地域的には中国・ASEAN・オセアニアの割合が高いということであった。つまり、米国の海外子会社の純利益/売上高比率は、製造業を含め日本よりも絶対的に高い上に、金融・保険や情報通信や専門技術サービス業などの非製造業においては日本を大きく凌駕している。

米国の海外利益がハイリターンであるのは、設計・デザイン、金融・保険や法律・会計、あるいはマーケティング・修理・販売などの専門サービス分野の競争力とブランド力が高

いことが挙げられる。すなわち、米国企業はスマイルカーブ¹における真ん中ボトムの部分の組み立て・製造の工程は製造委託し、両端の付加価値の高い分野への選択と集中を行っており、高い研究水準に基づくイノベーション能力の高さや産業のダイナミズムと結びついたグローバル化を進めることで高収益構造を確立している。

また、米国製造業の海外利益率が日本よりも高いのは、現地での生産・調達において海外子会社の活用を進める日本と比べて、米国は M&A や外国企業への生産委託によるグローバル・ビジネスモデルを積極的に展開していることから、既存のインフラを活用できる分だけ現地子会社での設備投資や雇用に伴うコストの削減が容易であるためとも考えられる。

表 5-6 米国の地域別配当金・再投資収益の割合 (2019 年)

(単位:100万ドル、%)

	出資所得金額	配当金の割合	再投資収益の割合
全世界	527,088(100%)	75.2	24.8
カナダ	25,288(100%)	30.5	69.5
中南米	100,237(100%)	97.2	2.8
アジア・太平洋	97,132(100%)	49.8	50.2
欧州	292,604(100%)	80.6	19.4

資料: 米商務省経済分析局、U.S. Direct Investment Abroad: Income on Equity Without Current-Cost Adjustment and Reinvestment Ratios, 2019

国際収支統計によれば、海外への直接投資（10%以上の株式取得）によって得られる収益（直接投資収益²）は出資所得と利子所得に分けられる。そして、出資所得は配当金と再投資収益から成る。元々、米国の海外直接投資においては、100%出資の完全子会社の割合は8割（1994年）に達しており、日本の71%（2018年度）よりも高い。このため米国企業は直接投資収益を現地に再投資をして内部留保を増やすことよりも、海外子会社からの配当金で回収する傾向がある。

実際に、表 5-6 のように、米国の全世界からの出資所得の中で配当金の割合は75.2%、再投資収益の割合は24.8%であった。特に、中南米や欧州では、配当金の割合はそれぞれ97.2%と80.6%となっており、その分だけ再投資収益の割合は少なく、同地域の海外子会社の内部留保を増やすような兆候は見られない。これは、中南米や欧州にはタックスヘイブンである国が含まれることがその背景の一つであると考えられる。つまり、日米の海外子会社における純利益/売上高比率の違いは、GAFAなどの米国の多国籍企業が企業収益を

日本以上にタックスヘイブン地域で保有・運用していることも一因である可能性がある。

一方、表 5-6 のように、アジア・太平洋における出資所得の中での配当金の割合は 49.8%と中南米や欧州よりもかなり低く、逆に再投資収益の割合は 50.2%と逆に他の地域よりも高かった。また、表 5-7 のように、2019 年における米国の全世界からの配当金に占めるアジア・太平洋の割合は 12.2%にとどまっているが、再投資収益の割合は 37.3%と欧州に肉薄するくらい高かった。つまり、米国のアジア・太平洋の子会社は何らかの理由で配当金が少なく、それが同地域での相対的な利益率の低さにつながっている可能性がある。

表 5-7 米国の出資所得の地域別構成比 (2019 年)

(単位:100万ドル、%)

	出資所得	配当金	再投資収益
全世界	527,088(100.0%)	396,333(100.0%)	130,755(100.0%)
カナダ	4.8	1.9	13.4
中南米	19.0	24.6	2.2
アジア・太平洋	18.4	12.2	37.3
欧州	55.5	59.5	43.4

資料: 表 5-6 と同様。

これに対して、日本では全世界から得られた出資所得に占める再投資収益の割合は 50%強に達しており、米国のように配当金の割合が高い海外投資行動は明示的に表れていない。これは、日本の現地法人設立の方針は 100%完全子会社化よりも、現地のパートナーの出資を巻き込んだ合弁を重視していることが背景にあるためとも考えられる。実際に、日本のアジアでの 100%出資子会社の割合は 65.1%であり、日本の米国での 87.4%や欧州での 82.9%よりも低い。すなわち、日本企業はアジアでは現地の内部留保の割合を高め（再投資収益の割合が高い）、合弁パートナーを巻き込んだ海外投資戦略を実践しているものと見込まれる。

これまで見てきたように、日本は製造業の海外生産比率が高く、海外子会社の全産業の純利益に占める製造業の割合も高い（日本は 46.7%、米国は 15.1%）。しかも表 5-8 のように、日本の海外現地法人における全世界での製造業の純利益に占めるアジアの比率は 74.2%にも達しており、アジアにおける製造業の役割の高さが明白である。つまり、日本が中国・ASEAN などのアジアで利益率が高い背景として、日本の製造業の国際競争力の強さとともに、海外直接投資における製造業の重みの大きさを挙げることができる。

日本の製造業を中心としたアジアへの投資意欲の強さや再投資収益重視の姿勢は、長期的で現地重視の海外投資戦略に基づいていると思われる。日本企業がアジア市場などで中国や韓国との熾烈な競争に直面する中で、さらなる国際競争力を高めるためには、もう一段の高収益を目指した米国などへの投資を含めたグローバル・ビジネスモデルの展開が望まれる。

表 5-8 日本の海外現地法人の地域別純利益（2018 年度）

（単位：100万円、％）

	全産業		製造業	
	金額	シェア	金額	シェア
全世界	10,913,685	100.0	5,102,062	100.0
北米	1,855,970	17.0	510,634	10.0
米国	1,769,491	16.2	480,351	9.4
中南米	302,212	2.8	150,610	3.0
アジア	5,616,616	51.5	3,785,866	74.2
中国(本土)	2,155,865	19.8	1,532,245	30.0
ASEAN10	2,438,139	22.3	1,566,348	30.7
オセアニア	1,270,401	11.6	23,711	0.5
中東	226,746	2.1	192,814	3.8
欧州	1,623,044	14.9	432,830	8.5
アフリカ	18,696	0.2	5,597	0.1

資料：経済産業省 海外事業活動基本調査より作成

第 2 節 遂に新 NAFTA (USMCA) が発効

1. USMCA の発効は 7 月 1 日

北米自由貿易協定 (NAFTA) は米国・カナダ・メキシコ間において 1992 年 12 月に調印を終え、1994 年 1 月 1 日に誕生した。それから 26 年と半年後の 2020 年 7 月 1 日、NAFTA は衣替えして USMCA (米国・メキシコ・カナダ協定 : United States–Mexico–Canada Agreement) として発効した。

トランプ前大統領は 2016 年大統領選での選挙公約で NAFTA の見直しを強く主張した (Buy American, Hire American)。その理由は、NAFTA によりメキシコに生産と雇用が流出するとともに、メキシコに生産移管した工場から米国への輸出が増えているためだ。米国の自動車関連企業はコスト競争力を高めるためにメキシコでの生産を増強したわけであるが、それが逆に米国内の生産と投資の減少に結び付き経済成長を低下させていると主

張した。そして、トランプ前大統領の要請に基づき、北米 3 か国は 2017 年 8 月 16 日に NAFTA の再交渉を開始した。

NAFTA 再交渉から約 1 年後、米墨間では 2018 年 8 月 27 日に暫定合意に達し、米加間でも 9 月 30 日に合意に至った。したがって、USMCA は当初の交渉スケジュールよりも時間がかかったものの、交渉開始から約 3 年をかけてようやく発効したことになる。

2. 75%に引き上げられた自動車の域内原産比率

USMCA が NAFTA と最も違う点は「原産地規則」が大幅に厳しくなったということである。原産地規則を満たさなければ、その製品は自由貿易協定 (FTA) において関税削減の適用を受けることができない。

USMCA では、乗用車の原産地規則を満たすための条件の 1 つとして、一定の「域内原産比率 (RVC)」の達成が求められる。NAFTA での乗用車の RVC は最終的には 62.5% であったが、USMCA では 75% に大きく引き上げられた。この 12.5% もの大幅な RVC の上昇により、自動車関連企業は北米産部材の使用割合をこれまでより増やさなければならない。しかも、完成車の生産に用いられる鉄鋼・アルミの年間購入額の 70% は北米産でなければならない。

また、NAFTA の下では、RVC の計算において、トレーシングルール (トレーシング対象リストに掲載された自動車部品が域外から輸入された場合のみ、トレースして非域内原産材料として計算する制度) が適用され、トレーシング対象リストに掲載されていない鋼材や樹脂、ボルト・ナットなどについては、日本などの北米域外から輸入調達しても非域内原産材料価額として計算しなくても良かった。ところが、USMCA ではトレーシングルールそのものが廃止されたため、これまで計算に組み込まなかった部材も非域内原産材料として考慮する必要が出てきた。

さらに、「完成車」の原産地規則を満たすには、組み込まれるエンジン、変速機、車体・シャシー、車軸、ステアリング・システム、次世代電池等のスーパーコア部品 (Super-core ; 協定文第 4 章原産地規則附属書 TABLE A.2 Column 1 PARTS) の 7 品目は、例外条項はあるものの原則としてそれぞれ域内原産比率が 75% を超える必要がある。

「自動車部品」においても、基幹部品 (Core ; 協定文第 4 章原産地規則附属書 TABLE A.1、17 品目) であるエンジン、リチウムイオン電池、ギアボックス、駆動軸/非駆動軸、サスペンション・システム等で原産地規則を満たすには、75% の域内原産比率をクリアし

なければならない。

加えて、スーパーコア部品と基幹部品のいずれも、その計算の過程で原産地規則の 1 つである「関税番号変更基準 (CTC)」を使えないことが痛手である。関税番号変更基準では、域外国から輸入された部品や原材料の全ての関税番号 (HS コード) が、域内で製品に組み立てられた後に、別な関税番号に変化していれば、輸入部材は北米原産と認められる。

そして、時給 16 ドルを超える労働者が生産する自動車工場からの部材購入額やその賃金の割合が 40%~45%以上であることを求める「賃金条項」が新たに盛り込まれた。この規定の目的は、米国の自動車製造業の雇用を保護し、製造業の雇用がより低い賃金の北米域内に移るのを防ぐことにある。この条項により、時給 16 ドルの 3 分の 1 の賃金水準であるメキシコの工場からの調達が多い場合は、原産地規則を満たすことが難しくなる。

3. 難解な原産地規則の解釈

米通商代表部 (USTR) は USMCA 発効の 1 か月前の 2020 年 6 月 3 日、原産地規則を詳述する「統一規則」(Uniform Regulations) を公表した。この統一規則は、特に自動車や繊維及びアパレル産業に関連して、協定の原産地規則をどのように解釈、適用、そして管理すべきかについて解説している。

USMCA は 2020 年 7 月に発効したわけであるが、特に原産地規則はその複雑さから正確に解釈することは難しい。例えば、USMCA 協定本文の乗用車の賃金条項は「時給 16 ドル以上の北米工場の労働者によって生産された部材の年間購入額の割合が 40%以上」であることを要求しているが、これを「自動車部品や車の 40%以上を時給 16 ドル以上の北米工場で生産しなければならない」と解釈してしまうこともありうる。

また、7 品目から成る「スーパーコア部品」については、原則として全てのスーパーコア部品が北米原産であることが求められるが、7 品目のスーパーコアを 1 つの部品とみなし、全体で 75%の域内原産比率を満たせば良いという規定 (協定文第 4 章原産地規則附属書 4-B 第 3 条 9 項) も盛り込まれている。つまり、ステアリング・システムなど 1 つの部品が域外産品であっても、他のスーパーコア部品の域内原産比率が大幅に高ければ原産地規則を満たすことができる。もしも、この例外条項を見逃していれば、スーパーコア部品の 1 つでも域内原産比率を満たしていない場合に、完成車の関税削減をあきらめてしまうこともありえないわけではない。

こうした USMCA の原産地規則の正確な解釈は、日本企業にとって北米での事業展開において極めて重要である。したがって、複雑で難解な USMCA の原産地規則を正しく理解するために、専門家の意見を交えた十分な分析が必要である。

4. 75%達成まで2年間の猶予を認める

USTR が公表した原産地規則の統一規則によれば、自動車の域内原産比率は、発効年の 2020 年 7 月 1 日から 66%に上昇し、翌年の 7 月からは 69%、翌々年 7 月から 72%となり、最終年の 2023 年 7 月 1 日から 75%へと引き上げられる。米国自動車業界からは USMCA の発効日を 2021 年 1 月と希望する声も上がったが、これは、発効を 2020 年 7 月 1 日から半年遅らせることで、最終年での 75%の RVC の達成にかかる時間をその分だけ延ばすことができるからだ。しかしながら、トランプ政権はこの半年間の発効年の延長を受け入れなかった。

域内原産比率における 75%達成期限の猶予に関しては、既に USMCA の協定文（第 4 章原産地規則附属書 4-B 第 8 条）において、一定の条件下で完成車の域内原産比率の達成を 2023 年から 2 年延長できることが規定されている。USTR は 2020 年 4 月 21 日、USMCA における自動車の原産地規則の順守について、期限猶予を求める自動車メーカーへの代替スケジュール案とその申請受付に関する官報を公示した。USTR によれば、2025 年までの 2 年間の延長が認められる自動車台数は、原則として各メーカーが協定発効前の 1 年間に生産した台数の 10%か、協定発効前 3 年間の平均生産台数の 10%のいずれかの数値の大きい方が上限となる。

5. USMCA の日本企業への影響

日本企業へ大きく影響を与える USMCA の項目としては、自動車に加え繊維製品や化学品に対する新たな原産地規則が設けられたこと、10 年としたバイオ医薬品のデータ保護期間の削除、米加間では企業が政府を訴えることができる「ISDS 条項」及び「政府調達条項」を廃止したこと、E-コマースでは米国は 800 ドル、カナダは 150 カナダ・ドル、メキシコは 117 ドルまで関税はかからないこと、などが挙げられる。しかしながら、USMCA の日本企業に与えるインパクトという面では、自動車の原産地規則が圧倒的な影響力を持つ。

日本企業の自動車関連企業を中心とするこれまでの USMCA への対応は、米国での生産や雇用の拡大を公表しつつも、メキシコなどの既存の工場における生産・雇用計画を中止・変更するという動きを見せていない。周囲の企業の動向を注意深く見守りながら、USMCA への対応を図っている。

完成車におけるスーパーコア部品や自動車部品の基幹部品の原産地規則では関税番号変更基準が使えないため、2023 年 7 月までの 75%の域内原産比率の達成はかなり厳しいと見込まれる。鉄鋼とアルミの 7 割が北米産であることを求める新たな原産地規則とともに、民主党によって修正された議定書では、自動車に組み込まれる鉄鋼は発効から 7 年後には北米域内で溶かし流し出されて製造されたものでなければならないとの規定が導入された (melted and poured standard)。アルミニウムについては、締約国は協定発効から 10 年目に適切な要件を考慮することになる。

こうしたトランプ政権によって USMCA に盛り込まれた自動車関連の原産地規則は、実質的にかつての日本車の対米輸出規制に相当する強いルールである。つまり、米国での生産と雇用の拡大を何としても確保したいとのトランプ前大統領の思いが USMCA に反映されている。

6. 日本企業はいかに対応するか

日本企業としては、第 1 義的にはこの USMCA の原産地規則をクリアできる方策を検討し、メキシコを含む北米での生産や合弁の可能性を探る必要がある。米国の関税分類ではピックアップ・トラックや SUV の関税率は 25%と高率であるが、メキシコでの生産については乗用車よりも域内原産比率を達成しやすいようである。問題は賃金条項であるが、メキシコの生産拠点でこれをクリアするためには、メキシコの賃金水準を時給 16 ドルまで徐々に引き上げるか、米加拠点の工場からの部材調達割合を拡大することが考えられる。

USMCA は米国自動車関連企業にメキシコから米国への生産移管を求めているだけでなく、日本やドイツの企業にも対米輸出や北米での生産体制の見直しを強く促している。日本企業としては、原産地規則の達成に努力する一方で、既存の北米での生産体制や域外からの調達を無理に変更するよりも、乗用車の 2.5%の関税を支払うという選択もありえないことではない。

こうしたアメリカ・ファーストの政策は、米国への生産回帰や米国産部材の調達拡大、あるいは関税の支払い増などにより、北米での自動車生産のコストを着実に引き上げる。

これは、北米での自動車生産の競争力を低下させることに繋がり、北米は徐々に自動車の生産と消費拠点として位置づけられることになるかもしれない。日本企業としては、むしろこうした北米生産車のコストアップや競争力の低下という新たな問題にどう対応するかが、USMCA 発効後の重要な課題になるのではなかろうか。

第3節 USMCA は北米での生産を変えるか

1. 結びつきが強まる北米の生産調達ネットワーク

自動車関連の北米域内での相互調達は活発で、何度も自動車の部品は国境を越えて取引される。最終的に、米国で組み立てられた自動車の内、北米向けの輸出の割合は約 2 割となる。一方、メキシコでの生産の内、約 7 割が北米向けに輸出される。また、メキシコの北米向け輸出に占める米系自動車メーカーの割合は 5 割を超え、日系は 3 割強である。したがって、メキシコから米国への自動車・同部品の輸出に関税が課せられた場合、最も打撃を受け易いのは米系メーカーであるが、日系メーカーへの影響も大きいということになる。

北米の域内分業の発展は自動車関連だけではなく、様々な産業にまで及んでいる。例えば、米国の航空宇宙関連企業としては、西海岸のシアトルにあるボーイングなどが有名であるが、米国のアリゾナ州の航空宇宙関連企業はメキシコの中部に位置するケレタロ大学周辺に進出し、大きな産業集積（ハブ）を形成している。既に、メキシコ中部の工業団地にはボンバルディアやハネウエルなどの 30 を超える国際的な航空宇宙関連企業が集まっており、そこでは、航空機やヘリコプターなどを組み立てる巨大な建物（ハンガー）が建造されている。

さらに、米国のカーギルやタイソン・フードなどの食肉関連企業は、メキシコやカナダに投資し生産を行っている。こうした米国の多国籍企業にとって、NAFTA をリニューアルした USMCA はアグリビジネスなどの拡大発展には不可欠なものとなっている。

米国はメキシコに対して、大量のトウモロコシや大豆、牛肉・豚肉を輸出しており、もしも USMCA を利用できなければ、米国の農業関連の多国籍企業は高い関税を支払ってメキシコに輸出しなければならない。それに、CPTPP が創設されたことにより、メキシコが日本やオーストラリアなどから輸入する牛肉において、冷蔵のもので 20%、冷凍のもので 25%の関税は、発効から 5 年目で半減し 10 年目に撤廃される。つまり、米国は

USMCA でもって CPTPP などに対抗しなければ、メキシコへの輸出競争力を低下させることになる。

2. メキシコでの生産を減らさずに米国に追加投資

日本の対米輸出の主役は自動車である。乗用車だけでも対米輸出の 3 割を占め、これにバス・トラック・二輪車及び自動車部品を加えると 4 割弱のシェアに達する。また、日本の 4 輪車の海外生産は、日本自動車工業会によれば 2019 年で約 1,900 万台に達しており、その内メキシコを含む北米 3 か国での生産は約 560 万台で全海外生産の約 3 割を占めた。日系自動車メーカーの海外生産は米国だけでも約 350 万台に達しているし、メキシコでも 116 万台（大型バス・トラックを除く）が生産されている。2019 年の米国の 4 輪車の生産は 1,088 万台であるので、日系メーカーの米国での生産シェアは約 32%に達し、メキシコでも約 31%と米国同様に高い割合になっている。ちなみにカナダの自動車生産の 46%は日系メーカーによるものである。

日系メーカーによる北米での自動車生産のシェアが高まる中で、トランプ前大統領は 2017 年 1 月 5 日、自身のツイッターにて、約 10 億ドル規模のトヨタのメキシコ工場新設について撤回を求め、その代わりに米国に工場を建て雇用と生産に貢献するよう求めた。トヨタはトランプ大統領のツイッターに直ちに反応し、今後 5 年間で米国に 100 億ドルを投資することを発表した。

それから約 3 年半後の 2020 年 8 月 13 日、米国大統領選を控え、トヨタとマツダは米国アラバマ州に建設中の工場に追加投資をすることを改めて表明。両社は同工場では共に新しい SUV を年間 15 万台ずつ生産する予定であり、2022 年までに 4,000 人を雇用する。追加投資額は約 23 億ドルの規模となる。並行して、トヨタはメキシコ中部グアナファト州の新工場におけるピックアップ・トラック（タコマ）の生産を 2021 年までに年間 10 万台に引き上げ、米国に輸出しようとしている。

つまり、トヨタなどの日系自動車メーカーは、USMCA の発効後もメキシコから全面的に米国へ生産を移転するのではなく、メキシコでの生産をこなしながら、米国での投資を追加し生産と雇用を維持拡大する考えである。

3. 依然として魅力的なメキシコでの生産

多国籍企業がメキシコでの生産を移管せずに予定通り進める背景には、新型コロナの影響もあると思われるが、トランプ大統領の思惑とは別に、USMCA の発効にもかかわらず、メキシコが北米の投資先として魅力度を失っていないことを挙げることができる。これは、米通商法の適用による中国製品への追加関税で米国内の生産コストが上昇し、米国が生産拠点としての優位性を低下させつつあることも、その原因の一つと考えられる。

さらに、ある意味では、USMCA の原産地規則が厳格化されることによって、メキシコにおける自動車生産での域内原産比率や賃金条項（時給 16 ドル以上の労働者の生産する北米工場から 4 割以上の調達義務）などを達成するハードルは高まったが、メキシコ工場の管理職・エンジニアを含む賃金や他の北米工場からの調達を引き上げることにより、それを乗り越えた時のメキシコの比較優位は一段と増す可能性がある。

また、コロナ感染の拡大によるサプライチェーンへの影響を考慮すると、米国市場に近いメキシコの地理的な優位性は高まっている。そして、米中貿易摩擦の激化は北米における生産ネットワーク形成の重要性を高めており、メキシコの相対的な競争力を押し上げる効果をもたらしている。

その一例として、既にケレタロ州などに何か所も工場を建設し、メキシコの航空宇宙産業では最大の雇用規模を誇るフランスのサフラン社は、ボーイング旅客機の内装品を製造するため、メキシコ北部チワワでの工場の新設を表明した。雇用の創出は 800 人以上に達すると見込まれる。サフラン社は狙ったかのように、USMCA が発効した 2020 年 7 月 1 日にメキシコ政府に対して同計画を通知した。

また、中国のトラックメーカーであるシャクマントラックはメキシコに進出し、大型・中型トラックの流通・サービスのネットワークを構築しているが、同社は 2020 年 7 月、1 年か 2 年以内にメキシコにトラック組み立て工場を建設する計画であることを公表した。同社は、13 か国に工場を持ち、世界中で約 35,000 人を雇用し、100 のディーラーを所有している。シャクマントラックは、メキシコを足掛かりに、次第に北に向かって進出することを検討している。

シャクマントラックのような中国企業のメキシコへの投資は、米中貿易摩擦が激化した 2018 年から増加している。メキシコ経済省によれば、2018 年の中国のメキシコへの投資は自動車産業などを中心に前年から 22.9%増を記録した。中国の対メキシコ進出企業は 2018 年には前年から 67 社も増加しており（韓国は 44 社、日本は 36 社）、USMCA にお

ける自動車分野の原産地規則の強化にもかかわらず、米中貿易摩擦はメキシコへの投資の拡大を促している。

4. 自動車だけでない成長分野

日本企業がメキシコなどの北米に進出しようとする場合、圧倒的に関心を集めるのは自動車関連分野である。米国という大消費市場を控え、その生産拠点としてのメキシコの優位性には高いものがある。しかし、メキシコの製造拠点としての魅力は何も自動車産業に留まるものではない。ケレタロ大学周辺などに集積している航空宇宙産業の成長性には目を見張るものがある。新型コロナで航空宇宙産業は打撃を受けているが、将来的には自動車を上回るスピードで成長する可能性がある。しかしながら、自動車と同様に、一次サプライヤー（Tier1）よりも Tier2、Tier3 等が不足していることが課題である。

また、電子部品産業、食品加工産業、医療機器・製薬産業などもメキシコへの進出における有望な分野である。当初の USMCA の条文は、バイオ医薬品のデータ保護期間を 10 年と規定していたが、最終規則において米民主党の反対により削除された。これにより、カナダのバイオ医薬品の保護期間は 8 年でメキシコは 5 年であるが、それぞれ国内法を変更する必要がなくなった。したがって、バイオ医薬品のデータ保護期間を 10 年とした規定の削除により、特許が切れた薬品であるジェネリクス・ビジネスの分野で参入の機会が早まり、薬価の下落に繋がることになる。この USMCA 規定の変更は、開発製薬会社にはマイナスの影響をもたらすが、ジェネリクスなどの医薬品のビジネスチャンスは拡大する。

この他には、USMCA にはデジタル貿易の章が盛り込まれており、通信・コンピューター・情報サービスから成るデジタル関連サービスの北米間の取引拡大が期待される。また、アマゾンに代表される E-コマースにおいて、米国は USMCA 発効前から国境を越えた取引において 800 ドルまで関税の無税枠の上限を引き上げている。そして、USMCA 発効後にはカナダは 200 ドルから 1500 ドルへ、メキシコは 50 ドルから 117 ドルへと無税枠を拡大している。こうした USMCA の制度的な変更により、北米間のデジタル関連機器・サービスの商機拡大が見込まれる。その中には、メキシコやカナダで生産したジェネリクスを、米国へ E-コマースを使い無関税で輸出するというビジネスも考えられる。

5. メキシコに留まる日系企業

メキシコに進出している日系企業において、何社かは USMCA の発効を受けて米国への移転を検討しているものの、意外にもこれまでのところその数は少ない。逆に、米国に進出している日系企業の中には、メキシコへの生産移管を計画しているケースも見受けられる。

また、メキシコにとどまり、域内原産比率のような原産地規則を達成する努力を続けるとともに、それが困難であれば既存のサプライチェーンをなるべく維持しながらコスト競争力を強化しようとしている企業もある。つまり、多くの日系企業は原産地規則を満たすためのあらゆる手段を検討しながらも、関税を支払っても既存の生産・調達ネットワークを有効に活用した方がコスト面で有利かどうかを判断しようとしている。

ジェトロが 2019 年末に実施した北米に進出している日系企業へのアンケート調査によると、輸送用機器（自動車/二輪車）の分野において USMCA が「マイナス」の影響を与えると答えた日系企業の割合は、在米国の日系企業では 23%、在カナダの日系企業では 20%であったのに対して、在メキシコでは 10%にすぎなかった。

一方、輸送用機器部品（自動車/二輪車）の分野において「マイナス」の影響があると答えたのは、在メキシコの日系企業では 37%に達したが、カナダでは 15%、米国では 8%にとどまった。つまり、在メキシコの日系企業においては、自動車よりも自動車部品分野で USMCA の影響が大きいようだ。

ところが、輸送用機器部品関連の在メキシコ日系企業の USMCA への対応では、「何も変更しない」と回答した割合は 57 社中の 33.3%であり、「生産地の一部または全部をメキシコから他拠点に移管」では 3.5%にすぎなかった。すなわち、「メキシコから米国などへの生産移管」を検討している自動車部品関連の日系企業はそれほど多くはないということになる。また、「生産地の他拠点からメキシコに移管」と回答した企業は 29%に達したが、その移転元の内訳を見ると、日本からの割合は 65%、米国からは 18%、中国は 12%であり、北米以外の国の割合が大きかった。

輸送用機器関連の在メキシコ日系企業の USMCA への対応においては、「何も変更しない」と回答した割合は 10 社中の 40%であり、「生産地の一部または全部をメキシコから他拠点に移管」では 0%であった。在メキシコの日系自動車/二輪車の完成車メーカーは、米国を含む他の生産拠点への移管は検討していないことになる。

6. 米国の思惑通りにいかない雇用・生産の回帰

トランプ前政権が USMCA の成立を推し進めた理由は、NAFTA によりメキシコに生産と雇用が流出するとともに、メキシコに生産移管した工場からの米国の輸入が増えているためであった。米国の自動車関連企業はコスト競争力を高めるためにメキシコでの生産を増やしたわけであるが、トランプ前政権はそれが逆に米国内の生産と投資の減少に結び付き、経済成長を低下させていると主張した。

それでは、USMCA の発効により自動車の原産地規則が強化され、トランプ前大統領の思惑通り米国からメキシコへの投資が減少し、自動車などのメキシコからの輸入が顕著に落ち込むのであろうか。さらには、メキシコから米国への投資の回帰や新たな米国での生産拠点の建設が進むのであろうか。その答えは、USMCA が発効してからまだ間もないものの、現実にはその通りにはなっておらず、依然としてメキシコへの投資の魅力を感じている企業も見受けられる。

したがって、現地日系企業の USMCA 発効後の対応としては、自動車分野などで厳格化された原産地規則を満たす努力を続けながら、北米での生産や調達ネットワークのあり方を模索することが考えられる。もしも、メキシコから米国への工場の移転を検討するのであれば、「生産の移管に伴うコスト」と「賃金条項を満たすため労働者などの時給を 16 ドルまで引き上げるコスト」等とのどちらが割高なのかを確認する必要がある。

さらには、自動車関連分野の調達に関しては、自動車用の鋼板などは日本などから調達していたが、これからはカナダやメキシコなどの域内からより多く入手する必要があるかもしれない。そして、サプライチェーンの変更がかなりのコストアップに繋がるのであれば、こうした域内からの調達を増やすために費やす時間やコストと、関税支払コストとを比較し、どちらの手段が企業にとって望ましいのかを見極めなければならない。

また、これから北米への投資や輸出を検討する企業は、進出済みの日系企業の動きを見ながら、かつ米中貿易摩擦の動きやアジアのサプライチェーンの変化を考慮しながら、進出するかあるいは輸出するかどうかなどを判断しなければならない。

1 スマイルカーブとは、製造業などに見られる収益構造を表すもので、両端であるバリューチェーンの「企画・デザイン・部品製造」などの上流工程と「マーケティング・販売・金融・専門サービス・メンテナンス」などの下流工程の付加価値が高く、ボトムの部分である「組立・製造」の中間工程の付加価値は低いという考え方である。

2 国際収支統計によれば、「第 1 次所得収支」は「雇用者報酬」と「投資収益」と「その他第一次所得」の 3 項目から成る。また、「投資収益」は「直接投資収益」と「証券投資収益」と「その他投資収益」の 3 つに分かれる。そして、「直接投資収益」は「出資所得」と「利子所得」に分かれる。さらに、「出資所得」は「配当金・配分済支店収益」と「再投資収益」に枝分かれする。

第6章 日本企業の北米における事業戦略

日本貿易振興機構 海外調査部

米州課長 中溝 丘

要約

- ・ 日本貿易振興機構が2021年度に実施した海外進出日系企業実態調査（北米編）によると、2021年に黒字を見込む在米日系企業の割合は6割弱となり、前年比で12.1ポイント増加した。
- ・ 過去1年間に現地従業員数を「増加」と回答した企業は2割強で、「減少」は3割に達した。2021年9月1日時点の日系企業の勤務体制については、「原則として全従業員が事業所に出社」が約3分の1だった。
- ・ 2021年の設備投資について、金額ベースで前年を上回る企業は3割近くとなった。
- ・ 製造業のサプライチェーンの状況について、米国の比率は調達が5割強で、米国市場向け製品の生産は6割台半ば、販売は約8割だった。
- ・ いずれかの貿易協定を利用している企業は4割近くで、USMCAや日米貿易協定を利用している企業は3割近くだった。
- ・ デジタル関連技術を既に活用している企業は5割近くを占めた。既に活用している技術として、「電子商取引（EC）」「データ蓄積・管理プラットフォーム」「ロボット」が上位に挙げられた。
- ・ 経営上の課題は、「新規顧客の開拓」が最も多く、「従業員の賃金上昇」「物流コストの上昇」「調達コストの上昇」が続いた。
- ・ バイデン政権の政策がビジネス活動に与える影響は「わからない」が4割近く、「影響はない」は2割強、「全体としてマイナスの影響」「全体としてプラスの影響」「プラスとマイナスの影響が同程度」はそれぞれ1割台だった。
- ・ 脱炭素化に取り組む企業は3割強だった。取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が7割近くを占め、「環境に配慮した新製品の開発」「再エネ・新エネ電力の調達」が続いた。
- ・ サプライチェーンにおける人権の問題について、6割近くの企業が経営課題として認識していた。サプライチェーンにおける人権尊重に関する「方針があり、調達先に準拠を求めている」企業は2割強だった。
- ・ 通商環境の変化が2021年の業績に与える影響について、「影響はない」「わからない」「全体としてマイナスの影響ある」がそれぞれ3割前後で続いた。

- ・ 今後1~2年の事業拡大を検討する企業は5割近くとなり、2019年の水準を上回った。

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により米国に進出している日系企業の業績は大幅に悪化した。日本貿易振興機構（ジェトロ）が2020年度に実施した海外進出日系企業実態調査（北米編）¹によると、黒字を見込む米国進出日系企業の割合は47.1%にとどまり、リーマンショック直後の2009年（35.5%）に次ぐ低水準となった。今後1~2年の事業拡大を検討する企業は、39.1%にとどまり、2012年度の設定開始以降初めて4割を切った。また、米中貿易摩擦が先鋭化する中で、通商環境の変化が2020年の業績に与える影響について、「全体としてマイナス」が36.3%に達した。

2020年の米国の実質GDP成長率は前年比マイナス3.4%と、2009年以来11年ぶりのマイナス成長となった。2021年は第1四半期が6.3%、第2四半期も6.7%と高成長が続き、第3四半期はデルタ株の感染拡大により2.3%に減速したものの、第4四半期は6.9%と大きく加速し、通年では5.7%の高成長を記録した。2021年1月に発足したバイデン政権は大きな政府による経済成長を志向しているが、米国進出日系企業の業績や事業戦略にどのような変化が見られるのか、ジェトロが2021年9月に実施した2021年度の海外進出日系企業実態調査（北米班）の調査結果²から、日本企業の北米における事業戦略をみていきたい。

第1節 営業利益見通し

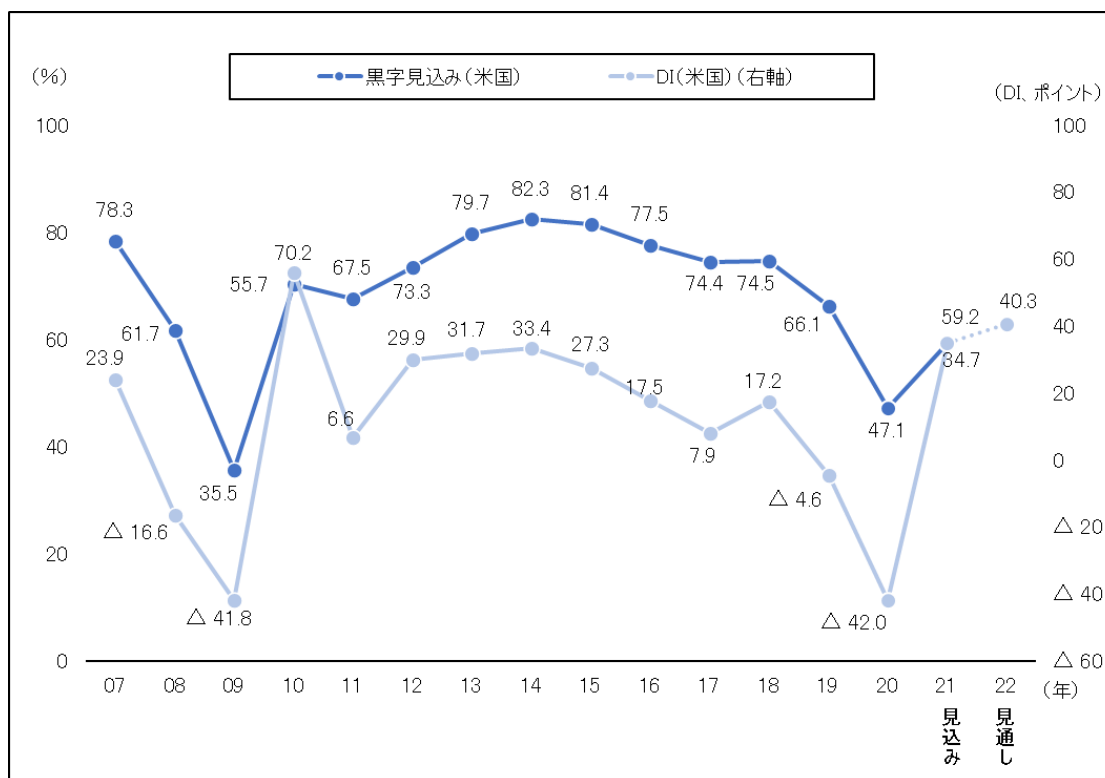
2021年に黒字を見込む米国進出日系企業の割合は6割弱（59.2%）で、前年（47.1%）から12.1ポイント増加し、新型コロナ禍からの回復基調がみられた（図6-1参照）。ただ、新型コロナウイルス前の2019年の水準（黒字見込み66.1%）までは回復しなかった。また、リーマンショック直後の2010年（70.2%）と比べても、在米日系企業の回復ペースは鈍くなっている。2021年度海外進出日系企業実態調査（全世界編）³で主要国の営業利益見通しを比較しているが、全地域平均の黒字見込みは62.6%で、米国の黒字見込みは低い方に位置している。

営業利益見込みを業種別でみると、巣ごもり需要や需要の増加、輸送費高騰などにより、

食料品（83.9%）や販売会社（80.8%）、運輸業（80.0%）で黒字見込みの割合は8割以上となった。一方、行動制限による需要減や、半導体不足による工場の操業停止などにより、旅行・娯楽業（赤字見込み64.3%）や自動車等（同54.5%）、自動車等部品（51.6%）で赤字見込みの割合は5割を超えた。

営業利益が前年比で「改善」する企業の割合（%）から「悪化」する割合を差し引いた景況感DIは34.7となり、前年のマイナス42.0から大幅に改善している。2022年の景況感DIは40.3と上向きの見通しとなっている。

図6-1 在米日系企業の黒字見込みと景況感DIの推移（2007～2022年）



出所：日本貿易振興機構：2021年度海外進出日系企業実態調査（北米編）

営業利益見込み改善する主因を聞いたところ、「現地市場での売上増加」が7割弱（69.8%）を占めた。2020年と比較をした営業利益見込みの変化を業種別にみると、経済活動の再開や住宅需要の増加などにより、小売業（90.9%）や不動産・賃貸業（87.5%）、鉄・非鉄・金属（67.3%）などで「改善」見込みの割合が高くなった。

2021年営業利益見込みの対前年比増減幅をみると、「横ばい」が全体の3割強（31.5%）を占め、「1～5割増」が24.0%、「黒字転換」が9.5%で続いた。業種別にみると、「1～5

割増」は電気・電子機器部品（50.0%）、小売業（45.5%）、金融・保険業（35.7%）、食料品（35.5%）などで高かった。

ただ、この2021年の営業利益見込みを、新型コロナ感染拡大前の2019年と比較すると、「改善」は4割弱（39.3%）にとどまっている。「悪化」の割合は3割強（32.8%）となっており、業種別でみると、「悪化」は旅行・娯楽業で9割近く（86.7%）、自動車等（63.6%）、自動車等部品（61.5%）では6割強となっており、新型コロナ禍の影響の大きさが伺える。

2021年営業利益見込みの対2019年比増減幅は、「横ばい」が全体の3割近く（27.9%）を占め、「1～5割増」が19.1%、「1～5割減」が14.3%で続いた。業種別にみると、「1～5割増」は金融・保険業（42.9%）や精密・医療機器（31.6%）で高かった。一方、旅行・娯楽業では「6～9割減」が33.3%を占めたほか、自動車等では「赤字転換」が27.3%を占めた。

第2節 雇用状況とコロナ禍の勤務体制

在米日系企業の雇用状況については、過去1年間に現地従業員数を「増加」と回答した企業は2割強（21.1%）で、2020年度（前回）調査時（17.8%）より3.3ポイント回復したが、「減少」は3割（30.0%）に達した。業種別では、金融・保険業では「増加」が5割を占める一方、旅行・娯楽業では「減少」が8割に達した。今後の予定について、現地従業員数を「増加」と回答した企業は4割台半ば（44.8%）で、「減少」は1割未満（7.9%）にとどまっている。業種別でみると、「増加」予定は精密・医療機器（68.4%）、一般機械（60.7%）で6割を超えている。新型コロナの影響が大きい旅行・娯楽業（46.7%）や自動車等部品（37.5%）など、多くの業種で雇用の回復を見込むが、ゴム・窯業・土石では「増加」の割合は2021年の31.3%から18.8%に低下している。

過去1年間の日本からの派遣者数の変化について、「減少」と回答した企業の割合は21.1%となり、前回調査（27.0%）より5.9ポイント減少したが、「増加」は約1割（10.4%）にとどまった。業種別では、日本からの派遣者数が「減少」した企業の割合は、精密・医療機器（35.0%）、自動車等部品（33.0%）で3割を超えたが、ゴム・窯業・土石では「増加」（18.8%）が「減少」（12.5%）を上回った。今後の予定について、日本から

の派遣者数の変化は「増加」と回答した企業が12.0%と前回(9.6%)から2.4ポイント増加し、「減少」は11.8%と前回(18.3%)から6.5ポイント減少している。業種別でみると、「増加」の割合は、その他非製造業(28.6%)やゴム・窯業・土石(25.0%)、電気・電子機器部品、情報通信業および金融・保険業(各21.4%)で2割を超えた。

なお、2021年度調査回答企業の総従業員数は63万人を超え、1社あたりの従業員数の中央値は44人、日本からの派遣者数の中央値は3人だった。ちなみに、米商務省の外国多国籍企業の在米関連会社の活動状況に関する調査⁴では、2019年時点での日系企業の雇用者数は97万3,800人で、英国に次ぎ2番目に多い。2010年の66万1,700人から9年連続で増加した。業種別内訳をみると、製造業が52万7,500人と全雇用の54.2%を占め、中でも輸送機器(21万5,200人)、化学(5万5,600人)、プラスチック・ゴム製品(5万4,400人)、コンピュータ・電子製品(5万1,000人)で多くなっている⁵。非製造業では卸売が21万2,600人を占め、金融・保険(5万600人)、情報(4万5,700人)が続いている。

2021年9月1日時点の日系企業の勤務体制については、「原則として全従業員が事業所に出社」が約3分の1(34.2%)で、「主に事業所に出社とし、リモート勤務も一部実施」(21.9%)と合わせると、出社中心の勤務体制を実施している企業は56.1%となった⁶。「原則リモート勤務」とする企業は5.6%にとどまった。業種別でみると、「原則として全従業員が事業所に出社」は製造業では4割強(41.3%)、なかでも自動車等部品は7割強(71.4%)となったが、情報通信業(8.8%)や建設業(8.3%)では1割未満だった。コロナ収束後の勤務体制については、「原則として全従業員が事業所に出社」が4割強(43.7%)で、「主に事業所に出社とし、リモート勤務も一部実施」(28.7%)を合わせると、7割強(72.4%)の企業が出社中心の勤務体制を予定している。

第3節 設備投資の変化

在米日系企業の設備投資の変化については、2021年の設備投資について、金額ベースで前年を上回る企業は3割近く(27.9%)となり、前回調査(22.2%)から5.7ポイント増加し、3年ぶりに増加に転じた。設備投資の変化を業種別で比較すると、鉱業・エネルギー(55.5%)や自動車等(45.5%)、食料品(43.4%)で「増加」の割合が4割を超えた。

設備投資の目的は、「既存設備の維持・補修」(43.7%)や「デジタル化(AI、IoT、情報セキュリティなど)への対応」(29.3%)、「増産・販売力増強」(25.9%)、「省力化・合理化」(23.9%)が上位に挙げられた。業種別でみると、「既存設備の維持・補修」はゴム・窯業・土石(73.3%)や鉄・非鉄・金属(67.4%)、化学・医薬(60.3%)で6割を超え、「デジタル化への対応」は金融・保険業(75.0%)や運輸業(56.5%)で5割を超えた。「増産・販売力増強」は食料品(58.6%)や鉱業・エネルギー(50.0%)で5割以上となり、「省力化・合理化」はプラスチック製品(53.8%)や自動車等(50.0%)で5割以上となった。また、「新規事業の開始、新製品の生産」(22.1%)は自動車等(60.0%)や繊維・衣類(57.1%)で5割を超えた。

2022年以降の設備投資計画の見込みについては、増加は2割台半ば(24.7%)にとどまり、横ばいが7割近く(67.7%)、減少は1割近く(7.6%)となった。業種別でみると、増加は食料品、旅行・娯楽業、小売業などで4割(40.0%)となった。

第4節 サプライチェーンの現状と今後の方針

日系企業のサプライチェーンの状況については、各企業に金額ベースでの国別の原材料・部品の調達割合、米国市場向け製品の生産割合(製造業のみ)、製品の販売割合を答えてもらい、それらの数値を平均化している。

まず、製造業のサプライチェーンの状況について、原材料・部品の調達先をみると、米国内の調達比率が5割強(51.5%)で、日本が約3割(30.8%)で続き、中国は5.0%だった。前回調査と比べると、米国(前年度51.0%)と日本(同30.9%)はほぼ同率だったが、中国(6.4%)は1.4ポイント減少した。業種別でみると、米国内の調達比率はプラスチック製品(78.9%)や自動車等(71.0%)で7割を超えたが、電気・電子機器(21.7%)や電気・電子機器部品(22.5%)、繊維・衣類(24.0%)は2割台前半にとどまった。日本の調達比率をみると、繊維・衣類や精密・医療機器(それぞれ56.0%)、電気・電子機器部品(54.0%)で5割を超えた。中国は電気・電子機器(16.4%)や繊維・衣類(14.0%)、その他製造業(13.1%)で1割を超えた。また、各調達先における今後の調達方針(拡大、現状維持、縮小)を聞いたところ、米国の地場企業からの調達を拡大すると答えた企業が30.4%の75社に達したが、中国からの調達を縮小するとの回答が4割強(41.1%)の39社だったのが特徴的だった。

次に、米国市場向け製品の生産地を聞いたところ、米国の割合が 6 割台半ば (65.3%) で、日本は 2 割強 (21.5%) で続いた。前回調査と比べると、米国 (前回 66.7%) は 2.4 ポイント減少したが、日本 (同 19.1%) は 2.4 ポイント増加した。米国・カナダ・メキシコ協定 (USMCA) が 2020 年 7 月に発効し、自動車などの域内原産割合が引き上げられたことなどもあり、業種別でみると、米国の割合は自動車等 (91.3%) や自動車等部品 (85.2)、プラスチック製品 (81.4%) などで 8 割を超えた。一方、電気・電子機器部品 (25.0%) や電気・電子機器 (29.7%) は 3 割未満だった。日本をみると、電気・電子機器 (49.1%)、精密・医療機器 (49.0%)、電気・電子機器部品 (45.4%)、一般機械 (41.2%) などで 4 割を超え、中国 (3.1%) をみると、繊維・衣類 (21.0%) で 2 割を超え、電気・電子機器 (12.5%) や紙・木製品・印刷 (11.8%) で 1 割を超えた。各生産地における今後の生産方針については、米国での生産を拡大するとの回答が 3 割近く (28.2%) の 81 社だった。

製造業の販売先をみると、米国内が約 8 割 (80.2%) で、メキシコ (4.7%) とカナダ (4.1%) を加えた USMCA 市場向けは 9 割弱 (89.0%) となった。前回調査と比べると、米国 (前回 81.2%) は 1.0 ポイント減少したが、カナダ (同 3.6%) は 0.5 ポイント増え、メキシコ (4.5%) は 0.2 ポイント増えた。業種別では、米国向けは自動車等 (92.2%) や自動車等部品 (87.9%)、プラスチック製品 (87.2%) などで、9 割前後となったが、紙・木製品・印刷 (62.7%) は 6 割強、電気・電子機器部品 (55.3%) は 5 割台半ばだった。メキシコでは繊維・衣類 (16.2%) や電気・電子機器部品 (11.8%) で 1 割を超え、カナダでは紙・木製品・印刷 (13.1%) が 1 割強となった。日本 (3.9%) は鉄道・運搬車両等 (21.4%) で 2 割強となり、食料品 (10.6%) で 1 割を超え、中国 (1.7%) は電気・電子機器部品 (16.7%) や紙・木製品・印刷 (10.0%) で 1 割台だった。各販売先における今後の販売方針については、米国での販売を拡大するとの回答が約 3 分の 1 (33.4%) の 102 社で最多となり、メキシコ (33.6%、43 社) やカナダ (20.0%、29 社)、メキシコを除く中南米 (38.8%、26 社) についても拡大するとの回答が多かった。

非製造業のサプライチェーンの状況について、原材料・部品の調達先をみると、日本の調達率が 5 割近く (46.6%) で最多となり、米国内は 3 割台半ば (34.9%) で、中国は 7.6% だった。前回調査と比べると、日本 (前回 44.6%) は 2.0 ポイント増え、米国 (同 35.1%) は 0.2 ポイント減り、中国 (6.6%) は 1.0 ポイント増えた。業種別でみると、日

本からの調達比率は販売会社（61.7%）や小売業（59.7%）で 6 割前後となり、米国内は旅行・娯楽業（91.7%）や建設業（68.2%）で高く、中国は運輸業（12.5%）や商社・卸売業（10.3%）で 1 割を超えた。各調達先における今後の調達方針を聞いたところ、日本からの調達を拡大すると答えた企業が 22.4%の 33 社で、米国の地場企業からの調達を拡大すると答えた企業が 28.6%の 28 社で続いた。

非製造業の販売先をみると、米国内が 7 割強（73.9%）で、メキシコ（3.5%）とカナダ（2.5%）を加えた USMCA 市場向けは 8 割弱（79.9%）となった。日本は 13.7%を占めた。前回調査と比べると、米国（前回 75.8%、1.9 ポイント減）、メキシコ（同 5.0%、1.5 ポイント減）、カナダ（同 3.2%、0.7 ポイント減）はそれぞれ減少したが、日本（9.2%）は 4.5 ポイント増加した。業種別では、米国向けは旅行・娯楽業（95.4%）や小売業（95.0%）で 9 割台半ばに達し、日本はその他非製造業（47.1%）や不動産・賃貸業（46.8%）で 5 割近くとなった。各販売先における今後の販売方針については、米国での販売を拡大するとの回答が 4 割強（41.4%）の 77 社で最多となり、メキシコ（46.3%、31 社）やカナダ（31.6%、25 社）、日本（26.9%、21 社）でも拡大するとの回答が多かった。

第 5 節 貿易協定の活用状況と企業への影響

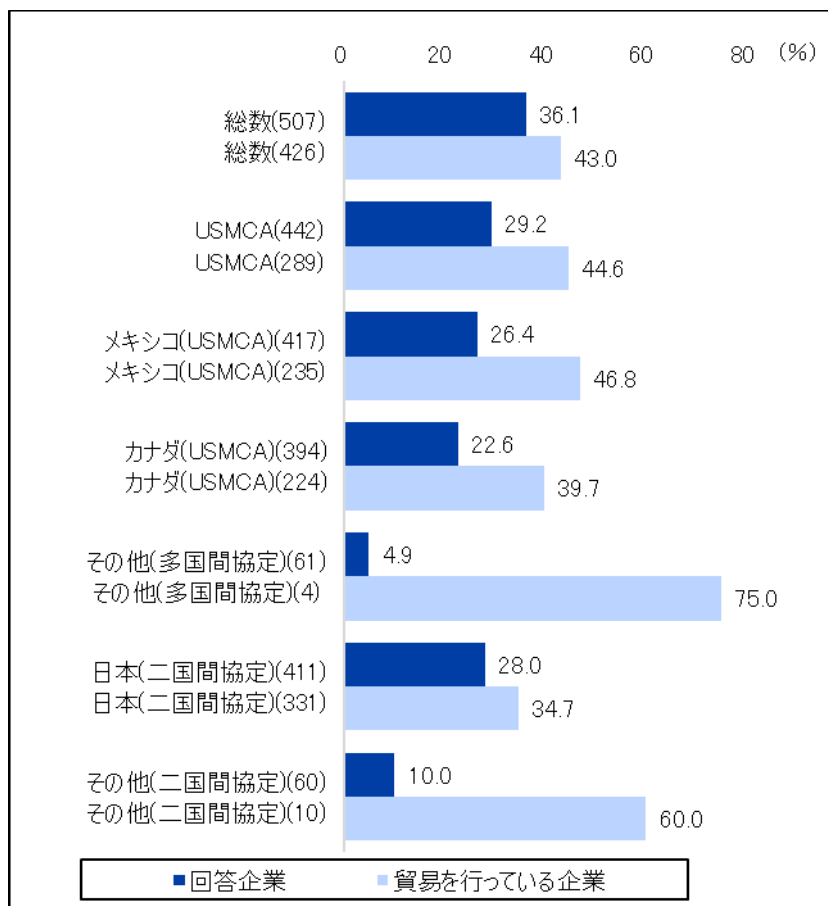
在米日系企業の貿易協定の活用状況をみると、いずれかの貿易協定を利用している企業は 4 割近く（36.1%）となっている（図 6-2 参照）。USMCA（29.2%）や日米貿易協定（28.0%）を利用している企業は 3 割近くだった。貿易を行っている日系企業に限定してみると、いずれかの貿易協定を利用している割合は 4 割強（43.0%）となっている。USMCA を利用している企業は 4 割台半ば（44.6%）で、日米貿易協定を利用している企業は 3 割台半ば（34.7%）だった。

米国からの輸出における貿易協定利用率をみると、メキシコ（USMCA）が 23.2%、カナダ（USMCA）が 21.7%、日米貿易協定が 13.1%と高かった。業種別でみると、プラスチック製品でカナダ（53.9%）、メキシコ（50.0%）が 5 割以上となり、食料品で日米貿易協定が 3 分の 1（33.3%）を占めた。

米国への輸入における利用率をみると、日米貿易協定が 27.7%で、メキシコ（USMCA）

が 14.3%、カナダ（USMCA）が 9.8%だった。業種別でみると、電気・電子機器部品で日米貿易協定（71.4%）が 7 割強となり、自動車等はカナダで 6 割（60.0%）、メキシコで 5 割（50.0%）を占めた。

図 6-2 在米日系企業の貿易協定利用率



出所：同上

これらの貿易協定の、企業への影響については、「全体としてプラスの影響」と回答した割合は USMCA を利用している企業で 4 割台半ば（44.2%）で、日米貿易協定を利用している企業では 3 割強（32.2%）となっている。業種別にみると、食料品では「全体としてプラスの影響」が USMCA で 100%、日米貿易協定では 80.0%だったが、自動車等部品では「影響の度合いはわからない」との回答が USMCA、日米貿易協定ともに 6 割近く（56.0%）に達した。

第6節 デジタル関連技術の活用と課題

在米日系企業のデジタル関連技術の活用状況については、既に活用している企業は5割近く(47.6%)を占めた。業種別にみると、小売業(81.8%)で8割を超え、自動車等(72.7%)や繊維・衣類(71.4%)で7割を超えた。デジタル技術を活用するメリットとしては、「製品・サービスの品質が安定・向上」(55.9%)が5割台半ばで、「賃金上昇や労働力不足に対処できる」(49.4%)、「開発・生産工程や業務の効率化・最適化が可能」(40.5%)が4割台で続いた。業種別でみると、「製品・サービスの品質が安定・向上」は金融・保険業(80.0%)、鉄・非鉄・金属(79.3%)、プラスチック製品(77.3%)などで7~8割となり、「賃金上昇や労働力不足に対処できる」はゴム・窯業・土石で100%となり、「開発・生産工程や業務の効率化・最適化が可能」は自動車等(77.8%)で8割近くとなった。

既に活用しているデジタル技術については、「電子商取引(EC)」が59.1%、「データ蓄積・管理プラットフォーム」が37.2%、「ロボット」が32.2%となった。業種別でみると、「電子商取引」は旅行・娯楽業で100%となり、「データ蓄積・管理プラットフォーム」は情報通信業(63.6%)や電気・電子機器(63.2%)が6割強、「ロボット」は自動車等(87.5%)や自動車等部品(83.7%)で8割台だった。

活用を検討している技術は、「人工知能(AI)」が38.3%、「データ蓄積・管理プラットフォーム」が36.6%、「IoT」が30.0%となった。業種別でみると、「人工知能(AI)」は運輸業(57.1%)で6割近くとなり、「データ蓄積・管理プラットフォーム」は事業関連サービス(85.7%)で8割台半ばに達し、「IoT」は一般機械(61.1%)で6割強となった。

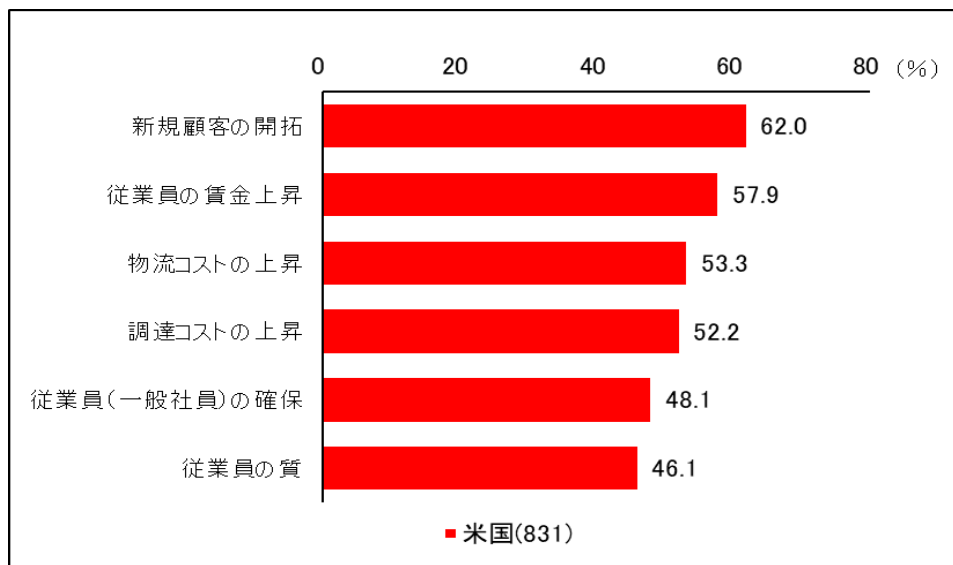
第7節 経営上の課題と対応

在米日系企業の経営上の課題としては、「新規顧客の開拓」(62.0%)が最も多く、「従業員の賃金上昇」(57.9%)や「物流コストの上昇」(53.3%)、「調達コストの上昇」(52.2%)が5割超で続いた(図6-3参照)。前回調査と比べると、「物流コストの上昇」(前回23.1%)は30.2ポイント上昇し、「調達コストの上昇」(同24.1%)は28.1ポイント上昇、「従業員の賃金上昇」(同38.6%)は19.3ポイント上昇するなど、物流混乱や原材料不足、人材不足が2020年より深刻な状況になっている。業種別でみると、「新規顧客の開拓」は小売業(90.9%)、商社・卸売業(86.7%)などで9割前後に達し、「従業員の賃金上昇」は

繊維・衣服（85.7%）、自動車等部品（84.4%）、自動車等（81.8%）などで8割を超えた。

「調達コストの上昇」もプラスチック製品（82.8%）、自動車等（81.8%）、電気・電子機器部品（81.3%）で8割を超え、「物流コストの上昇」はその他製造業（75.9%）、自動車等部品、食料品（ともに73.3%）で7割を超えた。

図 6-3 経営上の課題（複数回答）



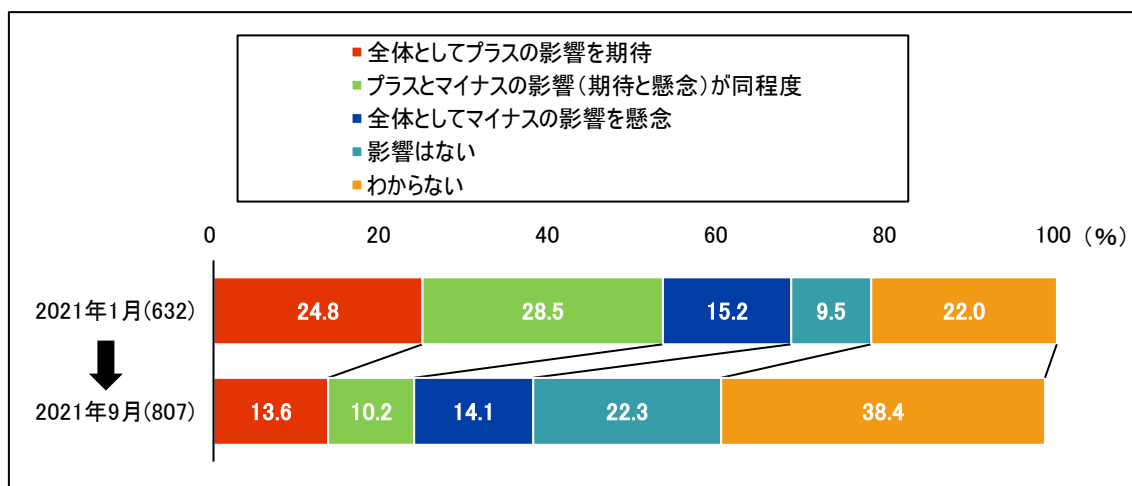
出所：同上

経営上の課題への対応策については、「競合製品との差別化」（47.5%）や「賃金の引き上げ」（46.7%）、「調達先・調達内容の見直し」（43.3%）が上位に挙げられた。前回調査と比較すると、「賃金の引き上げ」（前回 25.6%）は 21.1 ポイント上昇し、「調達先・調達内容の見直し」（同 24.6%）は 18.7 ポイント上昇、「各種規制への対応」（28.4%）は 43.3%と 14.9 ポイント上昇した。業種別では、「競合製品との差別化」は繊維・衣服（71.4%）、「賃金の引上げ」は自動車等部品（77.3%）やゴム・窯業・土石（75.0%）、「調達先・調達内容の見直し」は建設業（75.0%）や繊維・衣服（71.4%）、「各種規制への対応」（41.1%）は旅行・娯楽業（73.3%）や鉱業・エネルギー（71.4%）でそれぞれ7割を超えた。具体的な対応策としては、「新製品開発のための研究所を設立」（化学・医薬）、「新規顧客開拓のため、マーケティング専門会社と契約し新しい手法を取り入れている」（販売会社）や「人材確保が難しくなっているため臨時昇給や福利厚生を拡大を進めている」（一般機械）、「製品の自社からの調達から現地調達への切り替え」（自動車等）、「サプライチェーンのグローバル見直しによる調達力強化」（電気・電子機器）などが聞かれた。

第8節 バイデン政権の政策の影響

バイデン政権の政策が、日系企業のビジネス活動に与える影響について聞いたところ、「わからない」が4割近く（38.4%）を占め、「影響はない」は2割強（22.3%）、「全体としてマイナスの影響」（14.1%）、「全体としてプラスの影響」（13.6%）、「プラスとマイナスの影響が同程度」（10.2%）がそれぞれ1割台で続いた（図6-4参照）。2021年1月に実施した米国大統領・議会選挙結果に関する在米日系企業へのクイックアンケート調査結果⁷と比較すると、「わからない」（1月22.0%）は16.4ポイント増加し、「影響はない」（同9.5%）も12.8ポイント増える一方で、「プラスとマイナスの影響が同程度」（28.5%）は18.3ポイント減少し、「全体としてプラスの影響」（24.8%）は11.2ポイント減少した。「全体としてマイナスの影響」（15.2%）は1.1ポイントの減少でほとんど変化はみられなかった。

図6-4 バイデン政権の政策がビジネス活動に与える影響



出所：日本貿易振興機構：2021年度海外進出日系企業実態調査（北米編）および米大統領・議会選挙結果を日系企業はどうみたか？

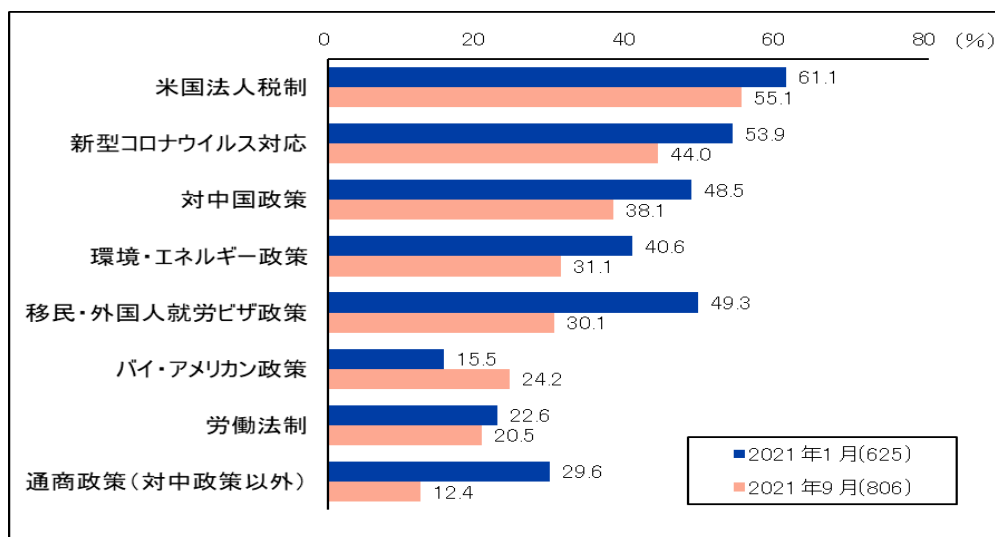
「わからない」や「影響はない」の割合が増えたのは、バイデン大統領が選挙公約に掲げた法人税の引き上げが野党共和党の反対などにより進んでいないことや、2021年7月以降の新型コロナウイルスのデルタ変異株の感染拡大、様子見が続いた対中国政策などにより、先行きを見通せないことが要因とみられる。他方、プラスの影響が減少しているのは、バイデン政権の目玉政策の大型歳出法案の議会審議が進んでいないことなどが考えられる。

業種別にみると、「わからない」と回答した企業の割合は、紙・木製品・印刷（66.7%）、その他非製造業（64.3%）、不動産・賃貸業（62.5%）で6割を超えた。「影響はない」は、運輸業（37.9%）、プラスチック製品および建設業（各33.3%）、電気・電子機器（30.3%）で3割を超えた。「マイナスの影響がある」は、自動車等（36.4%）で高かった。一方、「プラスの影響がある」は、繊維・衣類（42.9%）で4割を超えた。

経営に影響を与えるバイデン政権の政策分野としては、「米国法人税制」が5割台半ば（55.1%）を占め、「新型コロナウイルス対応」（44.0%）、「対中国政策」（38.1%）、「環境・エネルギー政策（気候変動対策）」（31.1%）、「移民・外国人就労ビザ政策」（30.1%）が続いた（図6-5参照）。

2021年1月の調査結果と比較すると、「移民・外国人就労ビザ政策」（1月49.3%）は19.2ポイント減少、「通商政策（対中政策以外）」（同29.6%）は17.2ポイント減少の12.4%にとどまるなど、各政策とも概ね減少したが、「バイ・アメリカン政策」（同15.5%）は8.7ポイント増の24.2%に増加した。業種別にみると、「米国法人税制」は鉱業・エネルギー（75.0%）、小売業（72.7%）、金融・保険業および紙・木製品・印刷（ともに71.4%）で7割を超え、「新型コロナウイルス対応」は旅行・娯楽業（73.3%）で7割強、建設業（66.7%）、小売業（63.6%）で6割台となり、「対中国政策」は鉄道・運搬車両等や繊維・衣類（ともに71.4%）で7割強、「環境・エネルギー政策（気候変動対策）」は自動車等（81.8%）で8割強だった。

図6-5 経営に影響を与えるバイデン政権の政策分野（複数回答）



出所：同上

第9節 環境問題への対応

在米日系企業の脱炭素化への取り組みについては、脱炭素化に「既に取り組んでいる」企業は3割強（33.5%）で、「今後取り組む予定がある」企業は3割弱（29.2%）だった。従業員の規模別でみると、従業員数100人以上の大企業では5割強（53.6%）だったが、従業員数100人未満の中小企業では2割強（22.5%）にとどまった。業種別でみると、「既に取り組んでいる」企業は鉱業・エネルギー（75.0%）や自動車等（63.6%）、繊維・衣類（57.1%）で高かった。「今後取り組む予定がある」企業は、紙・木製品・印刷（57.1%）や不動産・賃貸業（50.0%）で5割台だった。「既に取り組んでいる」と「今後取り組む予定がある」を合わせると、鉱業・エネルギー（100%）、紙・木製品・印刷（85.7%）、ゴム・窯業・土石（81.3%）で高い割合となっている。

脱炭素化に取り組む理由としては、「本社（親会社）からの指示・推奨」が7割近く（68.2%）を占め、「進出国・地域の中央・地方政府による規制や優遇措置」が約3割（30.2%）で続いた。業種別では、「本社からの指示・推奨」は製造業ではゴム・窯業・土石（92.3%）、自動車等（87.5%）、化学・医薬（84.4%）で高く、非製造業では鉱業・エネルギー（100%）、事業関連サービス（90.0%）、金融・保険業（87.5%）で高かった。「進出国・地域の中央・地方政府による規制や優遇措置」は自動車等（75.0%）、小売業（57.1%）、ゴム・窯業・土石（53.8%）、鉱業・エネルギー（50.0%）で5割以上となった。

脱炭素化の取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が7割近く（66.1%）を占め、「環境に配慮した新製品の開発」（37.5%）、「再エネ・新エネ電力の調達」（28.6%）が続いた。業種別では、「省エネ・省資源化」は自動車等（100%）、自動車等部品（87.7%）、建設業（85.7%）、プラスチック製品（85.0%）、精密・医療機器（84.6%）で8割を超えた。「環境に配慮した新製品の開発」は、繊維・衣類（100%）、自動車等（75.0%）、紙・木製品・印刷（66.7%）、ゴム・窯業・土石（61.5%）などで高かった。「再エネ・新エネ電力の調達」は、自動車等（100%）、電気・電子機器部品（63.6%）、建設業（57.1%）で高かった。具体的な取り組みとしては、「LEDライトの全面導入」（一般機械）や「ソーラー発電の設置により生産に必要な電力の40～50%を再生電力にてカバー」（化学・医薬）、「全グループ会社でペットボトルや使い捨てプラスチック製品の使用禁止、全社有車をハイブリッド車に変更」（販売会社）などが聞かれた。一方で、課題としては、「推進で

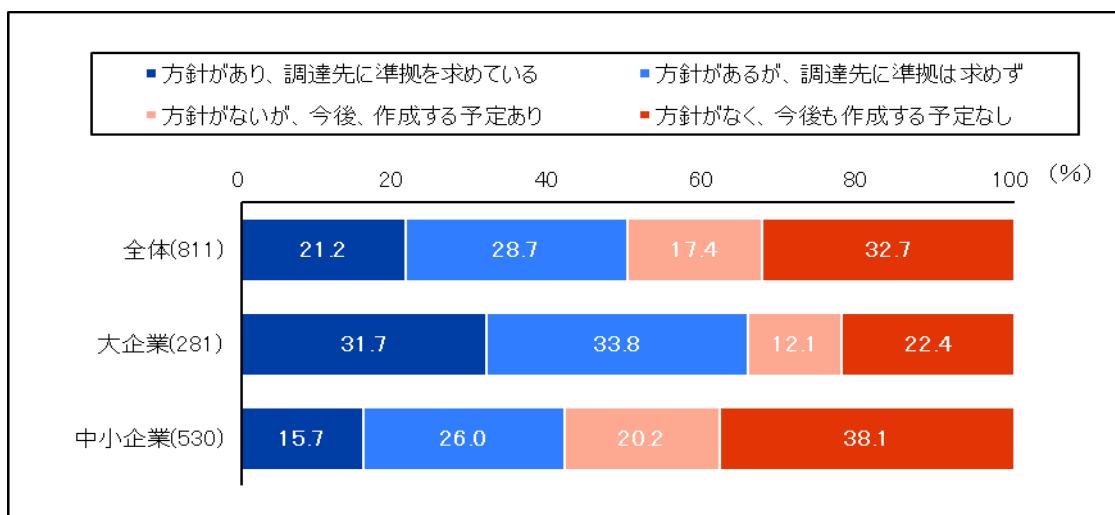
きる現地の人材不足、能力不足」（自動車等部品）、「再エネ由来の電力調達をどう進めるのかが課題」（その他製造業）、「従来の原材料と同等のコストの脱炭素原材料を見つけることが課題」（化学・医薬）などが挙げられた。

第 10 節 サプライチェーンと人権

サプライチェーンと人権を巡る問題は、バイデン政権において重要な政策課題の 1 つに挙げられているが、在米日系企業の 6 割近く（58.5%）の企業が経営課題として認識していると回答した⁸。企業規模別にみると、大企業では 66.1%と、中小企業（54.3%）より 11.8 ポイント高く、企業規模により認識に差があった。業種別にみると、製造業では、自動車等（81.8%）やゴム・窯業・土石（81.3%）、電気・電子機器部品（75.0%）で 4 社に 3 社以上が、非製造業では運輸業で 7 割強（73.3%）が経営課題として認識していた。

サプライチェーンにおける人権尊重に関する方針を持つ企業は 5 割弱（49.9%）で、「方針があり、調達先に準拠を求めている」企業は 21.2%、「方針はあるが、調達先に準拠は求めている」企業は 28.7%だった。「方針があり、調達先に準拠を求めている」企業では、米国の調達先に準拠を求めている割合は 7 割弱（69.8%）で、日本の調達先（43.8%）、米国・日本以外の調達先（22.5%）が続いた。業種別でみると、電気・電子機器部品では、日本の調達先に準拠を求めている割合が全体の 37.5%となり、米国の調達先（31.3%）を上回った。

図 6-6 サプライチェーンにおける人権尊重に関する方針



注：大企業は従業員数 100 人以上、中小企業は 100 人未満。

出所：日本貿易振興機構：2021 年度海外進出日系企業実態調査（北米編）

日系企業に人権侵害リスクとして懸念している内容や、予防している内容を聞いたところ、「新疆ウイグル自治区での強制労働問題」など、調達先での人権侵害リスクのほか、「社員の人種構成や待遇格差」など、社内労務に関する回答も上がった。それら人権侵害リスクに対する予防策としては、「新疆ウイグル自治区製のコットン不使用」（繊維・衣類）や「ダイバーシティに関する社内での啓蒙活動や学習会の実施」（事業関連サービス）などが挙げられた。

一方、納品先企業からサプライチェーンにおける人権尊重に関する方針への準拠を求められたことがある企業は、3割台半ば（34.0%）だった。業種別にみると、準拠を求められたことがある企業は繊維・衣類で100%、電気・電子機器部品は75.0%と高かった。米国の納品先から求められたことがある企業は3割強（31.0%）だが、日本の納品先からは1割未満（5.6%）にとどまった。

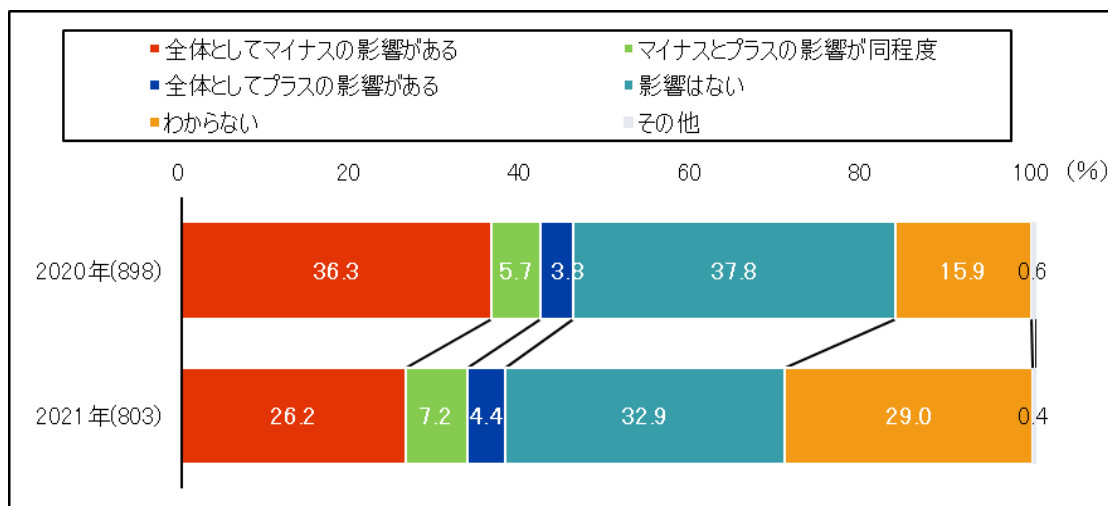
第11節 通商環境の変化の影響

通商環境の変化が2021年の業績に与える影響については、「影響はない」（32.9%）、「わからない」（29.0%）、「全体としてマイナスの影響」（26.2%）が、それぞれ3割前後で続いた（図6-7参照）。前回調査と比べ「わからない」（前回15.9%）が13.1ポイント増えた一方、「全体としてマイナスの影響」は（同36.3%）は10.1ポイント減少し、「影響はない」（37.8%）は4.9ポイント減少した。バイデン政権が2021年3月に発表した通商政策方針では、これまでの政策を見直すと報告したが、本調査を実施した9月末時点までに、具体的な見直し内容が示されなかったことから、「わからない」の回答が増加したのではとみられる。業種別にみると、「全体としてマイナスの影響」は繊維・衣類（57.1%）や自動車等、小売業（ともに45.5%）で高く、「わからない」はゴム・窯業・土石（46.7%）や事業関連サービス（38.9%）、その他製造業、運輸業（ともに37.9%）で高かった。

業績に影響を受ける企業に影響を受ける政策を聞いたところ、「米国の通商法301条に基づく追加関税」と回答した企業は全体の16.8%で、「中国の米国に対する報復関税」は11.1%、「米国の鉄鋼・アルミニウムを対象とした追加関税賦課」は9.3%だった。業種別で見ると、「米国の通商法301条に基づく追加関税」は自動車等（45.5%）やその他製造業（37.9%）、電気・電子機器部品（37.5%）で高かった。「中国の米国に対する報復関税」

は商社・卸売業（24.7%）や小売業（18.2%）、食料品（16.7%）で高く、「米国の鉄鋼・アルミニウムを対象とした追加関税賦課」は鉄道・運搬車両等（42.9%）や鉄・非鉄・金属（33.3%）、自動車等（27.3%）で高かった。

図 6-7 通商環境の変化が業績に与える影響



出所：同上

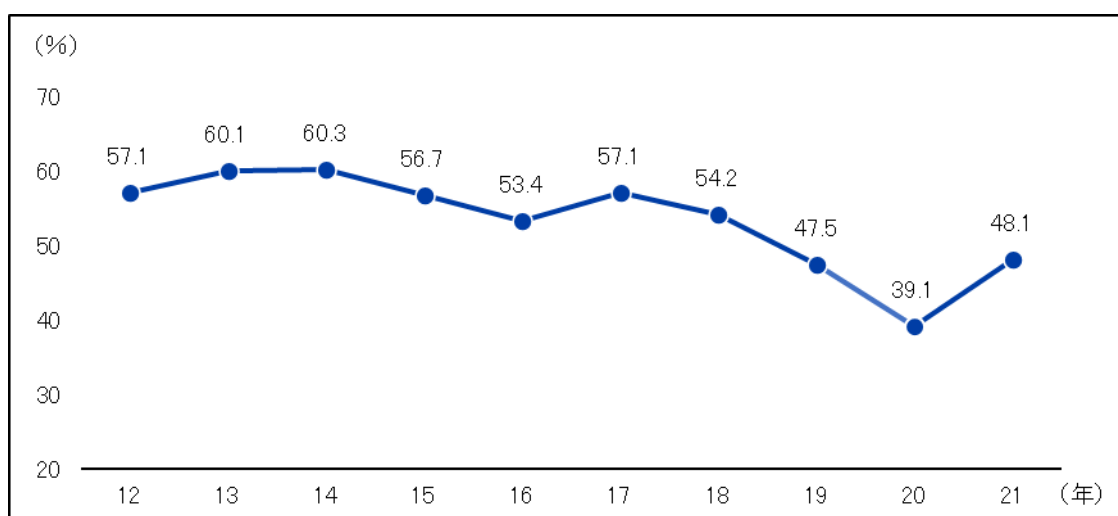
第 12 節 今後の事業展開

最後に、在米日系企業の今後の事業展開についてみるが、今後 1～2 年で事業の「拡大」を検討する企業の割合は 5 割近く（48.1%）となり、新型コロナ感染拡大前の 2019 年の水準（47.5%）を上回った。業種別で見ると、食料品（74.2%）や精密・医療機器（70.0%）で 7 割以上となっている。拡大する理由としては、「現地市場での売上増加」（89.6%）が筆頭要因に挙がり、「成長性、潜在力の高さ」（39.2%）が続いた。拡大する機能については、販売機能が 6 割台半ばで（65.4%）、高付加価値品の生産が 3 割台半ば（35.1%）、汎用品の生産が約 2 割（20.1%）が続いた。

実態調査では事業戦略の見直し方針についても聞いているが、販売戦略の見直しを予定する割合は 3 割近く（27.3%）となり、業種別では旅行・娯楽業（64.3%）、その他製造業（44.8%）、紙・木製品・印刷（42.9%）で高かった。見直し内容としては、「販売価格の引き上げ」が全体の 14.0%で、「販売先の見直し」（11.3%）と「販売製品の見直し」（11.1%）が続いた。業種別で見ると、「販売価格の引き上げ」はゴム・窯業・土石

(33.3%) や旅行・娯楽業 (28.6%)、その他製造業 (24.1%) で高く、「販売先の見直し」は旅行・娯楽業 (35.7%) や紙・木製品・印刷 (28.6%)、その他製造業 (27.6%) で高く、「販売製品の見直し」は鉄道・運搬車両等部品 (40.0%) や旅行・娯楽業、紙・木製品・印刷 (ともに 28.6%) で高かった。販売先の見直し対象としては、米国が 40 件と最も多く、見直し後の販売先としては、米国 (16 件)、メキシコを除く中南米 (8 件)、メキシコ (7 件) が上位に挙げられた。

図 6-8 今後 1~2 年で事業の「拡大」を検討する企業の割合



出所：同上

調達の見直しを予定する割合は 2 割強 (23.2%) で、業種別でみると、自動車等部品 (36.7%) や化学・医薬 (36.6%) で 4 割近くとなった。調達の見直し内容としては、「調達先の見直し」が全体の 18.9% で、「複数調達化の実施」が 14.2% だった。業種別でみると、「調達先の見直し」は自動車等部品が 33.3% で、ゴム・窯業・土石は 31.3%、化学・医薬は 29.6% だった。「複数調達化の実施」は化学・医薬が 33.8% で、その他製造業は 27.6%、建設業は 25.0% だった。調達の変更対象の国・地域としては、米国 (43 件)、日本 (40 件)、中国 (33 件) が上位に挙げられ、変更後の調達先としては、米国 (45 件)、ASEAN (16 件)、メキシコ (12 件) が上位に挙げられた。調達先を米国から変更と答えた企業の変更先の国・地域としては、日本 (6 件)、ASEAN (6 件)、メキシコ (5 件) が上位に挙げられ、米国へ変更と答えた企業の変更前の調達先としては、日本 (26 件)、中国 (11 件)、ASEAN (3 件) などが上位となった。調達先を米国に変更した企業にその理由

を聞いたところ、「昨今の物流リスクの回避が主目的。新しい調達先の開拓は、日系のサプライヤーを中心に開拓している」（ゴム・窯業・土石）や、「周辺機器など、米国のサプライヤーで設計・製作が可能で短納期に対応できる。また、仕入れ価格についても日本から購入するよりも安価」（一般機械）などが聞かれた。

生産の見直しを予定する割合は 2 割近く（18.9%）で、業種別では、自動車等（54.5%）や鉄道・運搬車両等部品（40.0%）、自動車等部品（37.4%）で高くなった。見直しの内容としては、「新規投資/設備投資の増強」が全体の 11.1%、「生産地の見直し」が 7.6%、「自動化・省人化の推進」が 6.0%だった。業種別みると、「新規投資/設備投資の増強」は鉄道・運搬車両等部品が 40.0%、自動車等が 36.4%、鉱業・エネルギーが 33.3%、「生産地の見直し」はゴム・窯業・土石が 18.8%、自動車等が 18.2%、その他製造業が 17.2%だった。「自動化・省人化の推進」は自動車等が 45.5%、鉄道・運搬車両等部品が 20.0%、自動車等部品が 16.5%だった。見直し対象とする生産地としては、米国が 30 件と圧倒的に多く、次いで、日本（8 件）、中国（4 件）などが挙げられた。見直し後の生産地としては、米国、日本（ともに 11 件）、メキシコ（9 件）が上位に挙げられた。米国からの変更先は、日本（10 件）やメキシコ（7 件）、ASEAN（3 件）が上位となった。生産地を米国から変更する企業の理由としては、「日本の顧客向けの製品に関して、米国の原材料費をはじめとする物価上昇と、人件費（賃金）の上昇が当面続くことが予想されるため、米国での生産から日本での生産に切り替えることにした」（ゴム・窯業・土石）や、「中国工場における生産機能拡大」（一般機械）、さらに、「生産集約による規模的メリットの期待できる施策の展開によるもの」（自動車等部品）などが挙げられた。

管理・経営体制の見直しを予定する割合は 25.1%で、見直しの内容としては、「在宅勤務やテレワークの拡大」が全体の 14.7%、「スタッフの待遇調整」が 10.4%、「人員削減による合理化」が 9.4%だった。業種別にみると、「在宅勤務やテレワークの拡大」は旅行・娯楽業 40.0%、事業関連サービスが 36.8%、鉱業・エネルギーが 33.3%で、「スタッフの待遇調整」は旅行・娯楽業が 33.3%で、小売業が 27.3%、鉱業・エネルギーが 22.2%、「人員削減による合理化」は旅行・娯楽業が 33.3%で、繊維・衣類が 28.6%、プラスチック製品が 24.1%だった。

終わりに

2021年度の海外進出日系企業実態調査（北米編）の調査結果から、日系企業の活動状況をみると、コロナ禍からの経済再開により、2021年に営業利益の黒字を見込む企業は6割弱となり、前年から改善した。2021年の景況感DIは34.7となり、2022年の景況感DIは40.3と上向きの見通しとなっている。FOMCによると、2022年のGDP成長率は4.0%を見通しており、新型コロナウイルスのオミクロン変異株の感染拡大により経済活動に影響が生じることがなければ、2022年の黒字見込みは6割を上回るとみている。

雇用状況については、過去1年間に現地従業員数を「増加」と回答した企業は2割強にとどまったが、今後、現地従業員数を「増加」と回答した企業は4割台半ばに上昇している。ただ、米国の2021年12月の失業率は3.9%とコロナ禍前の水準に近づいており、労働市場の逼迫が懸念されていることから、2022年の現地従業員数の「増加」は3割前後にとどまるとみている。

設備投資の変化については、2021年の設備投資について、金額ベースで前年を上回る企業は3割近くとなり、前回調査から増加したが、2022年以降の設備投資計画の見込みについては、増加は2割台半ばにとどまっている。バイデン大統領の目玉政策である大型歳出法案が成立すれば、2022年の設備投資について、金額ベースで前年を上回る企業は3割を超えるのではないかとみている。

経営上の課題としては、前年度に続き「新規顧客の開拓」が最も多かったが、「従業員の賃金上昇」「物流コストの上昇」「調達コストの上昇」の割合が大幅に上昇しており、2020年より深刻な状況になっている。2022年は、「物流コストの上昇」は改善に向かうとみられるが、オミクロン変異株の感染拡大により、2022年も「新規顧客の開拓」が主要課題に挙げられ、「従業員の賃金上昇」や「調達コストの上昇」も2022年の主要課題になるとみられる。

バイデン政権の政策の日系企業のビジネス活動に与える影響については、2021年1月のクイックアンケート調査結果と比較すると、「わからない」や「影響はない」が増える一方で、「プラスとマイナスの影響が同程度」と「全体としてプラスの影響」は減少した。バイデン政権の目玉政策である「ビルド・バック・ベター」法案が成立すれば、日系企業のビジネス活動にプラスに作用するが、米議会で審議されている電気自動車（EV）購入時

の税額控除引き上げに関する法案は、労働組合を持たない日系企業などには不利な内容になっている。日系を含む自動車メーカーは 2021 年 9 月、ナンシー・ペロシ米国下院議長に対し EV 税額控除法案見直し求める書簡提出し⁹、メキシコ政府は現行の EV 税額控除法案が成立した場合には制裁措置を適用する意向を表明しており¹⁰、同法案における労働組合に配慮した EV 税額控除の行方を注視する必要がある。また、バイデン政権下で米中対立が先鋭化しており、中国を念頭に置いた経済安全保障関連規制の強化は、日系企業にはマイナス要因となり得る。

脱炭素化に「既に取り組んでいる」企業は 3 割強で、「今後取り組む予定がある」企業は 3 割弱だったが、環境保護庁が 2021 年 12 月に自動車排ガスの新規則が発表される¹¹など、バイデン政権による環境関連規制の強化が見込まれることから、今後も脱炭素化に取り組む日系企業の増加が見込まれる。

サプライチェーンと人権を巡る問題では、在米日系企業の 6 割近くの企業が経営課題として認識していると回答した。サプライチェーンにおける人権尊重に関する方針を持つ企業は 5 割弱で、「方針があり、調達先に準拠を求めている」企業は 2 割強だった。バイデン大統領は 2021 年 12 月に中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止する法案 (H.R.6256) に署名し、法成立から 180 日後の 2022 年 6 月下旬に禁輸措置が有効となる¹²。同自治区から原材料を輸入している企業は調達先を見直すとともに、サプライヤーへの法令順守の要請やサプライヤーの管理体制の強化などが求められる。

通商環境の変化が 2021 年の業績に与える影響については、前年と比べ「わからない」が増えた一方、「全体としてマイナスの影響」や「影響はない」は減少した。米中間において、新たに追加関税が賦課される可能性は低いことから、2022 年も「全体としてマイナスの影響」の割合は減少するとみられるが、バイデン政権は 2022 年 2 月に「インド太平洋戦略」¹³を発表しており、今後立ち上げ予定の「インド太平洋経済枠組み」¹⁴の具体的な内容が注目される場所である。

今後 1~2 年で事業の「拡大」を検討する企業の割合は 5 割近くとなり、新型コロナウイルス感染拡大前の 2019 年の水準を上回った。在米日系企業の米国内の販売割合は 8 割近く (77.8%) を占めており、米国は世界最大の消費市場であるとともに、今後も 2%以上の経済成長が見込まれ、成長性や潜在力が高いことから、日系企業の米国事業は拡大していくとみられる。足元では米国内の物価上昇が顕著であり、人件費や調達コストも上昇して

いることから、在米日系企業はサプライチェーンを見直しながらコストやリスクの低減を図り、競合製品との差別化を推し進め、デジタル技術を積極的に活用し、ウィズコロナ・アフターコロナでの利益確保に向けた事業戦略を展開していくものとみられる。

- 1 日本貿易振興機構「[2020年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）](#)」2020年12月
- 2 日本貿易振興機構「[2021年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）](#)」2021年12月
ジェトロは2021年9月に米国の日系企業1,697社を対象に現地での活動実態に関するアンケート調査を行った。本調査の対象は、直接・間接出資を含め、日本企業の出資比率が10%以上の企業で、日本企業の支店も対象にしている。回答企業数は851社で、有効回答率約5割(50.1%)、そのうち、製造業の割合は6割近くとなっている。
- 3 日本貿易振興機構「[2021年度 海外進出日系企業実態調査（全世界編）](#)」2021年11月
- 4 Bureau of Economic Analysis, “[Activities of U.S. Affiliates of Foreign Multinational Enterprises: Preliminary 2019 Statistics](#),” August 20, 2021
- 5 日本貿易振興機構ビジネス短信「[2019年の外国企業の米国内雇用は795万人に増加、日本企業は2位](#)」2021年8月23日
- 6 日本貿易振興機構ビジネス短信「[在米日系企業の6割弱が出社中心の勤務体制、社員のリモート勤務要請への対応など課題](#)」2021年10月15日
- 7 日本貿易振興機構「[米大統領・議会選挙結果を日系企業はどうみたか?](#)」2021年1月14日
- 8 日本貿易振興機構ビジネス短信「[サプライチェーンの人権問題認識は6割近く、2021年度米国進出日系企業調査](#)」2021年12月27日
- 9 日本貿易振興機構ビジネス短信「[日系含む自動車メーカー12社、米議会にEV税額控除法案見直し求める書簡提出](#)」2021年10月4日
- 10 日本貿易振興機構ビジネス短信「[メキシコ経済相、米国のEV税額控除法案が成立した場合の制裁適用の意向表明](#)」2021年12月3日
- 11 日本貿易振興機構ビジネス短信「[米環境保護庁、自動車排ガスの新規則を発表、過去最も厳しい基準値に](#)」2021年12月24日
- 12 日本貿易振興機構ビジネス短信「[バイデン米大統領、新疆ウイグル自治区の禁輸法案に署名、ガイドンス策定へ](#)」2021年12月24日
- 13 The White House, “[FACT SHEET: Indo-Pacific Strategy of the United States](#),” February 11, 2022
- 14 The White House, “[Readout of President Biden’s Participation in the East Asia Summit](#),” October 27, 2021

第7章 脱炭素をめぐる米国の動きと日本企業へのインパクト

丸紅米国会社 ワシントン事務所
政策経済分析マネージャー 阿部 賢介

要約

- ・ 欧州連合（EU）が提案している炭素国境調整措置（CBAM）に対し、発足直後のバイデン政権はひとまず批判や対抗する姿勢は示さず、協調を重視した。
- ・ バイデン政権内では CBAM への対応の必要性は認識されている一方で、一部高官から米国産品は CBAM による調整金の対象にならないという強気の発言も。ただその詳しい根拠は不明。
- ・ 米国では一部州や地域で、炭素価格制度を導入しており、それにより CBAM 調整金が減免される可能性はある。ただバイデン政権は、EU との様々なチャンネルを通じ、脱炭素化において米 EU がパートナーであるという演出を強め、EU の CBAM 設計において米国産品が対象外となるような方向に誘導する、「寝技」を繰り出す可能性もある。
- ・ そうした寝技を利用するとしても、米国において炭素価格の議論はことあるごとに噴出する可能性がある。これまで米国であまり意識されなかった炭素価格について、日本企業も警戒が必要。
- ・ 2021 年 11 月に成立したインフラストラクチャー投資雇用法案（IIJA）では、小型原子炉や水素、二酸化炭素回収利用貯蔵（CCUS）技術など、脱炭素化に不可欠な先端技術開発とインフラ建設を支援する項目が並ぶ。
- ・ 日本企業には Buy America 条項などへ留意しつつも、今後の米国市場でのプレゼンスを見据え、技術選定や基準設定など初期段階からの参画を模索する動きが期待される。

はじめに

本稿では脱炭素をめぐる米国の最近の動きとして、欧州連合が提案している炭素国境調整措置への対応と、2021 年 11 月に成立したインフラストラクチャー投資雇用法案について取り上げる。そしてそれらが日本企業に対しどのようなインパクトを与える可能性があ

るか、また日本企業がどのような点に注意すべきか論考していく。

第1節 炭素国境調整措置を巡る米国の対応

1. 突如現れた「回避できる」という自信

昨秋開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（以下、COP26）に対する評価は賛否両論あるものの、バイデン政権としてはメタンガス削減や森林減少防止、また米中間の合意など、目に見える成果を出したとして、「やるべきことはまだあるが、これまでに最も目標に近づいた」（ジョン・ケリー気候変動特使）と、及第点は獲得できたという認識だろう。この及第点獲得のため、ケリー特使はコロナ禍にも関わらず1月の政権発足以後、精力的に各国を歴訪し、COP26の成功に向けた地均しを行ってきた。その為には、バイデン政権が敢えて直接言及を避けてきた議題がある。欧州連合（以下、EU）が提案している、炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism、以下、CBAM）である。

CBAMとは、気候変動対策をとる国が、同対策の不十分な国からの輸入品に対し、水際で炭素課金を行う措置である。炭素排出量が多い製造業などが、気候変動対策を強化した国・地域から、そうでない国・地域に流出する、所謂カーボン・リーケージを防止する措置である。気候変動対策で先行し、排出量取引制度（以下、EU-ETS）が確立しているEUでは、カーボン・リーケージを懸念する声は以前から根強かった。そうした背景もあり、EUは2021年7月にFit for 55 Packageと呼ばれる気候変動対策パッケージを採択。そのなかの新規措置としてCBAMは、2023年から制度を開始し、3年間の移行期間を経て、2026年から実際に徴収を開始する計画が盛り込まれた¹。

元々米国でも、2009年に下院で可決された米国クリーンエネルギー安全保障法案（H.R. 2454、通称ワックスマン・マーキー法案）にて、国内での炭素課税導入とセットとして、CBAM同様の措置が提案されていたが、上院では審議されず廃案になっていた。米国で連邦レベルの気候変動対策が遅々として進まない一方で、EUがCBAMを始め数々の気候変動対策で先陣を切ろうとしている構図がさらに明確になっている。

気候変動対策とはいえ、世界貿易機関（以下、WTO）のルールに適合するかグレーな部分があるほど、CBAMは保護主義的措置とみられる場合があり、その影響は米国の対EU輸出製品にも及ぶ。当初の対象製品は、セメント、電気、肥料、鉄・鉄鋼製品、アルミニ

ウムの 5 品目に限定されており、ピーターソン国際経済研究所の調べ²によれば、これら対象品目が米国の対 EU 輸出に占める割合は僅か 0.6%に留まる。しかし将来的に対象品目が拡大する可能性は十分にある他、炭素排出対象を当該製品の製造過程における直接排出 (SCOPE 1) だけではなく、消費電力などの間接排出 (SCOPE 2) まで拡大することも検討されており、現時点での対象製品が限定的だというだけで、無策でいいとは限らない。

2. バイデン政権の反応

バイデン政権で気候変動外交の陣頭指揮を執るケリー特使は、Fit for 55 Package が公表された直後に行われた 21 年 7 月の TIME 誌とのインタビュー³で、「一方的に CBAM を実行していいものかどうか判断するのは時期尚早だ。今は多国間の努力を追及し、人々が一緒になろうとしている。人々を離間するようなことはしたくない」と、EU の CBAM 導入提案について直接的な評価を避けた。その一方で、バイデン大統領は CBAM が導入された場合の「あらゆる影響についてよく評価するよう」、ケリー特使に指示を出していることも明らかにした。バイデン政権発足後、COP26 までに CBAM を巡る議論がどこまで行われるか注目されたが、バイデン政権は COP26 を成功に導くために、表立って CBAM に関する議論は敢えて避けたという事になる。

そして COP26 終了後の 12 月初め、国家経済会議 (以下、NEC) のブライアン・ディーズ委員長がある講演で、米国は連邦レベルでの炭素排出課税がなくとも、EU の CBAM による気候変動ペナルティや紛争を回避できると突如発言。同委員長によれば、米国が採用しようとしているアプローチは、他国・地域が明確に炭素価格という形式で行おうとしている対策と、似たようなポジションとの認識のようだ。

これまで米国でも連邦レベルでの炭素税導入の議論はあったが、いずれも実現に至っていない。バイデン政権が成立を目指す社会インフラ法案 (Build Back Better Act) の審議においても、CBAM 同様に炭素排出量が多い輸入製品に関税を課す「炭素排出者輸入料」 (Carbon Polluter Import Fee) の導入や、連邦レベルで再生エネルギー発電の導入義務を定める、クリーン電力パフォーマンスプログラム (Clean Electricity Performance Standards) などが、一時提案されていたが、現時点では何れも最終法案に盛り込まれる見込みはない。ではディーズ委員長は何を以って、米国のアプローチが EU の CBAM を回避できると判断しているのだろうか。同委員長のスピーチからは詳細は明らかになっていない。

3. CBAMの回避方法

それでは、どのようなアプローチを米国がとれば、EUのCBAMによる国境調整金を回避できるのか。CBAMの提案内容をみると、調整金を回避する条件は3つある。1つ目はEU-ETSの加盟国だ。EU非加盟だがEU-ETSに実質的に加盟しているアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスはCBAMの対象外となる。2つ目はEUの電力市場との統合だ。自国の電力市場がEUの規則に則り、さらに電力セクターのETSへの参加も必須となる。現時点でこの条件でCBAM適用除外を受ける国は挙げられていない。上記2つの条件は、実質米国が満たすことは不可能な条件であろう。

3つ目の方法としては、CBAM対象除外ではなく、生産地において支払い済みの炭素価格を控除するというものがある。CBAM提案書第9条の原産国での支払い済み炭素価格（Carbon price paid in a country of origin）によれば、原産国で支払われた炭素価格分を、CBAM調整金から控除することが認められている。提案書における炭素価格（carbon price）の定義は、「財の生産過程において排出され、適正な方法で計測される温室効果ガス（以下、GHG）に基づき計算され、税金またはGHG排出取引システムにおける排出枠という形式で第三国にて支払われる金額」⁴と規定されているが、詳細な実施規則は今後欧州委員会が制定することとなっている。

4. 米国における炭素価格とは？

ディーズ委員長が「米国はCBAMを回避できる」と言及したのは、上記3番目の方法を想定してのことなのか。そうであれば米国において、EU提案書が規定するような炭素価格を課している制度は存在するのだろうか。既述の通り連邦レベルでの炭素税ははまだ実現しておらず、またGHG排出枠取引制度も存在していない。

世界銀行は毎年世界各国の炭素価格の状況をまとめて公表しているが、21年4月に公表された2021年版⁵では、カリフォルニア州や東部11州⁶が加盟する地域GHGイニシアティブ（Regional Greenhouse Gas Initiative、以下RGGI）を稼働済みのGHG取引システムとして取り上げている。同報告書では他にハワイ⁷、オレゴン⁸、ペンシルバニア⁹各州でのGHG取引システム設立の動きや、輸送セクターでのGHG排出量抑制を目指す輸送気候イニシアティブプログラム（Transportation and Climate Initiative Program）¹⁰を紹介している。上記以外にワシントン州も、燃料供給者や発電事業者などに対し排出量を

割り当てるプログラムを 2023 年までに実行する計画を立案中だ。何れも現時点で稼働に至っていないが、東北部や西部など、気候変動への意識が比較的高いプログレッシブな地域を中心に炭素価格の導入が進もうとしている。こうした動きにより、生産地次第では EU の CBAM 調整金を回避もしくは一部控除される可能性はある。しかしながら、ディーズ NEC 委員長があてにしている回避策は、こうした州などの地域レベルの取り組みだけなのだろうか。

5. EU を取り込む 3 つのチャンネル

恐らくその答えは否だろう。バイデン政権は、州独自の炭素価格制度の全国拡大や連邦レベルでの炭素税導入などといった、制度設計による対応というより、様々なチャンネルを通じて米 EU が気候変動において重要なパートナーだという認識を EU 側に植え付け、CBAM の米国産品への適用を何とか回避しようとしている可能性がある。いわゆる政治的解決という「寝技」に持ち込もうとしているのではないだろうか。

その 1 つ目として、米 EU 間で設立された貿易技術協議会 (Trade and Technology Council、以下 TTC) がある。21 年 6 月の米 EU 首脳会談で設立が合意された、通商及び技術開発に関する米 EU 間の対話チャンネルで、1 回目は 9 月にペンシルバニア州ピッツバーグで開催され、10 のワーキンググループ (以下、WG) が立ち上がっている。TTC 設立に合意した 6 月の米 EU 首脳会談の共同声明は、カーボン・リーケージの対応にも言及しており、通商に関連した気候変動や環境問題が協議される「グローバル通商課題 (Global Trade Challenge)」の WG で、協議される可能性がある。

2 つ目は鉄鋼・アルミ関税の取り下げに関するディールだ。トランプ前政権時代に通商拡大法 232 条を援用してほとんどの国に対して課した鉄鋼・アルミ関税につき、EU と 21 年 10 月末に関税割り当て制に移行することで合意した。そしてその取り下げ方にバイデン政権らしさが滲み出ている。元来、安全保障貿易の懸念を理由に課されていた同関税だが、取り下げる際には安全保障には全く言及せず、米 EU 間で炭素集約 (carbon intensity) と世界的な生産能力過剰という問題に対応するための新たな取り決めにつき交渉を行うと表明。その為の相互信頼の証として鉄鋼・アルミ関税を取り下げた (一方で国内労働者への配慮から、割り当て制度への移行とした)。米 EU 共同取引声明では、各国の体制を考慮しつつ、他の有志国も取り入れながら、気候変動と生産能力過剰の 2 つの問題に対応する通商取り決めを 2 年以内に合意するとしている。こうした取り組みの一環と

して、非市場主義経済からの市場アクセス制限などに加え、低炭素強度の基準を満たさない国からの市場アクセス制限や、炭素強度や非市場主義の生産能力過剰を助長する市場主義原則に悖る行為の禁止が規定されている。つまり、米 EU は共同で炭素強度の高い製品の締め出しを行っていくということを強く前面に押し出している。言葉を換えれば、米 EU の間では炭素強度を巡って互いに関税障壁を設けるということとはあり得ない、という既成事実を作ろうとしているように見える。協議が声明通り 2 年以内に完結するのであれば、2026 年の CBAM 発効前に、米国が CBAM 調整金を回避できる方法が合意される可能性はある。

3 つ目は日米 EU による三極貿易大臣会合である。元々は保護主義を強めるトランプ前政権を巻き込んで、WTO 改革や第三国の不公正貿易慣行への対応を推進するため、日本がイニシアティブをとって 2017 年 12 月に設けられたチャンネルだ。バイデン政権発足以降、鳴りを潜めていたが、11 月のタイ米通商代表（以下、USTR）訪日の際に、この三極間のパートナーシップを「刷新」(renew) することに合意した。この「刷新」が意味するところは明確ではない。11 月の会合及びその後開催されたビデオ会議後の声明文では、何れも「第三国による非市場的政策や慣行がもたらすグローバルな課題に三極で連携して対処すること」など、上記の米 EU 間の鉄鋼・アルミ関税に関する新たな協議の目的と似た文言が並ぶ。三極パートナーシップは元から第三国の不公正貿易慣行の是正を目的の 1 つとしていたので、刷新後の目的が大きく変更されたようには見えない。

一方、テレビ会議後の声明文は、①非市場経済の慣行により引き起こされるグローバルな課題の特定、②こうした課題の対応に必要な取り組みと、既存の取り組みのギャップを特定、また既存の取り組みにおける協力について協議、③こうした慣行に対応するために必要な規則制定が必要な分野の特定、と非常に曖昧な取り組み方針を述べている。つまり、刷新後の三極パートナーシップは取り組むべき課題すらまだ特定できていないという事になる。テレビ会議に出席した萩生田経済産業大臣は冒頭発言で、産業のグリーン化に向けたルール作りに言及している。三極パートナーシップではこれまで気候変動対策に関してほとんど言及されてこなかったが、バイデン政権により「刷新」された同パートナーシップでは、通商における気候変動対応も取り組むべき主要課題になる可能性は十分にある。さらに言えば、日米間でも鉄鋼・アルミ関税の取り下げに関する協議が行われているが、その結果として日本が上記の米 EU 間の協議に加わるという事も考えられるだろう。

6. 不確実性は依然高いまま

ここまで米国が EU の CBAM 調整金を回避できる可能性について探った。しかし EU の CBAM 制度はまだ未確定であり、今後新たな控除制度が追加されるかどうかは不明だ。また、米国が連邦レベルでの炭素税やキャップ・アンド・トレードの導入が政治的に実現の見込みが小さいことは公然の了承であり、その中で EU が米国製品全体に対し CBAM を適用対象外にするロジックは見当たらない。他方で、州や地域毎のキャップ・アンド・トレード制度は一部のプログレッシブな州を中心に進められていく。そのため詳細な制度設計のなかで、州毎の区分けや製品ごとに実際に支払った炭素税や排出枠を考慮するという方法も考えられる。バイデン政権も全くの努力なしでは、CBAM が回避されることは難しいことは認識しているだろう。

今後 EU の CBAM 制度がさらに明確化になるにつれ、米国での CBAM 回避の議論もさらに高まっていく可能性がある。その動き次第では、連邦レベルでの炭素価格制度の議論がこれからも繰り返されるだろう。また州や地域レベルでのキャップ・アンド・トレード制度も、それにつれてさらに広がる可能性もある。これまで米国事業であまり意識されてこなかった炭素価格という要素を、新たな経営機会／コストとして考えていく必要があるだろう。

第 2 節 インフラ法案成立による日本企業の参画機会

1. 超党派インフラ法案に盛り込まれた限定的な脱炭素政策

支持率が下落傾向となっているバイデン大統領だが、政権発足 1 年目の 2021 年で最も顕著な成果は、超党派で成立させたインフラ投資雇用法案（Infrastructure Investment and Jobs Act、以下 IIJA）であろう。共和党の中道派議員と粘り強く交渉し、また自党の民主党内プログレッシブ派からの突き上げを上手く抑え、新規支出 5,500 億ドルを含む 1.2 兆ドルのインフラ法案をまとめ上げた。

これは政権発足当初に打ち出した、米国雇用計画（The American Jobs Plan、総額約 2.3 兆ドル）と、米国家族計画（The America Families Plan、総額約 1.8 兆ドル）という看板 2 大経済政策のうち、前者の一部を成立させたに過ぎない。また脱炭素を目指す気候変動対策のうち、再生エネルギー投資、生産に対する税控除や、電気自動車（以下、EV）購入インセンティブなど、企業や消費者に対する直接的な財政支援策は、人的投資も含め

た Build Back Better 法案に盛り込まれており、実現の目途はたっていない。

しかし IIJA にも州や地方政府が管轄する数々の気候変動やインフラ建設に関するプログラムへの支援、連邦政府が取り仕切る研究開発や実証実験などのプログラムへの財源拠出が盛り込まれている。限定的かつ間接的ながらもこうしたプログラムの拡充が、脱炭素技術やビジネスを有する日本企業の、米国進出や米国企業との提携、または販売を促進する可能性がある。本節ではその一部として、IIJA のなかで脱炭素社会構築に寄与する先進技術の研究や活用に関連する条項を取り上げ、想定される日本企業への影響を考察したい（関連する法案の内容は以下表 7-1 参照）。

表 7-1 IIJA による主な脱炭素化関連の項目

項目	具体的な動き
電気自動車(EV)向け充電器	
<ul style="list-style-type: none"> ・全米電気自動車割当プログラムにより、EV 充電器導入費用の一部を負担。5 年間で 50 億ドル ・充電充填インフラプログラムにより、EV 充電器、水素、プロパン、天然ガスを含む代替燃料充填設備の費用を負担。5 年間で 25 億ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本企業による米国での EV 急速充電器の販売、設置を促進
配電網(グリッド)強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・配電網の自然災害に対する耐性強化、山火事防止施策への補助金。5 年間で 5 億ドル ・配電網耐性強化に資する新技術やイノベティブな方法の開発などに 5 年間で 50 億ドル ・人口 1 万人未満の地方に対し、配電網強化や気候変動対策などの費用を補助。5 年間で 10 億ドル ・配電網新設及び既存配電網の更新に対し、25 億ドル拠出 ・州など地方政府がエネルギー確保や省エネ向上をはかる State Energy Program に対し、5 年間で 5 億ドル拠出 ・北西部のコロンビア川にある連邦コロンビア川発電システムの建設、取得などに対し、100 億ドルの融資枠設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の発電市場に参画したり、配電網の省エネ技術を有する日本企業にとっての機会拡大
クリーンエネルギーに関する供給網	
<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池素材研究などに 5 年間で 30 億ドル拠出 ・蓄電池製造及びリサイクル研究に 5 年間で 30 億ドル拠出 ・EV 蓄電池リサイクル及び二次利用の研究に対し 5 年間で 2 億ドルの補助金 ・先進エネルギー製造・リサイクル補助金プログラムに 5 年間で 7.5 億ドル拠出 ・重要鉱物の採掘及びリサイクルの研究に対し、5 年間で 1 億ドル拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国で蓄電池製造、研究、リサイクルを手掛ける日本企業(化学メーカー、自動車メーカー、商社など)に追い風 ・レアアース、レアメタルのリサイクルを手掛ける日本企業に機会

項目	具体的な動き
炭素捕捉利用貯蔵 (CCUS)・輸送インフラ	
<ul style="list-style-type: none"> ・CCUS 関連の購買、利用に対する州、地方政府への支援を行う炭素利用プログラムをエネルギー省に新設。5年間で3.1億ドルの財源 ・エネルギー省の炭素捕捉技術プログラムに、CCUS 活用のための二酸化炭素輸送技術の初期段階工学設計プログラムを含める。5年間で1億ドルの財源。また二酸化炭素輸送インフラファイナンスイノベーション法案(CIFIA)プログラムを新設。民間投資に対し、連邦信用供与または補助金を交付。Buy America 条項あり。5年間で21億ドルの財源 ・商用大規模 CCUS 及びそれに付随する二酸化炭素輸送の新規建設または拡張に対し、5年間で25億ドルの財源 ・直接空気回収(DAC)プロジェクトを新設。4つの地域 DAC ハブを選定し、5年間で35億ドルの財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・日米豪 ASEAN などで形成されるアジア CCUS ネットワークへの弾み ・CCUS 技術を有する日本企業にとっての米国での受注または米企業との提携機会(三菱重工、住友商事など)
水素活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも4つの地域クリーン水素ハブを設立。クリーン水素の標準開発支援、及び生産、精製、輸送、貯蔵、利用の実証、水素経済に向けた全国的水素ネットワークへの発展を目指す。5年間で80億ドルの財源 ・法案成立180日以内(22年5月14日まで)にクリーン水素戦略及びロードマップを策定 ・クリーン水素製造、リサイクルに関連した研究に対する補助金。5年間で5億ドル ・電気分解によるクリーン水素製造商業化に向けた補助金。5年間で10億ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・日米豪印(クアッド)クリーン水素パートナーシップへの弾み ・日本企業が参画するクリーン水素モデルや燃料電池化の実証実験、燃料電池車販売や水素ステーション経営などに弾み(トヨタ系列、ホンダ、岩谷産業、三菱重工、三井物産など)
小型原子炉(SMR)	
<ul style="list-style-type: none"> ・2026年までにエネルギー省施設で超小型反射炉(micro-reactor)と小型原子炉(SMR)の配備 ・2029年までにエネルギー省施設でSMRの配備 ・超小型反射炉とSMRの実行可能性調査(F/S)を行う企業などに対する上限50%の資金支援 ・先端反射炉実証プログラム(ARDP)などに対する土地利用の優遇及び知的財産保護期間の延長 ・民間原子力クレジットプログラムを設立し、経済的競争力により稼働停止予定の原子力発電所に対し、5年間で60億ドルの財政支援 ・ARDPに対し6年間で32億ドル拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・日揮ホールディングスとIHIが2021年に投資したNuScaleが開発するSMR商業化に弾み。 ・GEと日立製作所の合弁会社GE日立ニュークリアエナジーが開発したSMR技術を用い、ビル・ゲイツなどが投資するTerra Power社がワイオミング州の廃坑を利用してSMRプロジェクトを推進中。同プロジェクトは、IIJAにより拡充されるARDPの支援対象となっており、また三菱重工や日本原子力研究開発機構が技術協力を行う。
クリーンエネルギー全般(廃坑を利用したクリーンエネルギー実証プログラム)	
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー省が廃坑を利用して、以下の何れかのクリーンエネルギープロジェクト遂行に対し、財政支援を行う ・太陽光、マイクログリッド、地熱、直接空気回収(DAC)、炭素捕捉利用隔離(CCUS)付随の化石燃料発電、揚水式発電所や圧縮空気貯蔵を含むエネルギー貯蔵、先端原子炉 ・5年間で5億ドルの財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・日米クリーンエネルギーパートナーシップ(JUCEP)への弾み(上記水素、CCUSなどにも)

項目	具体的な動き
省エネ建築	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ監査やエネルギー設備の更新や修繕に対する州政府の融資プログラム設立に対する補助金。22年に2.5億ドルの財源 ・省エネ基準を満たすために必要な施策に対する補助金。5年間で2.25億ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国で不動産ビジネスを展開する日本企業に、省エネ住宅、建物販売拡大の機会（住友林業、積水ハウス、AHSなど）

出所：連邦議会ウェブページ、議員事務所資料、JETRO「ビジネス短信」、各種報道などから筆者作成

2. 小型原子炉

日本では2011年の東日本大震災による福島第一原子力発電所（以下、原発）事故以来、原発の新設は滞っているが、米国でも1979年にペンシルバニア州で起こったスリーマイル島原発事故を受け、多くの新設計画がとん挫、一部の継続された新設計画が1990年代にかけて完成して以降、新たに新設計画が申請されるケースはごく一部に留まっている。他方、脱炭素の潮流を受け、原発の必要性が見直される機運が高まるにつれ、米国含む各国で従来の原発より安全性が高い小型原子炉（Small Modular Reactors、以下 SMR）に注目が集まっている。2035年までに発電セクターにおいてネットゼロエミッションを目指すバイデン政権にとって、決してそのタイムラインに間に合う対策とは言えないものの、SMRの商用化をできる限り早期に進めることが肝要となっている。

IIJAでは2020年代中にSMRをエネルギー省施設内に導入すると決めている他、SMRの実行可能性調査（F/S）などに対する資金支援、同省が管轄する先端反射炉実証プログラム（Advanced Reactor Demonstration Program、以下 ARDP）に対し6年間で32億ドルの拠出、また既存の原発に対し、稼働継続のための財政支援60億ドルが盛り込まれている。この他に、廃坑を利用してクリーンエネルギーの実証実験などを遂行するプロジェクトに対しても、別途5億ドルの財政支援を決めている。

日立製作所とジェネラル・エレクトリックの合弁会社であるGE日立ニュークリアエナジーは（以下、GEH）、米国においてSMR技術の開発を行っているが、ビル・ゲイツ氏などが出資する新興エネルギー会社テラパワーは、ワイオミング州で廃坑が予定されている炭鉱を利用し、GEHが開発した水の代わりにナトリウムを冷却材として使用するSMRの実証プラントを建設予定だ。同プロジェクトはARDPの対象として既に選定されているが、IIJAの成立によって、同プロジェクトに対する支援期間がさらに担保されることになった。同プロジェクトには三菱重工や日本原子力研究開発機構も技術協力を行う予定である。

また、米国の SMR 開発において、監督機関である原子力規制委員会（Nuclear Regulation Committee）の最終評価を完了した唯一の企業であるニュースケールには、日揮ホールディングス と IHI が 2021 年に出資している。既存の原発が IIJA で設けられた継続稼働支援プログラムを利用し、SMR など先端原子炉への更新が行われることも期待できる。日本国内での原発新設が難しい状況にあるなか、こうした米国での先端原子炉の開発や建設に、日本企業が積極的に参画する傾向は今後さらに強くなるだろう。

3. 水素ハブ

IIJA ではエネルギー省に対し、法案発効 180 日後（2022 年 5 月 14 日）までに、クリーン水素戦略とロードマップの策定を定めている。この中には、クリーン水素の基準、製造方法の特定、それらによる経済機会、普及の阻害要因の特定などが行われる。また全米で少なくとも 4 つの地域水素ハブを構築し、クリーン水素の製造、輸送、貯蓄、利用の実証実験を行う。これら 4 つの水素ハブは、少なくとも化石燃料由来、再生エネルギー由来、原発由来の 3 つの水素製造原料が指定され、利用側では少なくとも発電、産業利用、住宅商業暖房、輸送セクターが含まれる事となっている。また製造原料の豊富さと既存インフラの活用という点から、少なくとも 2 地域は天然ガス生産地域と定められている。同プロジェクトには 5 年間で 80 億ドルの財源が充てられる。

水素活用については、トヨタ自動車とシェブロンと水素インフラ設置や水素の輸送や貯蔵技術の開発協力の覚書を締結している他、豊田通商などがロサンゼルスで実証実験を行ったり、岩谷産業がカリフォルニア州などで水素ステーション運営に乗り出したりしている。またエネルギー省が既にテキサス州で実施を予定している水素インフラ実証プロジェクトには、三菱重工やトヨタ自動車がプロジェクトパートナーとして名を連ねている。

水素関連技術で優位に立つ日本¹¹にとって、大きな市場となり得る米国において、標準設定や実証実験段階から参画する意義は大きいだろう。日本企業が米国の州や地方政府に対し、脱炭素化を支援する取り組みの一環として、自動車や重工メーカー、商社などが協同して「日本水素フォーラム」が 21 年末に設立された。地域水素ハブの設立において、こうしたプラットフォームを通じて日本企業がどこまで関与できるか、注目される。

4. 二酸化炭素回収利用貯留（CCUS）

MRS、水素同様に、IIJA では化石燃料燃焼の際に発生する二酸化炭素を回収、利用、貯留（以下、CCUS）する技術の促進、商業化に対しても大規模な財源を充てている。州や地方政府が行う CCUS プロジェクトへの支援や、二酸化炭素輸送の技術開発支援などに約 25 億ドルを拠出するとともに、CCUS の商用設備導入、拡張に対し 5 年間で 25 億ドルの支援を行う。これ以外にも、大気から直接二酸化炭素を回収する直接空気回収（Direct Air Capture、以下 DAC）技術を後押しするため、5 年間で 35 億ドルを拠出し、二酸化炭素の排出が多い地域を中心に最低 4 か所の地域 DAC ハブを選定。うち 2 か所は化石燃料の生産量が多い地域と定められている。

CCUS についても、三菱重工などが、先端的な CCUS 技術を有するスタートアップに出資したり、三井物産が米企業と提携するなど、既に足掛かりを設けている日本企業もいる。安定電源として化石燃料に頼らざるを得ない国や地域にとって、CCUS は脱炭素化に向けた切り札で、一部の日本企業では既に CCUS 設備の受注実績を有し、新たな CCUS 技術の開発を積極的に行っている。DAC については、日本でも政府主導の開発プロジェクトが始動するなど開発初期段階であるものの、CCUS の技術が基盤となるため、日本企業にも優位性があるだろう。米国で DAC 技術の開発が進む可能性が今後高まるにつれ、CCUS のように、日米間での企業提携やそれぞれの国で行う実証実験に相互に参画する機会も増えてくるだろう。

5. その他

IIJA には上記以外にも、配電網（グリッド）の強化や蓄電池の開発及び供給網整備、重要鉱物（レアアースなど）のリサイクル技術の開発、省エネ建築の普及、EV 急速充電器網の整備などに対し、州政府や地方政府への補助金や競争ベースでの企業に対するインセンティブを設けている。決して商業ベースでの機会が多いとは言えないものの、今後米国が脱炭素化に向かうにあたり、技術選定や基準設定の段階から日本企業が得意とする技術を導入させることは、今後日本企業が米国の脱炭素化において果たせる役割を大きくすることに寄与するだろう。IIJA は言わば、そのためにバイデン政権が打ち出した「発注リスト」と言える。こうした取り組みは、バイデン政権下で締結された日米間でのクリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）や日米豪印のクアッド、また日米豪印 ASEAN に

よるアジアでの CCUS ネットワークなど、多国間での脱炭素化に向けた協調枠組みを後押しすることにもなる。

他方、バイデン政権はこうしたインフラ建設により、米国でどれほどの雇用が創出されるか、非常に大きな注意を払っている。その為、IIJA には支援対象となるプログラムなどで使用される鉄鋼などの資材を原則米国産に限定する、いわゆる「Buy America 条項」が改めて付記されている。Buy America 条項は通常の政府購買でも既に適用されているが、IIJA において例外規定などを再度見直すよう指示が各省庁に出されている。これを受け、各省庁は改めて連邦政府購買において、米国産品の優先購買プロセスの見直しに着手しており、一部ではパブリックコメントを実施している省庁もある。例えば EV 急速充電器網の拡充を管轄する連邦高速道路庁は、Buy America 条項を満たす EV 急速充電器サプライヤーがどれほどいるか、意見を募っている。IIJA のプロジェクトに限らずだが、日本を含む外国企業は、具体的にどこまで Buy America 条項が厳格に適用されるのか、パブリックコメントや公聴会などを通じて各省庁の動きに注視が必要だ。

第3節 まとめ

本稿では米国の脱炭素をめぐる米国の動きと日本企業へのインパクトとして、CBAM とインフラ法案という、前者は外交という観点、後者は国内政治という大きく異なる観点から、米国の最近の脱炭素化の動きを捉え、日本企業へのインパクトを考察した。脱炭素化は世界的な潮流であることは言を俟たないが、その程度は各国によって差が大きい。米国に関しては、トランプ前政権のパリ協定脱退のように、政権交代によるスタンスの急変という不確実性や、連邦や州政府という全く異なる階層が、それぞれの権限と資金を基に、独自の脱炭素化を遂行する（もしくはしない）という、独自のダイナミズムが存在する。こうした不確実性とダイナミズムのなかで、日本企業が米国の脱炭素化においてプレゼンスを発揮し、ビジネス機会を拡大していくためには、ホワイトハウスや連邦政権、州政府などのマクロ的な政治・外交動向から、各省庁が公布する制度設計や各種産業団体が提出する意見書などミクロ的な動き両方を察知する必要があるだろう。

¹ 欧州委員会公表資料[本文](#)、[別紙](#)

² Peterson Institution for International Economics : '[EU's proposed CBAM would cover a small share of its imports but leave exports open to retaliation](#)' (21年11月3日)

³ TIME : 'John Kerry on Border Carbon Tax: The U.S. Doesn't Want to Push Others Away' (21年7

月 26 日)

- 4 原文は‘carbon price’ means the monetary amount paid in a third country in the form of a tax or emission allowances under a greenhouse gas emissions trading system, calculated on greenhouse gases covered by such a measure and released during the production of goods。なお、‘third country’の定義は、EU (union) 関税領域以外の国または領土を指す。
- 5 The World Bank : [‘State and Trends of Carbon Pricing 2021’](#) (21 年 5 月 25 日)
- 6 コネチカット、デラウェア、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、バーモント、バージニアの 11 州。
- 7 炭素税導入の州法案が提出されているものの、いまだ成立していない。
- 8 オレゴン州のケイト・ブラン知事は、GHG 削減プランが毎年州議会で共和党議員の反対で可決されないことを受け、行政権限で 2022 年 1 月より化石燃料使用に上限 (超過分に罰金) を設ける気候保護プログラムを開始する予定 (21 年 12 月発表)。
- 9 ペンシルバニア州は RGGI にオブザーバーとして加盟しているが、正式メンバーとしての加盟を目指し州内規則の改定作業を進めている。
- 10 輸送セクターの燃料供給者に排出枠購入を義務付けるプロジェクト。コネチカット、マサチューセッツ、ロードアイランド各州とコロンビア特別区が参加表明の覚書を 2020 年 12 月に締結。2023 年からの稼働を目指している。
- 11 知的財産データベースを運営するアスタミューゼの[調査](#)によれば、水素関連特許の総合的競争力を示す指標では、日本は群を抜いて世界 1 位となっている。

第 8 章 韓国の対米直接投資動向と サプライチェーン強化報告書に対する見方

日本貿易振興機構 海外調査部主査
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
百本 和弘

要約

2010 年代後半に急拡大した韓国企業の対米直接投資は、現在も増加基調が続いている。2021 年はすでに 1~9 月合計で、今までの最高だった 2019 年の投資額を超過している。特に、製造業についてみると、足元では車載電池、半導体関連の投資が活発である。その理由として、バイデン政権下における米中対立激化に起因する米国のサプライチェーン強化の動きと、米国自動車市場の電気自動車へのシフトが挙げられる。

2021 年 5 月の米韓首脳会談に合わせ、韓国 4 大企業グループは対米投資案件を発表した。各企業グループとも、投資案件はこれら分野が中心だった。特に車載電池では、韓国企業 3 社が一斉に米国生産拠点を立ち上げつつある。

2021 年 6 月にバイデン政権が発表した「サプライチェーン強化報告書」に対して、対象の 4 分野のうち 2 分野が半導体、車載電池と、韓国政府・企業が注力している分野と重なったため、関心をもって受け止められた。韓国では「サプライチェーン強化報告書」の内容は予想の範囲内であり、韓国産業界に大きな影響はないとみている。特に車載電池については、短期的に韓国企業がメリットを享受できると期待している。その半面で、長期的には米国企業の競争力が向上し、韓国企業の競争地位が低下することを警戒する向きもある。

はじめに

韓国政府・企業はトランプ前政権時に数々の通商問題に直面した。具体的には、家庭用大型洗濯機と太陽光発電製品の輸入に対する米国通商法 201 条に基づく緊急輸入制限（セーフガード）発動、通商拡大法 232 条に基づく関税（25%）賦課の適用免除に代わって導入された鉄鋼輸入数量割当、米韓 FTA 改定などである。バイデン政権発足後は米韓間で新

たな通商問題は顕在化していない。しかし、米中対立の激化が韓国政府・企業に大きな影響を及ぼしている。対中依存度の高い韓国としては、米韓デカップリングの圧力が高まる中で、米国市場で存在感を高めるためにサプライチェーンをどのように再構築していくべきか、難しい決断を迫られている。特に、半導体や車載電池（本稿でいう「車載電池」は電気自動車向けのをいう）といった米国政府が重視する分野が韓国の主力産業と重なるだけに、悩みは深い。

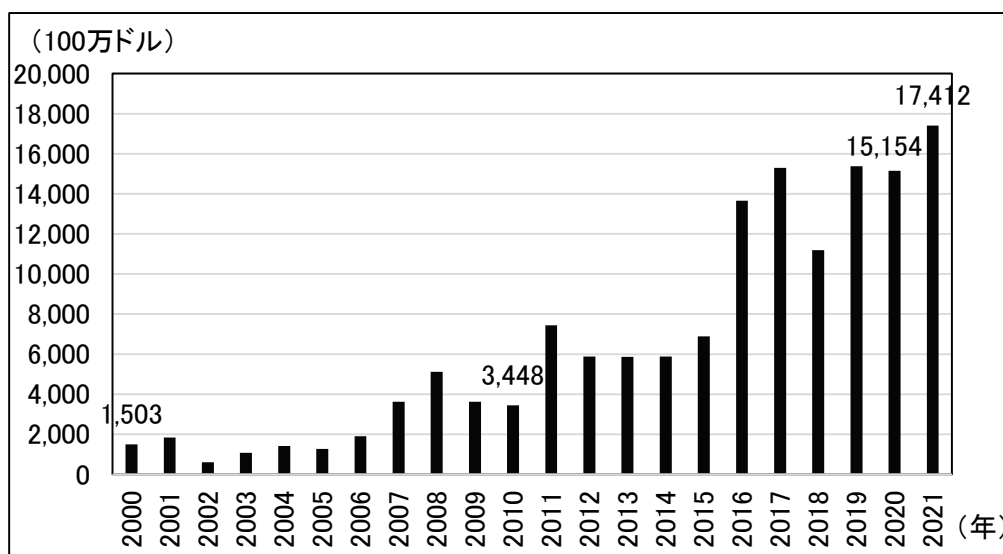
さらに、今後、米国自動車市場で電気自動車へのシフトが急速に進展する見込みになったことが韓国企業の米国戦略に大きな影響を与えている。成長が確実な巨大市場を取り込むべく、韓国企業各社は一斉に米国生産拠点拡充を行っている。

以上の問題意識を背景に、本稿では、最近の韓国企業の対米直接投資の動向について 4 大企業グループの動きを中心に整理するとともに、2021 年 6 月にバイデン政権が発表した「重要部品に関するサプライチェーン強化に向けた報告書」（以降、「サプライチェーン強化報告書」）に対する韓国側の受け止め方について整理する。

第 1 節 韓国の対米直接投資の推移

韓国の対米直接投資は 2010 年代後半以降、増加が続いている（図 8-1）。対米直接投資の増加傾向は、対中直接投資と比較するとさらに明瞭になる（図 8-2）。直接投資は年ごとの変動が大きいため、各 5 年間の年平均直接投資額をみると、2000 年代は対中直接投資の増加が目立ち、投資規模も対米直接投資を上回っていた。しかし、2010 年代に入ると対中直接投資が伸び悩む一方で対米直接投資は増加し、直接投資規模が逆転、2016～20 年で見ると対米直接投資は対中直接投資の 3.2 倍の規模に達した。2000 年代は生産拠点構築目的の直接投資が中国に集中したものの、2000 年代末以降は中国のコスト上昇や中国市場での競争激化により対中直接投資ブームは一段落した。その一方、対米直接投資は米国市場確保などを狙った動きが活発化し、現在に至るまで増加基調が続いている。

図 8-1 韓国の対米直接投資の推移（実行ベース）

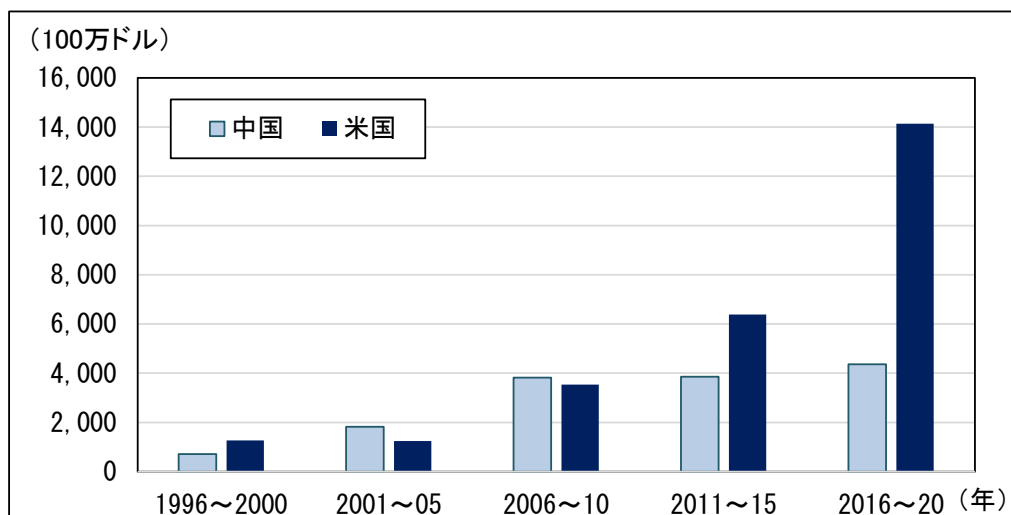


注 1.2021 年は 1～9 月合計。

注 2.本統計は過去に遡及して値が修正される傾向にある点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース（2021 年 12 月 20 日アクセス）

図 8-2 韓国の対米・対中直接投資の推移（年平均、実行ベース）



注 1.数値は各 5 年間の平均値。

注 2.本統計は過去に遡及して値が修正される傾向にある点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベースより作成（2021 年 12 月 20 日アクセス）

ついで、対米直接投資を業種別にみると、2010 年代前半はシェールガス関連の鉱業の直接投資が活発化した（表 8-1）。鉱業の直接投資が一段落すると、代わって不動産の直接投資が増加、さらに、2015 年ごろからは金融・保険、2016～17 年は卸売・小売の直接投資

が拡大した。卸売・小売について、サムスン電子による自動車部品のハーマンインターナショナル買収によるところが大きい。買収がサムスン電子の米国現地法人経由だったため、米国現地法人の属する業種である卸売・小売に計上されている。

さらに、2010年代半ば以降、製造業の直接投資が急増している。そのけん引役は目まぐるしく変化している（表 8-2）。特に、それまでの最高額を記録した 2019 年は、食料品が急増、化学も大幅に伸びた。これらは大型 M&A の結果である。食料品では、CJ 第一製糖が冷凍食品メーカー・シュワンズを買収、化学では SK シルトロンがデュポンの炭化ケイ素ウエハー事業を買収した。さらに、2020 年は車載電池を中心とした電気装置、半導体を中心としたエレクトロニクス of 直接投資が急増した。この傾向は今後も続く見込みである。後述するように、車載電池関連の投資案件が目白押しで、半導体でも大型投資が予定されている。

表 8-1 韓国の主要業種別対米直接投資の推移（実行ベース）

（単位：100万ドル）

年	鉱業	製造業	卸売・小売	金融・保険	不動産	その他	合計
2010	154	464	320	1,650	81	779	3,448
2011	2,961	916	1,030	1,719	383	430	7,438
2012	2,329	964	351	1,446	294	497	5,881
2013	1,523	765	552	879	1,692	447	5,858
2014	138	740	495	1,425	1,786	1,301	5,884
2015	54	876	866	1,895	1,823	1,366	6,881
2016	73	1,336	4,008	3,054	3,870	1,317	13,657
2017	63	1,104	6,718	2,896	1,719	2,802	15,303
2018	32	1,466	442	5,715	1,962	1,578	11,194
2019	2	3,894	790	5,883	2,685	2,127	15,382
2020	66	2,360	545	4,409	2,744	5,030	15,154
2021	23	2,693	1,291	7,433	2,323	3,649	17,412

注 1. 2021 年は 1～9 月合計。

注 2. 業種分類は原データ（大分類）を基に再構成。

注 3. 本統計は過去に遡及して値が修正される傾向にある点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース（2021 年 12 月 20 日アクセス）

表 8-2 韓国の製造業主要業種別対米直接投資の推移（実行ベース）

（単位：100万ドル）

年	一次金属	食料品	自動車	電気装置	エレクトロニクス	化学	医薬品	その他	製造業計
2010	58	7	143	75	38	35	10	99	464
2011	48	14	140	76	179	45	22	392	916
2012	31	20	29	109	451	127	34	164	964
2013	57	11	90	69	83	9	7	439	765
2014	92	21	35	117	97	178	19	180	740
2015	64	29	62	65	135	198	56	268	876
2016	23	17	66	256	115	560	60	239	1,336
2017	2	14	214	125	56	338	42	312	1,104
2018	3	92	58	415	45	437	210	205	1,466
2019	7	1,344	126	140	86	964	338	889	3,894
2020	0	62	125	736	621	203	275	338	2,360
2021	6	500	268	808	184	360	182	385	2,693

注 1.2021 年は 1～9 月合計。

注 2.業種分類は原データ（中分類）を基に再構成。

注 3.本統計は過去に遡及して値が修正される傾向にある点に留意が必要。

出所：韓国輸出入銀行データベース（2021 年 12 月 20 日アクセス）

なお、近年の対米直接投資を投資形態別でみると、M&A 投資が 2016 年に急増、2016～19 年はグリーンフィールド投資に匹敵ないしそれを上回った。その一方で、グリーンフィールド投資は 2020 年に急増し、初めて 100 億ドルを突破、2021 年 1～9 月もすでに 2020 年に匹敵する規模に達している。その結果、2020 年以降はグリーンフィールド投資が M&A 投資を大きく上回っている。すなわち、韓国の対米直接投資の増加基調が続く中で、投資の主役が M&A からグリーンフィールド投資に代わってきたといえる。

第 2 節 米韓首脳会談と韓国 4 大企業グループの対米投資案件発表

文在寅大統領の訪米に合わせ、2021 年 5 月 21 日に米韓首脳会談が行われ、共同声明が発表された。会談結果についての説明は米韓両国でやや濃淡はあるものの、おおよそ表 8-3 のように整理できる。対北朝鮮政策の優先順位が高い文大統領は、従来の対北朝鮮政策の継承についてジョー・バイデン大統領から保証を得た一方で、台湾海峡・クアッドについてはバイデン大統領に譲歩したとみることができよう。また、米韓両国は気候変動、5G・6G 技術、半導体などの分野で協力を深めていくことで合意した。さらに、次に述べる韓国 4 大企業グループの対米投資表明に歓迎の意を表した。

表 8-3 米韓首脳会談の主な内容（2021 年 5 月 21 日開催）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">□米韓同盟<ul style="list-style-type: none">・韓国軍 55 万人に新型コロナワクチンを支援・「ミサイル指針」を終了（最大射程距離、弾道総量制限を撤廃）□台湾海峡・クアッド<ul style="list-style-type: none">・台湾海峡の平和と安定の重要性で一致・さまざまな課題対処におけるクアッド活用を確認□北朝鮮政策<ul style="list-style-type: none">・過去の南北、米朝合意を基にした朝鮮半島非核化のための外交アプローチ□新型コロナワクチン<ul style="list-style-type: none">・米国の開発能力と韓国の生産能力を組み合わせた「包括的ワクチン・パートナーシップ」構築□経済協力<ul style="list-style-type: none">・半導体、車載電池、医薬品の安定的サプライチェーン構築・5G、6G ネットワーク技術、バイオ、宇宙技術分野での協力拡大 |
|---|

出所：各種資料より作成

韓国の 4 大企業グループは文大統領訪米に合わせ対米投資案件を発表した（表 8-4）。投資案件の特徴として、①投資総額をやみくもに追求したものではなく、バイデン政権が目指す半導体・車載電池といった重要分野のサプライチェーン強化を支援する案件に絞られている、②実際に投資が行われる蓋然性が高い現実的な案件が掲載されている、③既に発表済みの案件と新規案件が混在している、といった点を挙げることでよい。

なお、表 8-4 は韓国企業の対米投資全体の一部に過ぎない。4 大企業グループ以外の投資案件があり、また、表に記載されていない 4 大企業グループの投資案件がある（発表時に存在していたが記載されなかった投資案件や、発表後に明らかになった新規投資案件がある）ためである。そのため、表 8-4 はあくまでも韓国大手企業の代表的な投資案件とみるべきである（ちなみに、2020 年 1 月以降の 4 大企業グループの主な投資案件は後掲の表 8-5 を参照）。なお、細かな点ではあるが、対米投資案件の掲載を 4 大企業グループに限定し、ロッテ・グループをはじめとした他の大手企業グループの対米投資案件を含めなかったこと、韓国メディアが報じた総投資額が正式発表までに二転三転したこと、韓国政府発表資料で SK グループのみ投資金額が記載されなかったことなどは理解しにくい、それらの理由は不明である。

表 8-4 文大統領の訪米に合わせて発表された韓国 4 大企業グループの対米投資案件

グループ	企業名	投資金額	投資案件	備考(注1)
サムスン	サムスン電子	170億ドル	半導体ファウンドリー(委託生産)工場建設	既発表
現代自動車	グループ各社	74億ドル	自動運転技術開発	既発表
			アーバンエアモビリティ(UAM)	既発表
			ロボティクス	既発表
			電気自動車生産、水素インフラ構築	新規発表
SK	SKイノベーション(注2)	40億ドル(注3)	車載電池工場建設(フォードと合併)	新規発表
	SKハイニックス	10億ドル	R&D(研究開発)センター設立	新規発表
LG	LGエナジーソリューション	100億ドル	車載電池工場建設(GMとの合併を含む)	既発表
合計		394億ドル		

注 1. 韓国各メディアですでに報じられていた案件を「既発表」、初めて報じられた案件を「新規発表」とした。

注 2. SK イノベーションの車載電池部門は 2021 年 10 月 1 日に SK オンとして分社された。

注 3. 韓国各メディア報道では SK イノベーションと LG エナジーソリューションの車載電池工場建設の合計額が 140 億ドル、産業通商資源部プレスリリースでは LG エナジーソリューションの投資金額が 100 億ドルとされていることから、両者の差分の 40 億ドルを投資金額として記載した。

出所：産業通商資源部；「産業部長官、大統領の米国訪問を契機に『韓米ビジネスラウンドテーブル』開催」、韓国各メディア報道より作成

第 3 節 韓国 4 大企業グループの対米直接投資

ついで、韓国の 4 大企業グループ財閥の対米直接投資について過去 2 年間の具体的な案件を中心に、最近の状況についてみることにする(表 8-5)。

全体的にみて、各企業グループとも多くの対米投資案件を実行していることが分かる。前述の 2021 年 5 月の米韓首脳会談に合わせて発表された対米投資案件は大型投資案件についてはかなり網羅しているものの、発表に含まれていない対米投資案件も決して少なくないことが確認できる。

ついで、各企業グループ別にみると、以下のとおりである。

サムスン・グループは、グループ中核企業のサムスン電子が 2016 年 8 月に厨房関連の高級家電メーカー・デイコーを買収、同年 11 月に 80 億 2,000 万ドルもの巨額を投じ、ハーマンインターナショナルを買収する合意が成立し、その後、買収が実現した。また、同年同月にはテキサス州オースティン工場のシステム LSI 生産設備増強のために 10 億ドル以上を投資すると発表、2017 年には投資金額を 15 億ドルに上積みした。さらに同じ時期に、3 億 8,000 万ドルを投じ、サウスカロライナ州に洗濯機などを生産する家電工場を建設する計画を発表、2018 年 1 月に同工場を完工した。

サムスン・グループでは、その後しばらく大型の対米投資案件はなく、他の大手企業グループに比べ、対米直接投資には慎重だった。しかし、2021年に入ってから次の2つの大型案件を発表した。1つは、サムスン電子の半導体ファウンドリ（受託生産）工場建設である。これは米国政府の半導体サプライチェーン強靱化政策に対応したもので、投資額は170億ドルに上る。工場建設地は、同案件が発表された2021年1月時点では未定だったが、同年11月にテキサス州テイラーと発表された。2022年前半に工場着工、2024年後半に稼働開始の予定である。もう1つはサムスンSDIによる車載電池工場建設である。LGエナジーソリューション、SKオン（2021年10月にSKイノベーション車載電池部門が分社して発足）といった同業他社に比べて遅れたが、2021年10月にステランティスとの合併で米国で車載電池工場を建設すると発表した。2025年上半期に生産開始予定である。韓国メディアは、同社が米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）により米国市場の確保のために米国現地生産が不可避になったと判断したと報じた。

現代自動車グループは、次世代自動車技術確保のため、さまざまなスタートアップ企業に出資している。過去を遡ると、同グループは他社への出資に消極的であった。しかし、2017年ごろから自動運転をはじめとした次世代自動車技術確保のため、米国を中心とした海外の企業に積極的に投資をするようになった。その流れが現在まで続いている。2020年1月以降の主要投資案件をみると、自動運転技術開発の合併会社発足、パーソナルエアビークル（PAV）開発の現地法人設立、ロボット開発企業買収、全固体電池スタートアップ企業への出資といった投資案件があった。また、2021年5月には2025年までに74億ドルを米国に投資すると発表した。投資分野はこれら分野が中心で、その傾向は今後しばらく続くものと考えられる。

SKグループはもともと他社への出資や企業買収に積極的な企業グループであるが、対米投資の面でも他の大手企業グループに比べ投資案件が格段に多い。SKグループでは「素材」「グリーン」「バイオ」「デジタル」を今後の重点領域としているが、グループ持株会社のSKや各事業会社が、これら領域を中心に技術獲得や米国市場確保などを目的として、さまざまな米国企業に出資している。特に巨額だったのがSKハイニックスによるインテルのNAND型フラッシュメモリー事業とソリッド・ステート・ドライブ（SSD）事業の買収である。2021年12月に中国の独占禁止法当局の承認を獲得し、8カ国・地域の審査を全て終了した。SKハイニックスはまず70億ドルを支払い大連工場やSSD事業を取得、2025年までに買収を完了する予定である。他方、グリーンフィールド投資では、

特に車載電池で積極的である。SK イノベーション（現 SK オン）は 2020 年 4 月にジョージア州に第 2 工場を建設することを決定、2021 年 6 月にはフォードと車載電池の合弁会社設立で合意している。その結果、同社の米国での車載電池生産能力は建設中のジョージア州第 1 工場を加えると、現状のゼロから 2025 年には 149.5GWh と、米国生産が急速に立ち上がる見通しである。さらに、2021 年 11 月、崔泰源（チェ・テウオン）SK グループ会長は 2030 年までに米国に 520 億ドルを投資する意向を表明した。SK グループの積極的な対米投資は今後とも継続する見通しである。

LG グループでは、LG 電子が家庭用大型洗濯機と太陽光発電製品の輸入に対する米国通商法 201 条に基づく緊急輸入制限（セーフガード）発動に対応すべく、3 億 6,000 万ドルを投じ、テキサス州に洗濯機工場を建設した。同社は当初予定より早い 2019 年 5 月に工場を竣工した。さらに、2021 年 4 月には洗濯機工場の設備増強を決定している。ただし、ここへきて対米投資を急速に拡大しているのは、LG 電子ではなく LG エナジーソリューション（2020 年 12 月に LG 化学から車載電池部門が分社して発足）の車載電池関連である。同社は現在、ミシガン州で生産能力 5GW/h の車載電池工場を稼働させているが、2020 年 5 月に GM との合弁会社が発足、車載電池の 2 工場の建設を進めている。さらに、2021 年 3 月に同社単独で 2 つの車載電池工場建設を進める計画を発表、2021 年 10 月にはステランティスとの合弁で車載電池工場を建設する計画を発表した。

なお、サムスン、SK、LG の各グループが対米投資を積極的に進めている車載電池について、生産拠点の所在地、投資形態、生産能力、稼働（予定）年を整理した（表 8-6）。

表 8-5 韓国 4 大企業グループの主要対米直接投資案件（2020 年 1 月～21 年 12 月）

年・月	韓国企業名	総投資額	概要
サムスン・グループ			
2020 年 2 月	サムスンベンチャー投資、(SK ハイニックス)	3,100 万ドル	フォトレジストの安定的確保のため、フォトレジスト企業のインプリアに追加出資。
4 月	サムスン電子、(SK ハイニックス)	—	ビッグデータ企業のビッグストリームに米国投資会社などとともに出資。両社ともビッグストリームとの協力で高性能半導体開発を進める考え。
10 月	サムスンバイオロジクス	—	サンフランシスコに医薬品受託開発(CDO) R&D(研究開発)センターを開所。欧米などの製薬・バイオ企業を顧客とする CDO 事業を本格化する。
12 月	サムスン電子	—	テキサス州オースティン工場の隣接地を取得。
2021 年 5 月	サムスン電子	1,800 万ドル	同社のベンチャー投資子会社・サムスンネクストが電気機器保証サービスを行うスタートアップ企業のアプシーに出資。
10 月	サムスンネクスト	—	SaaS スタートアップ企業のキャスト AI 向け共同出資に参加。

	サムスン SDI	—	ステランティスと合併で米国に車載電池工場を建設する MOU を締結。年産 23GWh で 2025 年上半期に生産開始予定。製品はステランティスの米国、カナダ、メキシコ工場に供給。
11 月	サムスン電子	170 億ドル	2021 年 1 月にメディアで建設の検討が報じられ、同年 5 月に建設が正式決定した米国 2 番目の半導体工場について、テキサス州テイラーに建設すると発表。2022 年前半着工、2024 年後半の稼働開始を予定。新工場ではモバイル機器・自動走行・AI など向けの半導体の受託生産を行う。
現代自動車グループ			
2020 年 3 月	現代自動車グループ	20 億ドル	現代自動車・起亜自動車・現代モービスのグループ 3 社と米国・自動車部品大手アプティが出资した自動運転技術開発の合併会社が発足。所在地はボストン、出資比率は韓国側・米国側とも 50%。レベル 4～5 の自動運転プラットフォームの商用化を目指す。
7 月	現代モービス	2,000 万ドル	シリコンバレーの要素技術専門ファンドの「ACVC パートナーズ」「MOTUS ベンチャーズ」への出資を決定。未来の自動車のコア技術などを獲得する狙い。
8 月	現代自動車	—	垂直離着陸が可能な個人用航空機(パーソナルエアビークル: PAV、いわゆる「空飛ぶクルマ」)の R&D(研究開発)拠点として、デラウェア州に現地法人を設立。アーバンエアモビリティ(UAM)事業を推進する。
12 月	現代自動車グループ	約 1 兆ウォン	ロボット開発のボストン・ダイナミクス株式 80%をソフトバンクグループから取得することで合意。内訳は現代自動車 30%、現代モービス 20%、鄭義宣会長 20%、現代グロービス 10%。現代自動車グループではロボティクスを今後の成長事業とみており、将来のモビリティ市場での先行を目指す(その後、2021 年 6 月に買収完了)。
2021 年 5 月	現代自動車グループ	74 億ドル	米国で 2025 年までに 74 億ドルを投資すると発表。分野は電気自動車生産、水素インフラ、アーバンエアモビリティ(UAM)、ロボティクス、自動運転など。特に、電気自動車の現地生産については、バイデン政権の電気自動車普及政策に対応する目的。
7 月	現代自動車	1 億ドル	全固体車載電池開発のスタートアップ企業のソリッドエナジー・システムズ(SES)に出資。
10 月	現代自動車・起亜	—	全固体電池開発のファクトリアル・エナジーに出資し、共同開発協約を締結すると発表。
SK グループ			
2020 年 2 月	SK ハイニックス、(サムスンベンチャー投資)	3,100 万ドル	フォトレジストの安定的確保のため、フォトレジスト企業のインプリアに追加出資。
4 月	SK イノベーション	15 億ドル	ジョージア州で建設中の車載電池第 1 工場に追加し、第 2 工場を建設することを決定。2023 年量産開始を目指す。第 1 工場、第 2 工場を合わせた投資額は 3 兆ウォン。世界最大の自動車市場の米国でトップクラスの生産規模を確保する狙い。
	SK ハイニックス、(サムスン電子)	—	ビッグデータ企業のビッグストリームに米国投資会社などとともに出資。両社ともビッグストリームとの協力で高性能半導体開発を進める考え。
8 月	SK ハイニックス	600 万ドル	サウジアラムコなどと共に、半導体設計会社のサイファイブに出資。半導体設計分野での長期的なシナジー効果発揮に期待。
9 月	SK ハイニックス	5,500 万ドル	シリコンバレーに人工知能(AI)の研究を行う現地法人を設立。AI を活用した半導体製造の工程分析、生産性向上につなげる考え。
10 月	SK ハイニックス	90 億ドル(大連工場を含む)	インテルの NAND 型フラッシュメモリー事業、ソリッド・ステート・ドライブ(SSD)事業を買収することを決定。買収対象には中国・大連の NAND 型フラッシュメモリー工場も含む。買収額は韓国企業として過去最高水準。世界シェア 5 位にとどまる NAND 型フラッシュメモリーの競争力強化を狙う。
2021 年 1 月	SK グループ	1 兆 6,000 億ウォン	同グループの SK と SK E&S は 8,000 億ウォンずつ投じ、水素エネルギー事業を行うプラグパワーの株式 9.9%を取得、最大株主に。今後、シナジー効果を活用し、中国・ベトナムなどアジアの水素市場進出に注力する狙い。
2 月	SK ネットワークス	2,500 万ドル	小売店自動決済ソリューション企業のスタンダードコグニションに出資。

5月	SK イノベーション	6兆ウォン(米韓両社で折半)	フォードと車載電池生産合併会社の設立で合意。
	SK ハイニックス	10億ドル以上	AI(人工知能)、NANDソリューションなど、新成長分野の大規模 R&D(研究開発)センター設立を決定。
6月	SK	—	水素製造のスタートアップ企業のモノリスに出資。SK グループの水素事業強化につなげる。
7月	SK シルトロン	3億ドル	2020年2月にデュポンから買収したミシガン州のウエハー工場の生産能力を6倍に増強する計画を発表。
8月	SK テレコム	300億ウォン	動画配信サービスのコリアコンテンツプラットフォーム(KCP)に出資。出資比率20%に。KCPは韓国の地上波3局が韓流コンテンツ輸出のために設立した現地法人。オンライン動画サービス(OTT)の「Wavve」コンテンツを強化し、海外進出を加速化する狙い。
9月	SK E&S	6億ドル(新規プロジェクトを含む)	電力供給効率化ソリューション開発のキーキャプチャーエナジー(KCE)の株式95%を取得。米国のエネルギーソリューション市場への進出を目指す。
10月	SK	5,500万ドル	動物性代替タンパク質開発のパーフェクト・デイに追加投資。韓国国内の動物性食品の代替品市場への参入を目指す。
	SK E&S	最大4億ドル	エネルギーソリューション企業のレブ・リニューワブルに出資する計画を発表。レブ・リニューワブルの親会社のLSパワーとの戦略的パートナーシップ関係構築が主な狙い。
	SK イノベーション	3,000万ドル	全固体電池開発のソリッドパワーに出資し、全固体電池を共同開発・生産する協約を締結。
	SKC	8,000万ドル	ジョージア州に半導体パッキング用ガラス基板工場新設を決定。2023年までに量産に入る予定。さらに、今後、2,200万ドルを追加出資し、2025年までに生産規模を拡大する方針。
11月	SK グループ	520億ドル	訪米中の崔泰源(チェ・テウオン)SKグループ会長は2030年までに米国に520億ドルを投資する意向を表明。そのうち5割を車載電池、水素などの分野に投資し、米国の脱炭素化に貢献するとした。
	SK シルトロン	6億ドル以上	米国子会社での車載半導体用シリコンカーバイド(SiC)ウエハーの増産を決定。米国市場の拡大に対応。崔泰源(チェ・テウオン)SKグループ会長が発表した米国投資計画の一環。
	SK	—	遺伝子・細胞治療(GCT)専門バイオ医薬品受託開発製造企業(CDMO)のCBMに出資すると発表。
12月	SK ガス	—	グリーン水素・ブルー水素製造技術を保有するスタートアップ企業のC-Zeroに出資する契約を締結。
	SK	5,000万ドル(韓国の私募ファンド全体)	バイオエネルギー企業のファルクラムに出資。バイオエネルギー事業の将来性に着目。
	SK E&S	5,133億ウォン	財務構造改善などの目的で米国子会社に追加出資。
LGグループ			
2020年3月	LG ハウシス	5,000万ドル	ジョージア州のエンジニアドストーン(人造大理石)工場の生産ライン増設を完了。米国建築市場での販売拡大を目指す。
5月	LG 化学	23億ドル	GMとの折半出資により、車載電池生産の合併会社アルティアムセルズが発足。オハイオ州で工場建設を開始。LG化学にとって2番目の北米電池生産拠点。LG化学は顧客先確保、GMは電池セルの安定供給先確保が狙い。
2021年1月	LG 電子	8,000万ドル	シリコンバレーのテレビ広告・コンテンツデータ分析スタートアップ企業のアルフオンソの過半数以上の株式を獲得。テレビ事業の事業領域拡大を狙う。

	LG 電子	—	スイスのソフトウェア開発ルクソフと合併で車載インフォテインメント(情報娯楽)事業の現地法人をカリフォルニア州に設立。自動車電装品事業の競争力強化を狙う。
3月	LG 電子	—	LG グループがシリコンバレーに設立したベンチャーキャピタルを通じ、自動車データプラットフォームのスタートアップ企業のセレブラム X に出資。
	LG エナジーソリューション	5 兆ウォン以上	GM との合併会社の工場とは別に、2025 年までに米国内に 2 つの車載電池工場を建設し、70GWh 以上の生産能力を追加確保する計画を発表。米国政府のグリーン・ニューディール政策を受け決定。合わせて、GM との合併会社が車載電池第 2 工場の建設を進めることを発表。
4月	LG 電子	2,050 万ドル	テネシー州の洗濯機工場の増設を決定。米国市場での同社製洗濯機の販売が好調なため。
7月	LG テクノロジーベンチャー	—	全固体車載電池開発のスタートアップ企業のソリッドエナジー・システムズ (SES)に出資。
8月	LG 生活健康	1 億ドル	ヘアケアブランド「アークティック・フォックス」を展開するポインカの株式 56%を取得する契約を締結。「アークティック・フォックス」の高い認知度をベースに世界の高級ヘアケア市場への参入を図る。
9月	LG エナジーソリューション	—	NEC の米国法人で電力会社・企業向けに蓄電システムを提供する NEC エナジーソリューションズを買収することを決定。
	LG 化学	—	穀物メジャーのアーチャー・ダニエルズ・ミッドランド(ADM)と合併で、とうもろこしを原料にした生分解性プラスチック工場を設立することで合意。米国生分解性プラスチック市場の開拓を急ぐ。
10月	LG 化学	—	オハイオ州に米国の顧客向けの技術支援施設「テックセンター」を設立すると発表。さらに、テックセンター内に年産 3 万トン規模の ABS 樹脂コンパウンド工場を建設する。
	LG エナジーソリューション	約 4 兆ウォン	ステランティスと合併で米国に車載電池工場を建設すると発表。年間生産能力は 40GWh で、2024 年の生産開始を目指す。建設地は現在、検討中。

注 1. 「年・月」は企業の発表日または報道日を基準としている。「概要」は原則的に発表日・報道日の内容に基づく。

注 2. 合併の場合の総投資額は特記のない限り、合併相手側の投資額を含めた総投資額を示す。「—」は不明を示す。

注 3. 新規現地法人の設立の他、既存現地法人の生産能力増強などを含む。

注 4. 企業名は報道・発表当時の企業名とする。

出所：各種報道、各社発表資料を基に作成

表 8-6 米国における韓国車載電池メーカーの生産拠点

韓国企業名	所在州	単独/合併	生産能力 (GWh)	稼働年
LG エナジーソリューション	ミシガン	単独	5	稼働中(2012年竣工)
	オハイオ	GMとの合併	35	2022年(予定)
	テネシー	GMとの合併	35	2023年(予定)
	未定	ステランティスとの合併	40	2024年(予定)
	—	単独	35	—
SK オン	ジョージア	単独	20.5	2022年量産開始(予定)
	テネシー	フォードとの合併	43	2025年(予定)
	ケンタッキー	フォードとの合併	86	2025年(予定)
サムスンSDI	未定	ステランティスとの合併	23	2025年(予定)

注. 2021 年 12 月の韓国各メディア報道によると、LG エナジーソリューションは GM との第 3 の合併工場建設を検討中。

出所：韓国各メディア報道より作成

第4節 米国サプライチェーン強化報告書に対する韓国の見方

バイデン政権は2021年6月8日、サプライチェーン強化報告書を発表した。対象が、①半導体製造や先端パッケージング、②車載電池を含む大容量電池、③希土類（レアアース）を含む重要鉱物、④医薬品および医薬品有効成分の4分野であったが、このうち①と②が韓国製造業の主力業種であったため、韓国でも関心を集めた。

サプライチェーン強化報告書に対する韓国側の反応はどのようなものであったのだろうか。まず、韓国政府は報告書の内容を冷静に受け止めているようである。報告書発表直後に韓国政府関係者のコメントを掲載した韓国各メディア報道によると以下のとおりであった。

- ・ 韓国政府では、サプライチェーン強化報告書の内容は予想の範囲内とみている。
- ・ すでに、2021年5月の米韓首脳会談で、半導体、車載電池などの分野におけるサプライチェーン構築で協力することに合意しており、韓国産業界に大きな打撃を与えるものではない。
- ・ ただし、長期的には、米国企業に対する支援強化が韓国企業の競争地位に影響を及ぼす可能性がある。

他方、韓国の研究機関の評価はどうであったのだろうか。民間シンクタンク、政府系シンクタンクの発表は次のとおりであった。

民間シンクタンクの韓国経済研究院は2021年6月に発表した「バイデン行政府の貿易政策と韓国の対応戦略」で、サプライチェーン強化報告書に対して次のように評価した。

- ・ 米国の主要産業のサプライチェーンの中で中国が占める比率が高い状況で、中国とのデカップリングは短期間で実現しにくい。韓国も徐々に中国に対する貿易依存度を減らすべき。
- ・ 韓国企業の対米投資はもちろん、グローバルサプライチェーン強化過程で米国と協力し、米国政府の支援を引き出す努力が必要。
- ・ 中国から撤退する外資系企業が新しい生産基地として韓国を選択できるよう（中略）国内の投資環境を画期的に改善すべき。

他方、政府系シンクタンクの産業研究院は、2021年7月に発表した「米国の半導体・バッテリーSC調査報告書の主要内容と示唆点」『i-KIET 産業経済イシュー 第115号』で、半導体、車載電池に分けてサプライチェーン強化報告書の内容を評価した（表8-7）。いずれの産業でもサプライチェーン強化報告書の内容は短期的には韓国の産業界にプラスに作

用（特に、車載電池は韓国産業界にとってメリットが大きい）、中長期的には警戒も必要というものであった。

表 8-7 サプライチェーン強化報告書に対する評価

産業	項目	内容
半 導 体	総合評価	・市場確保、技術力向上、中国との格差拡大等にプラスに作用。
	プラス要因	・米国連邦政府・州政府のインセンティブ強化で在米韓国系企業のビジネス環境が改善。 ・生産者・需要者間の交流拡大で在米韓国系企業の情報獲得が容易に。
	マイナス要因	・米国半導体企業が競争力を向上させると韓国企業のシェアが減少する恐れ。 ・優秀な技術人材が米国企業に囲われる恐れ。
車 載 電 池	総合評価	・需要促進策による成果のかなりの割合を韓国企業が享受可能。
	プラス要因	・米国の車載電池企業がない中、爆発的成長が見込まれる米国市場を確保できる。 ・車載電池関連企業への対米輸出・進出で事業の経験の蓄積が可能。 ・同盟国間の協力によるサプライチェーン多角化で韓国の車載電池サプライチェーン安定化に寄与。
	マイナス要因	・短期的には、マイナス要因は見当たらない。 ・中長期的には、米国企業に対して支援策が集中した場合、米国市場で韓国勢のシェアが低下する恐れ。

出所：産業研究院；「米国の半導体・バッテリーSC 調査報告書の主要内容と示唆点」『i-KIET 産業経済イシュー 第115号』

おわりに

本稿では、バイデン政権下における韓国企業の対米直接投資動向を中心に概観した。韓国企業は、バイデン政権のサプライチェーン強化の流れにうまく乗り、米国市場に食い込むべく、対米投資を積極化してきている。

車載電池や半導体といった分野では日韓企業の得意分野はやや異なっており、最終製品で強みを有する韓国企業に対して、日本企業は関連部材や製造装置で強みを有し、両者の間には一定程度の補完関係が成立するとみることもできよう。これら分野での韓国企業の積極的な対米投資に対して、日本企業としても、拡大が見込まれる在米韓国系企業の需要を取り込んでいく戦略も検討の価値があろう。

参考文献

(英語)

- ・ The White House [2021] “[Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth - 100-Day Reviews under Executive Order 14017](#)”

(韓国語、カナダラ順)

- ・ 産業研究院 [2021] 「[米国の半導体・バッテリーSC 調査報告書の主要内容と示唆点](#)」
『i-KIET 産業経済イシュー 第 115 号』
- ・ 産業通商資源部 [2021] 「[産業部長官、大統領の米国訪問を契機に『韓米ビジネスラウンドテーブル』開催](#)」(2021年5月22日付けプレスリリース)
- ・ 韓国経済研究院 [2021] 「[バイデン行政府の貿易政策と韓国の対応戦略](#)」

第9章 中国の対米追加関税措置と米国の対中貿易戦略

(一財) 国際貿易投資研究所
研究主幹 大木 博巳

要約

中国は、米国の対中追加関税措置の公表に中国は迅速な対応を見せた。2018年4月4日に中国商務部は、米国の違法な行動から中国の権利を守るため、中国の対外貿易法や国際法の基本原則に基づき、米国産の大豆やその他の農産物、自動車、化学品、飛行機など計106品目に25%の関税を賦課する方針を発表した。

中国の対米輸入は、2019年には激減したが、これは必ずしも追加関税措置によるものではない。2020年の対米輸入は、同年1月に締結されて米中貿易合意によって、大きく改善した。ただし、合意による目標水準、2020年1月1日～2021年12月31日の2年間で中国は、2017年の輸入実績を基準とし、米国から工業製品や農産品、エネルギー、サービスを2,000億ドル以上追加購入は未達である。

米国の対中貿易戦略はジレンマに立たされている。米国が貿易協定の一環として削減した一部の関税を復活させる可能性があるが、そうすれば中国の反発を招き、中国は逆に米国からの購入を減らしたり、中国で事業展開している米企業への対抗措置を講じたりする可能性がある。一方、米国が中国の購入不足に目をつぶれば、約束を守らなくとも米国はそれを容認するというシグナルを中国に送ることになりかねない。

米国の対中貿易戦略は、トランプ前政権を踏襲しつつ、国内インフラ基盤の再建、半導体産業等重要産業の産業競争力の強化、サービス貿易協定締結等を通じて中国に対して経済的に優位性を確保し、中国経済を圧倒することを優先するとみられる。

第1節 中国の対米追加関税措置の発動

米中の関税報復合戦

2018年4月3日、米通商代表部（USTR）は、1974年通商法301条に基づき中国の知的財産の侵害に対して発動する制裁関税の原案を公表した。食器洗い機から医療用機器、工具、産業用ロボットなど生産機械に至る約1,300品目に25%の関税を課すというものである。米国の消費者への悪影響を抑えるためスマホや衣料品、靴など輸入額の大きい消費財は除外した。2018年月22日まで企業が対中関税に異議を唱えることができ、その後少なくとも

180日間かけて政府が実施の是非を検討する。

表 9-1 米中貿易摩擦に関する米中の主な対応等について

日付	米国	中国
2018年5月19日	追加関税の停止、中国の対米輸入拡大などで合意(経済貿易協議に関する共同声明)	
2018年5月22日		自動車・同部品の関税率を7月から引き下げ
2018年5月30日		日用品の輸入関税率引き下げを7月1日から実施
2018年6月28日		ネガティブリストを改訂、外資規制緩和へ
2018年7月6日	対中関税賦課第1弾を発動	米国301条発動と同時刻に対抗措置を実行
2018年8月23日	対中関税賦課第2弾を発動	即時に対抗措置
2018年9月24日	対中関税賦課第3弾を発動	対米追加関税賦課第3弾を9月24日から実施
2018年11月14日		集積回路製造設備などの品目の輸入関税・増値税を免除
2018年12月1日	米中が首脳会談、関税の追加的引き上げは90日間留保(ブエノスアイレスで首脳会談)	
2018年12月14日		米国産の完成車と自動車部品に対する追加関税賦課の一時停止を発表
2019年2月24日	3月2日予定の対中追加関税率の引き上げを延期	
2019年3月6日	対中追加関税率の引き上げは「次の通知まで」延期に	
2019年3月31日		米国産完成車と自動車部品への追加関税、4月1日以降も一時停止
2019年5月8日		ソフトウェア開発・集積回路(IC)設計の企業所得税の減免政策を延長
2019年5月10日	米中合意でなく、リスト3への追加関税開始、リスト4への追加関税も手続き指示	米国の追加関税率引き上げに対し交渉続行の姿勢
2019年5月13日	USTR、リスト4の対中追加関税対象品目を公表、ほぼ全ての中国原産品が対象に	対米追加関税の適用除外制度について公表
2019年5月29日		対米追加関税率引き上げを発表、第3弾リスト掲載の品目が対象 対米追加関税の適用除外制度の手続き詳細を発表
2019年6月29日	米中首脳会談、経済貿易交渉の継続を合意(G20大阪サミット)	
2019年7月30日～31日	米中首脳会談、リスト4の追加関税発動は当面回避、ファーウェイ輸出規制の緩和示唆	
2019年7月30日～31日	閣僚級の米中貿易協議は目立った成果なく終了、次回は9月上旬に	
2019年8月1日		中国企業、米国からの農産物の買い付けを進める
2019年8月6日		中国企業、米国からの農産物の購入を暫定的に停止
2019年8月23日		米国の追加関税措置「第4弾」への報復措置を発表
2019年9月11日		対米追加関税の適用除外品目リスト第1弾を発表
2019年9月13日		中国企業が大豆や豚肉など米国産農産物の買い付けを再開
2019年10月11日	トランプ米大統領、対中追加関税引き上げを見送り、米中閣僚級協議で部分合意	
2019年12月13日	米中が第1段階の貿易交渉で合意。両国政府発表に相違点も。 対中追加関税リスト4B発動は見送り。	
2019年12月15日		中国が追加関税賦課第4弾の一部暫定停止などを発表
2019年12月19日		対米追加関税適用除外品目の追加を発表
2019年12月23日		2020年から医薬品、豚肉、ハイテク製品などの関税率を引き下げ
2020年1月15日	米中が第1段階の経済・貿易協定に署名、対中追加関税の大部分は据え置き	米中が第1段階の経済・貿易協定に署名、中国は今後2年間で2,000億ドル以上の米国産品を購入
2020年2月6日		一部品目の対米追加関税率を引き下げ、2月14日から適用
2020年2月18日		関税税則委員会、対米追加関税の適用除外措置の申請対象696品目のリストを発表
2020年2月21日		国务院関税税則委員会、対米追加関税の適用除外対象65品目を新たに発表
2020年5月12日		中国関税税則委、対米追加関税の適用除外措置対象79品目のリスト発表、ハイテク設備のコア部品など対象
2020年8月24日	米中、第1段階の経済・貿易協定の実施状況に関する閣僚電話協議を開催	
2020年9月8日		米中摩擦の中、中国外相がデータ安全のインシアブを提唱
2020年9月14日		中国政府、対米追加関税の適用除外措置(第1期第1弾)の延長を発表
2020年12月25日		中国政府、対米追加関税の適用除外措置(第1期第2弾)の延長を発表

出所：ジェトロ；「中国の対米通商関連政策」等より作成

米国の対中追加関税措置の公表に中国は迅速な対応を見せた。2018年4月4日に中国商務部は、米国の違法な行動から中国の権利を守るため、中国の対外貿易法や国際法の基本原則に基づき、米国産の大豆やその他の農産物、自動車、化学品、飛行機など計106品目に25%の関税を賦課する方針を発表した。対米追加関税措置対象品目の輸入額は、WTOの相互主義に基づき、米国の措置と同程度の規模であった。

2018年7月6日に米国が対中輸入品、818品目（対中輸入額340億ドル、自動車および部品、航空機、情報通信、産業ロボットなど）に対して25%の追加関税措置（第1弾）を発表（米国東部時間で7月6日午前0時1分）すると、中国は、即時に対米輸入額約340億ドル相当の品目に対して25%の関税賦課を公表した（第1弾：対米輸入品のうち、大豆など農産物、牛肉、豚肉などの畜産物、自動車、水産物など545品目）。

次に、2018年8月23日に米国が、対中輸入額160億ドル相当の279品目（プラスチックや半導体、鉄道車両・部品、トラクターなど）に25%の追加関税を発動したことに対する措置である。対米輸入額160億ドル相当に25%の報復関税（古紙、銅のくず、乗用自動車等）を即時に発動した。第2弾が発動された。

続いて、2018年9月24日に米国は、第3弾の対中関税措置として、対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目（家具、家電、機械など）に2018年末までは10%、2019年以降は25%の措置を発動すると、これに対抗して、中国も対米輸入額600億ドル相当に10%と5%との報復関税を即時発動した。液化天然ガス、機械類、レーザー機器、走査型超音波診断装置などが含まれた。

2019年8月23日には、米国が3,000億ドル相当の中国原産の輸入品に対し、9月1日（リスト4Aが対象）と12月15日（リスト4Bが対象）から追加関税を賦課することへの報復措置として第4弾の対米輸入追加関税品目を発表した。米国原産の計5,078品目（HSコードベースの品目数）、750億ドル相当の輸入品に5%または10%の追加関税を賦課する。リスト1には冷凍水産品、大豆、原油などが含まれ、9月1日から発動する。リスト2にはトウモロコシ、乗用車、バイク、ウイスキー、液化プロパンガスなどが含まれ、12月15日から発動する。リスト1、2ともに、現行税率に5%もしくは10%の追加関税率が上乘せされる¹。

中国が発表した第4弾の措置を受けて、トランプ大統領（当時）は8月23日、さらなる報復措置として、既に中国からの輸入品に課していたリスト1~3の追加関税率を10月1日以降、25%から30%に引き上げるとともに、9月1日以降に発動予定のリスト4の追

加関税率については、当初予定の 10%ではなく 15%にすると表明した。

表 9-2 米中貿易交渉における第 1 段階合意の概要

中国側措置	知的財産権、技術の強制移転、農業、金融サービス、為替の分野を含む構造改革
	数年にわたる米国製の物品・サービスの大量購入
米国側措置	1972年通商法301条に基づく対中追加関税リスト4B(輸入額1,560億ドルに相当する品目)発動の見送り
	同法に基づく対中追加関税リスト4A(輸入額1,200億ドルに相当する品目)の追加関税率を15%から7.5%に引き下げ
	同法に基づく対中追加関税リスト1~3(輸入額2,500億ドルに相当する品目)の追加関税率25%は据え置き
合意事項順守のための措置	合意事項の効果的かつ執行力のある実施のための紛争解決システムの構築

資料：ジェトロ；ビジネス短信 2019年12月16日

米中の追加関税報復合戦が佳境を迎えた 2019 年 12 月 13 日に、USTR は、米国と中国が貿易交渉で第 1 段階の合意に達したと発表した。米国側は、12 月 15 日に予定していた対中追加関税リスト 4B（輸入額 1,560 億ドルに相当する品目）の発動を見送るとともに、9 月 1 日に発動した対中追加関税リスト 4A（輸入額 1,200 億ドルに相当する品目）の追加関税率を 15%から 7.5%に引き下げる。既に発動されているリスト 1~3（輸入額 2,500 億ドルに相当する品目）の追加関税率は 25%のまま据え置いた²。

2020 年 1 月 15 日（米国現地時間）に、米中は、両国の第 1 段階となる経済・貿易協定に署名した。合意文書では、2019 年 12 月の合意時に中国政府が言及していなかった、米国からの農産品などの購入額が明らかになった。それによると、2020 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日の 2 年間で中国は、2017 年の輸入実績を基準とし、米国から工業製品や農産品、エネルギー、サービスを 2,000 億ドル以上追加購入・輸入しなくてはならない。具体的には、中国が 2020 年に農産品 125 億ドルを含む 767 億ドル分、2021 年に農産品 195 億ドルを含む 1,233 億ドル分の米国産品の購入を増やすとしている³。リストには牛肉や豚肉、大豆、原油に加え、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に必要な医療機器など 7,000 近い製品が含まれている。同声明は今回の措置の目的について、中国内の消費者の需要増加への対応としている。

表 9-3 米中両国政府の第 1 段階合意事項および合意文書に関する発表の概要

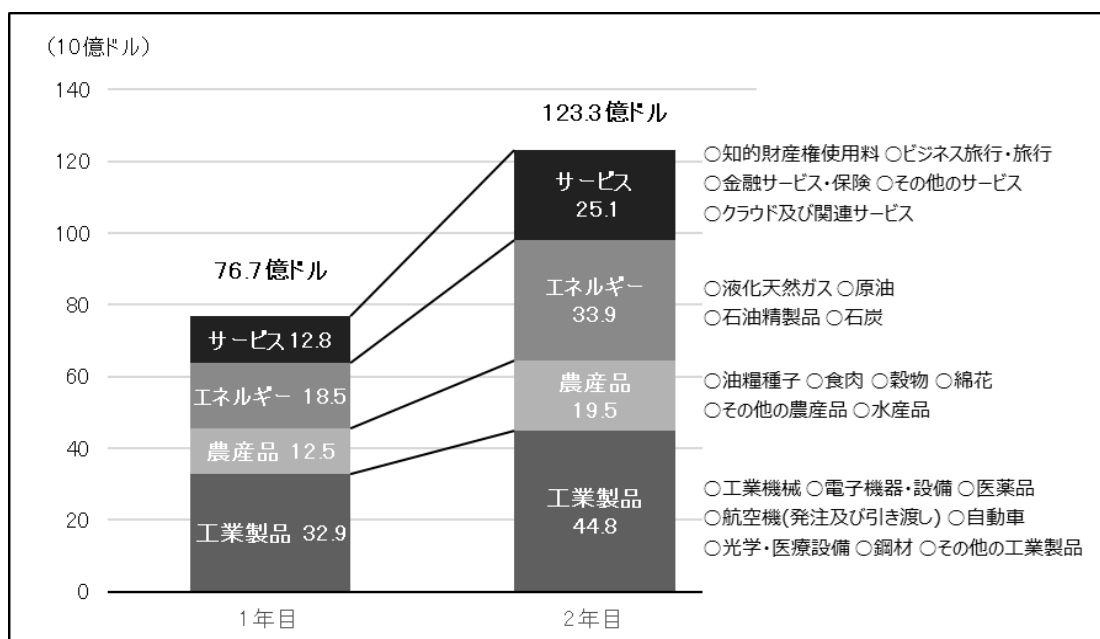
項目(注1)	中国	米国
序言	同項目の存在のみについて言及。	言及なし。
知的財産権	商業機密の保護、医薬品関係の知的財産権の問題、特許・実用新案・意匠の有効期限の延長、地理的表示、ECプラットフォーム上に存在する海賊版・模倣品、それらの生産と輸出への対策、悪意の商標出願への対策、知的財産権の司法執行およびプロセスの強化。	営業機密、製薬に関連する知的財産権、地理的表示、商標および海賊版・模倣品対策。
技術移転	具体的措置については言及なし。	通商法301条の調査により確認された中国の不公平な技術移転の慣行に対する执行力・拘束力を伴う義務。
食品と農産物	中国は合意実施後に、米国から小麦、トウモロコシ、コムを輸入する(輸入は大幅に増加するとしながらも、具体的な輸入規模の言及はなし)。中国の柑橘、生鮮ナツメ、香梨(注2)の米国への輸出の解禁について合意した。中国の米国への水産品輸出に関する留置措置などの速やかな解除について積極的な承諾を得た。	貿易における構造的障壁、米国の食品、農水産物の輸出の劇的な拡大。食肉、家禽、水産物、コム、乳製品、粉ミルク、飼料などに係る多数の非関税障壁。
金融サービス	具体的措置については言及なし。	米国企業に対する金融分野での幅広い投資障壁の撤廃。
為替レートと透明性	具体的措置については言及なし。	為替問題に対する政策および透明性へのコミットメント。競争的切り下げと為替レートのターゲティングを是正するための高水準のコミットメントを要求することにより、不公正な通貨慣行に対処。
貿易の拡大	国内需要に基づき、エネルギー、各種製品、農産物、医療、金融などの領域で米国の高品質の商品およびサービスの輸入を増やす。貿易協力の拡大は市場化原則およびWTOの規則に基づくことが必要。	中国が今後2年間で米国の製品・サービスの輸入を2,000億ドル相当増やす(2017年の輸入実績が基準)。中国は工業製品、食品、農水産物、エネルギー、サービスといった幅広い分野についてコミットした。
双方の評価と紛争解決	具体的措置については言及なし。	協定の効果的な実施を確保し、当事者が紛争を公正かつ迅速に解決できるようにするための取り決めを定める。合意に関連する紛争に対処するための強力な手順を確立し、各当事者が適切と考える相応の対応措置を取ることを可能にする。
最終事項	同項目の存在のみについて言及。	言及なし。

注 1. 合意文書の項目名および並び順については中国側の発表に基づく。

注 2. 主に新疆ウイグル自治区で生産される梨の一種。

出所：ジェトロ；ビジネス短信 2019年12月17日

図 9-1 米国が今後 2 年間で中国向けに輸出増加する品目（基準：2017 年実績）



資料：ジェトロ；ビジネス短信「米中が第 1 段階の経済・貿易協定に署名、中国は今後 2 年間で 2,000 億ドル以上の米国産品を購入」（2020年1月17日付）添付資料より ITI 作成

第2節 中国の対米輸入構造

中国の対米追加関税措置対象品目の輸入

中国の対米追加関税措置の対象品目数は、第1弾が545、第2弾が333、第3弾が5,207、第4弾が1,600である。措置別の対米輸入額では、2020年で第1弾が292.5億ドル、第2弾が86.3億ドル、第3弾が488.5億ドル、第4弾が96.2億ドル、非対象品では、386.5億ドルである。中国の措置別輸入に占める米国のシェアは、第1弾が20.1%、他は10%以下である。

中国の対米輸入の前年比伸び率は、2018年には第1弾が30.7%減、第2弾が14.3%減、第3弾が13.3%増、第4弾が64.9%増であったが、2019年は軒並み大幅減に転じた。2019年の中国の輸入は、前年比1.9%減とマイナスであったことから、対米輸入のみが減少したわけではないが、対米輸入は前年比20.4%減と大きく落ち込んだ。ところが、2020年には、対米輸入の伸び率は、第1、2、4弾で大幅増に転じている。中国の対米輸入は、2020年は前年比10.4%増と回復している。特に、2020年は中国の輸入伸び率が第2、4弾の品目では前年比減となったのに対して、対米輸入では大幅増加を記録した。一方で、非対象品目の2020年の対米輸入は、前年比4.8%減に2019年に続いてマイナスとなっている。

表9-4 中国の対米追加関税措置別輸入額・前年比伸び率

(単位:100万ドル、%)

制裁措置	8桁 品目数	中国の輸入		中国の輸入伸び率(前年比)			対米輸入伸び率(前年比)		
		2020	対米	2018	2019	2020	2018	2019	2020
第1弾	545	145,279	29,258	2.9	6.4	12.2	△30.7	△14.6	46.2
第2弾	333	152,137	8,639	10.5	△10.3	△10.0	△14.3	△48.7	39.4
第3弾	5,207	898,102	48,858	18.9	△4.0	△0.7	13.3	△19.3	0.1
リスト1	2,493	592,695	9,390	13.9	△4.7	3.0	12.5	△31.2	25.3
リスト2	1,078	130,115	8,384	48.3	△3.5	△17.1	30.4	△36.7	0.5
リスト3	974	96,811	14,888	14.1	△0.2	4.7	8.5	△7.8	△4.9
リスト4	662	78,480	16,197	15.9	△3.7	△1.2	8.3	△10.8	△6.5
第4弾(注2)	1,600	236,282	9,624	38.5	△0.5	△20.7	64.9	△33.8	43.9
リスト1	534	188,979	6,296	45.6	△0.2	△24.9	115.0	△51.0	89.5
リスト2	1,066	47,303	3,328	10.3	△2.1	1.7	11.9	1.2	△1.1
非対象品目	583	628,455	38,653	13.1	1.8	10.7	12.5	△14.5	△4.8
総計	8,268	2,060,256	135,033	17.8	△1.9	△0.4	2.6	△20.4	10.4

注1. 第1弾品目数(2018年7月発動)、第2弾品目数(2018年8月発動)、第3弾品目数(2018年9月発動)、第4弾品目数(リスト1:2019年9月発動、リスト2:2019年12月発動)

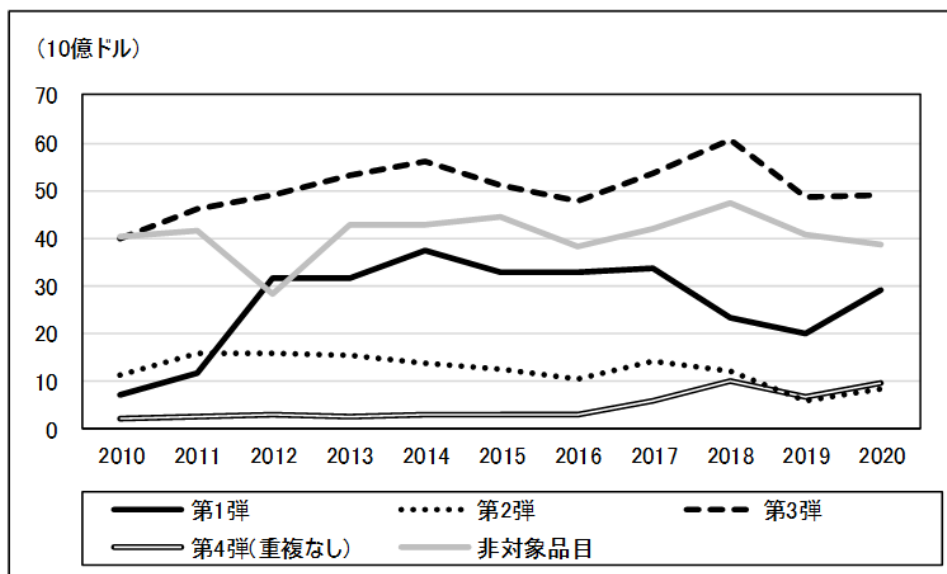
注2. 第4弾は第1~3弾との重複品目が含まれるが、第1~3弾と重複しない品目のみを集計した。

注3. 第1~第2弾の品目には、適用除外措置対象品目も含む。

注4. 非対象品目数は、2020年中国輸入実績がある品目のうち、追加関税対象品目に含まれていないもの。

資料:中国貿易統計よりITI作成

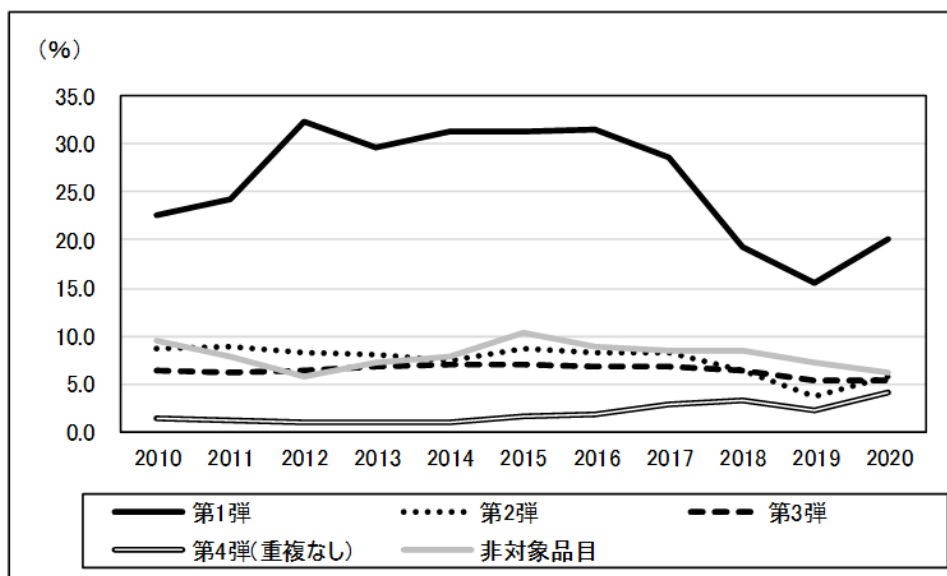
図 9-2 中国の対米輸入（追加関税対象品目弾別）



注. 第4弾は、第1～3弾との重複品目は除いて作成

資料：中国貿易統計より ITI 作成

図 9-3 中国の輸入に占める米国のシェア（追加関税対象品目弾別）



注・資料共に図 9-2 と同じ。

中国の業種別対米輸入

中国は対米追加関税措置を発動するにあたり、発動品目（分野）の順番をよく練っていた。最初に発動した第1弾では、農産物と乗用車がターゲットになった。農産物では、最

大豆の輸入品である大豆、また、米国の対中輸出依存度が高い農産品は、豚肉、グレーンソルガムである。大豆は、米国の対中輸出品目の中で、唯一といえるほどに中国依存度が高い品目である。大豆以外では、中国の対米輸入依存度が高い品目は、グレーンソルガムがある。また、米国の代表的な農産部輸出品であるトウモロコシは、中国の対米輸入量は約 81 万 1,000 トンで全体の 1.5%程度にとどまった。

中国が対抗措置として農産物を選択したのは、農業地帯にはトランプ大統領の支持者が多いためである。有力な大豆産地のアイオワ州、オハイオ州、ミシガン州などは共和党と民主党の支持率が拮抗し、2021 年 11 月の米中間選挙の行方を左右する地域である。中国は共和党の打撃になるよう大豆を選んだ⁴。

米国の中国向け豚肉で対中依存度が高い品目は、豚くず肉である。豚の足、頭部、心臓、舌、胃、腸などのくず肉は、中国が最大の顧客である。米国の豚肉加工企業が輸出する豚の足や頭部の 9 割が、中国・香港市場向けで、他のどこの国よりも高く買ってくれる市場である。米国の豚肉生産者が報復措置における最大の標的とされていた。米国は中国向けに 2017 年で 10 億ドル以上を輸出し、輸出金額では 5 番目に大きな市場である。制裁対象品目の冷凍豚肉臓物（HS0206.4900）が 8.7 億ドルと大半を占めている。米国の対中豚肉輸出は、中国国内の供給過剰と価格下落の影響を受けて減少傾向にあった。2018 年は回復が期待されていたところ、25%の関税賦課は米国の豚肉生産者にとっては逆風となる。

乗用車は、対米輸入シェアが大きい排気量が 1,500~3,000 cc の車をターゲットにした。米国の対中乗用車輸出は、米国で現地生産をしている欧州メーカー（BMW 等）に影響がでた。BMW は 2017 年に、サウスカロライナ州スパータンバーグ工場で 38 万 5,900 台を生産し、8 万 7,600 台を中国、11 万 2,900 台を欧州に輸出した。BMW は、米国の工場から中国に出荷する新車には今後、追加関税が課されることになった。欧州自動車メーカーは対米進出が裏目に出ているようである。

エネルギー（鉱物性燃料）は、第 2 弾で液化プロパンガス、第 3 弾では液化天然ガス（LNG）、第 4 弾で原油が対象品目となった。エネルギーは、中国が対米貿易黒字削減の切り札として想定していたのが石油と天然ガスである。米国政府も、液化天然ガス（LNG）の中国輸出を増やしたい考えであった。機械機器は、主に第 3 弾で対象品目となった。金額の大きい航空機や半導体産業振興をすすめる上で重要な半導体製造装置、スマートフォン等の PC 機器に欠かせない集積回路は、非対象品目となっている。

表 9-5 中国の業種別対米輸入 (2020 年)

(単位: 100万ドル)

品目名	HS	第1弾	第2弾	第3弾	第4弾 (注1)	リスト		非対象 品目	合計
						リスト1	リスト2		
農産物(注4)		18,717	131	2,361	24	9	15	169	21,403
肉類	02	3,129	-	-	-	-	-	1	3,130
牛肉(生鮮・冷蔵・冷凍)	0201、0202	227	-	-	-	-	-	-	227
豚肉	0203	1,636	-	-	-	-	-	-	1,636
骨付きのもも肉・肩肉・枝肉以外(冷凍)	020329	1,162	-	-	-	-	-	-	1,162
冷凍食用豚内臓(肝臓を除く)	02064900	506	-	-	-	-	-	-	506
穀物	10	2,445	-	-	2	2	0	0	2,446
グリーンソルガム(播種以外のもの)	100790	1,021	-	-	-	-	-	-	1,021
とうもろこし	1005	959	-	-	0	-	0	-	959
採油用の種及び果実等	12	11,068	-	226	17	2	15	90	11,400
大豆(播種用を除く)	120190	10,631	-	-	-	-	-	-	10,631
鉱物性燃料	27	-	2,536	1,110	6,277	6,277	-	-	9,923
石油及び歴青油(原油)	270900	-	-	-	6,277	6,277	-	-	6,277
液化プロパンガス	271112	-	1,735	-	-	-	-	-	1,735
液化天然ガス	271111	-	-	1,110	-	-	-	-	1,110
有機化学品	29	-	689	2,449	32	-	32	9	3,178
医薬品	30	-	-	204	0	0	0	4,731	4,936
免疫産品(投与量にしたもの又は小売用の 形状若しくは包装にしたもの)	300215	-	-	-	-	-	-	1,837	1,837
その他の医薬品	300490	-	-	-	0	0	-	1,056	1,056
精油、調製香料等	33	-	-	2,279	-	-	-	-	2,279
美容用、メーキャップ用の調製品(唇、眼、マ ニキュア、パウダー用を除く)	330499	-	-	1,752	-	-	-	-	1,752
各種の化学工業生産品		-	-	1,165	0	-	0	2,600	3,765
その他	382499	-	-	0	-	-	-	1,006	1,006
診断用又は理化学用の試薬、調製試薬並 びに認証標準物質	382200	-	-	-	-	-	-	779	779
プラスチック	39	-	945	1,691	1,050	-	1,050	2,825	6,510
パルプ及び古紙	47	-	719	1,404	0	-	0	-	2,124
半さらしのもの及びさらしたもの- 針葉樹の もの	470321	-	-	880	-	-	-	-	880
さらしていないウラフト紙又はクラフト板紙及び コルゲート加工をした紙又は板紙	470710	-	681	-	-	-	-	-	681
綿及び綿織物	52	1,605	-	2	0	-	0	-	1,607
実綿及び練綿(カードし又はコムしたものを 除く。)	520100	1,605	-	-	-	-	-	-	1,605
一般機械	84	-	-	7,455	163	8	155	9,207	16,826
半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバ イス、集積回路又はフラットパネルディスプレイ の製造機器の部分品及び附属品	848690	-	-	-	-	-	-	2,676	2,676
半導体デバイス又は集積回路製造用機器	848620	-	-	-	-	-	-	2,402	2,402
ターボジェット(推力25キロニュートン超)	841112	-	-	-	-	-	-	1,901	1,901
ターボジェット又はターボプロペラの部分品	841191	-	-	-	-	-	-	1,484	1,484
電気機器	85	-	323	6,386	5	0	5	14,355	21,069
集積回路(プロセッサ及びコントローラー)	854231	-	-	-	-	-	-	11,811	11,811
集積回路(プロセッサ及びコントローラー、記 憶素子、増幅器を除くその他のもの)	854239	-	-	-	-	-	-	1,731	1,731
車両	87	8,936	193	875	761	-	761	122	10,887
乗用車(往復動機関)1,500cm3超え 3,000cm3以下	870323	7,175	123	-	-	-	-	-	7,299
航空・宇宙	88	-	-	116	-	-	-	2,628	2,744
飛行機その他の航空機(自重15,000kg超)	880240	-	-	-	-	-	-	1,912	1,912
光学機器	90	-	1,567	7,678	1,229	-	1,229	1,324	11,798
医用電子装置(治療用電気機器等)	901890	-	742	227	-	-	-	-	968
その他の機器	902780	-	-	780	-	-	-	0	780
その他の機器	903180	-	-	29	630	-	630	-	659
全業種		29,258	8,639	48,858	9,624	6,296	3,328	38,653	135,033

注 1. 第 4 弾について: 第 4 弾品目リストには、第 1~3 弾と重複している品目が含まれているが、重複品目を除いた 1,600 品目のみで集計。(第 1~4 弾品目と非対象品目を合計すると、輸入金額の合計と一致する)

注 2. 適用除外対象品目を含む。

注 3. 発動日 第 1 弾: 2018 年 7 月 6 日、第 2 弾: 2018 年 8 月 23 日、第 3 弾: 2018 年 9 月 24 日、第 4 弾: 2019 年 9 月 1 日

注 4. 農産物は、食料品 (HS01~11、16~24) と油脂その他の動物性生産品 (HS12~15) の合計

資料: 中国貿易統計より ITI 作成

第3節 2021年上半期の中国の対米輸入拡大の背景

2021年上半期の中国の対米輸入額は、前年同期比55.9%増の879億4,048万ドル、追加関税発動前の2017年上半期の720億9,583万ドルを上回り、前年同期伸び率では2020年下半年から2桁の伸びが続いて好調である⁵。

輸入品目の上位15品目（HSコード6桁ベース）を前年同期比で見ると、15品目全てが増加し、14位までの品目はいずれも2桁増となった。中でも、穀物（大豆、トウモロコシ、グレイン・ソルガム）とエネルギー（石油、液化プロパンガス、天然ガス）の伸びが大きかった。追加関税発動前の2017年上半期との比較でも、自動車と飛行機を除く13品目が増加した。

表9-6 中国の2021年上半期の対米輸入（品目別）

HS コード	品目	輸入額(100万ドル)		2021年 上半期シェア	前年同期比 伸び率	追加関税措置および適用除外 (HSコード8桁ベース)
		2017年	2021年			
120190	大豆 (播種用のものを除く)	8,231	10,536	12.0	184.6	第1弾、第4弾-1適用除外 [2020.2~追加関税率引き下げ、市場 化買い付け措置(注)]
854231	集積回路 (プロセッサおよびコントローラー)	3,803	6,963	7.9	16.5	該当なし
870323	乗用自動車、その他の自動車 (シリンダー容積1,000cm ³ 超、1,500cm ³ 以下)	5,258	4,480	5.1	67.9	第1弾、第2弾適用除外(2019.1~)、 第4弾-2(暫定的追加関税徴収停止)
270900	石油および歴青油(原油に限る)	1,209	3,719	4.2	1,353.5	第4弾-1適用除外 (2020.2~追加関税率引き下げ、市場 化買い付け措置)
100590	トウモロコシ(播種用以外のもの)	25	2,265	2.6	16,692.3	第1弾、第4弾-2 (暫定的追加関税徴収停止)
271112	液化プロパンガス	900	2,202	2.5	378.5	第2弾、第4弾-2 (暫定的追加関税徴収停止)
848620	半導体デバイスまたは集積回路製造用の機器	919	1,992	2.3	85.4	該当なし
271111	天然ガス	184	1,843	2.1	605.3	第3弾-1適用除外 (2020.2~市場化買い付け措置)
848690	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイ ス、集積回路またはフラットパネルディスプレイの製 造機器の部分品、付属品	272	1,450	1.6	12.0	該当なし
100790	グレイン・ソルガム(播種用以外のもの)	560	1,368	1.6	242.0	第1弾、第4弾-2 (暫定的追加関税徴収停止)
880240	飛行機その他の航空機 (自重が1万5,000キログラムを超えるもの)	4,658	1,216	1.4	70.4	該当なし
520100	実綿および繰綿 (カードまたはコムしたものを除く)	691	1,131	1.3	111.9	第1弾、第4弾-2 (暫定的追加関税徴収停止)
841112	ターボジェット (推力が25キニュートン超)	812	1,005	1.1	34.7	該当なし
330499	美容用、メーキャップ用の調製品 (唇、目、マニキュア、パウダー用を除く)	226	955	1.1	18.4	第3弾、第4弾-1適用除外 (2020.2~市場化買い付け措置)
300215	免疫産品(投与量にしたもの、または小売用の 形状もしくは包装にしたものに限る)	460	919	1.0	6.3	該当なし

注. 通常の適用除外措置では、措置の有効期間内は申請せずに適用除外措置を享受できるが、市場化買い付け措置の場合は買い付け計画などを申請し審査を受け、認可日から1年間は認可された輸入金額の範囲内の品目について、追加関税を付加されないことになっている。

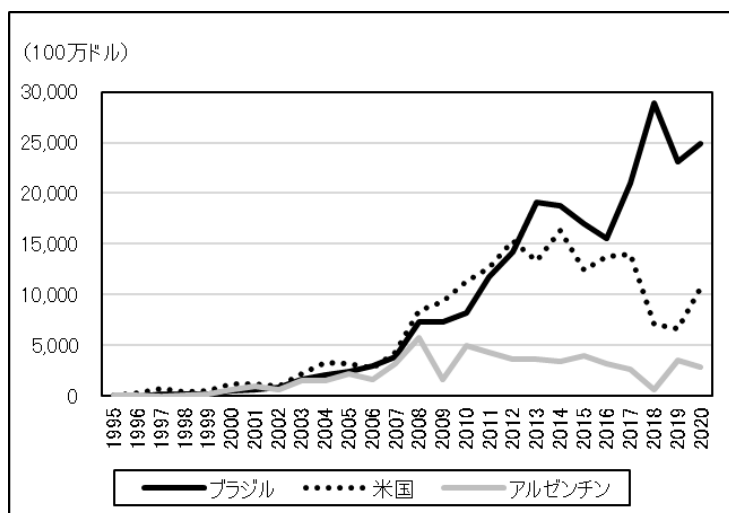
資料：ジェットロ；ビジネス短信「上半期の中国の対米輸入、前年同期比55.9%増、穀物とエネルギー輸入が大幅増」（2021年8月17日付）添付資料より ITI作成

なお、中国の対米輸入上位 15 品目のうち 9 品目（大豆、乗用自動車、石油、トウモロコシ、液化プロパンガス、天然ガス、グレーンソルガム、実綿、美容用調製品）が追加関税の対象だったが、いずれも既に適用除外（市場化買い付け措置）となっている。適用除外措置は 2021 年 2 月に 65 品目が期限切れとなったが、その他は 2021 年 9 月もしくは 12 月まで期限が延長されており、市場化買い付け措置の対象の 696 品目を含めると、2021 年上半期は多くが継続された。

対米大豆輸入

2021 年上半期で最大の対米輸入品は、前年同期比 2.8 倍と伸びた大豆である。中国の大豆輸入は米国とブラジル 2 か国で約 90%を占める。2021 年 1～3 月は降雨により収穫が遅れたブラジル産大豆の輸入分を補うかたちで米国産の輸入が急増し、中国の大豆輸入の 9 割を米国産の輸入が占めるまでになっていた。ただし、4 月以降はブラジルからの輸入が急回復して米国産の輸入額を上回り、米国産の輸入額は月を追うごとに減少している。

図 9-4 中国の大豆輸入



資料：中国貿易統計より ITI 作成

中国の大豆輸入量は、2018 年 12 月に前年比 4 割減の 570 万トンとなり、2011 年以來の水準に落ち込んだ。中国の大半がブラジル産で、米国産は前年の 620 万トンから 6 万 9,000 トンに激減し、全体の 1.2%にとどまった。これは、中国で 2018 年夏、従来、中国国内でも豚肉の供給・消費が盛んな南寧地域で、アフリカ豚コレラ（AFS）まん延により、

生産者、消費者の双方が経済的に大きな打撃を受けた影響である。感染が拡大し、大量の豚が殺処分された。

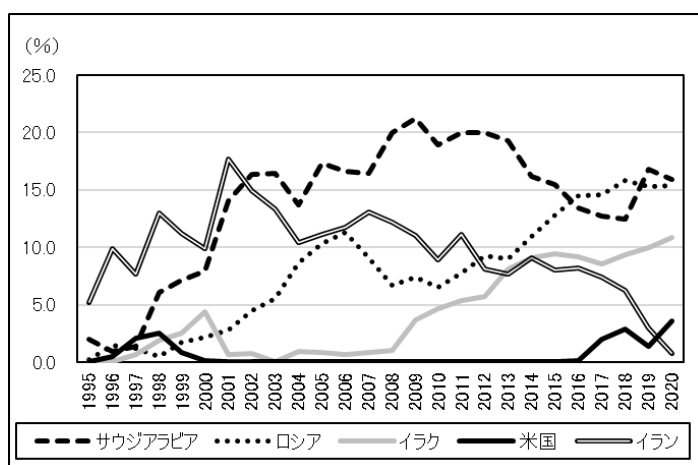
中国における最大の大豆消費者は豚である。大豆はすりつぶされて、大豆油と大豆ミール（大豆粕）が生成される。この高タンパク質の大豆ミールは、豚や牛、魚まで、家畜飼料として広く使われており、4億頭を超える中国の豚はその最大の消費者である。ASFによって中国の養豚数は4割余り減少した。2021年初めにも感染が再燃したものの、その後は落ち着いている。

対米エネルギー輸入

中国は、原油、LNG、プロパンガスにエネルギー製品を追加関税措置の対象としたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年に落ち込んだ価格が回復していることや、前年同期の中国の輸入量が少なかったこと、2020年2月以降は追加関税の適用除外（市場化買い付け措置）の対象となったことなどから、大きく伸びた。

2021年上半期の対米輸入で見ると、4位の石油は、2021年上半期のWTI原油価格が1バレル37ドルに落ち込んだ前年同期から、同62ドルと1.7倍になり、コロナ禍前の水準を回復している。6位の液化プロパンガスも同様、価格の回復で3.8倍の伸びとなった。

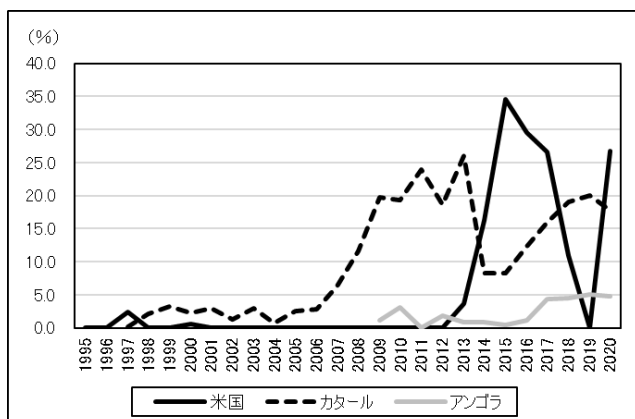
図9-5 中国の原油輸入に占める国別シェア



注. 原油 : HS2709.00

資料 : 中国貿易統計より ITI 作成

図 9-6 中国の液化プロパンガス輸入に占める国別シェア



注. 液化プロパンガス : HS2711.12

資料 : 中国貿易統計より ITI 作成

8位の液化天然ガス(LNG)は、二酸化炭素(CO₂)の排出量削減のため、石油よりもCO₂排出量が少ない天然ガスの需要が高まっていることもあり、6.1倍となった。米中が貿易戦争の真ただ中であつた2019年、中国は米国産液化天然ガスの輸入をほぼ完全に停止した。ところが、中国は現在、過去最大量のLNGを米国から購入している。

中国が一転して米国産LNGの輸入拡大に動いた背景には、数年ぶりの大規模なエネルギー不足により、中国政府は工場の稼働短縮や一部都市での停電を余儀なくされたことに加え、新型コロナウイルス禍からの世界経済の回復に伴って中国製品に対する外需が上振れしたこと、気候変動対策としての石炭からLNGへのシフト、一部地域で降雨不足から水力発電の供給に支障が生じた等で電力不足に陥ったことがある。

図 9-7 中国の液化天然ガス輸入に占める国別シェア



注. 液化天然ガス : HS2711.11

資料 : 中国貿易統計より ITI 作成

中国は石炭の消費を減らすとともに、2030年までに炭素排出量を減少に転じさせることを目指しており、もともと巨大だった同国のLNG需要がさらに拡大している。WSJ紙によれば、中国は2022年、日本を抜いて世界最大のLNG輸入国になる見通しで、中国のエネルギー消費に占めるLNGの割合は2009年の約3%から8%程度に上昇している。

米エネルギー情報局（EIA）の2021年8月のデータによると、米国の対中LNG輸出は510億立方フィートと、前年同月比でおよそ3倍に膨らんだ。米国のLNG輸出全体のうち、中国向けは17%余りで、月間としては過去最高となった⁶。

表 9-7 米国のエネルギー輸出

		(単位: 100万ドル)											
品目名	相手国	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
原油 HS2709.00	世界計	1,768	1,731	2,084	2,634	5,099	12,219	8,821	9,462	22,843	48,158	64,519	49,508
	中国	-	-	-	-	27	21	15	361	4,379	5,418	2,960	6,806
	カナダ	1,768	1,731	2,049	2,634	5,073	11,543	8,159	5,634	6,980	10,274	10,264	6,532
	オランダ	-	-	-	-	-	-	96	785	1,829	3,200	5,970	4,583
	韓国	-	-	0	-	-	74	58	149	1,114	5,672	9,171	4,466
	インド	-	-	-	-	-	-	17	-	481	3,315	5,536	4,398
	英国	-	-	-	-	-	-	-	148	1,977	4,014	5,293	3,833
液化天然ガス HS2711.11	世界計	274	644	765	481	202	350	371	959	3,470	5,848	9,525	13,046
	韓国	15	68	87	0	0	0	38	43	596	1,307	1,303	1,706
	日本	257	387	218	186	-	217	103	73	337	870	1,283	1,653
	中国	0	0	56	0	0	0	0	115	424	464	62	1,260
	スペイン	-	28	47	23	-	-	-	-	122	47	947	962
	英国	0	97	23	-	0	-	-	-	24	275	606	880
	インド	-	23	111	33	-	-	-	104	103	309	474	734
液化プロパンガス HS2711.12	世界計	1,173	1,965	2,779	2,726	5,016	7,716	5,560	7,401	12,368	14,448	12,404	11,079
	日本	65	142	-	117	544	973	624	1,336	2,897	4,006	4,184	3,246
	メキシコ	400	684	971	757	817	1,184	769	1,093	1,915	1,979	1,621	1,547
	中国	15	0	0	57	140	331	912	817	1,685	898	74	1,124
	韓国	0	0	0	34	25	127	227	554	907	1,301	988	793
	オランダ	57	12	383	159	747	820	404	575	469	818	705	540
	インドネシア	0	-	-	-	-	0	-	11	154	328	456	503

資料：米国貿易統計より ITI 作成

対米乗用車輸入

中国は対米乗用車輸入で 26 品目（HS8 桁）を追加関税措置の対象とした。中国は自動車輸入に 25%の関税率を課している。これに 25%を追加すると関税率は 50%となり、米国の対中乗用車輸出はかなり不利になる。このうち、最も影響が大きい車種は、1,500 cc から 3,000 cc の乗用車である。2017 年の対米輸入台数は 20 万台、金額は 96 億ドルである。中国のこのクラスの乗用車輸入に占める対米輸入シェア（金額）は 25.4%を占めている。次に、電気自動車が約 17 万台、14 億ドルである。同じく、中国の電気自動車輸入に占める対米シェアは 95.3%、ほぼ対米輸入に依存している。3 番目は、3,000 cc 以上の乗用車で 1.8 万台、7.2 億ドルである。

米国の対中乗用車輸出の上位企業は、BMW とベンツのドイツ企業である。例えば、2017年に、BMW が中国本土で販売した自動車の約3割が輸入品で、そのうち3分の2程度が米サウスカロライナ州スパータンバーグで製造した車両であった。

電気自動車の輸出企業はテスラである。テスラの中国販売の売上高は、2017年で20億ドル、16年の10億ドルから倍増している。25%の関税を賦課されても販売が好調である理由は、買い手が金に糸目をつけない高級車である。

表 9-8 中国の乗用車輸入

①金額

(単位: 100万ドル、%)

品目名	HS	対米輸入				当該品目の対米シェア					世界計				
		2020	2016	2019	2020	2016	2017	2018	2019	2020	2016	2017	2018	2019	2020
(往復動機関) シリンダー容積: 1,000立方cm以下	870321	-	-	-	-	258	207	220	71	0					
第2弾追加関税		-	-	-	-	258	207	220	71	0					
(往復動機関) シリンダー容積: 1,000-1,500立方cm	870322	0	0.0	0.0	0.0	1,090	1,243	1,138	1,354	1,567					
第2弾追加関税		0	0.0	0.0	0.0	1,090	1,243	1,138	1,354	1,567					
(往復動機関) シリンダー容積: 1,500-3,000立方cm	870323	7,299	28.3	18.1	22.1	35,424	37,909	36,854	31,983	33,024					
第1弾追加関税		7,175	40.7	28.7	34.6	24,031	25,545	22,764	18,975	20,757					
第2弾追加関税		123	2.1	2.6	1.0	11,394	12,364	14,090	13,008	12,266					
(往復動機関) シリンダー容積: 3,000立方cm超	870324	414	15.7	9.4	10.2	4,932	6,319	7,402	6,564	4,039					
第1弾追加関税		383	18.2	11.2	12.4	3,978	5,113	5,806	5,444	3,097					
第2弾追加関税		31	5.2	0.5	3.3	954	1,206	1,596	1,120	942					
(ディーゼル) シリンダー容積: 1,500-2,500立方cm	870332	0	24.2	-	12.4	159	59	50	10	1					
第2弾追加関税		0	24.2	-	12.4	159	59	50	10	1					
(ディーゼル) シリンダー容積: 2,500立方cm超	870333	0	13.0	0.4	0.0	1,200	1,112	687	373	208					
第1弾追加関税		0	13.2	0.4	0.0	1,178	1,077	609	332	155					
第2弾追加関税		-	2.6	0.3	-	22	35	78	41	53					
(往復動機関及び電動機) 外部電源により充電できるものを除く。870340	870340	93	-	4.2	2.2	-	1,156	1,590	3,194	4,160					
第1弾追加関税		93	-	8.1	3.8	-	502	577	1,642	2,437					
第2弾追加関税		0	-	0.0	0.0	-	654	1,014	1,553	1,723					
(往復動機関及び電動機) 外部電源により充電できるもの	870360	112	-	0.8	11.6	-	440	466	1,032	968					
第1弾追加関税		112	-	0.8	11.6	-	440	466	1,032	968					
電気自動車	870380	556	-	89.0	58.5	-	1,469	1,198	2,467	950					
第1弾追加関税		556	-	89.0	58.5	-	1,469	1,198	2,467	950					
その他のもの	870390	-	97.3	-	-	902	5	1	0	0					
第1弾追加関税		-	97.3	-	-	902	5	1	0	0					
乗用車 計	8703	8,475	27.0	18.6	18.9	43,981	49,947	49,623	47,058	44,923					
第1弾追加関税		8,319	38.3	28.1	29.3	30,089	34,162	31,421	29,891	28,364					
第2弾追加関税		155	2.4	2.0	0.9	13,892	15,784	18,202	17,167	16,559					

②台数

(単位:千台)

6桁品目名	HS	輸入台数					
		米国			世界計		
		2016	2019	2020	2016	2019	2020
雪上走行用車両及びゴルフカー等	870310	0.5	0.1	0.1	1.8	1.4	0.5
第2弾追加関税		0.5	0.1	0.1	1.8	1.4	0.5
(往復動機関) シリンダー容積:1,000立方cm以下	870321	-	-	-	23.1	6.1	0.0
第2弾追加関税		-	-	-	23.1	6.1	0.0
(往復動機関) シリンダー容積:1,000-1,500立方cm	870322	0.0	0.0	0.0	59.9	58.3	61.5
第2弾追加関税		0.0	0.0	0.0	59.9	58.3	61.5
(往復動機関) シリンダー容積:1,500-3,000立方cm	870323	216.5	118.4	119.7	847.3	694.4	658.6
第1弾追加関税		207.4	107.3	116.1	551.7	397.5	391.4
第2弾追加関税		9.1	11.0	3.6	295.6	296.8	267.2
(往復動機関) シリンダー容積:3,000立方cm超	870324	17.4	15.3	9.2	96.3	108.4	58.4
第1弾追加関税		16.8	15.2	8.8	88.2	101.0	52.6
第2弾追加関税		0.6	0.1	0.4	8.1	7.4	5.7
(ディーゼル) シリンダー容積:1,500-2,500立方cm	870332	0.8	-	0.0	6.0	0.2	0.0
第2弾追加関税		0.8	-	0.0	6.0	0.2	0.0
(ディーゼル) シリンダー容積:2,500立方cm超	870333	3.2	0.0	0.0	17.1	5.7	3.1
第1弾追加関税		3.2	0.0	0.0	16.6	5.0	2.0
第2弾追加関税		0.0	0.0	-	0.5	0.7	1.0
(往復動機関及び電動機) 外部電源により充電できるものを除く。	870340	-	3.7	2.6	-	91.8	107.6
第1弾追加関税		-	3.7	2.6	-	35.7	45.9
第2弾追加関税		-	0.0	0.0	-	56.2	61.7
(往復動機関及び電動機) 外部電源により充電できるもの	870360	-	0.2	1.7	-	13.8	11.5
第1弾追加関税		-	0.2	1.7	-	13.8	11.5
電気自動車	870380	-	47.0	6.8	-	53.0	11.6
第1弾追加関税		-	47.0	6.8	-	53.0	11.6
その他のもの	870390	11.8	-	-	12.9	0.0	0.0
第1弾追加関税		11.8	-	-	12.9	0.0	0.0
乗用車 計	8703	250.2	184.6	140.1	1,064.2	1,032.9	912.8
第1弾追加関税		-	-	-	-	-	-
第2弾追加関税		-	-	-	-	-	-

注. 適用除外措置対象品目を含む。

資料: 中国貿易統計より ITI 作成

第4節 米国の対中貿易戦略

未達に終わった米中合意目標値

前述したように中国は、2020年2月に発効した第1段階の米中経済・貿易協定で、2021年末までの2年間に米国のモノおよびサービスの購入額を2017年実績(1,863億ドル)と比べて2020年に767億ドル、2021年には1,233億ドル(2年間で計2,000億ドル)以上増やさなければならないという合意をし、工業製品、農産物、サービス、エネルギーについて具体的な目標が設定された。米国のシンクタンク、ピーターソン国際経済研究所(PIIE)の試算では、2020年1月~2021年11月までの中国の対米総輸入額は2,219億ドルと目標額の62%にとどまった。部門別でみると、農産物は563億ドル(目標額の76%)、鉱業製品は1,370億ドル(同62%)、エネルギーは286億ドル(同47%)で、それぞれ目標は達成されなかった。

目標が未達となった要因は、第1に農産物の対中輸入は、すでに高い水準を達成してい

たことにある。米国の牛肉、豚肉、鶏肉の生産者にとって、2020年、2021年の対中輸出は記録的な水準に達したほか、他の農産物輸出も過去最高に近い水準を達成していた。例えば、2020年には中国が米国から141億ドルの大豆を輸入し、過去最高だった2016年の142億ドルに迫った。

第2は、目標との乖離が大きかったエネルギーは、米国からの輸入金額の目標がそもそも過大で達成は不可能と見られていたことである⁷。2020年の米国からのエネルギー輸入額は原油62.7億ドル、LNG11.1億ドル、LPG17.4億ドルの計91.2億ドルでいずれも輸入量は大幅に増加した。しかし、油価が低迷したことも加わり目標額には達しなかった⁸。

米国のジレンマ

米中合意による中国の対米輸入目標が未達に終わったことで米政府はジレンマを抱えることになった。未達に終わったことで、米国は貿易協定の一環として削減した一部の関税を復活させて圧力をかける可能性がある一方で、そうすれば中国の反発を招き、中国は逆に米国からの購入の削減、中国で事業展開している米企業への対抗措置をとる反撃を食らう可能性が高い。しかし、何らかの措置を取らずに、米国が中国の購入不足に目をつぶれば、約束を守らなくとも米国はそれを容認するというシグナルを中国に送ることになりかねない⁹。

2021年3月にUSTR代表に就任して以来、米中貿易について語ってこなかったキャサリン・タイ氏は、2021年10月4日の講演で初めて沈黙を破った。米バイデン政権は中国と新たな貿易交渉を立ち上げつつも対中輸入追加関税を維持し、中国政府に対し米国からの財・サービスの輸入を拡大するという約束の実行を求めていく方針を示した。さらに、中国の貿易慣行が米国の労働者と産業に損害を及ぼしていると強調して、「米国の経済的利益を有害な政策と慣行から保護するために、われわれの持てる全てのツールを活用し、必要な新ツールを開発して行く」という方針を明らかにした。「同盟国と協力して21世紀のフェアトレード規則を整備し、市場経済と民主主義の頂点への競争を促す」と述べた。

タイ氏の方針に対して、WSJ紙は社説（「バイデン氏の対中貿易戦略は期待外れ、トランプ前大統領の政策と見分けつかず」WSJ 2021年10月5日）で、大いに期待されていたタイ発言を、中身のない（具合的な言及なし）もので、バイデン政権は強気な物言い以外に対中戦略を持っていないようだとして厳しく批判した。それは、バイデン政権が中国に対して、「英グラスゴーで来月開催される気候変動会議の前に、二酸化炭素（CO2）排出量

の削減について約束を取り付けることを主な（そして唯一の）優先事項にしているからかもしれない」と自嘲気味に批判していた。

さらに、補助金や国有企業など WTO が抑制不可能な中国の制度が持つ特徴に対処するため、バイデン政権が同盟諸国・地域と新たな貿易取り決めを目指すとしても、どれも中国の協力を必要としないが、問題は、いずれの措置も中国以外からの協力が必要となる、その具体的な道筋が示されていない。

米国の中国戦略は米経済の強靱性の回復

WSJ 紙は、バイデン政権の対中貿易戦略はトランプ政権の政策と見分けがつかないと喝破している。その背景には、バイデン大統領の経済課題に対する目下の最大の脅威は中国ではなくなっていることが指摘されている。とりわけインフレの高進や、物価を押し上げている新型コロナウイルス禍が、本年 11 月の中間選挙に向けたバイデン政権の大きな政策課題となっている。米連邦準備制度理事会（FRB）が想定より早い段階で利上げを余儀なくされる恐れが出てきている現状で、バイデン氏が喉から手がでるほど欲している力強い景気回復は幻に終わる懸念も出てきている。サプライチェーンの回復、教育水準の高い労働力、インフラ更新、研究・開発（R&D）、クリーンエネルギー技術等米国の競争力強化に向けた国内投資の拡大が、隠れた中国戦略の柱となっている、

こうした背景には、米政権内に、中国の国家中心モデルは不変で対中関与政策は必ず失敗するという確信がある¹⁰。米政権内での中国に対する期待感が喪失しつつある一方で、ビジネス界では依然として中国市場への期待感は熱い。

¹ 「中国、米国の追加関税措置「第 4 弾」への報復措置を発表」
ジェトロビジネス短信 2019 年 8 月 28 日

² 「米中が第 1 段階の貿易交渉で合意、対中追加関税リスト 4B 発動は見送り」
ジェトロビジネス短信 2019 年 12 月 16 日

³ 「米中が第 1 段階の経済・貿易協定に署名、中国は今後 2 年間で 2,000 億ドル以上の米国産品を購入」
ジェトロビジネス短信、2020 年 1 月 17 日。

⁴ 大木博巳「中国の対米輸入追加関税措置の影響
～対中交渉のレバレッジを高めるトランプ・ディール～」ITI フラッシュ No.371 2018 年 5 月 9 日

⁵ 「上半期の中国の対米輸入、前年同期比 55.9%増、穀物とエネルギー輸入が大幅増」
ジェトロビジネス短信、2021 年 8 月 17 日

⁶ WSJ 2021 年 11 月 3 日

⁷ 「中国、米中合意の対米輸入目標達成は困難、米シンクタンク調査」
ジェトロビジネス短信 2022 年 1 月 12 日。

⁸ 竹原 美佳「中国の石油における存在感」2021/04/09 石油天然ガス資源情報

-
- ⁹ Josh Zumbrun 「中国、輸入拡大の約束達成に程遠く 米にジレンマ」 WSJ 2022年1月2日
- ¹⁰ Greg Ip 「中国の改革に期待せず」米通商政策の前提に」 WSJ 2021年10月7日
Nathaniel Taplin 「米中の「凍結された対立」、解消の道見えず」 WSJ 2021年10月6日

第10章 「アジア太平洋（インド太平洋）エリアにおける 米国の新たなデジタル貿易戦略」

（一財）国際貿易投資研究所 客員研究員

青山学院大学地球社会共生学部 教授

岩田 伸人

要約

2022年1月現在、米国バイデン政権は、2021年後半からのアジア太平洋地域における中国の積極的な関与姿勢を意識して、IPEF（Indo-Pacific Economic Framework:インド・太平洋経済枠組み）と暫定呼称される新たな広域の地域協定の策定に取り組み始めた。

IPEFの中身は公表されていないが、現時点では、①デジタル経済、②サプライ・チェーン、③脱炭素化、④労働者の権利保護、⑤社会インフラ、⑥貿易促進、の6分野をそれぞれ独立した”モジュール”（まとめ）として包含し、全体の核になるのがデジタル経済の取り決めとされる。

この新たな広域枠組み協定は、既存のCPTPPを超えてEUや英国との関係も意識したアジア太平洋地域をカバーする地域協定となる可能性もある。

本稿は、2021年12月末時点での米国バイデン政権の貿易・通商動向および関係国の動向などから、IPEFを「CPTPPプラス」と呼称して、その内容と将来の動向について、著者の視点でまとめたものである。

中国は、2021年9月16日にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）へ正式な加盟申請を行ったのに続き、同年11月1日にはDEPA（Digital Economy Partnership Agreement:デジタル経済連携協定）へも正式に加盟を申請した。

DEPAは、デジタル経済に特化した自由化度が高い複数国間の地域協定であり、シンガポールが中心となりニュージーランド、チリの3か国で2020年に合意、2021年末に発効した。

米国バイデン政権の新たな枠組み協定である「IPEF」は、DEPAタイプのデジタル経済ルールを核として、インド太平洋地域を中心に加盟国を拡大する方針と見られる。

これは、かつてチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4か国から成る環太平洋戦略的経済連携協定（パシフィック4、P4）が母体となってTPPが誕生した経緯と

似た流れで、新たなデジタル分野を含む広域な経済連携協定を築き上げようとするものだ。

これらの動きに米国が直接に関与すれば、アジア太平洋地域には、WTO 下での伝統的な地域貿易協定 (RTA) である RCEP と CPTPP に加え、より広範囲かつデジタル経済を核とする「CPTPP プラス」とも言える新たな地域協定としての IPEF の 3 つが重層的に併存する可能性がある。なお、IPEF 構想にインドが加わる可能性は、現時点では小さい。

第 1 節 アジア太平洋地域における米国の関与

1. 米国の関与

2021 年 11 月中旬、米国のジナ・レモンド商務長官とキャサリン・タイ USTR 代表は、別々の日程で日本とシンガポールを含むアジア太平洋の複数国を訪問した。

訪問の目的には、アジア太平洋 (米国側の呼称は「インド太平洋」) のデジタル経済を柱とする広域枠組み作りで、同じ民主主義国家としての協力を要請することもあった。

当時 (2021 年)、国内支持率が低迷するバイデン政権は、コロナ禍からの国内経済の回復と雇用の確保を優先する必要から、対外的な通商政策へ取り組むことの公表は早くとも 2022 年秋の中間選挙の後になると見られていた。だが、中国が RCEP に続いて CPTPP にも積極的に関与する姿勢を見せ始めたことで、バイデン政権は中間選挙の動向を待たずにアジア太平洋地域における通商政策への取り組みを早める必要に迫られた。

レモンド商務長官は、米国が 2022 年早々に”正式なプロセス” (formal process) を開始すると表明した¹。IPEF の構想がその始まりと言える。

2. 関与の背景

レモンド商務長官とタイ USTR 代表による日本とシンガポールの訪問には、下記の 2 つの誘因があった。

第 1 の誘因は、中国が 2021 年 9 月 16 日に CPTPP へ、そして同 11 月 1 日には DEPA へと、矢継ぎ早にそれら両協定の寄託国であるニュージーランドへ正式な加盟申請の書簡を出したことである。台湾が CPTPP へ加盟申請 (2021 年 9 月 23 日) することの情報を事前に察知した中国は、その動きを封じるために、敢えて台湾よりも先に申請したとする見方もある。

第 2 の誘因は、DEPA がデジタル分野に特化した先端的な地域協定であり、その主導国

がシンガポールであることである。

2019年5月中旬にシンガポール、チリ、ニュージーランドの3か国によるDEPAの初会合が終了した翌月の6月24日、シンガポールのリー・シェンロン首相は日系マスコミの現地単独インタビューで「DEPAの参加国を増やしていきたい」と述べた（日経2019年6月25日付）。

シンガポールは、2020年6月22日には韓国と²、2021年6月28日には英国³と、さらに2021年6月30日にはベトナムと、デジタル経済協定の交渉に入った。

シンガポールは、オーストラリア、日本と共にWTOで進展中の有志国（86か国）によるデジタル貿易の規律化を目指す複数国間交渉（JSI-2020）の共同議長国でもある（後述）。

他方、中国のCPTPPおよびDEPAへの加盟申請が引き金となって、米国議会には挙党一致の動きも見えた。

2021年11月8日、米国の上院財務委員会は、共和党議員13名の連盟でバイデン大統領宛に書簡を送った。同書簡の冒頭で、「我々は、あなた（バイデン大統領）へ米国の戦略的かつ経済的な恩恵を与える広域のデジタル貿易協定を検討するよう強く求める」と記した（括弧内は筆者、以下同じ）。

同書簡の内容は、次のようであった（一部省略）。

「中国は、米国がインド・太平洋地域への関与を怠っている間に、東アジアにおける貿易政策の主導権を握ろうとしている。15の国から構成されるRCEPは、中国の利益に則した協定であり、知的財産権保護の規定は緩く、国有企業については何も規定がない。他方、米国はCPTPPを軽視しているが、中国はこれに参加する意欲を見せている。・・・（途中省略）・・・

もし、米国がこれを放置して何の方策も講じないならば、中国を中心とする経済秩序が構築されて、同地域における米国の優勢は損なわれる。米国はインド・太平洋地域の同盟国とともにデジタル貿易のためのハイレベルなルール作りに向けて交渉し、これを完成させるべきである。

インド・太平洋における我々のパートナーは、すでに米国が参加しない2国間・複数国間のデジタル貿易協定の交渉に入っている。例えば、SADEA（シンガポールとオーストラリア間のデジタル経済協定）やDEPA（シンガポール、ニュージーランド、チリの3か国によるデジタル経済連携協定）は、デジタル・データの自由な移動を含む先端

的な自由化ルールを設けているが、米国はそれらに未加盟であるために、それらの恩恵を受けられない。

米国は、今後インド・太平洋に必要なハイレベルのデジタル貿易協定を交渉する場合、USMCA（米国－メキシコ－カナダ協定）の「デジタル貿易」章をベースに進めるべきである。

ブリンケン米国国務長官（民主党）は、米国内に外国からの投資が十分に行われるまでは、外国との貿易交渉を行うべきではないと言うが、それは間違っている。貿易の拡大こそが米国民への投資なのであり、輸出拡大こそが米国内の雇用創出につながる。」

さらに、同書簡は、「キャサリン・タイ USTR 代表が 10 月 4 日に行ったスピーチの中で述べた”米国の 21 世紀における公正な貿易に向けたルールを構築するため、および市場経済と民主主義（democracy）の優位性を維持するために、米国は同盟国とともにその作業を行うべき”との主張を支持する。デジタル貿易の協定作りを成功させるためには、民主党バイデン政権と議会との密接な連携関係が求められるが、我々（共和党の上院議員 13 名）は、大統領と連携する準備がある」と締めくくった⁴。

3. 米国政府の取り組み

キャサリン・タイ USTR 代表は、2021 年の春頃から米国内外で行った複数のオンライン・スピーチの中で、米国が目指す広域の枠組み協定の参考例として DEPA を高く評価していた。

ジナ・レモンド商務長官は、「我々は、インド太平洋地域において長期に渡って強固な通商及び経済的な関係を築いてきたが、ここ数年は同地域に不在の状態にあった」⁵と述べて今後、民主党バイデン政権が同地域へ積極的に関与する意気込みを示した（Inside U.S.Trade:22 December 2021）。

同長官はさらに「我々は当面 CPTPP へ参加することは考えていない。インド太平洋地域において、同じ志の国々（like-minded partners）と共に、米国主導で CPTPP に代わる新たな経済枠組み（new economic framework）を形成したい」⁶、「米国主導の新たなインド太平洋経済枠組みに中国は関係しない。新たな枠組みの中心はデジタル経済（digital economy）である。」と述べた⁷。

他方、当時（2021 年）、米国が CPTPP へ復帰すべきとする意見も少なからずあった⁸。CSIS（米国戦略国際問題研究所）のグッドマン（M.Goodman、24 November 2021）

は、米国にとっての最善策（ファーストベスト）は CPTPP への早期復帰だが、それが不可能ならば次善策（セカンドベスト）としては、インド太平洋経済枠組み協定の新たな創設であり、中国が主導する枠組みに取って代わるものなければならないと述べた⁹。

第2節 バイデン政権のデジタル経済協定

1. 重層化に向かうアジア・太平洋の地域貿易協定

グローバルなデジタル経済ルールが欠如した世界で、アジア太平洋地域における中国の積極的な関与の動きや、米国内における磐石とは言えないバイデン政権の支持基盤の危うさに鑑みれば、バイデン政権にとってのアジア太平洋地域における通商政策のシナリオは限られてくる。それは次の2段階から構成されると見るのが自然である。

第1段階は、2022年の早い時期に DEPA を下地とする「DEPA プラス」型の地域協定の形成を優先する交渉の開始、第2段階では、2022年秋の中間選挙を見据えて既存の CPTPP（11か国）を包含する（韓国、英国、台湾などを含めた）「CPTPP プラス」型のメガ地域貿易協定を目指す交渉に入るといったシナリオである¹⁰。

そうであればアジア太平洋地域には、WTO 下における旧来タイプの RCEP と CPTPP に加え、デジタル・ルールを核とする米国および同盟国による新たなタイプの広域経済枠組み協定（IPEF）の3つのメガ地域協定が重層的に併存する状態がしばらく続く可能性がある。

2. DEPA 活用のメリット

バイデン政権が、シンガポール主導で既に発効済みの DEPA を活用することのメリットは、次の4点に集約される。

第1に、DEPA は米国の関与する TPP（TPP12）の第14章「電子商取引」を下地に構成されており、デジタル経済の分野における米国の意向が強く反映された協定であること、

第2に、総計16のモジュールからなる DEPA は、各モジュールが単独で（WTO 協定に縛られず）容易に改正（バージョン・アップ）が可能であり、米国が関係国との間で締結済みの地域貿易協定（RTA）の「電子商取引」を本協定と入れ替えることも可能なこと、

第3に、DEPA のモジュール第10は、中小企業のデジタル・ビジネスを促進するため

に加盟国が協力すること（shall foster close cooperation）を定めていることから¹¹、バイデン政権の国内雇用優先策との整合性があること¹²、

第 4 に、DEPA の現行メンバー（シンガポール、チリ、ニュージーランド）は全て CPTPP 加盟国であるため、米国が DEPA を活用する場合でも、それらの国々と国内産業調整を伴う譲歩（concession）の交渉を改めて行う必要はないこと。このことは米国議会との間で TPA 取得をめぐる交渉も不要¹³、かつ国内世論の支持も受け易いことを意味する。

外国との通商交渉に際して、米国側が譲歩（例えば、関税の引き下げ）をする必要がない場合、TPA 取得は必ずしも交渉の必須条件とはならない。日米デジタル貿易協定をめぐる交渉では、日米両国とも互いに国内産業調整のための譲歩を求めなかったために、議会での審議が不要となり、当時のトランプ政権は TPA を使わずに同協定を短期間で締結させた。DEPA の交渉においても同じことが言える。

とりわけ、米国が DEPA を活用する最大のメリットは、アジア太平洋において米国の提唱するハイレベルなデジタル貿易自由化の規律が可能になることである（CPTPP ではソース・コードの開示要求の禁止を定めているのに対して、現行の DEPA にはそれが欠落していることなど、今後改善されるべき点もある）。

シンガポールは DEPA を策定する段階で、米国との関係を重要視した形跡が見られる。例えば DEPA の第 3 モジュール「暗号法を使用する情報通信技術産品」の内容は、CPTPP の第 8 章「貿易の技術的障壁」および、日米デジタル貿易協定の第 21 条を転用または下地にしたと見られる。

第 3 節 DEPA の概要

1. DEPA とは何か

DEPA は、CPTPP の第 14 「電子商取引」章を下地とする、デジタル経済に特化した自由化レベルの高い地域協定である。

DEPA は、主導国シンガポールとチリ、ニュージーランドの 3 か国がオンライン会合で 2020 年 6 月に署名し、2021 年末に発効した。当時のチリ政府は、DEPA が CPTPP の「電子商取引」章を超える野心的、かつ人工知能（AI）やデータの信頼性確保などの新規分野を盛り込んだ先駆的な協定であると評した¹⁴。

DEPA は、一般の地域貿易協定で見られる「章」(Chapter) 立てに相当する「モジュール」(Module) と標記する総計 16 のモジュールからなり、シンガポールがアジア太平洋地域の国々、特に CPTPP の加盟 11 か国と個別に締結済みの地域貿易協定の中の「電子商取引」章と DEPA を入れ替えることが容易とされる (CPTPP の第 14 章「電子商取引」を DEPA と入れ替える案も想定されるが、それには CPTPP の全加盟 11 か国の合意が必要となる)。

モジュール化という仕組みは、シンガポールとオーストラリアの 2 国間 FTA である SAFTA (シンガポール-豪州 FTA、2003 年発効) が、過去に 6 回 (2006 年 2 月 24 日、2007 年 2 月 13 日、2007 年 10 月 11 日、2011 年 9 月 2 日、2017 年 12 月 1 日、2020 年 12 月 8 日) もの改正を重ねた経験が活かされていると見られる。

総計 16 のモジュールのうち、前半の約半数 (モジュール第 1~6) は、CPTPP の第 14 章「電子商取引」の内容とほぼ同じだが (一部は CPTPP 第 14 章から無修正で転用された。)、後半 (モジュール第 7~16) は、CPTPP には無かった先端的な分野や概念に関わる大枠的な取り決めとなっている。(表 10-1 参照。)

例えば DEPA のモジュール第 8 の第 8.2 条「人工知能」では、域内で人工知能 (AI) の倫理規定を共通化・調和化することを定めているが、この内容は今後のデジタル技術の発展に応じて随時、精緻化されるものと見られる。

グッドマン (前出) は、特に DEPA のモジュール 10 「中小企業支援」(Small and Medium Enterprises Cooperation) は、国内雇用の確保を掲げるバイデン政権にメリットがあると見る¹⁵。

DEPA は、デジタル経済の全てにおいて CPTPP を上回る自由化レベルの高い協定というわけでは無いことも注意すべきである。

2. DEPA は単独では WTO ルールに整合しない

WTO では、FTA と EIA の 2 つのタイプの地域貿易協定 (RTA) を無差別原則の例外として認めており、それら RTA は WTO 事務局のデータベースで公表されている。

財 (goods) の域内貿易自由化の協定である FTA については GATT 第 24 条で定め、サービス (services) の域内貿易自由化の協定である EIA (Economic Integration Agreement) は GATS (サービス貿易協定) 第 5 条で定める。

GATS 第 5 条は EIA 締結のための条件として、発効時または合理的な期間内に「相当な

範囲のサービス分野」(substantial sectoral coverage)の域内の自由化(=差別化の撤廃)を行うよう定めている。相当な範囲のサービス分野とは、ウルグアイ・ラウンド当時に区分された電気通信や金融、運輸など12分野の全てを指す。

CPTPPは、財とサービス両方の域内自由化を満たしているためRTA 総合的な地域協定であるが、DEPAはサービス12分野の中のデジタルの域内自由化に限定した協定であるので、GATS第5条でいう「相当な範囲の分野」の自由化を満たさない。つまりDEPAは、WTO協定上のRTAに非整合と言える。2020年1月1日に発効した日米デジタル貿易協定も、同じ理由でRTA非整合型の地域協定である。

このため現行のDEPAは(日米デジタル貿易協定と同じく)WTO事務局のRTAデータベースにカウントされず、WTOが重視する「透明性」は確保されない。

他方、多数国間主義に基づく今のWTO体制を信奉する国々から見れば、DEPAの加盟国が拡大することは、WTO体制をさらに弱体化させることになる。だが、後述のSADEAのケースのように、DEPAは既存の”RTA 総合的な地域協定”(例えばCPTPP)の中に組み込むことができるため、その懸念が払拭される可能性はある。

表 10-1 DEPA と CPTPP の関係

DEPAの各モジュール(1~16)タイトル	引用先: CPTPP第14章	CPTPPの第14章「電子商取引」の各条文タイトル
モジュール1 導入規定と一般的定義(Initial Provisions and General Definitions)	14.2条の前半	第141条 定義
モジュール2 ビジネスと貿易促進(Business and Trade Facilitation)	14.5条, 14.9条	第142条 適用範囲及び一般規定
モジュール3 デジタル・プロダクトの待遇と関連問題(Treatment of Digital Products and Related Issues)	14.1条の一部, 14.3条, 14.4条, 第8章*	第143条 ①関税
モジュール4 データ問題(Data Issues)	14.1条の一部, 14.8条, 14.11条, 14.13条	第144条 デジタル・プロダクトの無差別待遇
モジュール5 広域な信頼環境(Wider Trust Environment)	14.16条	第145条 国内の電子的な取引の枠組
モジュール6 ビジネスと消費者信頼(Business and Consumer Trust)	14.1条の一部, 14.7条, 14.10条, 14.14条	第146条 電子認証及び電子署名
モジュール7 デジタル・アイデンティティ(Digital Identities)	×	第147条 オンラインの消費者の保護
モジュール8 新興する傾向と技術(Emerging Trends and Technologies)	×	第148条 個人情報の保護
モジュール9 イノベーションとデジタル・エコノミー(Innovation and the Digital Economy)	×	第149条 貿易に係る文書の電子化
モジュール10 中小企業協力(Small and Medium Enterprises Cooperation)	×	第1410条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則
モジュール11 デジタル・インクルージョン(Digital Inclusion)	×	第1411条 ②情報の電子的手段による国境を越える移転
モジュール12 共同委員会とコンタクト・ポイント(Joint Committee and Contact Points)	×	第1412条 インターネットの相互接続料の分担
モジュール13 透明性(Transparency)	×	第1413条 ③コンピュータ関連設備の設置
モジュール14 紛争解決(Dispute settlement)	×	第1414条 要求されていない商業上の電子メッセージ
モジュール15 例外(Exceptions)	第29章「例外及び一般規程」	第1415条 協力
モジュール16 最終規定(final provisions)	×	第1416条 サイバーセキュリティに係る事項に関する協力
		第1417条 ④ソース・コード
		第1418条 紛争解決

注: DEPAのモジュール1から6までの内容は、CPTPP第14条の全条文(14.1~14.18条)のほぼ全てをカバー。例えば、DEPAのモジュール1は、CPTPP第14章の14.2条前半から転用、モジュール2は、同14.5条及び14.9条からの転用。*モジュール3の第3.4条「暗号法を使用する情報通信技術産品」は、CPTPPの第8章「貿易の技術的障壁」からの転用であり、同じ内容は日米デジタル貿易協定の第21条にもある。

注: 上記の①は「電子的送信への関税不賦課」
②~④は、デジタル貿易の自由化に不可欠とされる、いわゆるTPP3原則。 いずれも筆者作成。

3. DEPA と SADEA

DEPA は、CPTPP の第 14 章「電子商取引」を下地に構成されたデジタル分野に限定した協定である（既述）。

他方、DEPA と同じ頃 2020 年 12 月 8 日に発効した SADEA（シンガポール－オーストラリア・デジタル経済協定）も DEPA と同じくデジタル分野に限定した協定であり中身も DEPA とほぼ同じである。シンガポールとオーストラリア間の SADEA の初交渉は、DEPA の初交渉が行われた 2019 年 5 月中旬の後、同年 10 月 19 日であった¹⁶。

しかし、SADEA は発効と同時に、既存の SAFTA（シンガポール－オーストラリア FTA、2003 年発効）の中に第 14 章「デジタル経済」（Digital Economy）のタイトルで組み込まれたことで、WTO の RTA 統合的な地域貿易協定の一部となった。その結果、WTO 事務局に通報されてデータベース化された。

ちなみにシンガポールとオーストラリアは、日本と共に複数国間交渉（JSI-2020）の共同議長国であり、アジア太平洋地域におけるデジタル貿易の規律化には最も積極的な国である。

2020 年 6 月上旬、米国の共和党トランプ政権（当時）は、シンガポールとオーストラリアの 2 か国とデジタル貿易協定作りの非公式な交渉を行なったとされる¹⁷。同交渉は、米国が両国と締結している 2 つの地域貿易協定（米－シンガポール FTA:2004 年 1 月発効、米－豪州 FTA: 2005 年 1 月発効）のそれぞれに、組み込まれている既存の「電子商取引」章を、新たな「デジタル貿易」章へ改正する方向での交渉であった。

確実な証拠はないが、この際の「デジタル貿易」章の交渉では DEPA が選択肢の一つになったと推察される¹⁸。なお同交渉のその後の進捗状況は公表されていない。

表 10-2 DEPA と SADEA の経緯

2019 年 5 月	シンガポール、チリ、NZ の 3 か国、DEPA の初会合(17~18 日)
2020 年 1 月	シンガポール、チリ、NZ の 3 か国、DEPA の実質的な交渉終了(21 日)
3 月	オーストラリア、シンガポール 2 国間の実質的な SADEA 交渉の終了(23 日)
6 月	シンガポール、チリ、NZ の 3 か国、DEPA の署名(17 日)
8 月	オーストラリア、シンガポール、SADEA の署名(6 日)
12 月	SADEA の発効(8 日) DEPA の発効、シンガポールのみ(28 日)
2021 年 1 月	シンガポールと NZ で DEPA 発効(7 日)
11 月	チリで DEPA 発効(23 日)

注. DEPA はシンガポール、チリ、NZ の 3 か国、SADEA はオーストラリア、シンガポールの 2 か国。

出所：筆者作成

第4節 WTO デジタル貿易交渉と米中間の対立

1. WTO でのデジタル貿易交渉 (JSI-2020)

WTO では、デジタル分野を含む主要分野ごとに複数国間交渉 (JSI) が進展中であり、それらの中間報告が 2021 年末の第 12 回 WTO 閣僚会議 (於: スイス・ジュネーブ) で行われる予定であった。しかしコロナ禍により、今回 (オミクロン株) を含めて開催の延期が 2 度 (2020 年、2021 年) 繰り返された。新たな開催日程は発表されていない (2022 年 1 月現在)。

2021 年 12 月 14 日、WTO 事務局は、デジタル貿易自由化の複数国間交渉 (JSI-2020) が、2022 年内の妥結に向けて実質的に進展 (substantial progress) していると報じた。

だが 86 か国 (有志国) が参加する同交渉 (JSI-2020) では、米国 (および”同盟国”) と中国の間では主張が異なる。

WTO 事務局は、2020 年 12 月から 2021 年末にかけて同交渉 (JSI-2020) のたたき台として、議長国 (日本、オーストラリア、シンガポールの 3 か国) の責任の下で、「デジタル貿易交渉テキスト (2020 年年 12 月 7 日付)」と同テキストの 2 つの修正版 (“INF/ECOM/62/Rev.1”、“INF/ECOM/62/Rev.2”) の計 3 本のテキストを限定公開した。

これら 3 つのテキストの内容 (後述) から、同交渉 (JSI-2020) では 86 か国全てのコンセンサスが得られる状況ではない、つまり交渉の実質的な進展には程遠いことが分かる。これは米国と中国の間に、デジタル・データを含む「情報」への取り組み (ガバナンス) に決定的な違いがあるためである (後述)。これは国家の安全保障 (security) にも関わるため、現行 WTO 協定の管轄領域からは乖離する問題となる可能性もある。

中国では国内三法 (サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法) の下で、デジタル・データだけでなく紙媒体の情報を含む全ての国内情報を国家が管理・規制する方向にある。例えば中国のサイバーセキュリティ法では、国家安全保障に関わる事態に直面した場合に、インターネット事業者の主権は国家の管理下に置かれる。

表 10-3 WTO 電子商取引に関する有志国会合メンバー (86 か国)

<p>欧州(37) オーストリア,ベルギー,ブルガリア,クロアチア,キプロス,チェコ,デンマーク,エストニア,フィンランド,フランス,ドイツ,ギリシャ,ハンガリー,アイルランド,イタリア,ラトビ,リトアニア,ルクセンブルク,マルタ,オランダ,ポーランド,ポルトガル,ルーマニア,スロバキア,スロバニア,スペイン,スウェーデン (以上EU加盟27か国) アルバニア,アイスランド,リヒテンシュタイン,北マケドニア,スイス,ジョージア,モンテネグロ,ノルウェー,ウクライナ,英国</p> <p>北米(3) カナダ,米国,メキシコ</p> <p>南米・中南米(14) アルゼンチン,ブラジル,チリ,コロンビア,コスタリカ,エクアドル,エルサルバドル,グアテマラ,ホンジュラス,ニカラグア,パナマ,パラグアイ,ペルー,ウルグアイ</p> <p>アジア・中央アジア(17) ブルネイ,中国,香港,インドネシア,日本,カザフスタン,韓国,ラオス,マレーシア,モルドバ,モンゴル,ミャンマー,フィリピン,ロシア,シンガポール,台湾,タイ</p> <p>大洋州(2) ニュージーランド,オーストラリア</p> <p>中東・アフリカ(13) バーレーン,ベニン,ブルキナファソ,カメルーン,コートジボワール,イスラエル,ケニア,クウェート,ナイジェリア,カタール,サウジアラビア, UAE,トルコ</p>

注：有志国会合(JSI-2020)は、日本、シンガポール、オーストラリアの3か国が輪番制の共同議長国となった。なお、電子商取引を含むサービス全般の自由化交渉であるTiSA交渉(2013-16年)のメンバーは、開催後の2015年7月にモリシャスの参加、同年9月にウルグアイとパラグアイの脱退、と若干の増減を経て最終的に下記の23か国・地域となった。TiSAメンバーのうちモリシャス以外は全て上記の有志国会合のメンバーとなった。

欧州(5)：EU,アイスランド,スイス,ノルウェー,リヒテンシュタイン

北米(8)：カナダ,米国,メキシコ,コスタリカ,パナマ,コロンビア,ペルー,チリ

アジア・太平洋州(8)：日本,韓国,台湾,香港,オーストラリア,ニュージーランド,パキスタン,モリシャス

中東(2)：イスラエル,トルコ

(筆者作成)

2. WTO デジタル貿易交渉の論点と米中対立

下記のように WTO の主要 86 か国による複数国間交渉 (JSI-2020) の交渉テキストの中で、中国は方針を明確に示している。

デジタル貿易交渉テキストの中で、日・米・EU は、「コンピュータ設備の設置要求の禁止」¹⁹、「ソース・コードやアルゴリズムの開示要求の禁止」、「データ・ローライゼーションの禁止」、及び「データの自由な越境移動の確保」²⁰についてそれらを厳格にルール化 (自由化) するための条文案を提示しているが、中国はこれについて何も言及しておらず、中国からの条文案はない。

サイバーセキュリティについて、英国と米国は、インターネット上のサイバー攻撃がデジタル貿易における信頼性を損なわせることから、国際的な協力体制が必要である旨を提案している。しかし、中国は、サイバーセキュリティに関わる国際的なルール化の是非には言及せず、逆にインターネットの運用については国々の主権を尊重すべき (respect the internet sovereignty) としている。

「安全保障の例外」 (security exception) についても、中国は従来通りの伝統的な緩い案、すなわち WTO 発足時 (1995 年) の GATT 第 21 条 (安全保障例外) 及び GATS 第

14.2 条と同じ文言を踏襲したルール化を提示している。

他方、嘘情報や迷惑メールについて、米国は、インターネットのプラットフォームを介して嘘情報や迷惑メールが流布した場合でも（全ての責任をプラットフォーム企業に負わせるのではなく）プラットフォーム企業の責任に一定の上限を設ける案を提示している。これについては中国を含め諸外国からの言及はない²¹。つまりこの案を支持するのは実質、米国のみである。

日・米・EU は、電子的送信への関税の不賦課（モラトリアム合意）、すなわち原則 2 年に一度開催される WTO 閣僚理事会でコンセンサスが得られた場合に限り引き続き「電子的送信には関税を課さないこと」について、これを今のように暫定ルールとして扱うのをやめ、今後は恒久的なルールとする（shall impose customs duties）案を出している。

他方、中国は、1998 年の WTO 閣僚会議で暫定合意された「電子的送信への関税不賦課」の慣行を今後も暫定合意として維持すべき（shall maintain its practice）とする案を示した（"INF/ECOM/62/Rev.1"p36,para2）。

なお、交渉テキスト修正版（その 1、Rev.1）の日・米・EU 案では、「加盟国は、電子的に送信されるあらゆるコンテンツを含めて、電子的送信には関税を課さない（shall not）」と記されていたが、その後の修正版（その 2、Rev.2）では「電子的に送信されるあらゆるコンテンツを含めて」の部分だけが削除されて、「加盟国は電子的送信に関税を課さない（shall not）」となった。これは、1998 年に当時の WTO 閣僚会議で暫定合意されたルール（モラトリアム合意）へ逆戻りしたことを示唆している。

インドは交渉（JSI-2020）に参加していないが、電子的送信への関税賦課についての考え方は、中国と同じ姿勢である。

以上のように、WTO での複数国間交渉（JSI-2020）では、米国と中国の間に一致点が見られないままである。

3. WTO デジタル貿易協定の水準は RCEP より低くなる

以上のように WTO での複数国間交渉（JSI-2020）では、自由化の水準を高く設定するための厳格なルール作りを目指す国々（日、米、EU 及びシンガポール、オーストラリアなど）と、国内法による自国内市場の保護を優先する中国との間には合意の兆しが見えない。

また、インド及び南アフリカは、この複数国間交渉そのものが WTO 違反であり無効で

あると主張する。

WTO 下でデジタル貿易の自由化を規律するルールが多数国間（または政府調達協定のような複数国間）協定として発効するには、全加盟 164 か国の合意（コンセンサス）が必要となる。

よって、WTO の下で多数国間（または政府調達協定のような複数国間）のデジタル貿易協定として発効するためには、中国やインドの要求を受け入れて、現行の RCEP のデジタル貿易自由化水準よりもさらに低い水準の WTO デジタル貿易協定作りを目指す以外にない。

第 5 節 想定される米国デジタル貿易戦略のシナリオ（終わりに）

米国のインド太平洋経済枠組み（IPEF）は、RCEP や CPTPP を上回る自由化度の最も高い地域貿易協定となる可能性があり、その中のデジタル経済に関わる取り決めは、シンガポールの主導する DEPA が下地になると見込まれる（「DEPA プラス」）。これには将来、既存の CPTPP 加盟 11 か国を中心に、英国、韓国、台湾の 3 か国も加わる可能性がある。

その結果、デジタル経済の自由化レベルから見たアジア太平洋地域をカバーする諸協定の間には、一定の序列関係が生まれる。

すなわち、デジタル分野の自由化レベルが最も低い協定としては、WTO 全加盟国のコンセンサスが必要な「WTO デジタル貿易協定」（仮称）であり、逆に米国の主導する IPEF が自由化レベルの最も高い協定となる。

米国（民主党バイデン政権）がそのような協定作りに本腰を入れて取り組むタイミングは、2022 年秋の中間選挙で、民主党の優勢が確定した後になる。加えて、IPEF 構想に「脱炭素化」のルールといった現行の WTO 協定の管轄を超えるルールが組み込まれることになれば、自ずと今後の WTO 協定の改革にもそれが波及する可能性がないとは言えない。

¹ World Trade online(17 November 2021) < <https://www.insidetrade.com/daily-news/raimondo-us-aims-forge-indo-pacific-economic-framework-2022> > (Accessed on 22 November 2021)

² < <https://www.imda.gov.sg/news-and-events/Media-Room/Media-Releases/2020/Singapore-and-The-Republic-of-Korea-Launch-Negotiations-on-Digital-Partnership-Agreement> > (Accessed on 18 August 2021)

³ < <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/29acaefd8e7baf8c.html> > (Accessed on 17 August 2021)

-
- 4 2021年11月8日付で公開された米国・上院財務委員会（Committee on Finance）の共和党委員13名による民主党バイデン大統領に宛てた書簡。
<https://www.grassley.senate.gov/about/biography> (Accessed on 12 December 2021)
- 5 < <https://insidetrade.com/daily-news/raimondo-us-aims-forge-indo-pacific-economic-framework-2022> > (Accessed on 17 August 2021)
- 6 日経新聞:2021年11月15日
- 7 The Straits Times(17 November 2021) < <https://www.straitstimes.com/singapore/politics/us-will-not-join-asian-trade-pact-cptpp-but-pursue-specific-tie-ups-with-allies> > (Accessed on 5 Jan.2022)
- 8 World Trade online(26 July 2021)
- 9 World Trade online(17 December 2021)
- 10 当時、バイデン政権が関係諸国とともにアジア・デジタル協定 (Asia Digital Agreement)とも称する構想を検討中かのような報道も見られた。ALI(February 2021)"A Global Digital Strategy for America" American Leadership Initiative.
< <https://www.american-leadership.org/issues/ali-releases-a-global-digital-strategy-for-america> > (Accessed on 18 July 2021)
- 11 DEPA のモジュール 10 の第 10.1 条は、「3 締約国は、締約国間の中小企業の間でのデジタル経済における緊密な協力を育み、中小企業の雇用と成長を促すよう協力する」(shall foster...,and cooperate...)と定める。
- 12 <https://insidetrade.com/sites/insidetrade.com/files/documents/2021/sep/wto2021_0430.pdf>
- 13 TPA (Trade Promotion Authority:大統領貿易促進権限)、すなわち、議会から大統領へ一時的に付与された「直近」の通商権限 (=「2015年TPA」)は、オバマ政権(民主党)下で2015年6月に米国議会で可決されたものだが、その後、トランプ政権(共和党)下の2018年7月に更に3年間延長することが議会で可決されたことで2021年6月末まで有効となった。しかし、新たなバイデン政権(民主党)は、コロナ禍からの国内経済回復と雇用確保という国内政策に重点を置き、外国との貿易協定は締結しない方針を明らかにしないまま、議会にTPAを要求しなかった。このため「2015年TPA」は2021年6月末で失効したままである。
- 14 <<https://www.subrei.gob.cl/en/landings/depa>>
- 15 “...DEPA’s modules on digital inclusivity and SMEs would allow the Biden administration to highlight its efforts to “benefit all Americans.”
<<https://www.csis.org/analysis/depa-and-path-back-tpp> >(accessed on 04 August 2021)
- 16 < <https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Microsites/DEAs/Singapore-Australia-Digital-Economy-Agreement/Press-release-on-the-start-of-SADEA-negotiations---Oct-2019.pdf> >(Accessed on 2 January 2022)
- 17 World Trade online(23 June 2020)
- 18 < <https://www.afr.com/world/north-america/us-looks-at-digital-economy-trade-deal-with-australia-20200618-p553ti> >(Accessed on 26 December 2021)
- 19 < <https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Microsites/DEAs/Singapore-Australia-Digital-Economy-Agreement/Press-release-on-the-start-of-SADEA-negotiations---Oct-2019.pdf> >(Accessed on 2 January 2022)
- 20 < <https://insidetrade.com/daily-news/wto-e-commerce-co-conveners-urge-further-progress-ahead-mc12> > (Accessed on 20 October 2021)
- 21 WTO (14 December 2020)"INF/ECOM/62/Rev.1"p24

第 11 章 バイデン政権の今後の議会での争点と対応

三井物産戦略研究所 国際情報部

北米・中南米室長 山田 良平

要約

- ・ 米議会が検討する、米中関係に対応してのサプライチェーン強化策としては 4 つ、①新疆ウイグル自治区からの輸入禁止、②対外投資の審査体制新設、③半導体補助金制度への予算充当、④国境調整措置が挙げられる。①以外は議会で継続検討となっており、2022 年も審議は続く。
- ・ ①は米議会で法案が 2021 年末に成立し、中国・新疆ウイグル自治区からの全品目の輸入が原則禁止となる。6 月末の運用開始を目指して政権が規則策定を進めるスケジュールにある。
- ・ ②米国には、安全保障の観点から対内投資を審査する対米外国投資委員会（CFIUS）という制度が存在するが、米議会はその対外版を検討中である。中国とロシアへの生産移管を審査し、究極的に大統領が移管を禁止することも可能な内容となっている。
- ・ ③半導体の国内生産に補助金を供与する制度は 2021 年度の国防授權法で新設されており、現在はその制度に予算を手当てする措置が米議会で検討中である。予算が手当てされて初めて制度は稼働する。上下院で補助金に対する考え方が異なるなど、米議会での審議は滞っており、動きは遅い。
- ・ ④気候変動対策の一環で、排出抑制策が進んでいない国からの輸入品に追加負担を課す、国境調整措置は、欧州で検討が先行するが米議会でも法案は提出されている。法案はエネルギー製品などの輸入に金額を課す設計となっている。とかく中国からの輸入を意識した議論となりがちだが、対象品目の主要輸入相手は実はカナダであり、中国製品のシェアは大きくない。

はじめに

米国が、コロナ禍と米中対立を機に、国内製造回帰などサプライチェーンの強化を目指す上で、政権と議会は異なる機能を果たす。一般に、政権は輸出管理や投資制度の運用により強化策を進める一方で、議会は法成立を通じて補助金や税優遇といった「制度」を創設し、行政裁量に頼らない制度化を目指す。議会が法制化を目指す制度にはどのようなも

のがあるだろうか。

議会は、コロナウイルス感染拡大によりサプライチェーンの脆弱性が露呈したとの認識から、医療品など戦略物資の対外依存是正を目指し、国内生産回帰の振興策の検討を進めた。表向きは「戦略物資の対外依存是正」だが、実態は様々な品目で中国依存を下げる意図がある。税優遇、補助金、輸入制限（輸入留置や関税）という、以前から存在するツールを回帰振興策として検討した。

実際には、振興策はいくつか挙げたが法案審議に時間を要し、2021年に成立したものは少なく、多くは継続検討となった。議会全体でみても、2021年の法案成立数は多くなく、81だった。会期が始まって初年の法案成立数はそれ程多くないが、2019年の105、2017年の97、2015年の115と比べても少ない。上下院で民主党の優位数が僅かである点も影響していると思われる（上院は民主50、共和50、下院は民主222、共和212、空席1）。

本稿では、コロナ禍の中で浮き彫りとなった「国内生産回帰」課題への議会の対応について4つの措置、①新疆ウイグル自治区からの輸入禁止、②対外投資の審査体制新設、③半導体補助金制度への予算充当、④国境調整措置について2022年1月25日時点の情報に基づき概観する。④は通商政策というより気候変動対策の中に位置付けられるが、議会が検討を行う分野であり、物品の輸入に関係するため、制度概要を紹介する。

第1節 国内生産回帰を意識しての議会の対応

1. 米中経済安全保障検討委員会の勧告内容

米議会の諮問委員会である米中経済安全保障検討委員会（USCC）は年次の報告書で、議会に法制化を求める勧告を毎年行う。その内容は、例えば2018年に成立した対米外国投資委員会（CFIUS）の改正法（外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA））がそうであったように、いずれ法案となって正式に提案され成立するものがいくつかある。2021年11月に発表された年次報告の勧告内容10項目は以下の通り。必ずしも議会に対応を求めているものも含まれる中で、議会の対応に関係するものは4と10だと考えられる。

表 11-1 米中経済安全保障検討委員会（USCC）の勧告内容

項目
1. 米投資家の、対中証券投資のリスク対応（変動持分事業体（VIE）への投資）
2. 台湾関係法で定めた義務を果たせるよう、軍事抑止力の強化
3. 輸出管理改革法（ECRA）の円滑な実施～～基盤技術、新興技術の策定
4. 海外生産の投資審査～国内の生産能力が維持されるかを審査する
5. 既存の投資規制の拡大（非SDN 中国軍事・産業複合企業リスト（NS-CMIC List））
6. 戦略核兵器の優位性維持
7. 中国に拠点をおく米企業に、社内共産党委員会の活動について年次報告するよう、証券取引委員会（SEC）に求める
8. 例えば商務省のELIに載った企業は財務省のNS-CMIC Listにも原則自動的に載るよう、省庁間調整をはかる
9. 米国の対中証券投資残高を、オフショア拠点経由など含め正確に把握するよう、財務省の協力を得る
10. 新疆ウイグル自治区からの製品は一律、輸入留置とするよう、税関国境保護局（CBP）に対応を求める

（出所）USCC資料から三井物産戦略研究所作成

(1) 新疆ウイグル自治区からの輸入はほぼ全面禁止に

このうち、10.の「新疆ウイグル自治区からの輸入関連措置」は、人権侵害を理由として中国・新疆ウイグル自治区からの全品目の輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法案」が、2021年12月に上下院を発声採決による満場一致で通過し、成立した。USCCの勧告は、政権内の税関国境保護局（CBP）に「一律の輸入留置」の対応を求めていたが、議会は踏み込んで「原則輸入禁止」とする法案を可決した。同種の法案は2020年にも下院を通過しており、上院では時間切れのため廃案となったが、2021年に117議会が始まり米中関係の緊張が続く中で、法案は超党派の賛成で成立した。

「一律の輸入留置」よりも踏み込んでいる点として、法案は新疆ウイグル自治区から移管された強制労働も対象とする。つまり、新疆ウイグル自治区から移住させられて自治区外で強制労働に従事した場合、そうした労働により製造された自治区外製品も輸入禁止となる。強制労働が行われていない点が実証されれば、例外的に輸入が可能である。CBPの規則策定を経て180日後に発効する。議会の役割は法案を通すまでだが、今後、例えば「新疆ウイグル自治区製品だが強制労働は行われていない」点をどう証明するかといった詳細は、CBPの規則策定において明らかになる。規則内容と、その運用次第で厳格度合いが左右される可能性も高い。

新疆ウイグル自治区製の綿を用いた繊維製品の輸入は今後難しくなることを見通して、通商代表部（USTR）は、中国に代わる繊維輸入相手国として中米地域を梃入れする方針で、繊維業界を代表する米国アパレル履物協会（AAFA）と協議を重ねている。既存の

「米国と中米 5 か国およびドミニカ共和国との自由貿易協定 (DR-CAFTA)」の利便性を向上させることをその手段とする。DR-CAFTA からの繊維輸入は現状、約 7%を占める。元来、米国の FTA は域内製 (実質的に米国製) の生地から縫製した製品に限り対米輸出が無税となる仕組みで、「ヤーンフォワード・ルール」と呼ばれる。「利便性を向上」とは、このルールにおける例外措置、つまり域外の生地を使っても無税扱いとすることを指し、どの製品でどれだけ認めるかを米産業界と検討している模様。例外措置を広げて、米産業界に同地域への拡張投資を促す。特に DR-CAFTA の中でもエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスの 3 か国を対象としており、非民主的選挙を理由に制裁を科しているニカラグアは挙げていない。米国の繊維輸入のうち中国は現状シェア 3 割強を占め、2 位のベトナムの依然倍近い規模を誇るが、長期的にはこの構図が変わるかもしれない。

(2) 議会は CFIUS の対外版を検討中

4.の「海外生産の投資審査」は、国内の生産能力が維持されるかの視点から、米企業の対外直接投資の審査制度新設を求めている。対内直接投資については、審査制度である対米外国投資委員会 (CFIUS) があり、外国企業が米国の企業体を支配する対米 M&A について安全保障の観点から審査を行う。議会が検討中なのはその対外版で、CFIUS に相当する委員会名は国家重要能力委員会 (National Critical Capabilities Committee : NCCC) と称する。法案として提出したのはペンシルベニア州選出のボブ・ケイシー上院議員 (民主党) とテキサス州選出のジョン・コーニン上院議員 (共和党) である。制度の根幹は CFIUS と同じで、米企業の海外移転について、省庁横断の委員会で審査を行う。最終的に、大統領は案件の延期や禁止を命じることが可能。

法案提出時点の内容であり今後修正の可能性はあるが、委員会の概要は以下の通り。CFIUS においては財務省が委員長を務めるが、NCCC は商務省と国防総省が委員長を務める。他に委員として米疾病予防センター (CDC) や連邦緊急事態管理局 (FEMA) など、米国内の危機対応能力が維持されるのかを検討できる省庁も含まれている。CFIUS のような 2 段階審査ではなく、審査を経て必要となればすぐ大統領へ勧告を行う仕組みとなっている。またその場合 NCCC が、関連する製品の国内供給増強につながる支援策を拡充するよう、議会に勧告を行うことも定めている。

審査対象となる品目や工程は、「米国内で不足や消滅することで安全保障や危機対応に悪影響が起る製品やシステム」と定めており、幅広い解釈が可能な点で CFIUS と同様である。法案は、典型例として医療品、医薬品、個人用防護具（PPE）を挙げており、コロナ禍の初期にマスクや消毒アルコールなどが不足した事態を防ぎ、海外依存を下げるためと説明する。ただそれに限定されるものでなく、重要インフラや兵器システムの主要部品なども対象としている。そして、海外に移管する工程も生産に限らず、デザイン、開発、組み立て、供給、サービス、検査など多岐にわたる。「国内の生産能力が維持」という視点をそのまま捉えるなら、米国での生産を単純に国外に切り替える移管は難しくなるのかもしれない。

一方で CFIUS と異なるのは、審査対象となる「海外」は敵対国（adversaries）に限定しており、一義的には中国とロシアを想定する。この 2 国以外では他にキューバ、イラン、北朝鮮、ベネズエラが該当する。従って日本やメキシコなど、同盟国への生産移転は対象外である。ただし法案には非市場経済国を対象とする事も可能とあり、理屈上はベトナムも対象となり得る。対象国は明確だが、品目や工程の定義は審議過程で修正が加わるようにもみえる。また法案成立後の規則策定で初めて明確になる部分もあるだろう。

法案の成立経路としては、2022 年度の国防授権法案に盛り込む可能性が言われ、2021 年秋から年末にかけての議論が注目された。特に 11 月の USCC の年次報告が対外投資審査に触れたことからケイシー議員は勢い付き、2022 年度国防授権法案に盛り込む旨を表明していたが、結局は審議されることなく、国防授権法案の審議は終了した。ケイシー議員は 2022 年に成立持ち越しとなった、半導体補助金などを盛り込んだ米国イノベーション競争法案に盛り込む事を引き続いて目指すと意気込むが、先行きは不透明だ。

制度導入に向けた最大のハードルは米産業界である。米産業界は、表立ってはいないが水面下では、審査を受ける手間を理由に歓迎していない。また中国とのビジネスに関わる企業は、不要に緊張を高める審査制度の導入は控えて欲しいと考えている。CFIUS の制度改正議論では、対内投資であるため米企業は買収される側であり不満が聞かれることはないが、対外投資の審査においては進出主体、買収主体であるため、産業界の抵抗は意味を持つ。

なお対内版である CFIUS の方は、2018 年に審査強化法が成立し、重要技術や重要インフラへの投資は株式 10%以下の取得であっても対象となる、審査日数を引き延ばす、などの点が改正された。こうした強化と同時に、安全保障懸念を伴わない案件用の経路として 5 頁以下の書類による簡易申告プロセスを設けた。30 日間の審査で済めば承認となる(済まなければ、通常の第 1 段階の審査へ進む)。強化法は先行実施を経て 2020 年から完全施行となったため、改正点が数字にどう表れたかが注目点だった。

CFIUS は政権内の省庁横断組織で、外国企業が米国の企業体を支配する対米 M&A について安全保障の観点から審査を行う。最終的には大統領判断で投資案件の差し止めが可能である。

2021 年 7 月に発表された、2020 年の審査件数に基づくと全体の件数は 313 で、前年と同レベル、過去に比べれば増加傾向にある(表 11-2)。2020 年の世界からの対内直接投資額(フロー)はコロナ禍の影響から前年比 32.0%減の 1,508 億ドルだったが、件数は減っていない。審査が義務となる、重要技術を含む案件は 122 件と、前年の 92 件から増え、米企業買収の動きは続いた。

また、全体の 4 割となる 126 件が簡易申告で、その 3 分の 2 である 81 件は 30 日間の審査で承認された。件数が多い中で従来の体制を続ければ CFIUS の審査能力は飽和し、法定の 45 日以内に第 1 段階の審査が終わらない事態が起きかねない。簡易申告プロセスを設けたことで、「簡易に済むものは通す、審査が必要なものに集中する」点が表れた。日本企業の簡易申告件数も 2020 年は 18 件とほぼ半分であり、活用が進んでいる。

中国の審査件数は 22 件と、2020 年も減少が続いた。また 22 件中、簡易申告を用いる割合が 5 件と低いのも、カナダや英国など同盟国と比べると対照的である。ただし中国の審査件数は今後増えるとの観測もある。それは、対米投資が増えるからではなく、審査を経ていない中国企業案件について、今後 CFIUS 起点での審査が増える点を根拠としている。この制度は依然、当事者からの申告を基本線とするが、審査を経ずに進出した案件について、CFIUS 側から調査を行い審査が必要だと判断するケースが近年みられる。2020 年は対世界で 117 件の案件を検知し、うち 17 件について審査を受けるよう要望を出した。これに該当するのは、2020 年唯一の大統領の却下案件である TikTok 騒動で、バイトダンス社によるミュージカリー社の買収を、トランプ政権が約 3 年後に蒸し返して却下した。却下にまで至るかは別としても、中国企業による買収を警戒する向きは強まる一方であり、従って CFIUS が審査を求めるケースは増えるかもしれない。

表 11-2 CFIUS の国別審査件数の推移

国名	2013年	14年	15年	16年	17年	18年		19年		20年	
						うち 簡易 申告	うち 簡易 申告	うち 簡易 申告	うち 簡易 申告		
日本	18	10	12	13	20	36	5	60	14	37	18
カナダ	12	15	22	22	22	31	2	35	12	31	20
英国	7	21	19	7	18	6	1	24	11	26	12
中国	21	24	29	54	60	55	0	28	3	22	5
スウェーデン	2	2	3	1	6	9	0	9	2	17	7
ドイツ	4	9	1	6	7	14	2	20	7	17	10
フランス	7	6	8	8	14	22	1	15	2	16	5
シンガポール	3	6	3	2	6	6	1	13	3	14	4
オーストラリア	0	4	4	4	5	4	0	11	0	12	2
イスラエル	1	5	3	3	4	5	0	2	0	9	3
全世界	97	147	143	172	237	249	20	325	94	313	126

(出所) CFIUS 年次報告書から三井物産戦略研究所作成

2. 新設された半導体補助金の制度の、予算充当の議論

2021年1月に成立した2021年度の国防授權法案においては、半導体の生産・研究開発拠点設置に連邦政府として補助を供与するプログラムの大枠を設定した。また大統領が、国防生産法に基づいて半導体生産拡大の計画を策定する点も盛り込まれた。申請に基づいて、商務長官が国防長官や国家情報長官と調整の上で判断する仕組みで、一企業に原則最大30億ドル、用途は施設の建設費や職業訓練強化費などとなっている。大枠とある通り、予算の手当てが別途必要であり、運用は始まっていない。

この叩き台となったのは、コーニン上院議員（共和党、テキサス州）が複数の民主党議員と共同で2020年6月10日に提出した、半導体製造の国内回帰振興法案である。法案は①半導体製造のための設備投資に最大40%の投資税控除（ITC）を2027年度まで認める、②100億ドルの連邦補助金を設け、州政府による半導体製造拠点の設置支援を補てんする、③国防総省に、国防生産法に基づく半導体生産拡大の計画を策定させる、などを内容とする。①の40%は、例えば過去に太陽光発電に適用されたITCが30%だった点と比べてもインセンティブが大きい。コーニン議員は「2019年時点で世界で建設中の、半導体の微細加工大型拠点27のうち、17が中国で進む一方米国には1つしかない」と危機感を訴えた。結局、②と③が国防授權法案に盛り込まれて2021年1月に成立した。

2021年の議会は、この制度への予算充当の議論に明け暮れた。バイデン政権も充当を求めているが、動きは遅い。上院は6月に、幅広い分野で中国に対抗する措置を盛り込んだ米国イノベーション競争法（USICA：S.1260）を可決した。法案の中で半導体補助金については、5年間で520億ドルを供与する内容となっている。ジーナ・レイモンド商務長官は補助金により、7～10の生産拠点が新設されると見込んでいる。しかし上院主導で設立された制度に、下院が容易に応じて予算を手当てする機運は低い。下院はUSICAをそのまま審議するのではなく、下院の考える法案を自ら準備する構えである。既に成立した法案をその器とするか、これから別の法案を成立させるのか、詳細は不明だが、上下院で可決内容を一本化し再採決により成立を図る経路だけは2021年11月に固めた。失効中の一般特恵関税制度（GSP）の更新や、対中追加関税（通商法301条）の除外手続きの評価制度など、様々な措置を並べて、どれを拾う／落とすか両院協議会が検討を行う。半導体補助金もその俎上に載ることになる。

2022年にどのような形で到着するかは未定だが、この制度は基本的に企業助成策であり、議会は一品目に補助金を供与することに前向きにならない。単に供与するのではなく、どう生産につながったか明確にすべきと主張する声も聞かれる。また在米中国企業が申請して補助金を受給する可能性もあり、受給資格条件を厳格化する必要を説く意見も聞かれた。それに加えて議会での面倒な手続きがあり、上院と下院での温度感の差、多くの課題を一まとめにして通そうとする審議プロセスを背景として、一制度への予算手当に過ぎない話であっても、1年間成立しない状態が続いた。元来、補助金供与を目指したのは、他国が既に供与している同様の策に対抗する趣旨からだが、米国での議論は遅れる一方である。

第2節 国境調整措置

1. 国境調整措置と米議会での過去の議論

気候変動対策において、輸入の際に追加的な負担を義務付ける仕組みのことを、国境調整措置や貿易措置と呼ぶ。これは対策が進んでいない国から、生産過程でエネルギーを多く使い温室効果ガス（GHG）排出量が多いエネルギー集約財の輸入が増え、同時に米企業がそうした国へ生産工程を移管しかねない懸念に基づく。措置の根幹は、排出量が多い輸入品が、（排出量が少ないと想定される）国産品と同等に扱われるよう、排出枠取得や炭素税の負担を課す点にある。

輸入品に負担を課すことから、WTO協定と整合的であるのかは様々な議論がある。制度詳細が定まらなると確定的な診断は難しいが、課されるのは金銭負担か排出枠取得か、最恵国待遇は確保されるのか、サプライチェーンの複雑な製品（例：自動車）はどのように排出量を測定するのか、等等数多くの論点がある。制度導入の検討は現在、炭素国境調整措置（CBAM）との名称でEUにおいて先行しているが、オバマ政権期の2009年前後に米議会が検討を進めたこともある。民主党議会が法案審議を進め、下院では可決したものの上院では民主党内からも反対が出て廃案となった。2010年の中間選挙で民主党が惨敗し、それ以降審議が進んだことはない。

下院が2009年に可決した米国クリーンエネルギー・安全保障法案は、「国際準備排出枠プログラム」と題した国境調整措置を盛り込んでいた。気候変動対策推進派の提出議員の

2 人の氏名を取って、ワックスマン・マーキー法案とも言われる。法案は環境保護局（EPA）に対し、各品目のエネルギー集約度、貿易依存度、温室効果ガス排出の出荷額に比しての規模などの基準に照らして、対象を選ぶよう指示していた。また、その品目の輸入の 85%超が、国際協定などに基づき米国と同等の排出抑制策を取っている国からかを検証するよう定めていた。調整幅の計算、その取得手続きなどは、EPA が税関国境保護局（CBP）と共同で設計するよう定めており、法案で詳細まで提案していた訳ではない。しかし米国が先駆的に導入を目指したことで注目を集めた。

それでも、他の審議課題に押され、また民主党内でも気候変動対策に前向きになり切れない州の選出議員（自動車産業の意向を受けた中西部州や石炭産出に依存する南部州など）の存在もあり、上院で審議されることはなかった。

2. バイデン政権になってからの、米国での導入議論

バイデン政権の発足直後 2 月末に、通商代表部（USTR）が年次の通商課題報告書で国境調整措置の導入検討に言及した。報告書は「GHG を削減する国内向け取り組みに合わせて、国境調整措置の検討を行う」と述べており、気候変動対策の 1 つとして注目を集めた。とはいえ、政権発足から 1 か月での年次報告書、USTR 代表は承認される前であり、どこまで現実味を持って言及したかは不明である。

また USTR が言及したとはいえ、政権裁量で導入できる措置ではない。輸入者が負担すると想定される排出枠なり炭素税は連邦政府にとって歳入となるはずであり、そうした措置の導入は議会が法案を通す必要がある。過去に検討が行われたのも議会である。

また、気候変動対策法案自体の成立可能性も注目点である。2009 年当時の民主党議会は大幅な多数にあり、下院（過半数 218）では 257 議席、上院では一時期 60 議席を占めていた。上院 60 議席はスーパーマジョリティとも言われ、議事妨害（フィリバスター）に妨げられることなく法案成立が可能な環境だった。それでも、上述のような選出州を反映した立場の違いもあり、法案は成立しなかった。現在の民主党議席は下院 221、上院 50 で、党内の造反票はほぼ許されないため、綱渡りの法案審議となる。

3. 117 議会に提出された、国境調整措置の法案概要

そうした中で民主党議員 2 人が 2021 年 7 月に、国境調整措置の導入を含む「公正な移行・競争法案 (FAIR Transition and Competition Act)」を上下院で提出した。対象品目の輸入に際し、財務長官が主導で毎年定めるセクターごとの環境対応コストと、環境保護局 (EPA) 長官が定めるセクターごとの製造過程での GHG 排出量をもとに、追加負担を課す。数十億ドル規模の収入を見込み、これを国内の対応支援や新技術への投資に振り向けると説明する。法案は初期の対象品目として、アルミニウム、セメント、鉄鋼、天然ガス、石油、石炭を挙げている。制度開始後、品目選定が軌道に乗れば、対象を広げる予定。

提出議員のスタッフの説明をもとに、ニューヨーク・タイムズ紙は見込まれる収入を年間 50 億～160 億ドルだと報じている。算定根拠は不明だが、収入は「ドル」で表され、排出枠の取得ではなく金銭を課す設計となっている。これは米国内に排出枠取引なり炭素税なり、基準となる炭素価格を伴う制度がないため、金銭を課す設計となっていると考えられる。WTO 協定上、「内国税に相当する課徴金を輸入に際し賦課する」ことは認められているが、WTO と整合的であるためにはおそらく、「内国税」となる炭素税などの排出抑制策が、鉄鋼、セメント、石油など対象となる幅広い各セクターにおいてとられる必要がある。運用上の詳細は不透明である。

一般に議員が法案を数多く提出する米議会において、この法案が単体で成立する可能性はゼロと言って良い。提出者の、クーンズ上院議員は環境エネルギー系の委員会に所属しておらず、またピータース下院議員は所属していても下位の序列であり、ともにこの問題を推進する権限を持たない。単体ではなく、政権の内政公約であり議会が検討中のビルド・バック・ベター (BBB) 法案に吸収されて民主党票のみで成立するのが、この制度が導入される唯一の可能性といわれる。

このため、吸収させる材料として取り敢えず法案を提出した印象があるが、提出内容がそのまま成立するかは不明だ。例えば対象品目について、過去の法案は「輸入品との競争にさらされやすく、貿易集約度 (輸出入合計 / (国内出荷 + 輸入)) が 15%以上」と示したが、今回そうした数値基準はない。ましてや BBB 法案の成立自体も、2021 年 12 月にマンチン上院議員が支持できない旨を表明しており、2022 年も BBB 法案の審議を含めて

国境調整措置導入の議論が進むかは不透明である。

米国商工会議所は法案についていくつかコメントを寄せており、真っ向から反対はしないものの、これを叩き台として、議会と内容検討を進めたいとの立場を示す。つまり今後修正が必要である点を暗示しているように読める。同団体は根本論として、炭素価格がないままに国境調整措置を導入する点に懸念を示している。経済全体にわたる炭素価格制度あるいは市場決定型メカニズムにより、産業が GHG 排出削減コストを負うことは、それが透明性を有するなら許容する。しかし、それがないままの国境調整措置導入は難しく、また貿易にも良い影響を与えないと提起している。

4. 対象品目の、米国の輸入構図

法案の成立可能性は置いて、対象品目とする鉄鋼、アルミニウム、セメント、石油、石炭、天然ガスについて、米国の輸入構造をみた（表 11-3）。

国境調整措置の導入においては一般に中国を意識した発言が多い。「排出国である中国からの輸入増を抑制する必要がある」、「サプライチェーンを中国から米国に戻す」などの発言が議員から聞かれる。しかし実態は、米国のこれら品目の輸入において、中国のシェアは大きくない。特に鉄鋼アルミニウムについては、中国を対象にとられた貿易救済措置（アンチダンピング税や補助金相殺関税）の影響もあり、中国のシェアは減少傾向にある。筆頭の相手国は多くの品目においてカナダで、しかもカナダ依存度は過去と比べても高まっている。また石炭や天然ガスについては、カナダのシェアは小さいものの、これら品目において米国はむしろ純輸出国であり、輸入額も数億ドルと僅かである。

従って、仮に制度が投入されても中国からの輸入が他国に置き換わる影響があるとは考えにくい。EU は、検討中の CBAM の対象品目について、ロシアやトルコからの輸入に頼る貿易構造であるが、米国は一般にカナダ依存であり構造が異なる。米国での国境調整措置の導入は、その成立可能性を注視すると同時に、輸入品目と輸入元国の構造に応じて影響が異なる点を認識する必要がある。

表 11-3 米国のエネルギー集約財の輸入相手国シェア

		(%)					
		鉄鋼	アルミニウム	セメント	石油製品	石炭	天然ガス
2005年	(EU27)	22.3%	カナダ 48.9%	カナダ 20.4%	(EU27) 21.4%	コロンビア 67.2%	トリニダード・トバゴ 65.0%
	カナダ	18.1%	ロシア 14.9%	(EU27) 14.6%	カナダ 14.5%	カナダ 13.2%	アルジェリア 16.8%
	メキシコ	10.9%	(EU27) 9.5%	中国 12.9%	ベネズエラ 9.1%	ベネズエラ 12.3%	エジプト 14.8%
	中国	8.0%	ドイツ 4.9%	ベネズエラ 7.6%	ロシア 8.8%	インドネシア 3.6%	ナイジェリア 1.5%
			中国 4.2%		中国 0.1%	中国 0.2%	中国 0.0%
		(%、100万ドル)					
2020年	カナダ	22.0%	カナダ 46.4%	カナダ 40.6%	ロシア 21.8%	コロンビア 61.9%	トリニダード・トバゴ 91.7%
	(EU27)	18.5%	(EU27) 9.7%	トルコ 20.4%	カナダ 19.5%	インドネシア 13.3%	ナイジェリア 4.5%
	メキシコ	12.8%	アラブ首長国連邦 6.6%	(EU27) 12.4%	(EU27) 16.5%	カナダ 13.2%	ノルウェー 3.1%
	ブラジル	8.9%	中国 4.4%	メキシコ 10.1%	韓国 6.9%	ロシア 9.0%	ジャマイカ 0.4%
	中国	5.6%		中国 0.4%	中国 0.1%	中国 2.6%	中国 0.0%
	対世界	18,528	対世界 12,088	対世界 1,214	対世界 34,609	対世界 358	対世界 570

(出所) 商務省統計から三井物産戦略研究所作成

参考文献：

- ・ 山田良平 [2020] 「トランプ大統領の保護主義下における日本の米国事業戦略」(国際貿易投資研究所編著「第1章 米国の通商政策の変遷と日本企業」)
- ・ 山田良平 [2021] 「トランプ政権の通商産業政策が製造業の競争力に与える影響」(国際貿易投資研究所編著「第2章 大統領選挙後の米国の経済政策」)

〔禁無断転載〕

USMCA や米中対立が生産ネットワークの再編に与える
影響調査研究

発行日 2022年3月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号

第37興和ビル3階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp/>

